

従業員の新採用と退職に関する実態調査 －労働契約をめぐる実態に関する調査(I)－



従業員の採用と退職に関する実態調査 —労働契約をめぐる実態に関する調査(I)—

ま え が き

近年、サービス経済化、情報化の進展による産業構造の変化を背景に、企業の長期雇用慣行や年功的賃金体系に関する意識は変化し、能力・成果主義を志向した賃金制度の導入など、人事管理面の個別化が進んでいる。一方、労働者については、非正規雇用で働く労働者の増大や、仕事と生活の調和を求める意識の高まりなど、就業形態や就業意識が多様化している。このように、労働契約を取り巻く状況が大きく変化している中で、平成 20 年 3 月に労働契約法が施行された。当機構では、厚生労働省からの要請を受けて、法制定に先立つ基礎資料作成のため、労働契約をめぐる実態に関する調査を平成 16 年（2004 年）の 10 月、11 月に 2 度に分けて実施した。その結果は、関係の研究会で報告されたのをはじめ、各方面で活用していただいたところである。

今般、当機構では、2004 年に実施した調査項目を踏まえ、採用、解雇など労働契約をめぐる実態を定点観測的に明らかにすることを目的に、2012 年 10 月、アンケート調査（企業調査）を実施した。

本調査に回答いただいた企業の方々にはこの場を借りて改めて感謝申し上げたい。本報告書が、人事労務管理上の実務に役立つとともに、今後の労働契約法制のあり方に関する議論に資することができれば幸いである。

2014 年 3 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

調査実施者

氏 名	所 属
ぐんじ まさと 郡司 正人	労働政策研究・研修機構 調査・解析部次長
おくだ えいじ 奥田 栄二	労働政策研究・研修機構 調査・解析部主任調査員補佐

※報告書のとりまとめは、郡司、奥田が行った。

目 次

第Ⅰ部 調査結果の概要	1
第1章 調査の目的と方法	3
1. 調査の趣旨・目的	3
2. 「従業員の採用と退職に関する実態調査」(2012年調査)の調査概要	4
第2章 従業員の採用に関する制度・慣行について	6
1. 新規学卒者及び中途採用者の採用に関する制度・慣行について	6
1-1. 新卒採用・中途採用の実施状況	6
1-2. 採用内定時の労働条件の通知状況	7
1-3. 実際に就業を始める時の労働条件の通知状況	8
1-4. 採用の際の労働条件の説明が不十分であったことによる従業員との間の 紛争の有無	9
2. 新規学卒者を採用する際の採用内定の制度・慣行	9
2-1. 採用内定に際して行うこと	9
2-2. 採用辞退の有無と採用内定の取り消し	11
3. 試用期間について	13
3-1. 試用期間の規定と長さ	13
3-2. 試用期間の延長の状況	16
3-3. 試用期間終了時の雇用の打ち切りについて	17
3-4. 本採用しない場合の本人への通知時期、方法、理由	19
4. 試用目的の労働契約の活用	22
4-1. 試用目的の紹介予定派遣、及び有期労働契約の活用状況	22
4-2. 試用目的の有期契約での本採用までの期間	23
4-3. 試用目的の有期契約者の雇用の打ち切りについて	25
(1)試用目的の有期契約者の雇用の打ち切り	25
(2)本採用しない場合の本人への通知時期、方法、理由	26
(3)本採用しない場合の判断理由と本人とのトラブル	27
第3章 従業員の懲戒に関する制度・慣行について	27
1. 懲戒処分について	27
1-1. 懲戒処分の規定状況	27
1-2. 懲戒処分の有無と手続き	29
2. 懲戒処分の実施と紛争	30
2-1. 懲戒処分の実施	30

2-2. 懲戒処分による紛争	31
第4章 従業員の退職・解雇に関する制度・慣行について	33
1. 自己都合退職の手続きの規定状況	33
2. 退職勧奨	34
3. 解雇	36
3-1. 解雇の規定状況	36
3-2. ここ5年間での解雇（懲戒解雇を除く）の状況	36
(1)ここ5年間での解雇（懲戒解雇を除く）の実施の有無	36
(2)普通解雇を実施した理由と普通解雇に先立って実施した措置	39
(3)整理解雇の際の措置	41
(4)普通解雇と整理解雇の手続き	46
4. 退職の可能性を説明したうえでの労働条件の変更	51
5. 退職後の従業員に課せられる義務（競業避止義務等）の取り決め	52
5-1. 退職後の従業員に課せられる義務の取り決め	52
5-2. 退職後の従業員に課せられる義務の取り決めの規定形式	53
第Ⅱ部 2012年調査と2004年調査の2時点比較	55
第1章 調査方法（2012年調査と2004年調査）	57
1. 調査方法の比較	57
2. 調査票設問の対応関係	58
3. 両調査の比較方法の留意点	59
4. 回答企業属性	60
第2章 従業員の採用に関する制度・慣行について	61
1. 新規学卒者を採用する際の採用内定の制度・慣行	61
1-1. 採用内定に際して行うこと	61
1-2. 採用辞退の有無と採用内定の取り消し	62
2. 試用期間について	64
2-1. 試用期間の規定と長さ	64
2-2. 試用期間の延長の状況及び、試用期間終了時の雇用の打ち切りについて	65
3. 試用目的の紹介予定派遣、及び有期労働契約の活用状況	68
第3章 従業員の懲戒に関する制度・慣行について	70
1. 懲戒処分について	70
2. 懲戒処分の実施と紛争	71

第4章 従業員の退職・解雇に関する制度・慣行について	73
1. 自己都合退職の手続きの規定状況	73
2. 解雇	74
3. 退職の可能性を説明したうえでの労働条件の変更	76
4. 退職後の従業員に課せられる義務（競業避止義務等）の取り決め	77
第5章 2012年調査と2004年調査の2時点比較の総括	79
第Ⅲ部 資料	81
資料1 「従業員の採用と退職に関する実態調査」調査票	83
資料2 「従業員の採用と退職に関する実態調査」付属統計表	97

第 I 部 調査結果の概要

第 1 章 調査の目的と方法

1. 調査の趣旨・目的

近年、企業の人事管理に関する意識の変化による人事管理の個別化・多様化とともに、労働者の就業形態や就業意識の多様化が進む中で、労働者が納得・安心して働くことができる環境づくりや今後の良好な労使関係の形成という観点から、労働契約法制の整備・拡充が求められている。労働政策研究・研修機構（JILPT）は、労働契約をめぐる実態を明らかにし、基礎的データを収集することで、今後の労働契約法制の論議の活性化に資することを目的として、企業アンケート調査を実施した。

当機構は、労働契約法成立以前の 2004 年に、「従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査」（2004 年 10 月実施。「2004 年調査（Ⅰ）」と略）、「労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査」（2004 年 11 月実施。「2004 年調査（Ⅱ）」と略）を実施している¹。

「2004 年調査（Ⅰ）」は、調査項目として、労働契約の成立及び終了に係わる設問を設けている。一方、「2004 年調査（Ⅱ）」は、調査項目として、労働条件の設定・変更及び労働条件の展開に係わる設問を設けている。

今回実施した「従業員の採用と退職に関する実態調査」は、2004 年 10 月に実施した「従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査」の調査項目をベースに設計している。同様に、2004 年 11 月に実施した「労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査」についても、新たに 2013 年 9 月に実施しており、後日、当機構の国内労働情報シリーズの報告書としてとりまとめる予定である。前回調査（2004 年調査）と今回調査（2012 年調査及び 2013 年調査）の調査名、調査実施時期をまとめたものが図表 1 である。

今回実施した「従業員の採用と退職に関する実態調査」（「2012 年調査」）は、労働契約をめぐる実態を定点観測的に把握する観点から、両調査との 2 時点間比較を念頭に設問設計をしている（2 時点間比較については、本報告書第Ⅱ部「2012 年調査と 2004 年調査の 2 時点比較」参照）。

図表 1：労働契約をめぐる実態に関する調査の実施時期

	調査年	調査名	調査名略称	調査実施時期
前回調査	2004年	従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査	2004年調査（Ⅰ）	2004年10月
		労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査	2004年調査（Ⅱ）	2004年11月
今回調査	2012年	従業員の採用と退職に関する実態調査	2012年調査	2012年10月
	2013年	労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査	2013年調査	2013年 9月

¹ 2004 年に実施した調査（「前回調査」と略）は、労働契約法制定のための論議に資するため、厚生労働省の要請に基づき実施したものであり、前回調査の調査対象は就業規則の作成義務を要する従業員規模 10 人以上としていた。そのため、前回調査は、全国の従業員規模 10 人以上の企業 10000 社を対象に産業別・従業員規模別に層化無作為抽出して実査し、結果の集計において、調査データは、産業別・規模別に全国の企業数（当時、総務省統計局『平成 13 年 事業所・企業統計調査』結果を利用）に一致するように復元を行っている。一方、今回調査では、常用労働者 50 人以上の全国の民間企業 20000 社を調査対象として、「経済センサス（平成 21 年基礎調査）」の分布に合わせて層化無作為抽出を行っており、結果の集計において復元は行っていない（両調査の調査方法の比較については本報告書第Ⅱ部「2012 年調査と 2004 年調査の 2 時点比較」を参照）。

2. 「従業員の採用と退職に関する実態調査」（2012 年調査）の調査概要

以下では、「従業員の採用と退職に関する実態調査」（2012 年調査）の調査概要について示す。

(1)調査名

「従業員の採用と退職に関する実態調査」

(2)調査期間

2012 年 10 月 11 日から 10 月 26 日。

(3)調査方法

郵送による調査票の配布・回収。

(4)調査対象

常用労働者 50 人以上を雇用している全国の民間企業 20000 社（農林漁業除く）。

※総務省統計局「経済センサス（平成 21 年基礎調査）」の分布にあわせて、東京商工リサーチの企業データベースにより、産業・従業員規模別に層化無作為抽出。

(5)有効回収数

有効回収数：5964 件／有効回収率：29.8%

(6)回答企業の属性

回答企業の属性は図表 2 のとおり²。

² 図表 2（回答企業属性）の留意点を以下列挙する。まず「産業（集約分類）」については、「サービス業」を「学術研究・専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業（郵便局、農業組合など）」「その他サービス業（他に分類されないもの）」で集約して集計している。産業「その他」には回答企業数が少ない「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・水道・熱供給業」も含めた（なお、第 I 部での産業のクロス集計では、当該「産業（集約分類）」を使用している）。また、回答企業の従業員規模については、先述のとおり、2012 年調査の調査対象は、東京商工リサーチの企業データベースで従業員規模が 50 人以上としているが、調査時点での企業規模の変動があることから、回収票のなかには 50 人未満が 444 社（7.4%）ある。調査集計では、「50 人未満」の割合が高くなく、小規模企業の貴重なデータであることから、第 I 部の集計では無効票にすることなく集計に含めた。なお、非正規従業員規模については、設問の「従業員規模」から「正規従業員数」を差し引くことで算出している。

図表 2：回答企業属性

		n	%
		5964	100.0
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.1
	建設業	422	7.1
	製造業	1516	25.4
	電気・ガス・水道・熱供給業	34	0.6
	情報通信業	194	3.3
	運輸業、郵便業	556	9.3
	卸売業、小売業	1033	17.3
	金融業、保険業	50	0.8
	不動産業、物品賃貸業	59	1.0
	学術研究・専門・技術サービス業	107	1.8
	宿泊業、飲食サービス業	335	5.6
	生活関連サービス業、娯楽業	187	3.1
	教育、学習支援業	131	2.2
	医療、福祉	260	4.4
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	10	0.2
	その他サービス業（他に分類されないもの）	756	12.7
	その他	108	1.8
	無回答	199	3.3
産業（集約分類）	建設業	422	7.1
	製造業	1516	25.4
	情報通信業	194	3.3
	運輸業、郵便業	556	9.3
	卸売業、小売業	1033	17.3
	金融業、保険業	50	0.8
	不動産業、物品賃貸業	59	1.0
	サービス業	1786	29.9
	その他	149	2.5
	無回答	199	3.3
従業員規模	50人未満	444	7.4
	50～100人未満	2357	39.5
	100～300人未満	2087	35.0
	300～1000人未満	664	11.1
	1000人以上	213	3.6
	無回答	199	3.3
正規従業員規模	50人未満	1562	26.2
	50～100人未満	2266	38.0
	100～300人未満	1466	24.6
	300～1000人未満	360	6.0
	1000人以上	76	1.3
	無回答	234	3.9
非正規従業員数	いない（0人）	718	12.0
	1～10人未満	1072	18.0
	10～30人未満	1333	22.4
	30～50人未満	745	12.5
	50～100人未満	827	13.9
	100～300人未満	672	11.3
	300～1000人未満	251	4.2
	1000人以上	104	1.7
	無回答	242	4.1
労働組合	ある	1307	21.9
	ない	4495	75.4
	無回答	162	2.7
労働組合員の範囲(MA)	労働組合ありの企業・計	1307	100.0
	一般の正規従業員	1231	94.2
	係長クラスの正規従業員	747	57.2
	課長クラスの管理職	118	9.0
	部長クラスの管理職	23	1.8
	パートタイマー	153	11.7
	その他の非正規従業員	171	13.1
	無回答	20	1.5
労使協議機関	設定されている	2690	45.1
	現在設定されていないが、設定の必要はあると思う	858	14.4
	設定されていない	2183	36.6
	無回答	233	3.9

			n	%
			5964	100.0
国内事業所の展開	一事業所のみ		2167	36.3
	地域的に展開		2960	49.6
	全国的に展開		616	10.3
	無回答		221	3.7
海外展開	展開している		483	8.1
	今はないが現在展開を検討中		246	4.1
	展開予定なし		4921	82.5
	無回答		314	5.3
ここ5年間	5年前に比しての正規従業員の増減	増減率20%以上減少	489	8.2
		増減率10%以上20%未満減少	771	12.9
		増減率±10%未満の範囲で増減	2914	48.9
		増減率10%以上20%未満増加	671	11.3
		増減率20%以上増加	672	11.3
		今も5年前も該当者がいない	180	3.0
		無回答	267	4.5
		5年前に比しての非正規従業員の増減	増減率20%以上減少	512
	増減率10%以上20%未満減少		452	7.6
	増減率±10%未満の範囲で増減		2581	43.3
	増減率10%以上20%未満増加		601	10.1
	増減率20%以上増加		761	12.8
	今も5年前も該当者がいない		481	8.1
	無回答		576	9.7
	業況		業況拡大	1016
		高位安定	550	9.2
		不調・回復	1256	21.1
		低位横ばい	1300	21.8
		不調継続	1502	25.2
		無回答	340	5.7
	5年前に比しての売上高の変化	高まっている	842	14.1
		やや高まっている	1045	17.5
		ほぼ同じ程度	1134	19.0
		やや低くなっている	1059	17.8
		低くなっている	1447	24.3
		わからない	79	1.3
		無回答	358	6.0
		5年前に比しての利益率の変化	高まっている	437
	やや高まっている		1044	17.5
	ほぼ同じ程度		1451	24.3
	やや低くなっている		1231	20.6
	低くなっている		1299	21.8
	わからない		112	1.9
	無回答		390	6.5
	5年前に比しての生産性の変化	高まっている	375	6.3
		やや高まっている	1170	19.6
		ほぼ同じ程度	1863	31.2
		やや低くなっている	947	15.9
		低くなっている	759	12.7
		わからない	343	5.8
		無回答	507	8.5
		5年前に比しての総額人件費の変化	高まっている	919
	やや高まっている		1629	27.3
	ほぼ同じ程度		1249	20.9
	やや低くなっている		941	15.8
	低くなっている		791	13.3
	わからない		62	1.0
	無回答		373	6.3
新卒採用の有無	新卒採用がある	3876	65.0	
	新卒採用がない	1259	21.1	
	無回答	829	13.9	
中途採用の有無	中途採用がある	5044	84.6	
	中途採用がない	417	7.0	
	無回答	503	8.4	
ここ5年間の解雇の状況(MA)※懲戒解雇除く	解雇は実施していない	4646	77.9	
	普通解雇を実施した	953	16.0	
	整理解雇を実施した	510	8.6	
	無回答	85	1.4	

第2章 従業員の採用に関する制度・慣行について

1. 新規学卒者及び中途採用者の採用に関する制度・慣行について

1-1. 新卒採用・中途採用の実施状況

ここ5年間の採用では、新規学卒者の採用を実施した企業が65.0%、中途採用を実施した企業が84.6%である。新卒採用の有無を産業別³にみると、「新卒採用がある」の割合が高いのは「金融業、保険業」「情報通信業」「建設業」などであり、低いのは「運輸業、郵便業」「サービス業」などである。一方、中途採用の有無を産業別にみると、「中途採用がある」の割合が高いのは「運輸業、郵便業」「建設業」「サービス業」などであり、低いのは「金融業、保険業」「情報通信業」などとなっている。正規従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど「新卒採用がある」の割合が低くなっており、「100人未満」では58.8%となっている。

ここ5年間の業況イメージ別⁴にみると、「不調」企業に比べて「好調」企業のほうが「新卒採用がある」「中途採用がある」の割合はいずれも高い（図表2-1-1）。

図表2-1-1：ここ5年間における新規採用及び中途採用の有無（単位＝％）

	n	新卒採用の有無			中途採用の有無		
		新卒採用 がある	新卒採用 がない	無回答	中途採用 がある	中途採用 がない	無回答
計	5964	65.0	21.1	13.9	84.6	7.0	8.4
<産業>							
建設業	422	78.9	10.9	10.2	86.7	3.6	9.7
製造業	1516	73.5	16.3	10.2	84.6	7.0	8.4
情報通信業	194	78.9	14.4	6.7	77.3	14.4	8.2
運輸業、郵便業	556	27.9	42.4	29.7	90.6	4.5	4.9
卸売業、小売業	1033	75.4	14.5	10.1	84.8	7.0	8.2
金融業、保険業	50	86.0	10.0	4.0	68.0	22.0	10.0
不動産業、物品賃貸業	59	61.0	23.7	15.3	72.9	10.2	16.9
サービス業	1786	59.3	25.0	15.7	85.2	6.3	8.5
その他	149	54.4	29.5	16.1	71.1	14.8	14.1
<正規従業員規模>							
100人未満	3828	58.8	25.8	15.4	86.2	6.7	7.1
100～300人未満	1466	81.2	13.4	5.4	87.6	7.3	5.1
300～1000人未満	360	85.3	12.2	2.5	84.7	10.8	4.4
1000人以上	76	96.1	3.9	0.0	93.4	6.6	0.0
<業況>							
好調	2822	73.4	17.6	9.1	89.6	5.5	4.9
不調	2802	59.6	25.9	14.5	84.2	8.8	7.0
<解雇実施の状況>							
解雇は実施していない	4646	65.8	20.9	13.3	84.0	7.7	8.3
普通解雇を実施した	953	65.0	20.9	14.2	89.0	3.5	7.6
整理解雇を実施した	510	59.4	25.9	14.7	87.5	4.9	7.6
<正規従業員の増減>							
増減率20%以上減少	489	52.4	33.1	14.5	79.6	11.9	8.6
増減率±20%未満の範囲で増減	4356	68.9	20.0	11.0	87.7	6.8	5.5
増減率20%以上増加	672	71.7	19.2	9.1	90.9	4.0	5.1

³ 以下では産業別に見る場合、第1章の回答企業属性（図表2）の「産業（集約分類）」を使用する。なお、産業「その他」には、様々な産業が含まれているため、本文記述上は割愛する（以下同じ）。

⁴ 調査では、ここ5年間の業況イメージを尋ねている。業況別は、「業況拡大」「高位安定」「不調・回復」を「好調」とし、「低位横ばい」「不調継続」を「不調」としている。

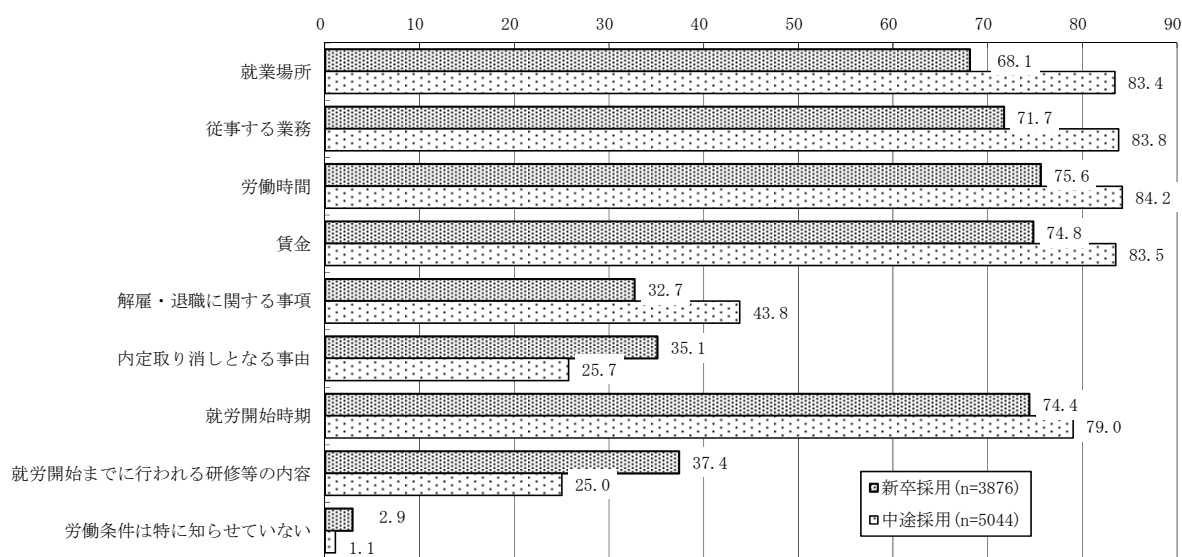
1-2. 採用内定時の労働条件の通知状況

調査では、それぞれ、採用内定時に知らせる労働条件の項目及び知らせる方法を尋ねている。それによれば、新卒採用の場合、採用内定段階で、「労働時間」「賃金」「就労開始時期」「従事する業務」「就業場所」をあげる企業割合が 7 割前後と高い。一方、中途採用の場合では、「労働時間」「従事する業務」「賃金」「就業場所」「就労開始時期」をあげる企業割合がいずれも 8 割程度と高い。「労働条件は特に知らせていない」とする企業割合は、新卒採用が 2.9%、中途採用が 1.1%となっており、わずかである。

新卒採用と中途採用を比較すると、新卒採用のほうが高いのは、「就労開始までに行われる研修等の内容」「内定取り消しとなる事由」であり、それ以外は、中途採用のほうが実施割合はいずれも高くなっている（図表 2-1-2）。

労働条件を知らせる方法については、新卒採用で、「その他口頭で説明」（44.1%）、「労働条件を書いた説明書の配布」（42.0%）が 4 割台で高く、中途採用でも「その他口頭で説明」（51.9%）、「労働条件を書いた説明書の配布」（45.7%）が高くなっている（図表 2-1-3）。

図表 2-1-2：採用内定時の通知する労働条件項目（複数回答、単位＝％）



※「新卒採用がある」企業及び、「中途採用がある」企業を対象に集計。

図表 2-1-3：採用内定時に労働条件を知らせる方法（複数回答、単位＝％）

	新卒採用						中途採用					
	n	就業規則 の配布	労働条件 を書いた 説明書の 配布	研修で説 明	その他口 頭で説明	無回答	n	就業規則 の配布	労働条件 を書いた 説明書の 配布	研修で説 明	その他口 頭で説明	無回答
計	3876	13.5	42.0	28.0	44.1	18.6	5044	14.8	45.7	16.8	51.9	17.7
<正規従業員規模>												
100人未満	2249	14.4	41.7	26.2	44.7	18.0	3298	15.3	43.5	16.0	52.2	18.3
100～300人未満	1190	12.9	42.1	31.1	41.8	20.0	1284	14.2	49.8	18.7	51.1	16.4
300～1000人未満	307	10.4	43.0	30.9	44.6	18.6	305	14.1	49.2	19.0	51.8	16.7
1000人以上	73	8.2	47.9	24.7	54.8	11.0	71	8.5	63.4	12.7	47.9	12.7

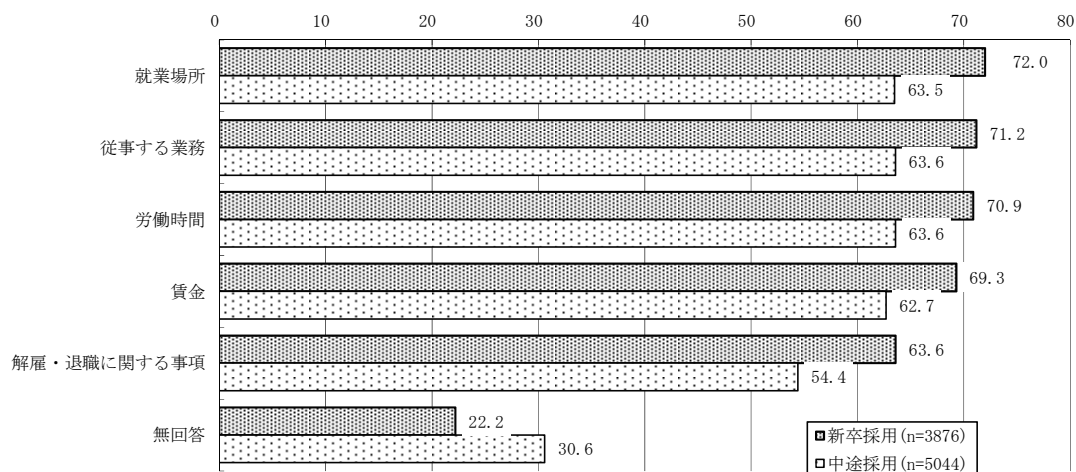
※「新卒採用がある」企業及び、「中途採用がある」企業を対象に集計。

1-3. 実際に就業を始める時の労働条件の通知状況

次に、実際に就業を始める時に知らせる労働条件の項目としては、新卒採用の場合、「就業場所」「従事する業務」「労働時間」「賃金」などをあげる企業割合がいずれも 7 割程度と高い。一方、中途採用の場合も、「従事する業務」「労働時間」「就業場所」「賃金」などをあげる企業割合が 6 割程度となっている（図表 2-1-4）。

労働条件を知らせる方法については、新卒採用では、「研修で説明」が 47.9%と最も高く、次いで「就業規則の配布」（42.0%）、「労働条件を書いた説明書の配布」（41.1%）も 4 割台で高い。一方、中途採用では、「労働条件を書いた説明書の配布」が 40.3%と最も高く、次いで、「その他口頭で説明」（35.1%）、「就業規則の配布」（31.7%）などとなっている（図表 2-1-5）。

図表 2-1-4：実際に就業を始める時に通知する労働条件項目（複数回答、単位＝％）



※「新卒採用がある」企業及び、「中途採用がある」企業を対象に集計。

図表 2-1-5：実際に就業を始める時に労働条件を知らせる方法（複数回答、単位＝％）

	新卒採用						中途採用					
	n	就業規則の配布	労働条件を書いた説明書の配布	研修で説明	その他口頭で説明	無回答	n	就業規則の配布	労働条件を書いた説明書の配布	研修で説明	その他口頭で説明	無回答
計	3876	42.0	41.1	47.9	31.5	21.3	5044	31.7	40.3	27.0	35.1	29.0
<正規従業員規模>												
100人未満	2249	37.4	38.3	41.0	32.1	24.0	3298	28.2	37.7	23.1	35.4	31.6
100～300人未満	1190	46.5	43.8	54.8	29.3	18.3	1284	36.6	44.7	32.7	33.9	24.8
300～1000人未満	307	55.0	49.5	64.2	33.6	14.3	305	46.2	46.9	43.0	34.1	21.0
1000人以上	73	60.3	47.9	71.2	37.0	9.6	71	56.3	50.7	42.3	47.9	11.3

※「新卒採用がある」企業及び、「中途採用がある」企業を対象に集計。

1-4. 採用の際の労働条件の説明が不十分であったことによる従業員との間の紛争の有無

ここ 5 年間で、採用の際の労働条件の説明が不十分であったために、従業員との間で紛争となったことがあるかについては、「ここ 5 年間に採用はしていない」、無回答を除き集計すると、紛争が「あった」とする企業は 3.0%とわずかで、97.0%は「ない」と回答している。

これを産業別にみると、紛争が「あった」とする割合は、「運輸、郵便業」「サービス業」などで他に比べ高くなっている。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、紛争が「あった」とする割合はわずかに高くなっている（図表 2-1-6）。

図表 2-1-6：ここ 5 年間の採用時の労働条件の説明が不十分なことによる従業員との間で紛争の有無（単位＝％）

	n	あった	ない
計	5593	3.0	97.0
<産業>			
建設業	402	1.7	98.3
製造業	1435	1.5	98.5
情報通信業	182	1.6	98.4
運輸業、郵便業	529	5.7	94.3
卸売業、小売業	982	2.3	97.7
金融業、保険業	48	0.0	100.0
不動産業、物品賃貸業	53	1.9	98.1
サービス業	1651	4.4	95.6
その他	128	3.1	96.9
<正規従業員規模>			
100人未満	3644	2.8	97.2
100～300人未満	1433	3.2	96.8
300～1000人未満	349	3.7	96.3
1000人以上	76	7.9	92.1

※「ここ5年間に採用はしていない」及び無回答を除き集計。

2. 新規学卒者を採用する際の採用内定の制度・慣行

2-1. 採用内定に際して行うこと

新規学卒者の採用内定の際に行うことは、「採用内定書を交付する」が 84.1%と最も高く、次いで「採用内定者から誓約書を提出してもらう」（64.1%）、「就業開始日を明記した労働契約書を取り交わす」（20.3%）となっており、「口頭のみで特に文書のやり取りはしていない」とする割合は 4.2%とわずかである。正規従業員規模別にみると、「採用内定書を交付する」「採用内定者から誓約書を提出してもらう」の割合は規模が大きくなるほど高くなっており、「就業開始日を明記した労働契約書を取り交わす」「口頭のみで特に文書のやり取りはしていない」の割合は規模が小さくなるほど高くなっている（図表 2-2-1）。

採用内定から就業開始までの間に行うこととしては、「会社情報の提供など連絡を取り合う」が 52.5%と最も多く、次いで、「研修・実習の実施」（32.2%）、「懇談会の開催」（28.7%）、「必読図書の提示など自己啓発の勧奨」（20.8%）などとなっている。

採用内定から就業開始までに「研修・実習の実施」をする割合を産業別にみると、「情報通

信業」「サービス業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」などで高くなっている。

正規従業員規模別にみると、「会社情報の提供など連絡を取り合う」「必読図書の提示など自己啓発の勧奨」「懇談会の開催」「研修・実習の実施」のいずれも、規模が大きくなるほどその実施割合が高くなっている（図表 2-2-2）。

「懇談会の開催」または「研修・実習の実施」を選択した企業について、参加が義務的であるか尋ねたところ、「参加は任意である」が 52.7%、「参加を義務づけている」が 43.3%となっている（図表 2-2-3）。

図表 2-2-1：新規学卒者の採用内定の際に行うこと（複数回答、単位＝％）

	n	就業開始 日を明記 した労働 契約書を 取り交わ す	採用内定 書を交付 する	採用内定 者から誓 約書を提 出しても らう	口頭のみ で特に文 書のやり とりはし ていない	無回答
計	3876	20.3	84.1	64.1	4.2	1.5
＜正規従業員規模＞						
100人未満	2249	22.9	82.3	58.7	5.6	1.7
100～300人未満	1190	17.1	85.5	70.9	2.3	1.2
300～1000人未満	307	16.6	90.2	75.9	1.6	1.0
1000人以上	73	12.3	91.8	80.8	1.4	1.4

※新規学卒者の採用がある企業を対象に集計。

図表 2-2-2：新規学卒者の採用内定から就業開始までの間に行うこと（複数回答、単位＝％）

	n	会社情報 の提供な ど連絡を 取り合う	必読図書 の提示な ど自己啓 発の勧奨	懇談会の 開催	研修・実 習の実施	その他	無回答
計	3876	52.5	20.8	28.7	32.2	7.1	14.2
＜産業＞							
建設業	333	56.2	19.8	18.0	19.8	6.0	17.1
製造業	1115	51.6	21.2	22.8	22.0	9.2	16.8
情報通信業	153	61.4	38.6	60.8	46.4	5.9	5.2
運輸業、郵便業	155	48.4	16.1	23.2	25.8	11.6	12.9
卸売業、小売業	779	55.2	24.4	40.6	39.4	5.3	10.8
金融業、保険業	43	48.8	44.2	65.1	37.2	7.0	7.0
不動産業、物品賃貸業	36	52.8	19.4	47.2	30.6	2.8	13.9
サービス業	1059	49.2	15.2	23.8	39.8	7.0	15.3
その他	81	55.6	17.3	24.7	27.2	7.4	11.1
＜正規従業員規模＞							
100人未満	2249	49.6	17.0	19.9	29.6	7.5	16.5
100～300人未満	1190	54.0	24.6	35.4	34.4	6.3	12.1
300～1000人未満	307	63.5	29.6	57.7	41.0	6.5	7.5
1000人以上	73	65.8	43.8	72.6	43.8	8.2	2.7

※新規学卒者の採用がある企業を対象に集計。

図表 2-2-3：懇談会や研修・実習への参加義務（単位＝％）

	n	参加を義務づけている	参加は任意である	無回答
計	1866	43.3	52.7	4.0
<産業>				
建設業	102	52.9	44.1	2.9
製造業	421	47.0	48.7	4.3
情報通信業	116	39.7	56.0	4.3
運輸業、郵便業	67	55.2	43.3	1.5
卸売業、小売業	464	37.9	59.3	2.8
金融業、保険業	32	56.3	43.8	0.0
不動産業、物品賃貸業	22	45.5	54.5	0.0
サービス業	543	41.6	52.9	5.5
その他	34	44.1	44.1	11.8
<正規従業員規模>				
100人未満	926	46.5	48.7	4.8
100～300人未満	647	44.5	52.9	2.6
300～1000人未満	216	29.2	66.2	4.6
1000人以上	56	28.6	67.9	3.6

※採用内定から就業開始までに行うこととして、「懇談会の開催」「研修・実習の実施」を選択した企業を対象に集計。

2-2. 採用辞退の有無と採用内定の取り消し

新規学卒者を採用する場合の採用内定者からの採用辞退の有無を尋ねたところ、採用辞退が「よくある」が3.8%、「たまにある」が38.3%、「ほとんどない」が29.5%となっており、「ない」は26.6%である。採用辞退がある割合（「よくある」「たまにある」の合計）は42.1%である。採用辞退がある割合を産業別にみると、「不動産業、物品賃貸業」「金融業、保険業」「卸売業、小売業」「情報通信業」などで高くなっている。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、採用辞退がある割合は高くなっている（図表 2-2-4）。

一方、ここ5年間に於いて、会社側からの採用内定者の内定取り消しについては、内定を取り消したことが「ある」のは3.5%とわずかで、93.2%は「ない」としている。産業別にみると、内定を取り消したことが「ある」割合は、「サービス業」「金融業、保険業」「卸売業、小売業」「情報通信業」で他に比べてわずかに高くなっている。正規従業員規模別にみると、「ある」とする割合は「100人未満」では2.5%であるのに対し、「1000人以上」では、12.3%となっている（図表 2-2-5）。

内定取り消しが「ある」企業を対象に、内定取り消しの手続きについて尋ねたところ、「採用できなくなった理由を添えて文書で通知した」とする企業割合が45.9%と最も高く、次いで「電話等により口頭で伝えた」（34.8%）、「面会のうえ口頭で伝えた」（30.4%）の順で、「採用ができなくなった旨のみを文書で通知した」とするのは11.1%と少なかった。「採用できなくなった理由を添えて文書で通知した」「電話等により口頭で伝えた」「面会のうえ口頭で伝えた」は規模が大きくなるほど割合が高くなっている（図表 2-2-6）。

内定取り消しが「ある」企業を対象に、内定取り消しの理由について尋ねたところ、学校を卒業できなかったなどの「本人の事情」だとする企業割合が54.8%と最も高く、次い

で「本人の非違行為」(15.6%)、「企業経営の悪化」(14.1%)、「本人の健康上の理由」(11.9%)、「経歴詐称など本人の虚偽の申告」(8.1%) などとなっている。これを正規従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど「企業経営の悪化」などをあげる割合が高い(図表 2-2-7)。

内定を取り消す事由をあらかじめ定めているかについては、「定めている」企業が 59.3%と過半数を占め、「定めていない」企業は 37.0%となっている。これを正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど「定めている」とする割合が高くなっている(図表 2-2-8)。

内定取り消しでトラブルになったのは、4.4%とわずかであり、94.8%はトラブルにならなかったとしている(図表 2-2-9)。

図表 2-2-4：採用内定者側からの採用辞退の状況（単位＝％）

	n	よくある	たまにある	ほとんどない	ない	無回答	「よくある・たまにある」計
計	3876	3.8	38.3	29.5	26.6	1.7	42.1
<産業>							
建設業	333	2.7	27.6	29.4	39.3	0.9	30.3
製造業	1115	1.9	30.9	30.5	34.9	1.8	32.8
情報通信業	153	6.5	46.4	30.7	15.7	0.7	52.9
運輸業、郵便業	155	3.2	29.0	34.2	32.3	1.3	32.2
卸売業、小売業	779	6.3	47.8	28.4	16.7	0.9	54.1
金融業、保険業	43	14.0	44.2	25.6	16.3	0.0	58.2
不動産業、物品賃貸業	36	8.3	52.8	30.6	8.3	0.0	61.1
サービス業	1059	3.7	42.5	29.2	21.8	2.8	46.2
その他	81	1.2	25.9	29.6	42.0	1.2	27.1
<正規従業員規模>							
100人未満	2249	2.7	31.7	30.3	33.3	2.1	34.4
100～300人未満	1190	4.1	44.2	30.3	20.3	1.0	48.3
300～1000人未満	307	10.4	57.0	21.5	9.4	1.6	67.4
1000人以上	73	11.0	57.5	30.1	0.0	1.4	68.5

※新規学卒者の採用がある企業を対象に集計。「よくある・たまにある」計は、「よくある」「たまにある」の合計。

図表 2-2-5：ここ5年間の企業側からの採用内定者の内定取り消しの有無（単位＝％）

	n	ある	ない	無回答
計	3876	3.5	93.2	3.4
<産業>				
建設業	333	1.8	95.8	2.4
製造業	1115	2.2	94.8	3.0
情報通信業	153	4.6	91.5	3.9
運輸業、郵便業	155	1.3	98.1	0.6
卸売業、小売業	779	4.7	91.9	3.3
金融業、保険業	43	4.7	93.0	2.3
不動産業、物品賃貸業	36	0.0	97.2	2.8
サービス業	1059	4.8	90.8	4.3
その他	81	1.2	96.3	2.5
<正規従業員規模>				
100人未満	2249	2.5	93.9	3.6
100～300人未満	1190	3.8	93.1	3.1
300～1000人未満	307	7.2	90.6	2.3
1000人以上	73	12.3	82.2	5.5

※新規学卒者の採用がある企業を対象に集計。

図表：2-2-6：内定取り消し時の手続き（複数回答、単位＝％）

	n	採用ができなくなった旨のみを文書で通知した	採用ができなくなった理由を添えて文書で通知した	面会のうえ口頭で伝えた	電話等により口頭で伝えた	その他	無回答
計	135	11.1	45.9	30.4	34.8	3.7	5.2
＜正規従業員規模＞							
100人未満	57	14.0	42.1	24.6	31.6	1.8	12.3
100～300人未満	45	15.6	44.4	28.9	33.3	4.4	0.0
300人以上	31	0.0	54.8	41.9	45.2	6.5	0.0

※ここ5年間に於いて、企業側から採用内定の取り消しが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-7：内定取り消しの事情（複数回答、単位＝％）

	n	企業経営の悪化	経歴詐称など本人の虚偽の申告	本人の非違行為	本人の健康上の理由	本人の事情	その他	無回答
計	135	14.1	8.1	15.6	11.9	54.8	11.9	3.0
＜正規従業員規模＞								
100人未満	57	21.1	14.0	24.6	12.3	33.3	19.3	5.3
100～300人未満	45	13.3	6.7	6.7	17.8	60.0	6.7	2.2
300人以上	31	3.2	0.0	9.7	3.2	83.9	6.5	0.0

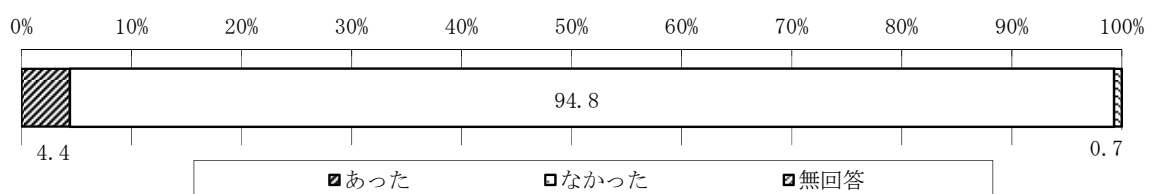
※ここ5年間に於いて、企業側から採用内定の取り消しが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-8：内定取り消しの事由の定め（単位＝％）

	n	定めている	定めていない	無回答
計	135	59.3	37.0	3.7
＜正規従業員規模＞				
100人未満	57	47.4	47.4	5.3
100～300人未満	45	60.0	35.6	4.4
300人以上	31	80.6	19.4	0.0

※ここ5年間に於いて、企業側から採用内定の取り消しが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-9：ここ5年間で内定取り消しにより発生した本人とのトラブルの有無（n=135、単位＝％）



※ここ5年間に於いて、企業側から採用内定の取り消しが「ある」と回答した企業を対象に集計。

3. 試用期間について

3-1. 試用期間の規定と長さ

採用した従業員について、試用期間を設けるかどうかについては、86.9%の企業が「ある」と回答している。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、試用期間が「ある」とする割合は高い（図表 2-3-1）。

試用のルールを定めているのは、「就業規則」が 79.2%と最も多く、次いで、「その他の社内規程」（9.3%）、「労働協約」（8.8%）となっており、「慣行であり、特に文書の規程等

はない」は 7.5%となっている。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど「就業規則」の割合は高くなっている。労働組合の有無別にみると、労働組合のある企業で「労働協約」で規定している割合は 16.6%となっている⁵（図表 2-3-2）。

「試用」に関して、労働者を雇い入れる際に知らせている事項については、「試用期間の有無」が 92.1%、「試用期間の長さ」が 86.8%、「試用期間中の処遇（賃金、労働時間等）」が 75.6%などと高くなっている。正規従業員規模別にみると、「試用期間中の解雇事由」「試用期間の延長の有無」「本採用を拒否する事由」「試用期間を延長するかどうかの判断基準」などは、規模が大きくなるほどおおむねその割合が高くなっている（図表 2-3-3）。

正規従業員の試用期間の長さについては、新規学卒者の場合、「新規学卒採用がない」、無回答を除き集計すると、「3 ヶ月程度」が 66.1%と最も割合が高く、次いで「6 ヶ月程度」が 18.3%、「2 ヶ月程度」が 8.4%などとなっている。一方、中途採用者の場合も、「中途採用がない」、無回答を除き集計すると、「3 ヶ月程度」が 65.7%と最も高く、次いで、「6 ヶ月程度」が 16.5%、「2 ヶ月程度」が 8.3%などとなっている。「6 ヶ月以上・計」（「6 ヶ月程度」「7 ヶ月程度～1 年程度」「1 年超」の合計）の割合は、新卒採用の場合が 19.8%、中途採用の場合が 18.9%となっている。新卒採用と中途採用で試用期間の長さの違いはほとんどない（図表 2-3-4）（参考として、新規学卒採用の場合の試用期間別に中途採用の試用期間をみたものが図表 2-3-5。また、新卒採用の場合について、産業別及び正規従業員規模別にみたものが図表 2-3-6。中途採用の場合について、産業別及び正規従業員規模別にみたものが図表 2-3-7）。

図表 2-3-1：採用された従業員への試用期間の設定の有無（単位＝％）

	n	ある	ない	無回答
計	5964	86.9	12.1	1.0
<産業>				
建設業	422	88.9	10.4	0.7
製造業	1516	89.9	9.8	0.3
情報通信業	194	88.7	11.3	0.0
運輸業、郵便業	556	87.8	10.4	1.8
卸売業、小売業	1033	87.7	11.6	0.7
金融業、保険業	50	80.0	20.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	59	84.7	15.3	0.0
サービス業	1786	84.2	14.4	1.3
その他	149	77.9	16.8	5.4
<正規従業員規模>				
100人未満	3828	85.9	13.1	1.0
100～300人未満	1466	89.4	9.7	1.0
300～1000人未満	360	90.0	9.7	0.3
1000人以上	76	92.1	7.9	0.0
<新卒採用・中途採用の実施状況>				
新卒採用・中途採用いずれもあり	3376	91.0	8.6	0.4
新卒採用のみあり	255	83.1	16.5	0.4
中途採用のみあり	1100	86.2	13.3	0.5
いずれもなし	152	59.9	36.8	3.3

⁵ 労働組合のない企業において、労働協約で規定している企業が 6.6%あるが、アンケート調査であるため、実際に、労働協約であるかは不明である。ただし、労働協約に類するもので規定している可能性等もあるため、データクリーニングはしていない。今回の分析では、労働組合がある企業での労働協約の規定割合をみることに力点がある（以下同じ）。

図表 2-3-2 : 「試用」についての規定形式（複数回答、単位＝％）

	n	就業規則	労働協約	その他の社内規程	慣行であり、特に文書の規程等はない	無回答
計	5183	79.2	8.8	9.3	7.5	6.0
＜正規従業員規模＞						
100人未満	3289	76.7	8.5	10.2	9.2	5.7
100～300人未満	1310	84.4	7.9	6.9	5.0	5.8
300～1000人未満	324	88.3	16.4	8.6	1.5	6.8
1000人以上	70	91.4	15.7	2.9	1.4	4.3
＜労働組合の有無＞						
労働組合がある	1174	85.3	16.6	6.7	3.9	5.9
労働組合がない	3876	77.9	6.6	10.0	8.5	5.8

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-3-3 : 労働者を雇い入れる時に「試用」に関して知らせている事項（複数回答、単位＝％）

	n	試用期間の有無	試用期間の長さ	試用期間中の処遇（賃金、労働時間等）	試用期間の延長の有無	試用期間を延長するかどうかの判断基準	試用期間中の解雇事由	本採用を拒否する事由	本採用後の処遇（賃金、労働時間等）	その他	上記のいずれの事項も知らない	無回答
計	5183	92.1	86.8	75.6	30.7	21.3	45.6	28.3	46.7	0.6	0.6	5.5
＜正規従業員規模＞												
100人未満	3289	91.9	86.5	76.9	28.7	20.0	44.4	26.8	46.6	0.8	0.7	5.0
100～300人未満	1310	93.1	88.3	75.0	33.1	23.6	47.8	31.1	48.5	0.3	0.3	5.4
300～1000人未満	324	91.7	87.7	69.8	41.7	24.4	48.8	30.6	45.1	0.6	0.3	6.8
1000人以上	70	92.9	87.1	64.3	41.4	32.9	51.4	34.3	41.4	2.9	0.0	5.7

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-3-4 : 正規従業員の試用期間（単位＝％）

	n	1ヵ月程度	2ヵ月程度	3ヵ月程度	4ヵ月程度	5ヵ月程度	6ヵ月程度	7ヵ月程度～1年程度	1年超	6ヵ月以上・計
新卒採用の場合	3939	4.7	8.4	66.1	0.9	0.2	18.3	1.4	0.1	19.8
中途採用の場合	4688	6.2	8.3	65.7	0.7	0.1	16.5	2.1	0.3	18.9

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。新規学卒者採用の場合は「新規学卒採用がない」及び無回答を除き集計。中途採用の場合、「中途採用がない」及び無回答を除き集計。「6ヵ月以上・計」は、「6ヵ月程度」「7ヵ月程度～1年程度」「1年超」の合計。

図表 2-3-5 : 新規学卒採用の試用期間別にみた中途採用の試用期間（単位＝％）

	n	中途採用の場合の試用期間								新卒採用の試用期間のほうが長い	新卒・中途同じ試用期間	中途採用の試用期間のほうが長い
		1ヵ月程度	2ヵ月程度	3ヵ月程度	4ヵ月程度	5ヵ月程度	6ヵ月程度	7ヵ月程度～1年程度	1年超			
計	3754	4.6	7.9	65.9	0.7	0.1	18.3	2.2	0.2			
＜新規学卒採用の試用期間別＞												
新規学卒採用の場合												
1ヵ月程度	176	59.1	4.0	34.1	0.0	0.0	2.3	0.6	0.0	—	59.1	40.9
2ヵ月程度	314	2.9	84.4	7.3	1.0	0.0	3.2	1.0	0.3	2.9	84.4	12.7
3ヵ月程度	2501	2.1	0.8	93.0	0.1	0.0	3.3	0.6	0.1	2.9	93.0	4.1
4ヵ月程度	30	0.0	3.3	10.0	73.3	3.3	6.7	3.3	0.0	13.3	73.3	13.3
5ヵ月程度	6	0.0	0.0	33.3	0.0	50.0	0.0	16.7	0.0	33.3	50.0	16.7
6ヵ月程度	671	1.0	0.7	8.3	0.1	0.0	87.5	1.8	0.4	10.3	87.5	2.2
7ヵ月程度～1年程度	53	1.9	0.0	3.8	0.0	0.0	5.7	88.7	0.0	11.3	88.7	0.0
1年超	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	33.3	66.7	—

※新規学卒採用及び中途採用のいずれの試用期間についても回答した企業を対象に集計。網は新規学卒採用の試用期間と中途採用の試用期間が同一であることを示す（「新卒・中途同じ試用期間」）。「新卒採用の試用期間のほうが長い」は中途採用の試用期間に比べ新規学卒採用の場合のほうが長い割合の合計のこと。「中途採用の試用期間のほうが長い」は新規学卒採用の試用期間に比べ中途採用の場合のほうが長い割合の合計のこと。

図表 2-3-6：新規学卒採用の正規従業員の場合の試用期間（単位＝％）

	新規学卒採用の場合									
	n	1ヵ月程度	2ヵ月程度	3ヵ月程度	4ヵ月程度	5ヵ月程度	6ヵ月程度	7ヵ月程度～1年程度	1年超	6ヵ月以上・計
計	3939	4.7	8.4	66.1	0.9	0.2	18.3	1.4	0.1	19.8
＜産業＞										
建設業	311	5.1	5.1	65.0	0.6	0.6	22.2	1.3	0.0	23.5
製造業	1092	4.4	9.0	70.9	1.1	0.2	14.1	0.3	0.1	14.5
情報通信業	150	2.0	4.7	65.3	0.7	0.0	25.3	2.0	0.0	27.3
運輸業、郵便業	236	4.2	9.7	71.2	1.7	0.4	11.0	1.3	0.4	12.7
卸売業、小売業	729	5.1	8.2	68.2	0.8	0.1	16.9	0.7	0.0	17.6
金融業、保険業	35	0.0	5.7	62.9	2.9	0.0	28.6	0.0	0.0	28.6
不動産業、物品賃貸業	40	2.5	10.0	65.0	2.5	2.5	17.5	0.0	0.0	17.5
サービス業	1128	5.1	9.5	60.3	0.4	0.0	21.5	3.2	0.1	24.8
その他	88	3.4	5.7	56.8	1.1	0.0	33.0	0.0	0.0	33.0
＜正規従業員規模＞										
100人未満	2376	5.3	8.0	66.3	0.8	0.2	17.6	1.8	0.1	19.4
100～300人未満	1091	3.8	8.2	66.9	1.0	0.2	18.7	1.1	0.1	19.9
300～1000人未満	269	4.8	10.0	61.0	0.7	0.0	23.4	0.0	0.0	23.4
1000人以上	64	0.0	15.6	70.3	0.0	0.0	14.1	0.0	0.0	14.1

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に、「新規学卒採用がない」及び無回答を除き集計。
「6ヵ月以上・計」は、「6ヵ月程度」「7ヵ月程度～1年程度」「1年超」の合計。

図表 2-3-7：中途採用の正規従業員の場合の試用期間（単位＝％）

	中途採用の場合									
	n	1ヵ月程度	2ヵ月程度	3ヵ月程度	4ヵ月程度	5ヵ月程度	6ヵ月程度	7ヵ月程度～1年程度	1年超	6ヵ月以上・計
計	4688	6.2	8.3	65.7	0.7	0.1	16.5	2.1	0.3	18.9
＜産業＞										
建設業	346	4.3	4.9	67.3	1.2	0.3	21.1	0.9	0.0	22.0
製造業	1236	5.0	8.5	69.2	1.0	0.2	14.2	1.9	0.2	16.2
情報通信業	145	5.5	3.4	68.3	0.0	0.0	20.0	2.8	0.0	22.8
運輸業、郵便業	454	10.1	10.4	66.7	0.9	0.0	8.4	2.9	0.7	11.9
卸売業、小売業	813	6.6	7.4	67.2	0.9	0.2	16.5	1.0	0.2	17.7
金融業、保険業	34	2.9	5.9	61.8	2.9	0.0	23.5	0.0	2.9	26.5
不動産業、物品賃貸業	45	0.0	13.3	62.2	2.2	2.2	20.0	0.0	0.0	20.0
サービス業	1362	6.7	9.6	61.0	0.2	0.0	18.9	3.2	0.4	22.5
その他	104	5.8	5.8	56.7	1.9	0.0	29.8	0.0	0.0	29.8
＜正規従業員規模＞										
100人未満	3010	6.9	8.3	67.0	0.8	0.2	14.6	2.1	0.2	16.8
100～300人未満	1174	5.3	7.8	64.6	0.6	0.1	18.7	2.6	0.4	21.7
300～1000人未満	281	3.9	9.3	60.5	1.1	0.0	24.6	0.4	0.4	25.3
1000人以上	65	3.1	15.4	60.0	0.0	0.0	18.5	3.1	0.0	21.5

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に、「中途採用がない」及び無回答を除き集計。「6ヵ月以上・計」は、「6ヵ月程度」「7ヵ月程度～1年程度」「1年超」の合計。

3-2. 試用期間の延長の状況

試用期間を延長することがあるかについては、「延長することがあり、ここ 5 年間に 있어서そうした事例がある」が 13.1%、「延長することがあるが、ここ 5 年間にはそうした事例はない」が 30.9%、「延長はしない」が 54.9%となっている。「試用期間を延長することがある企業」（「延長することがあり、ここ 5 年間に 있어서そうした事例がある」「延長することがあるが、ここ 5 年間にはそうした事例はない」）の割合は 44.0%となっている。

「試用期間を延長することがある企業」の割合を産業別にみると、「情報通信業」「運輸業、郵便業」「不動産業、物品賃貸業」などが高くなっている。とくに「延長することがあり、ここ 5 年間に 있어서そうした事例がある」の割合は、「運輸業、郵便業」で 21.1%と最も

高い。正規従業員規模別にみると、「試用期間を延長することがある企業」の割合は、規模が大きくなるほど高くなっている。

新規学卒採用の試用期間の長さ別にみると、試用期間が長くなるほど、「試用期間を延長することがある企業」の割合がおおむね高くなっている。「延長することがあり、ここ 5 年間に於いてそうした事例がある」の割合は「7 ヶ月～1 年程度・1 年超」でもっとも割合が高い。中途採用の試用期間の長さ別にみると、試用期間が長くなるほど、「試用期間を延長することがある企業」の割合は高い（図表 2-3-8）。

図表 2-3-8：試用期間延長の有無（単位＝％）

	n	延長することがあり、 ここ 5 年間に於いて そうした事例がある	延長することがある が、ここ 5 年間に はそうした事例はない	延長はしない	無回答	試用期間 を延長する ことが ある企業
計	5183	13.1	30.9	54.9	1.0	44.0
<産業>						
建設業	375	6.9	21.9	70.4	0.8	28.8
製造業	1363	11.6	31.8	55.5	1.1	43.4
情報通信業	172	14.0	39.0	45.3	1.7	53.0
運輸業、郵便業	488	21.1	31.6	46.1	1.2	52.7
卸売業、小売業	906	12.1	33.8	53.3	0.8	45.9
金融業、保険業	40	7.5	35.0	57.5	0.0	42.5
不動産業、物品賃貸業	50	12.0	36.0	52.0	0.0	48.0
サービス業	1504	14.0	29.9	54.9	1.1	43.9
その他	116	6.0	23.3	70.7	0.0	29.3
<正規従業員規模>						
100人未満	3289	11.9	30.0	56.9	1.2	41.9
100～300人未満	1310	14.9	31.8	52.7	0.6	46.7
300～1000人未満	324	19.4	33.3	46.3	0.9	52.7
1000人以上	70	22.9	38.6	38.6	0.0	61.5
<新規学卒採用の試用期間>						
1～2ヵ月程度	515	13.0	28.5	58.4	0.0	41.6
3ヵ月	2605	11.9	32.6	55.1	0.4	44.5
4～6ヵ月程度	761	13.4	31.0	55.5	0.1	44.4
7ヵ月～1年程度・1年超	58	17.2	36.2	46.6	0.0	53.4
<中途採用の試用期間>						
1～2ヵ月程度	683	10.7	29.7	59.3	0.3	40.4
3ヵ月	3080	13.2	31.6	54.6	0.5	44.8
4～6ヵ月程度	815	15.7	32.4	51.7	0.2	48.1
7ヵ月～1年程度・1年超	110	21.8	36.4	40.0	1.8	58.2

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。「試用期間を延長することがある企業」は「延長することがあり、ここ 5 年間に於いてそうした事例がある」「延長することがあるが、ここ 5 年間にそうした事例はない」の合計。

3-3. 試用期間終了時の雇用の打ち切りについて

試用期間がある企業を対象に、本採用をせず雇用を打ち切る基準の有無を尋ねたところ、「設けている」が 39.3%、「特に基準は設けていない」が 55.9%である。これを産業別にみると、「設けている」の割合が「情報通信業」でもっとも高くなっている。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、「設けている」の割合はおおむね高い（図表 2-3-9）。

本採用をせずに雇用を打ち切る基準を「設けている」とする企業を対象に、本採用せず雇用を打ち切る基準がどこで定まっているか尋ねたところ、「就業規則」が 88.2%ともっとも多い。「慣行であり特に文書の規程はない」は 3.3%である。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど「就業規則」で規定している割合が高い。労働組合の有無別にみると、

労働組合のある企業で「労働協約」は15.2%となっている（図表2-3-10）。

試用期間の終了時に本採用にせず、雇用を打ち切ることがあるかについては、「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」が12.2%、「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例はない」が50.9%、「企業の側から本採用にしないことはない」が33.1%などとなっている。本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例はない」の合計は、63.1%である。産業別にみると、本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある企業割合は、「不動産業、物品賃貸業」「運輸業、郵便業」「サービス業」などで高い。「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある企業」の割合を正規従業員規模別にみると、1000人未満の企業では、いずれの規模も6割程度だが、「1000人以上」では8割と高い。とくに「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」の割合は「1000人以上」で21.4%と高くなっている（図表2-3-11）。

図表 2-3-9：本採用せず雇用を打ち切る基準の定めの有無（単位＝％）

	n	設けている	その時点で判断すること で、特に基準は設けていない	無回答
計	5183	39.3	55.9	4.8
＜産業＞				
建設業	375	36.8	58.4	4.8
製造業	1363	39.3	56.6	4.1
情報通信業	172	47.1	48.8	4.1
運輸業、郵便業	488	39.1	57.0	3.9
卸売業、小売業	906	38.5	56.3	5.2
金融業、保険業	40	35.0	62.5	2.5
不動産業、物品賃貸業	50	40.0	52.0	8.0
サービス業	1504	39.6	55.3	5.1
その他	116	41.4	51.7	6.9
＜正規従業員規模＞				
100人未満	3289	36.9	57.8	5.3
100～300人未満	1310	43.2	52.7	4.0
300～1000人未満	324	50.3	47.8	1.9
1000人以上	70	50.0	48.6	1.4

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-3-10：本採用をせずに雇用を打ち切る基準の規定の形式（複数回答、単位＝％）

	n	就業規則	労働協約	労使協定	その他の社内規程	慣行であり、特に文書の規程はない	無回答
計	2037	88.2	8.3	2.0	9.8	3.3	2.1
＜正規従業員規模＞							
100人未満	1212	87.5	7.0	1.8	10.1	3.8	2.1
100～300人未満	566	88.9	9.7	2.8	9.0	2.7	2.3
300～1000人未満	163	89.0	13.5	1.2	11.0	3.7	1.8
1000人以上	35	94.3	11.4	0.0	2.9	0.0	5.7
＜労働組合の有無＞							
労働組合がある	512	89.8	15.2	2.9	8.2	3.5	2.3
労働組合がない	1487	87.6	5.9	1.7	10.4	3.3	2.0

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」企業のなかで、本採用をせずに雇用を打ち切る基準を「設けている」を選択した企業を対象に集計。

図表 2-3-11：試用期間の終了時に本採用にせず、雇用を打ち切ることの有無（単位＝％）

	n	本採用しない ことがあるが、こ こ 5 年間に事例 がある	本採用し ないこと があるが、こ こ 5 年間に 事例はない	企業の側 から本採 用しないこ とはない	無回答	本採用し ないこと がある企 業
計	5183	12.2	50.9	33.1	3.8	63.1
＜産業＞						
建設業	375	9.1	48.3	39.7	2.9	57.4
製造業	1363	13.0	50.8	32.8	3.4	63.8
情報通信業	172	8.1	55.8	33.1	2.9	63.9
運輸業、郵便業	488	11.5	54.5	29.3	4.7	66.0
卸売業、小売業	906	12.1	48.9	35.4	3.5	61.0
金融業、保険業	40	7.5	50.0	40.0	2.5	57.5
不動産業、物品賃貸業	50	22.0	48.0	30.0	0.0	70.0
サービス業	1504	12.6	52.6	30.1	4.7	65.2
その他	116	12.1	39.7	47.4	0.9	51.8
＜正規従業員規模＞						
1 0 0 人未満	3289	12.2	50.4	33.4	4.1	62.6
1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1310	12.6	51.5	33.1	2.8	64.1
3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	324	11.7	54.6	29.9	3.7	66.3
1 0 0 0 人以上	70	21.4	58.6	18.6	1.4	80.0
＜新規学卒採用の試用期間＞						
1～2ヵ月程度	515	12.0	48.5	37.5	1.9	60.6
3ヵ月	2605	11.7	51.7	33.2	3.3	63.5
4～6ヵ月程度	761	11.0	56.0	31.3	1.7	67.0
7ヵ月～1年程度・1年超	58	8.6	53.4	34.5	3.4	62.1
＜中途採用の試用期間＞						
1～2ヵ月程度	683	12.7	48.8	35.9	2.6	61.5
3ヵ月	3080	12.8	51.6	32.0	3.6	64.4
4～6ヵ月程度	815	12.8	56.6	28.2	2.5	69.3
7ヵ月～1年程度・1年超	110	10.0	57.3	26.4	6.4	67.3
＜雇用を打ち切る基準の有無＞ 設けている	2037	14.2	59.5	24.3	1.9	73.7
その時点で判断することで、特 に基準は設けていない	2897	11.0	45.7	39.7	3.6	56.7
＜試用期間の延長の有無＞						
延長があり、ここ 5 年間に おいてそうした事例がある	679	37.7	41.8	17.7	2.8	79.5
延長があるが、ここ 5 年間に はそうした事例はない	1604	8.0	70.4	18.7	2.9	78.4
延長はしない	2847	8.5	42.7	45.2	3.6	51.2

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。「本採用しないことがある企業」は「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」の合計。

3-4. 本採用しない場合の本人への通知時期、方法、理由

「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業について、雇用打ち切りの本人への通知時期を尋ねたところ、「その期間が終わる前に余裕をもって伝える」が 59.2%と最も割合が高く、次いで、「ケース・バイ・ケースで異なる」が 34.5%などとなっている。

これを正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、「その期間が終わる前に余裕をもって伝える」の割合が高くなる。新規学卒採用の試用期間別にみると、期間が長くなるほど、「その期間が終わる前に余裕をもって伝える」の割合が高くなる（図表 2-3-12）。

次に、本採用せずに雇用を打ち切る場合の本人に対する通知方法を尋ねたところ、「文書で通知する」が 43.2%、「口頭で通知する」が 51.1%となっている。正規従業員規模別にみる

と、規模が大きくなるほど、「文書で通知する」割合がおおむね高くなっている（図表 2-3-13）。

雇用の打ち切りを通知する場合に「文書で通知する」「口頭で通知する」と回答した企業を対象に、雇用の打ち切りを本人に通知する際、打ち切る理由を伝えるかについて尋ねたところ、「伝える」が 91.5%となっている（図表 2-3-14）。

「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業について、本採用にしない場合の判断理由を尋ねたところ、「欠勤などの勤務状況」が 86.4%と最も多く、次いで、「素行」が 73.7%、「仕事上の知識・能力」が 72.8%、「健康状態」が 68.3%などとなっている（図表 2-3-15）。

なお、ここ 5 年間で本採用をしなかった企業を対象に、本採用を取り消したことで、本人とトラブルになったかどうかについては、「なかった」という企業割合が 90.2%と大多数で、トラブルが「あった」とするのは 6.3%とわずかである（図表 2-3-16）。

図表 2-3-12：雇用を打ち切る場合の本人への通知時期（単位＝％）

	n	その期間が 終わる前に 余裕をもって 伝える	その期間 が終わる 際に伝える	ケース・ バイ・ ケースで 異なる	無回答
計	3273	59.2	3.4	34.5	2.9
＜正規従業員規模＞					
100人未満	2057	57.6	3.7	36.1	2.6
100～300人未満	839	61.4	3.0	32.1	3.6
300～1000人未満	215	66.5	2.3	29.8	1.4
1000人以上	56	71.4	1.8	26.8	0.0
＜新規学卒採用の試用期間＞					
1～2ヵ月程度	312	56.4	5.1	35.3	3.2
3ヵ月	1654	58.9	3.4	34.8	2.9
4～6ヵ月程度	510	62.9	3.5	30.8	2.7
7ヵ月～1年程度・1年超	36	66.7	2.8	30.6	0.0
＜中途採用の試用期間＞					
1～2ヵ月程度	420	51.0	4.8	42.1	2.1
3ヵ月	1982	58.8	3.2	35.0	3.0
4～6ヵ月程度	565	64.6	3.4	29.0	3.0
7ヵ月～1年程度・1年超	74	59.5	4.1	36.5	0.0

※「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-3-13：本採用せずに雇用を打ち切る場合の本人への通知方法（単位＝％）

	n	文書で通知 する	口頭で通知 する	無回答
計	3273	43.2	51.1	5.7
＜正規従業員規模＞				
100人未満	2057	38.8	56.0	5.2
100～300人未満	839	47.3	45.3	7.4
300～1000人未満	215	68.8	29.3	1.9
1000人以上	56	55.4	44.6	0.0

※「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-3-14：雇用打ち切り理由を本人に伝えるか（単位＝％）

	n	伝える	特に伝えない	無回答
計	3088	91.5	2.7	5.9
<雇用打ち切りの通知方法>				
文書で通知する	1414	90.5	3.0	6.5
口頭で通知する	1674	92.2	2.4	5.4

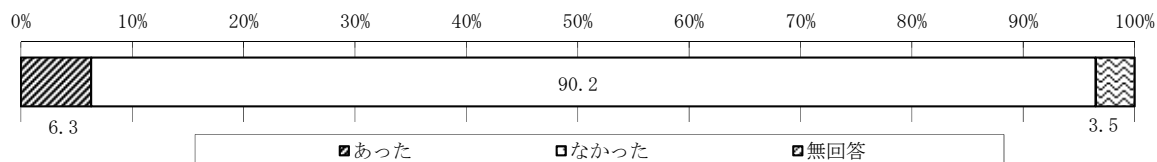
※雇用の打ち切りを通知する場合に「文書で通知する」「口頭で通知する」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-3-15：本採用しない場合の判断理由（複数回答、単位＝％）

	n	仕事上の知識、能力	欠勤などの勤務状況	健康状態	素行	その他	無回答
計	3273	72.8	86.4	68.3	73.7	4.6	1.8
<産業>							
建設業	215	68.8	84.7	71.6	77.2	3.7	0.9
製造業	869	71.7	90.3	68.5	73.2	3.5	1.7
情報通信業	110	66.4	85.5	66.4	67.3	6.4	2.7
運輸業、郵便業	322	76.4	85.7	71.1	74.2	5.3	1.6
卸売業、小売業	553	69.8	86.4	69.4	75.2	4.5	2.0
金融業、保険業	23	60.9	82.6	65.2	82.6	0.0	8.7
不動産業、物品賃貸業	35	80.0	80.0	62.9	80.0	5.7	0.0
サービス業	981	76.0	84.2	67.0	72.9	5.2	1.8
その他	60	76.7	81.7	66.7	73.3	13.3	1.7
<正規従業員規模>							
100人未満	2057	75.4	84.6	67.5	73.1	5.0	1.4
100～300人未満	839	68.4	88.2	69.5	75.1	4.5	2.7
300～1000人未満	215	71.2	94.0	69.3	78.1	2.8	0.9
1000人以上	56	69.6	94.6	83.9	69.6	3.6	1.8
<新規卒卒採用の試用期間>							
1～2ヵ月程度	312	70.5	85.9	67.3	71.2	2.6	1.6
3ヵ月	1654	71.8	88.1	68.5	74.3	4.5	1.7
4～6ヵ月程度	510	72.9	88.0	72.7	76.5	5.5	2.0
7ヵ月～1年程度・1年超	36	88.9	83.3	75.0	77.8	5.6	0.0
<中途採用の試用期間>							
1～2ヵ月程度	420	74.8	85.0	67.6	70.0	3.1	1.2
3ヵ月	1982	73.1	86.8	68.5	73.7	4.8	1.8
4～6ヵ月程度	565	72.4	88.5	71.0	76.8	5.0	2.1
7ヵ月～1年程度・1年超	74	77.0	85.1	67.6	83.8	2.7	1.4

※「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ5年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-3-16：ここ5年間で本採用取り消しにより発生した本人とのトラブルの有無
(n=633、単位＝％)



※「本採用しないことがあり、ここ5年間に於いてそうした事例がある」と回答した企業を対象に集計。

4. 試用目的の労働契約の活用

4-1. 試用目的の紹介予定派遣、及び有期労働契約の活用状況

調査では、正規従業員を採用する際に、本採用する前にその能力等を判断することを目的（以下、「試用目的」と略す）として、(1)紹介予定派遣を活用することや、(2)まず有期で雇い入れることがあるかについて、それぞれ尋ねている。

正規従業員を採用する際の紹介予定派遣の活用については、「行っている」が 9.3%、「現在行っていないが今後検討したい」が 12.7%、「行わない」が 70.4%となっている。

一方、正規従業員を採用する際に、試用目的で、まず有期契約で雇い入れることについては、「行っている」が 25.1%、「現在行っていないが今後検討したい」が 14.7%、「行わない」が 54.2%となっている。産業別にみると、「行っている」とする割合は、「情報通信業」がもっとも高く、次いで「製造業」「サービス業」「不動産業、物品賃貸業」などとなっている。逆に「行わない」とする割合が高いのは、「金融業、保険業」「建設業」などとなっている。正規従業員規模別にみると、「行っている」とする割合は、規模が大きくなるほどおおむね高くなっている。新卒採用・中途採用の実施状況別にみると、「行っている」とする割合は、「新卒採用・中途採用いずれもあり」でもっとも高く、次いで、「中途採用のみあり」「いずれもなし」「新卒採用のみあり」の順となっている（図表 2-4-1）。

なお、「試用」での本採用の有無別にみると、試用で「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」とする企業で、「紹介予定派遣の活用」を「行っている」とする割合がもっとも高い。同様に、試用で「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」とする企業で、「試用目的での有期契約での雇い入れ」を「行っている」とする割合がもっとも高くなっている（図表 2-4-2）。

図表 2-4-1：試用目的の紹介予定派遣・有期契約雇い入れの実施状況（単位＝％）

	n	紹介予定派遣の活用				試用目的での有期契約での雇い入れ			
		行っている	現在行っていないが今後検討したい	行わない	無回答	行っている	現在行っていないが今後検討したい	行わない	無回答
計	5964	9.3	12.7	70.4	7.6	25.1	14.7	54.2	6.0
<産業>									
建設業	422	7.6	10.4	76.5	5.5	20.9	14.2	59.0	5.9
製造業	1516	13.0	14.4	65.6	6.9	26.5	15.4	53.2	4.9
情報通信業	194	16.0	10.8	64.9	8.2	30.9	15.5	49.0	4.6
運輸業、郵便業	556	5.0	9.5	77.9	7.6	24.5	13.5	54.3	7.7
卸売業、小売業	1033	8.8	14.3	68.6	8.2	22.6	16.0	55.2	6.3
金融業、保険業	50	8.0	12.0	74.0	6.0	16.0	14.0	70.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	59	11.9	11.9	69.5	6.8	25.4	23.7	49.2	1.7
サービス業	1786	8.0	12.3	72.7	7.0	26.4	13.8	54.1	5.7
その他	149	3.4	9.4	73.2	14.1	18.1	10.7	61.1	10.1
<正規従業員規模>									
100人未満	3828	7.9	12.1	72.2	7.7	23.1	14.7	56.1	6.2
100～300人未満	1466	11.2	14.7	67.9	6.3	29.3	16.0	50.0	4.8
300～1000人未満	360	14.4	13.3	66.9	5.3	29.2	13.9	53.1	3.9
1000人以上	76	27.6	11.8	56.6	3.9	35.5	10.5	51.3	2.6
<新卒採用・中途採用の実施状況>									
新卒採用・中途採用いずれもあり	3376	12.4	14.2	67.2	6.2	28.1	15.3	51.9	4.7
新卒採用のみあり	255	3.1	7.5	83.1	6.3	13.7	11.8	72.5	2.0
中途採用のみあり	1100	7.4	12.1	74.4	6.2	24.4	15.9	54.5	5.2
いずれもなし	152	1.3	10.5	77.6	10.5	19.7	15.1	57.9	7.2

図表 2-4-2：「試用」での本採用の有無別にみた試用目的の紹介予定派遣・有期契約雇い入れの実施状況（単位＝％）

	n	紹介予定派遣の活用				試用目的での有期契約での雇い入れ			
		行っている	現在行っていないが今後検討したい	行わない	無回答	行っている	現在行っていないが今後検討したい	行わない	無回答
計	5964	9.3	12.7	70.4	7.6	25.1	14.7	54.2	6.0
<「試用」での本採用の有無>									
本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある	633	13.4	15.3	67.0	4.3	30.5	15.8	49.0	4.7
本採用しないことがあるが、ここ5年間に事例はない	2640	11.2	15.5	69.9	3.4	25.5	17.7	51.3	5.5
企業の側から本採用にしないことはない	1715	7.1	10.8	69.1	13.0	27.1	11.8	57.0	4.1

4-2. 試用目的の有期契約での本採用までの期間

調査では、試用目的の有期契約を「行っている」とする企業を対象に、試用目的で雇い入れた有期契約者の契約期間がどのくらいであるか尋ねている。それによれば、「3ヵ月以上6ヵ月未満」が30.8%、「1年」が20.3%、「1ヵ月超3ヵ月未満」が18.1%、「6ヵ月以上1年未満」が13.3%などとなっている。

これを産業別にみると、「3ヵ月未満」（「1ヵ月」「1ヵ月超3ヵ月未満」の合計）の割合は「不動産業、物品賃貸業」「製造業」などで高く、「1年以上」（「1年」「1年超」の合計）の割合は「運輸業、郵便業」「サービス業」などで高い。正規従業員規模別にみると、「3ヵ月未満」の割合は規模が小さくなるほど高い。「1年以上」の割合はどの規模でも2割程度ある（図表 2-4-3）。

試用目的で雇い入れた有期契約者について、正規従業員に本採用するまでの期間は、「3ヵ月程度」の割合が25.8%でもっとも高く、次いで、「6ヵ月程度」が15.4%、「1年」が11.6%などとなっている。「6ヵ月以下」（「1ヵ月程度」「2ヵ月程度」「3ヵ月程度」「4ヵ月程度」「5ヵ月程度」「6ヵ月程度」の合計）の割合は49.4%であり、約半数の企業が半年以下で有期労働契約から正規従業員に本採用していることになる。「1年以上」（「1年」「1年超～2年未満」「2年～3年未満」「3年」「3年超」の合計）の割合は、32.7%である。

これを産業別にみると、「1年以上」の割合は、「運輸業、郵便業」「サービス業」で高くなっている。

本採用されるまでの期間を有期契約期間別にみると、有期契約期間が「1ヵ月」「1ヵ月超3ヵ月未満」「3ヵ月以上6ヵ月未満」では、本採用されるまでの期間が「6ヵ月以下」の割合は7～8割を占めている。一方、有期契約期間が「6ヵ月以上1年未満」では、本採用されるまでの期間が「6ヵ月以下」の割合は44.2%であり、「1年以上」の割合は37.2%となっている。また、有期契約期間が「1年」「1年超」では、本採用されるまでの期間が「1年以上」の割合は7～8割となっている。有期契約期間が長くなるほどおおむね「1年以上」の割合が高まる傾向にある（図表 2-4-4）。

図表 2-4-3：試用目的で雇い入れた有期契約者の契約期間（単位＝％）

	n	契約期間							3ヵ月未満	1年以上
		1ヵ月	1ヵ月超3ヵ月未満	3ヵ月以上6ヵ月未満	6ヵ月以上1年未満	1年	1年超	無回答		
計	1498	1.9	18.1	30.8	13.3	20.3	2.1	13.6	20.0	22.4
<産業>										
建設業	88	2.3	8.0	34.1	20.5	20.5	0.0	14.8	10.3	20.5
製造業	402	1.7	20.4	36.8	13.9	12.7	1.7	12.7	22.1	14.4
情報通信業	60	1.7	11.7	36.7	18.3	11.7	1.7	18.3	13.4	13.4
運輸業、郵便業	136	1.5	17.6	31.6	7.4	27.9	2.2	11.8	19.1	30.1
卸売業、小売業	233	1.3	20.6	29.2	10.3	19.7	1.7	17.2	21.9	21.4
金融業、保険業	8	0.0	0.0	37.5	12.5	12.5	0.0	37.5	0.0	12.5
不動産業、物品賃貸業	15	6.7	26.7	26.7	33.3	6.7	0.0	0.0	33.4	6.7
サービス業	471	2.3	17.8	25.9	13.2	26.8	2.5	11.5	20.1	29.3
その他	27	0.0	14.8	7.4	18.5	29.6	3.7	25.9	14.8	33.3
<正規従業員規模>										
100人未満	883	2.2	18.6	30.0	11.7	20.5	2.3	14.8	20.8	22.8
100～300人未満	429	1.9	18.4	33.1	15.4	19.8	0.9	10.5	20.3	20.7
300～1000人未満	105	1.0	15.2	26.7	18.1	21.9	4.8	12.4	16.2	26.7
1000人以上	27	0.0	3.7	59.3	3.7	22.2	3.7	7.4	3.7	25.9

※試用目的の有期雇用について、「行っている」とする企業を対象に集計。「3ヵ月未満」は「1ヵ月」「1ヵ月超3ヵ月未満」の合計。「1年以上」は「1年」「1年超」の合計。

図表 2-4-4：試用目的で雇い入れた有期契約者の正規従業員に本採用するまでの期間（単位＝％）

	n	本採用になるまでの期間													6ヵ月 以下	1年以 上
		1ヵ月 程度	2ヵ月 程度	3ヵ月 程度	4ヵ月 程度	5ヵ月 程度	6ヵ月 程度	7ヵ月 程度～ 1年未 満	1年	1年超 ～2年 未満	2年～ 3年未 満	3年	3年超	無回答		
計	1498	2.5	4.7	25.8	0.6	0.4	15.4	3.8	11.6	9.0	5.9	3.9	2.3	14.2	49.4	32.7
<産業>																
建設業	88	1.1	3.4	26.1	0.0	1.1	27.3	4.5	9.1	9.1	2.3	2.3	0.0	13.6	59.0	22.8
製造業	402	2.0	5.5	26.9	0.7	1.0	18.7	3.7	9.7	8.0	5.5	2.0	3.0	13.4	54.8	28.2
情報通信業	60	3.3	0.0	26.7	1.7	0.0	18.3	5.0	10.0	6.7	6.7	1.7	1.7	18.3	50.0	26.8
運輸業、郵便業	136	0.7	5.1	27.2	1.5	0.7	8.1	4.4	10.3	14.7	6.6	5.9	2.9	11.8	43.3	40.4
卸売業、小売業	233	3.0	4.7	24.5	0.0	0.0	13.3	3.4	12.4	8.2	5.2	3.9	3.4	18.0	45.5	33.1
金融業、保険業	8	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	50.0	12.5
不動産業、物品賃貸業	15	0.0	13.3	33.3	0.0	0.0	26.7	6.7	6.7	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	73.3	20.0
サービス業	471	3.0	4.5	24.8	0.4	0.0	13.2	3.2	14.9	8.3	7.4	5.9	2.1	12.3	45.9	38.6
その他	27	7.4	3.7	11.1	3.7	0.0	7.4	0.0	11.1	14.8	7.4	3.7	0.0	29.6	33.3	37.0
<正規従業員規模>																
100人未満	883	2.8	4.4	26.6	0.5	0.3	14.8	3.6	10.4	10.0	5.3	4.0	1.8	15.4	49.4	31.5
100～300人未満	429	1.9	5.6	24.5	0.9	0.2	16.1	4.7	12.6	7.9	7.2	4.0	2.8	11.7	49.2	34.5
300～1000人未満	105	2.9	1.9	22.9	0.0	1.0	15.2	3.8	16.2	8.6	7.6	3.8	4.8	11.4	43.9	41.0
1000人以上	27	0.0	3.7	33.3	0.0	0.0	18.5	0.0	18.5	14.8	0.0	0.0	3.7	7.4	55.5	37.0
<有期契約期間>																
1ヵ月	28	42.9	14.3	21.4	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	10.7	82.1	7.1
1ヵ月超3ヵ月未満	271	5.5	21.4	50.9	0.4	0.0	4.8	2.6	3.7	3.0	2.2	1.5	1.8	2.2	83.0	12.2
3ヵ月以上6月未満	462	0.9	0.6	43.1	1.3	1.1	27.1	2.2	8.2	7.4	2.6	3.0	1.7	0.9	74.0	22.9
6ヵ月以上1年未満	199	1.0	0.5	2.5	0.5	0.5	39.2	17.1	12.1	13.1	5.5	2.5	4.0	1.5	44.2	37.2
1年	304	0.7	1.0	10.5	0.3	0.0	3.0	1.6	33.2	19.7	14.1	10.2	3.9	1.6	15.5	81.3
1年超	31	3.2	0.0	12.9	0.0	0.0	3.2	0.0	3.2	9.7	45.2	12.9	6.5	3.2	19.4	77.4

※試用目的の有期雇用について、「行っている」とする企業を対象に集計。「6ヵ月以下」は「1ヵ月程度」「2ヵ月程度」「3ヵ月程度」「4ヵ月程度」「5ヵ月程度」「6ヵ月程度」の合計。「1年以上」は「1年」「1年超～2年未満」「2年～3年未満」「3年」「3年超」の合計。

4-3. 試用目的の有期契約者の雇用の打ち切りについて

(1) 試用目的の有期契約者の雇用の打ち切り

試用目的の有期契約を「行っている」企業を対象に、正規従業員に本採用をせず雇用を打ち切ることがあるか尋ねたところ、「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」が 20.4%、「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」が 48.7%、「企業の側から本採用にしないことはない」が 16.6%などとなっている。本採用しないことがある企業割合（「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」の合計）は、69.1%となっている。これを産業別にみると、本採用しないことがある企業割合は、「不動産業、物品賃貸業」「運輸業、郵便業」などで高くなっている。とくに「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」の割合は、「不動産業、物品賃貸業」でもっとも高い。本採用しないことがある企業割合を正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほどその割合が高くなっている。

これを本採用するまでの期間別にみると、本採用するまでの期間が長くなるほど、本採用しないことがある企業割合がおおむね高くなっている。「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」の割合は、いずれの期間でも 2 割程度ある（図表 2-4-5）。

図表 2-4-5：試用目的で雇い入れた有期契約者の本採用せず雇用を打ち切ることの有無
（単位＝％）

	n	本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある	本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない	企業の側から本採用にしないことはない	無回答	本採用しないことがある企業
計	1498	20.4	48.7	16.6	14.4	69.1
＜産業＞						
建設業	88	19.3	47.7	19.3	13.6	67.0
製造業	402	19.9	51.0	16.7	12.4	70.9
情報通信業	60	8.3	53.3	18.3	20.0	61.6
運輸業、郵便業	136	19.9	52.2	11.8	16.2	72.1
卸売業、小売業	233	18.9	47.6	15.9	17.6	66.5
金融業、保険業	8	25.0	25.0	12.5	37.5	50.0
不動産業、物品賃貸業	15	40.0	40.0	20.0	0.0	80.0
サービス業	471	21.4	48.6	17.0	13.0	70.0
その他	27	25.9	29.6	22.2	22.2	55.5
＜正規従業員規模＞						
100人未満	883	19.5	48.8	16.2	15.5	68.3
100～300人未満	429	20.5	49.9	17.7	11.9	70.4
300～1000人未満	105	21.9	53.3	11.4	13.3	75.2
1000人以上	27	40.7	44.4	7.4	7.4	85.1
＜試用目的の有期契約者を本採用するまでの期間＞						
1～2ヵ月程度	107	23.4	45.8	30.8	0.0	69.2
3ヵ月	386	24.6	50.0	22.3	3.1	74.6
4～6ヵ月	245	21.2	58.4	19.2	1.2	79.6
7ヵ月～1年	231	21.2	61.9	16.9	0.0	83.1
1年超～3年未満	223	26.0	61.0	12.1	0.9	87.0
3年・3年超	93	24.7	60.2	12.9	2.2	84.9

※試用目的の有期雇用について、「行っている」とする企業を対象に集計。「本採用しないことがある企業」は「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」の合計。

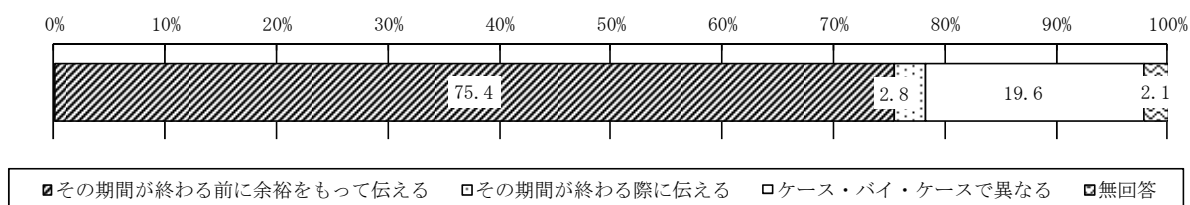
(2)本採用しない場合の本人への通知時期、方法、理由

「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業について、雇用打ち切りの本人への通知時期を尋ねたところ、「その期間が終わる前に余裕をもって伝える」が 75.4%と最も割合が高く、次いで、「ケース・バイ・ケースで異なる」が 19.6%などとなっている（図表 2-4-6）。

次に、本採用せずに雇用を打ち切る場合の本人に対する通知方法を尋ねたところ、「文書で通知する」が 41.3%、「口頭で通知する」が 54.1%となっている（図表 2-4-7）。

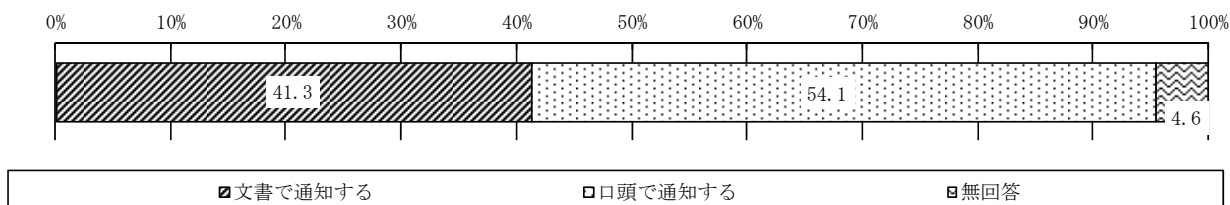
雇用の打ち切りを通知する場合に「文書で通知する」「口頭で通知する」と回答した企業を対象に、雇用の打ち切りを本人に通知する際、打ち切る理由を伝えるかについて尋ねたところ、「伝える」が 81.3%などとなっている（図表 2-4-8）。

図表 2-4-6：試用目的の有期契約者の雇用を打ち切る場合の本人通知の時期 (n=1034)



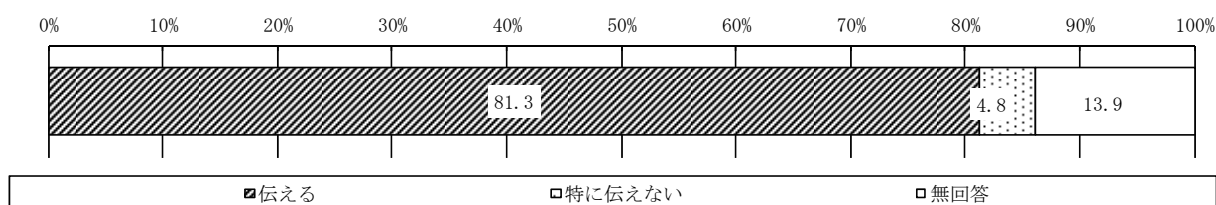
※試用目的で雇い入れた有期契約者について、「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-4-7：試用目的の有期契約者の雇用を打ち切る場合の本人通知の方法 (n=1034)



※試用目的で雇い入れた有期契約者について、「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-4-8：試用目的の有期契約者の雇用を打ち切る場合の理由の通知 (n=986)



※試用目的で雇い入れた有期契約者について、「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業について、雇用の打ち切りをする場合に「文書で通知する」「口頭で通知する」を選択した企業を対象に集計。

(3)本採用しない場合の判断理由と本人とのトラブル

「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業について、本採用にしない場合の判断理由を尋ねたところ、「欠勤などの勤務状況」が 85.8%と最も多く、次いで、「仕事上の知識・能力」が 84.2%、「素行」が 70.7%、「健康状態」が 67.0%などとなっている（図表 2-4-9）。

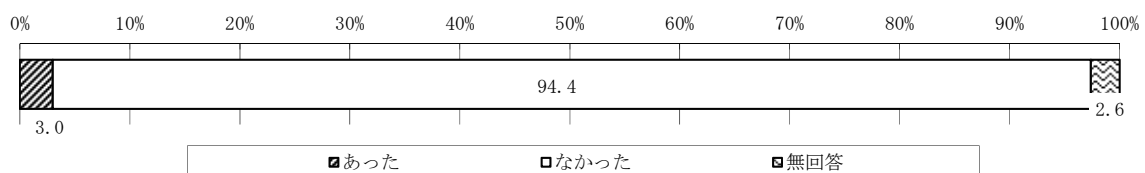
ここ 5 年間で本採用をしなかった企業を対象に、本採用を取り消したことで、本人とトラブルになったかどうかについては、「なかった」という企業割合が 94.4%と大多数となっている（図表 2-4-10）。

図表 2-4-9：試用目的の有期契約者を本採用にしない場合の判断理由（複数回答、単位＝％）

	n	仕事上の知識、能力	欠勤などの勤務状況	健康状態	素行	その他	無回答
計	1034	84.2	85.8	67.0	70.7	4.7	1.7
<正規従業員規模>							
100人未満	603	82.8	83.4	65.5	69.7	4.5	2.0
100～300人未満	302	85.8	87.4	68.2	71.9	6.0	1.7
300人以上	102	87.3	93.1	71.6	72.5	2.9	1.0
<試用目的の有期契約者を本採用するまでの期間>							
1～2ヵ月程度	74	81.1	85.1	62.2	75.7	4.1	2.7
3ヵ月	288	81.3	85.1	63.9	71.2	3.5	1.4
4～6ヵ月	195	86.7	86.7	70.8	71.8	4.6	2.1
7ヵ月～1年	192	87.5	87.0	67.2	70.8	4.2	1.6
1年超～3年未満	194	83.5	86.6	69.1	69.1	7.7	1.5
3年・3年超	79	91.1	82.3	70.9	68.4	5.1	1.3

※試用目的で雇い入れた有期契約者について、「本採用しないことがあり、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-4-10：ここ 5 年間で試用目的で雇い入れた有期契約者の本採用取り消しにより発生した本人とのトラブルの有無（n=305、単位＝％）



※「本採用しないことがあり、ここ5年間にそうした事例がある」と回答した企業を対象に集計。

第3章 従業員の懲戒に関する制度・慣行について

1. 懲戒処分について

1-1. 懲戒処分の規定状況

懲戒処分の規定が「ある」企業割合は 94.6%となっている。これを産業別にみるといずれの産業でも 9 割以上が規定している。正規従業員規模別にみると、「1000 人以上」では、すべての企業が規定している（図表 3-1-1）。

規定が「ある」企業を対象に規定の形式を尋ねたところ、98.1%が「就業規則」に規定されているとしている。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど「労働協約」で規

定している企業の割合が高くなる。労働組合の有無別にみると、労働組合のある企業で、労働協約で規定されている割合は 20.1%である（図表 3-1-2）。

懲戒処分の規定内容は、「必要な場合には懲戒処分を行う旨の規定」の割合が 75.7%と最も高く、次いで、「懲戒処分の種類」（69.9%）、「懲戒の対象となる事由」（61.9%）などとなっている。これを正規従業員規模別にみると、「懲戒処分の種類」「懲戒処分の種類ごとの事由」「懲戒の手続き」などの割合は規模が大きくなるほど高くなっている（図表 3-1-3）。

図表 3-1-1：懲戒処分の規定状況（単位＝％）

	n	ある	ない	無回答
計	5964	94.6	4.4	1.0
<産業>				
建設業	422	95.0	4.7	0.2
製造業	1516	95.4	3.8	0.8
情報通信業	194	97.9	1.5	0.5
運輸業、郵便業	556	95.3	3.6	1.1
卸売業、小売業	1033	95.2	4.2	0.7
金融業、保険業	50	100.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	59	93.2	6.8	0.0
サービス業	1786	93.6	5.3	1.1
その他	149	90.6	7.4	2.0
<正規従業員規模>				
100人未満	3828	93.5	5.5	0.9
100～300人未満	1466	97.6	1.9	0.5
300～1000人未満	360	97.5	1.9	0.6
1000人以上	76	100.0	0.0	0.0

図表 3-1-2：懲戒処分の規定の形式（単位＝％、複数回答）

	n	就業規則	労働協約	その他の社内規程	その他	無回答
計	5644	98.1	6.4	9.1	0.4	0.4
<正規従業員規模>						
100人未満	3580	98.2	4.6	7.7	0.3	0.3
100～300人未満	1431	98.1	7.1	10.1	0.3	0.6
300～1000人未満	351	97.2	17.7	17.9	1.1	0.6
1000人以上	76	98.7	22.4	19.7	1.3	0.0
<労働組合の有無>						
労働組合がある	1283	97.3	20.1	13.1	0.5	0.5
労働組合がない	4223	98.4	2.3	7.9	0.4	0.3

※懲戒処分を規定したものが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 3-1-3：懲戒処分の規定内容（単位＝％、複数回答）

	n	必要な場合には懲戒処分を行う旨の規定	懲戒処分の種類	懲戒の対象となる事由	懲戒処分の種類ごとの事由	懲戒の手続き	その他	無回答
計	5644	75.7	69.9	61.9	45.6	35.2	0.9	13.2
<正規従業員規模>								
100人未満	3580	75.1	65.8	59.8	41.3	30.7	1.0	13.5
100～300人未満	1431	76.4	77.0	65.7	52.6	42.0	0.7	12.7
300～1000人未満	351	83.2	84.9	72.6	60.7	53.0	0.9	9.1
1000人以上	76	81.6	86.8	64.5	67.1	59.2	1.3	11.8

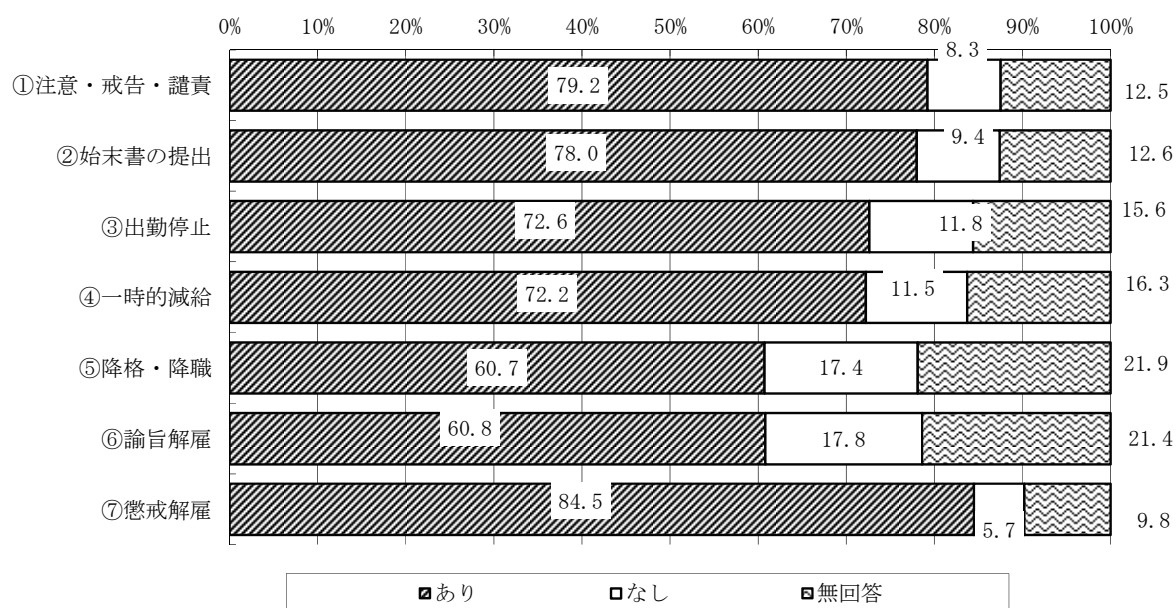
※懲戒処分を規定したものが「ある」と回答した企業を対象に集計。

1-2. 懲戒処分の有無と手続き

懲戒処分制度について、処分内容ごとに制度の「ある」割合をみると、「懲戒解雇」が84.5%と最も割合が高く、次いで、「注意・戒告・譴責」(79.2%)、「始末書の提出」(78.0%)、「出勤停止」(72.6%)、「一時的減給」(72.2%)、「諭旨解雇」(60.8%)、「降格・降職」(60.7%)の順となっている(図表3-1-4)。これを正規従業員規模別にみると、いずれの懲戒処分でも「ある」とする企業割合は規模が小さくなるほどおおむね低くなっている(図表3-1-5)。

各懲戒処分がある企業を対象に、懲戒処分を行う際の手続きを尋ねたところ、「理由の開示」がいずれの懲戒処分でも8割程度あり、次いで、「本人の弁明機会付与」が7割程度、「従業員代表への説明・協議」が2割弱である。また、「説明・協議あり企業」(「従業員代表への説明・協議」「労使協議機関への説明・協議」「労働組合への説明・協議」のいずれかを選択した企業)の割合は、いずれの懲戒処分制度についても2~3割程度となっている(図表3-1-6)。

図表 3-1-4：懲戒処分制度の有無 (n=5964)



図表 3-1-5：各種の懲戒処分制度がある企業割合 (単位=%)

	n	①注意・戒告・譴責	②始末書の提出	③出勤停止	④一時的減給	⑤降格・降職	⑥諭旨解雇	⑦懲戒解雇
計	5964	79.2	78.0	72.6	72.2	60.7	60.8	84.5
<正規従業員規模>								
100人未満	3828	76.0	75.3	68.0	67.6	55.3	55.3	82.0
100～300人未満	1466	86.0	84.2	81.8	81.3	71.4	70.8	90.2
300～1000人未満	360	90.3	82.8	88.9	89.4	77.5	78.6	93.3
1000人以上	76	98.7	85.5	97.4	100.0	86.8	88.2	100.0

図表 3-1-6：懲戒処分を行う際の手続き（単位＝％、複数回答）

	n	理由の開示	本人の弁明 機会付与	従業員代表 への説明・ 協議	労使協議機 関への説 明・協議	労働組合へ の説明・協 議	左記のい ずれの手 続きも取 らない	無回答	説明・協議 あり企業
①注意・戒告・譴責	4726	81.3	71.4	15.0	7.2	9.2	4.1	3.6	24.1
②始末書の提出	4649	79.6	71.5	14.8	7.0	8.8	4.7	3.7	23.4
③出勤停止	4329	81.5	72.2	17.4	8.5	11.5	4.2	3.6	28.6
④一時的減給	4306	81.2	72.3	17.2	8.5	11.2	4.2	3.8	28.1
⑤降格・降職	3623	82.7	73.7	18.2	8.7	11.7	3.3	3.2	29.5
⑥諭旨解雇	3624	83.6	75.4	20.2	10.2	13.1	3.1	2.7	32.9
⑦懲戒解雇	5039	81.5	71.2	19.2	9.4	11.9	4.5	3.6	31.3

※各種の懲戒処分が「ある」企業を対象に集計。ここでの「説明・協議あり企業」とは、「従業員代表への説明・協議」「労使協議機関への説明・協議」「労働組合への説明・協議」のいずれかを選択した企業のこと。

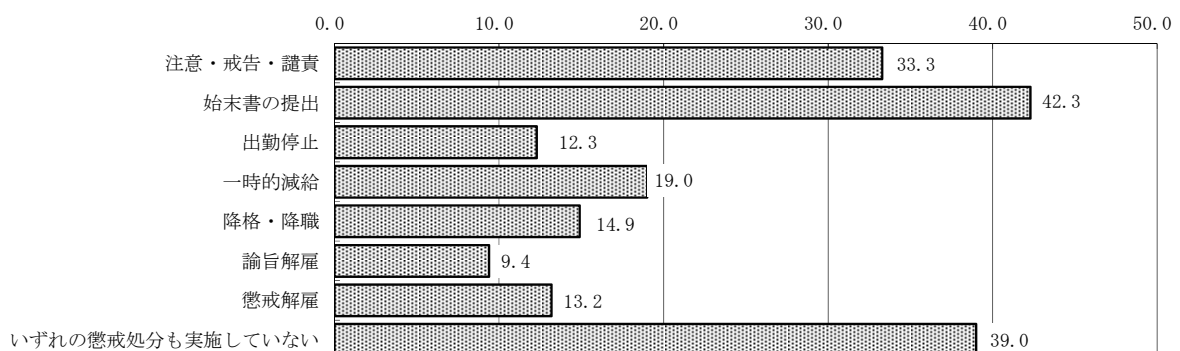
2. 懲戒処分の実施と紛争

2-1. 懲戒処分の実施

ここ5年間に行ったことのある懲戒処分としては、調査対象企業の42.3%が「始末書の提出」をあげており、次いで、「注意・戒告・譴責」(33.3%)、「一時的減給」(19.0%)、「降格・降職」(14.9%)、「懲戒解雇」(13.2%)、「出勤停止」(12.3%)などとなっている。「いずれの懲戒処分も実施していない」は39.0%である(図表3-2-1)。

産業別にみると、「いずれの懲戒処分も実施していない」とする割合は、「製造業」「建設業」などで5割弱と高くなっている。「金融業、保険業」は、「注意・戒告・譴責」「始末書の提出」「一時的減給」「降格・降職」「懲戒解雇」でもっとも割合が高くなっている。「運輸業、郵便業」は「出勤停止」でもっとも割合が高い。なお、懲戒処分内容がもっとも重い「懲戒解雇」の割合に着目すると、「金融業、保険業」で28.0%ともっとも高く、次いで、「卸売業、小売業」「運輸業、郵便業」などとなっている。正規従業員規模別にみると、いずれの懲戒処分も規模が大きくなるほど実施割合が高い。とくに「1000人以上」では、「注意・戒告・譴責」が89.5%、「始末書の提出」が76.3%、「一時的減給」が65.8%、「出勤停止」が63.2%、「懲戒解雇」「降格・降職」がそれぞれ56.6%などとなっている(図表3-2-2)。

図表 3-2-1：ここ5年間での懲戒処分の実施の有無（複数回答、n=5964、単位＝％）



図表 3-2-2：ここ 5 年間で懲戒処分の実施の有無（単位＝％、複数回答）

	n	注意・ 戒告・ 譴責	始末書の 提出	出勤停止	一時的 減給	降格・ 降職	諭旨解雇	懲戒解雇	いずれの 懲戒処分 も実施し ていない	無回答
計	5964	33.3	42.3	12.3	19.0	14.9	9.4	13.2	39.0	3.3
＜産業＞										
建設業	422	23.2	35.5	6.4	17.8	13.5	5.2	10.4	47.2	2.4
製造業	1516	27.0	35.4	7.5	12.9	10.1	6.3	8.5	48.5	2.3
情報通信業	194	39.2	51.5	12.4	22.7	14.4	7.2	5.2	34.0	2.6
運輸業、郵便業	556	43.7	52.7	33.1	22.1	13.1	13.1	18.7	26.8	3.4
卸売業、小売業	1033	38.9	53.0	12.5	25.9	23.4	16.5	20.1	28.5	2.5
金融業、保険業	50	60.0	56.0	12.0	50.0	32.0	6.0	28.0	26.0	6.0
不動産業、物品賃貸業	59	39.0	44.1	10.2	18.6	20.3	11.9	11.9	40.7	0.0
サービス業	1786	33.7	40.5	11.1	19.4	14.7	8.2	12.8	39.2	4.1
その他	149	24.2	28.9	8.7	10.7	10.1	7.4	9.4	48.3	6.7
＜正規従業員規模＞										
100人未満	3828	27.0	37.2	8.0	13.8	10.6	6.8	10.2	44.9	3.7
100～300人未満	1466	41.3	50.9	16.1	25.4	20.5	11.1	14.8	31.1	2.0
300～1000人未満	360	60.8	57.8	33.3	42.8	32.5	24.4	30.6	15.0	3.1
1000人以上	76	89.5	76.3	63.2	65.8	56.6	47.4	56.6	0.0	1.3

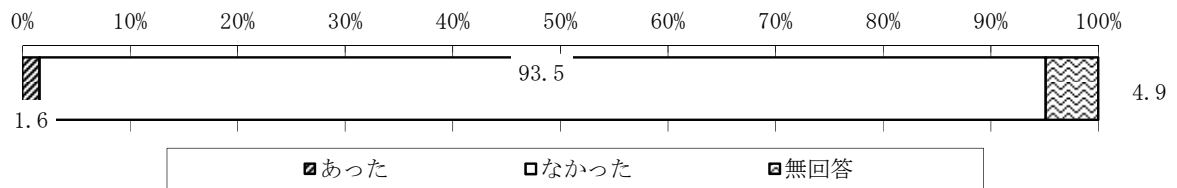
2-2. 懲戒処分による紛争

調査では、懲戒処分を実施した企業（「注意・戒告・譴責」「始末書の提出」「出勤停止」「一時的減給」「降格・降職」「諭旨解雇」「懲戒解雇」のいずれかを実施した企業）を対象にして、ここ 5 年間で懲戒処分をめぐって労働組合との間で意見が異なり紛争になったことがあるかについて尋ねている。「もともと労働組合はない」を除き集計すると、懲戒処分をめぐり労働組合との間で紛争が「あった」とする企業は 1.6%とわずかである（図表 3-2-3）。

また、懲戒処分を実施した企業を対象に、ここ 5 年間で懲戒処分の対象となった従業員との間での紛争について尋ねたところ、紛争が「あった」とする企業割合は 8.6%となっている。これを懲戒処分の実施内容別にみると、「あった」とする割合は、「懲戒解雇」を実施した企業で 18.0%、「諭旨解雇」を実施した企業で 17.1%と、他の懲戒処分よりも高くなっている（図表 3-2-4）。

従業員と紛争が「あった」企業を対象に、解決の状況を尋ねたところ、「本人との話し合いで解決」が 48.1%ともっとも高く、次いで、「裁判で解決」（18.3%）、「外部の紛争解決機関で解決」（15.9%）、「労働審判制で解決」（13.6%）などとなっている（図表 3-2-5）。これを懲戒解雇実施の有無別にみると、「懲戒解雇実施なし」に比べ「懲戒解雇実施あり」とする企業のほうが「裁判で解決（和解を含む）」「労働審判制で解決」の割合が高くなっている（図表 3-2-6）。

図表 3-2-3：ここ5年間で懲戒処分をめぐり発生した労働組合との間での紛争の有無(n=1501)



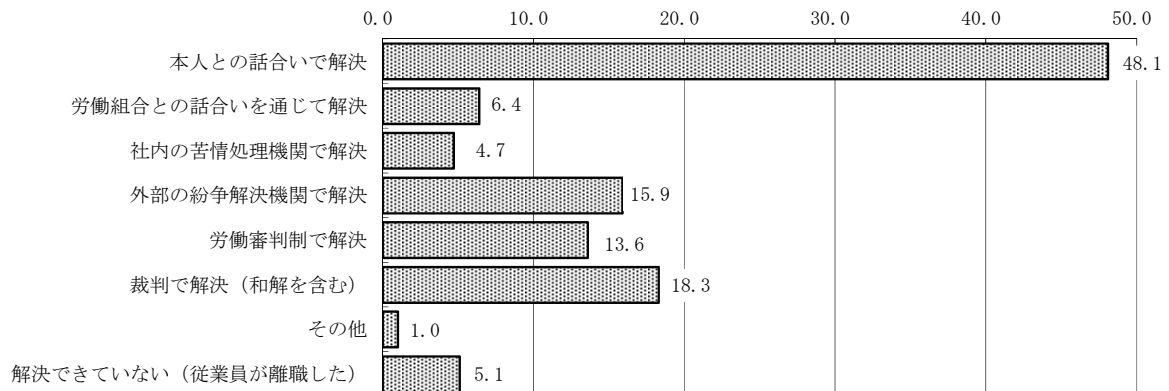
※懲戒処分を実施した企業を対象に「もともと労働組合はない」を除き集計。

図表 3-2-4：ここ5年間の懲戒処分の対象となった従業員との間での紛争の有無(単位=%)

	n	あった	なかった	無回答
計	3441	8.6	89.4	2.0
<懲戒処分の実施内容>				
注意・戒告・譴責	1986	8.8	89.2	2.0
始末書の提出	2523	8.6	89.2	2.2
出勤停止	731	12.4	85.5	2.1
一時的減給	1134	9.3	89.2	1.6
降格・降職	891	11.9	85.5	2.6
諭旨解雇	561	17.1	80.4	2.5
懲戒解雇	789	18.0	80.4	1.6

※ここ5年間で懲戒処分を実施した企業を対象に集計。

図表 3-2-5：懲戒処分の対象となった従業員との紛争の解決状況(複数回答、n=295、単位=%)



※ここ5年間で懲戒処分をめぐり対象となった従業員との間で紛争があった企業を対象に集計。

図表 3-2-6：懲戒処分の対象となった従業員との紛争の解決状況(複数回答、単位=%)

	n	本人との話し合いで解決	労働組合との話し合いを通じて解決選択	社内の苦情処理機関で解決	外部の紛争解決機関で解決	労働審判制で解決	裁判で解決(和解を含む)	その他	解決できていない(従業員が離職した)	無回答
計	295	48.1	6.4	4.7	15.7	13.6	18.3	1.0	5.1	4.1
<懲戒解雇の実施の有無>										
懲戒解雇の実施なし	153	54.2	10.5	5.9	16.2	7.8	11.8	0.7	3.9	5.2
懲戒解雇の実施あり	142	41.5	2.1	3.5	15.9	19.7	25.4	1.4	6.3	2.8

※ここ5年間で懲戒処分をめぐり対象となった従業員との間で紛争があった企業を対象に集計。

第4章 従業員の退職・解雇に関する制度・慣行について

1. 自己都合退職の手続きの規定状況

従業員が自己都合により退職しようとする場合の手続きの有無については、「決めている」とする企業は87.5%となっている。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、「決めている」とする割合が高い（図表4-1-1）。

自己都合退職の手続きを「決めている」企業を対象に、どこで規定されているかを尋ねたところ、「就業規則」が96.5%ともっとも割合が高くなっている。これを正規従業員規模別にみると、「労働協約」は規模が大きくなるほど割合が高い。労働組合の有無別にみると、労働組合のある企業の18.6%が「労働協約」で規定している（図表4-1-2）。

自己都合退職の場合にどのくらい事前に申し出なければならないかについては、「1ヵ月程度前」の割合が59.0%ともっとも高く、次いで、「2週間程度前」が27.6%などとなっている。「2週間以内」（「2週間程度前」「1週間程度前」「即日・直前でよい」の合計）の割合は28.6%である。

これを産業別にみると、「1ヵ月以上」（「1ヵ月程度前」「2ヵ月程度前」「3ヵ月程度前」「3ヵ月より前」の合計）は、「卸売業、小売業」「情報通信業」「サービス業」などで高い。「2週間以内」の割合を正規従業員規模別にみると、規模が小さくなるほどおおむね低く、100人未満では26.1%となっている（図表4-1-3）。

図表4-1-1：従業員が自己都合により退職しようとする場合の手続きの規定状況（単位＝％）

	n	決めている	文書では決めているが慣行はある	特に決めておらずその都度対処している	無回答
計	5964	87.5	4.5	6.9	1.1
<産業>					
建設業	422	85.8	4.7	9.0	0.5
製造業	1516	88.7	4.6	5.9	0.9
情報通信業	194	92.8	5.2	2.1	0.0
運輸業、郵便業	556	84.5	4.9	9.9	0.7
卸売業、小売業	1033	90.7	3.9	4.3	1.2
金融業、保険業	50	94.0	2.0	4.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	59	79.7	10.2	10.2	0.0
サービス業	1786	86.2	4.8	7.7	1.3
その他	149	86.6	2.0	9.4	2.0
<正規従業員規模>					
100人未満	3828	85.0	5.3	8.8	1.0
100～300人未満	1466	92.1	3.3	3.9	0.8
300～1000人未満	360	95.8	2.5	0.0	1.7
1000人以上	76	96.1	3.9	0.0	0.0

図表 4-1-2：自己都合退職の手続きの規定の形式（単位＝％、複数回答）

	n	就業規則	労働協約	その他の社内規程	その他	無回答
計	5217	96.5	6.8	6.9	0.6	0.7
＜正規従業員規模＞						
100人未満	3252	96.2	5.0	7.0	0.8	0.8
100～300人未満	1350	97.3	7.7	6.1	0.3	0.5
300～1000人未満	345	96.5	18.3	8.4	0.3	0.9
1000人以上	73	100.0	23.3	5.5	0.0	0.0
＜労働組合の有無＞						
労働組合がある	1204	96.4	18.6	5.6	0.5	0.9
労働組合がない	3879	96.5	3.2	7.3	0.6	0.6

※自己都合退職の手続きを「決めている」企業を対象に集計。

図表 4-1-3：自己都合退職の場合の事前の申し出時期（単位＝％）

	n	自己都合退職の場合の事前の申し出時期										2週間以内	1ヵ月以上
		即日・直前でよい	1週間程度前	2週間程度前	3週間程度前	1ヵ月程度前	2ヵ月程度前	3ヵ月程度前	3ヵ月より前	申し出時期に関する決まりはない	無回答		
計	5964	0.4	0.6	27.6	1.3	59.0	3.1	3.2	0.8	3.0	1.0	28.6	66.1
＜産業＞													
建設業	422	0.7	0.2	28.4	0.7	58.3	3.1	3.8	0.7	4.0	0.0	29.3	65.9
製造業	1516	0.3	0.7	35.2	2.0	54.1	2.4	1.7	0.3	2.6	0.7	36.2	58.5
情報通信業	194	0.0	0.5	24.7	1.5	63.9	1.5	4.1	0.5	3.1	0.0	25.2	70.0
運輸業、郵便業	556	1.3	1.3	29.1	2.3	58.3	1.6	1.8	0.5	3.1	0.7	31.7	62.2
卸売業、小売業	1033	0.2	0.5	22.7	0.9	63.1	4.8	4.3	0.7	1.7	1.2	23.4	72.9
金融業、保険業	50	0.0	0.0	26.0	0.0	60.0	2.0	4.0	2.0	6.0	0.0	26.0	68.0
不動産業、物品賃貸業	59	0.0	0.0	39.0	1.7	54.2	0.0	0.0	0.0	5.1	0.0	39.0	54.2
サービス業	1786	0.3	0.6	23.3	0.7	62.2	3.5	3.5	1.4	3.2	1.2	24.2	70.6
その他	149	0.0	0.7	34.2	1.3	43.0	2.7	4.7	2.0	8.7	2.7	34.9	52.4
＜正社員規模＞													
100人未満	3828	0.4	0.7	25.0	1.4	60.9	3.2	3.5	0.8	3.1	0.9	26.1	68.4
100～300人未満	1466	0.3	0.5	32.3	1.1	56.1	2.9	2.4	1.0	2.6	0.8	33.1	62.4
300～1000人未満	360	0.3	0.0	40.0	1.1	49.4	2.8	2.2	0.0	2.8	1.4	40.3	54.4
1000人以上	76	0.0	0.0	35.5	1.3	56.6	2.6	0.0	0.0	3.9	0.0	35.5	59.2

※「2週間以内」は「即日・直前でよい」「1週間程度前」「2週間程度前」の合計。「1ヵ月以上前」は「1ヵ月程度前」「2ヵ月程度前」「3ヵ月程度前」「3ヵ月より前」の合計。

2. 退職勧奨

ここ5年間で、個別に正社員の退職勧奨をしたことの有無については、退職勧奨を行ったことが「ある」とする企業割合は16.4％であり、「ない」が82.4％となっている。これを産業別にみると、「情報通信業」で22.7％と最も高いほかは、ほとんど差はみられない。正規従業員規模別にみると、規模が大きいほど、退職勧奨を行った企業割合が高く、「1000人以上」では30.3％となっている。ここ5年間の業況別にみると、「好調」よりも「不調」のほうがわずかに「ある」とする割合が高い。ここ5年間の売上高別にみると、売上高が低くなっている企業ほど「ある」とする割合が高い（図表4-2-1）。

退職勧奨をしたことが「ある」と回答した企業を対象として、労働組合等との協議の有無をみると、「特に協議はしなかった」企業が62.8％と最も高い。「従業員の代表を選んでもらい協議した」が15.1％、「労働組合と協議した」が11.8％などとなっている。これを正

規従業員規模別にみると、「特に協議はしなかった」「従業員の代表を選んでもらい協議した」は規模が小さくなるほどおおむね高くなっている一方で、「労働組合と協議した」とする割合は規模が大きくなるほど高い。労働組合の有無別にみると、労働組合のある企業の54.4%が「労働組合と協議した」と回答している。労働組合のない企業では「特に協議はしなかった」が70.0%となっている。労使協議機関の設定別にみると、労使協議機関が設定されている企業の16.3%が「労使協議機関で協議した」と回答している（図表4-2-2）。

図表 4-2-1：個別に正規従業員の退職勧奨をしたことの有無（単位＝％）

	n	ある	ない	無回答
計	5964	16.4	82.4	1.2
＜産業＞				
建設業	422	17.5	82.2	0.2
製造業	1516	16.6	82.8	0.7
情報通信業	194	22.7	76.3	1.0
運輸業、郵便業	556	14.2	84.9	0.9
卸売業、小売業	1033	17.6	80.9	1.5
金融業、保険業	50	16.0	84.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	59	11.9	88.1	0.0
サービス業	1786	15.5	83.1	1.5
その他	149	13.4	84.6	2.0
＜正規従業員規模＞				
100人未満	3828	15.3	83.6	1.1
100～300人未満	1466	17.5	81.7	0.9
300～1000人未満	360	23.1	75.8	1.1
1000人以上	76	30.3	68.4	1.3
＜ここ5年間の業況＞				
好調	2822	15.0	84.2	0.9
不調	2802	18.4	80.8	0.8
＜ここ5年間の売上高＞				
高まっている	1887	12.0	86.8	1.2
ほぼ同じ程度	1134	14.2	84.8	1.0
低くなっている	2506	20.9	78.6	0.5

図表 4-2-2：個別の正規従業員の退職勧奨の際の労働組合等との協議の有無（単位＝％、複数回答）

	n	労働組合と協議した	労使協議機関で協議した	従業員の代表を選んでもらい協議した	特に協議はしなかった	無回答
計	976	11.8	10.1	15.1	62.8	4.1
＜正規従業員規模＞						
100人未満	585	7.2	9.9	16.6	66.0	3.6
100～300人未満	256	17.2	10.2	14.1	59.4	3.9
300～1000人未満	83	25.3	14.5	12.0	51.8	4.8
1000人以上	23	30.4	13.0	0.0	52.2	4.3
＜労働組合の有無＞						
労働組合がある	204	54.4	14.7	5.9	35.3	3.9
労働組合がない	749	0.5	9.1	17.6	70.0	4.0
＜労使協議機関の設定＞						
設定されている	392	22.2	16.3	19.1	47.2	3.1
設定されていない	548	5.1	5.8	12.0	73.7	4.6

※ここ5年間での個別に正規従業員の退職勧奨をしたことのある企業を対象に集計。

3. 解雇

3-1. 解雇の規定状況

従業員を解雇する場合の手続きについて、「決めている」とする企業は 78.3%、「特に決めておらず、その都度対処している」が 17.0%などとなっている（図表 4-3-1）。

解雇の手続きを「決めている」企業を対象に、どこで規定されているかを尋ねたところ、「就業規則」が 97.9%となっている。これを正規従業員規模別にみると、「労働協約」は規模が大きくなるほど割合が高くなっている（図表 4-3-2）。

図表 4-3-1：従業員を解雇する場合の手続きの規定状況（単位＝％）

	n	決めている	文書では決 めていない が慣行はあ る	特に決めて おらずその 都度対処し ている	無回答
計	5964	78.3	3.4	17.0	1.4
<産業>					
建設業	422	77.7	4.7	17.1	0.5
製造業	1516	78.6	3.6	16.8	1.1
情報通信業	194	82.0	4.1	12.9	1.0
運輸業、郵便業	556	81.1	3.1	14.2	1.6
卸売業、小売業	1033	77.6	3.9	17.2	1.3
金融業、保険業	50	90.0	2.0	8.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	59	69.5	6.8	23.7	0.0
サービス業	1786	77.9	2.6	17.9	1.6
その他	149	73.2	0.7	23.5	2.7
無回答	199	75.4	4.5	15.6	4.5
<正規従業員規模>					
100人未満	3828	76.8	3.2	18.7	1.3
100～300人未満	1466	81.9	4.0	13.0	1.1
300～1000人未満	360	81.4	3.9	13.6	1.1
1000人以上	76	85.5	3.9	10.5	0.0

図表 4-3-2：解雇の手続きの規定の形式（単位＝％、複数回答）

	n	就業規則	労働協約	その他の社 内規程	その他	無回答
計	4668	97.9	7.2	6.2	0.3	0.4
<正規従業員規模>						
100人未満	2938	98.1	5.3	5.5	0.3	0.4
100～300人未満	1201	98.1	7.8	7.1	0.3	0.4
300～1000人未満	293	96.9	21.2	8.9	0.7	0.7
1000人以上	65	95.4	26.2	6.2	0.0	0.0
<労働組合の有無>						
労働組合がある	1107	96.9	22.1	6.9	0.4	0.8
労働組合がない	3446	98.3	2.4	5.9	0.3	0.3

※解雇の手続きを「決めている」企業を対象に集計。

3-2. ここ5年間での解雇（懲戒解雇を除く）の状況

(1) ここ5年間での解雇（懲戒解雇を除く）の実施の有無

ここ5年間において、正規従業員を解雇（懲戒解雇を除く）したことの有無については、「解雇は実施していない」とする企業が 77.9%であり、「普通解雇を実施した」企業が 16.0%、「整理解雇を実施した」企業が 8.6%となっている。解雇実施企業（「普通解雇を実施した」

「整理解雇を実施した」のいずれか、または両方を選択した企業）は 20.7%である（図表 4-3-3）。

これを産業別にみると、「普通解雇を実施した」とする割合は「不動産業、物品賃貸業」でもっとも高くなっている。「整理解雇を実施した」とする割合は「製造業」「不動産業、物品賃貸業」で他の産業に比べわずかに高い。正規従業員規模別にみると、規模が大きいほど「普通解雇を実施した」とする割合が高くなっており、「1000 人以上」では 30.3%が普通解雇を実施している。整理解雇を実施した割合は、規模による違いがみられない。

労働組合の有無別にみると、労働組合のない企業のほうが「普通解雇を実施した」「整理解雇を実施した」のいずれの割合も高い。同様に、労使協議機関の有無別にみても、「設定されていない」とする企業のほうが、「普通解雇を実施した」「整理解雇を実施した」のいずれの割合も高い。そこで、労働組合・労使協議機関の有無別にみると、「普通解雇を実施した」とする割合は、「労働組合・労使協議機関両方あり」でもっとも低く、次いで、「労働組合のみあり」「労使協議機関のみあり」「いずれもない」の順に低い。また、「整理解雇を実施した」とする割合は、「いずれもない」でもっとも割合が高くなっている。

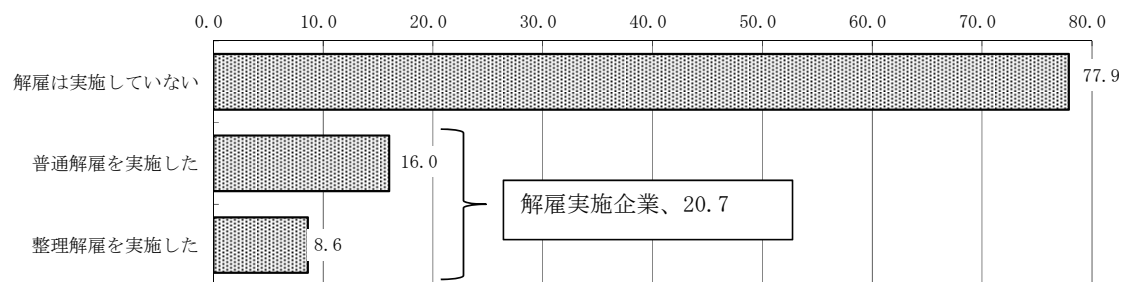
ここ 5 年間の個別の退職勧奨の有無別にみると、退職勧奨が「ある」とする企業で「普通解雇を実施した」とする割合が 41.0%、「整理解雇を実施した」とする割合が 28.9%となっており、退職勧奨が「ない」とする企業（それぞれ、10.8%、4.4%）に比べ高くなっている。

過去 5 年間の売上高の増減別にみると、「整理解雇を実施した」割合は、売上高が「高まっている」「ほぼ同じ程度」とする企業でそれぞれ 5.6%、5.0%であるのに対して、売上高が「低くなっている」企業では 12.9%と倍以上の割合となっている。過去 5 年間の業況別にみると、「不調」とする企業で「整理解雇を実施した」割合は 11.1%と、「好調」企業の 6.4%を上回っている（図表 4-3-4）。

なお、ここ 5 年間での正規従業員、非正規従業員の増減状況について、「今も 5 年前も該当者がいない」及び無回答を除き集計し、これを普通解雇実施の有無別にみると、正規従業員・非正規従業員で「減少・計」（「増減率 20%以上減少」「増減率 10%以上 20%未満減少」の合計）の割合にほとんど差はみられないが、整理解雇実施の有無別にみると、「減少・計」の割合は、正規従業員・非正規従業員いずれも、「整理解雇を実施していない」に比べ「整理解雇を実施した」のほうが高い。「整理解雇を実施した」とする企業では、「減少」の割合が、正規従業員の場合 52.3%であり、非正規従業員の場合 35.9%となっている（図表 4-3-5）。

同様に、ここ 5 年間での総額人件費の変化について、「わからない」及び無回答を除き集計し、これを普通解雇実施の有無別にみると、「低下・計」（「低くなっている」「やや低くなっている」の合計）の割合にほとんど差はみられないが、整理解雇実施の有無別にみると、「低下・計」の割合は、「整理解雇を実施していない」に比べ「整理解雇を実施した」のほうが高い（図表 4-3-6）。

図表 4-3-3：解雇の実施の有無（複数回答、n=5964、単位＝％）



※「解雇実施企業」は、「普通解雇を実施した」「整理解雇を実施した」のいずれか、または両方を選択した企業のこと。

図表 4-3-4：ここ5年間で正規従業員を解雇の有無（単位＝％、複数回答）

	n	解雇は実施していない	普通解雇を実施した	整理解雇を実施した	無回答	解雇実施企業
計	5964	77.9	16.0	8.6	1.4	20.7
<産業>						
建設業	422	76.8	17.3	8.3	0.7	22.5
製造業	1516	78.4	13.6	10.8	1.3	20.3
情報通信業	194	84.5	11.9	5.7	0.0	15.5
運輸業、郵便業	556	76.6	18.2	7.6	1.4	22.0
卸売業、小売業	1033	74.7	19.9	8.3	1.2	24.1
金融業、保険業	50	82.0	18.0	4.0	0.0	18.0
不動産業、物品賃貸業	59	72.9	22.0	10.2	0.0	27.1
サービス業	1786	79.8	14.8	7.6	1.5	18.7
その他	149	78.5	14.1	5.4	4.7	16.8
<正規従業員規模>						
100人未満	3828	78.4	14.9	8.8	1.5	20.1
100～300人未満	1466	78.0	17.0	7.8	0.9	21.1
300～1000人未満	360	73.6	21.7	8.9	1.1	25.3
1000人以上	76	68.4	30.3	7.9	1.3	30.3
<労働組合の有無>						
労働組合がある	1307	82.6	12.9	6.4	0.8	16.6
労働組合がない	4495	76.7	16.9	9.1	1.5	21.8
<労使協議機関の設定>						
設定されている	2690	80.1	14.9	7.2	1.1	18.8
設定されていない	3041	76.1	17.2	9.7	1.4	22.5
<労組・労使協議機関の有無>						
労働組合・労使協議機関両方あり	963	83.1	12.6	6.4	0.7	16.2
労働組合のみあり	328	80.8	14.0	6.4	0.9	18.3
労使協議機関のみあり	1715	78.5	16.2	7.5	1.3	20.2
いずれもない	2701	75.5	17.6	10.0	1.5	23.0
<ここ5年間の個別の退職勧奨の有無>						
ある	976	42.5	41.0	28.9	0.8	56.7
ない	4916	85.7	10.8	4.4	1.0	13.3
<過去5年間の売上高の増減>						
高まっている	1887	80.0	16.5	5.6	1.1	18.9
ほぼ同じ程度	1134	81.7	14.7	5.0	1.5	16.8
低くなっている	2506	74.0	17.2	12.9	0.9	25.1
<過去5年間の業況>						
好調	2822	79.4	16.0	6.4	1.1	19.5
不調	2802	76.1	16.5	11.1	1.1	22.8

※「解雇実施企業」は「普通解雇を実施した」「整理解雇を実施した」のいずれか、または両方を選択した企業のこと。

図表 4-3-5：ここ 5 年間で正規従業員、非正規従業員の増減状況（単位＝％）

	(a) 正規従業員							(b) 非正規従業員						
	n	増減率 20%以上減少	増減率 10%以上20%未満減少	増減率 ±10%未満の範囲で増減	増減率 10%以上20%未満増加	増減率 20%以上増加	減少計	n	増減率 20%以上減少	増減率 10%以上20%未満減少	増減率 ±10%未満の範囲で増減	増減率 10%以上20%未満増加	増減率 20%以上増加	減少計
計	5458	8.8	14.0	52.8	12.2	12.2	22.8	4852	10.4	9.2	52.5	12.4	15.5	19.6
<普通解雇実施の有無>														
普通解雇を実施していない	4559	8.6	13.8	53.5	12.4	11.8	22.3	4067	10.4	8.9	52.6	12.5	15.7	19.3
普通解雇を実施した	899	10.0	15.1	49.3	11.0	14.6	25.1	785	10.7	11.0	52.1	11.6	14.6	21.7
<整理解雇実施の有無>														
整理解雇を実施していない	4978	7.0	13.0	54.5	12.9	12.7	19.9	4440	9.3	8.9	53.1	12.7	16.1	18.1
整理解雇を実施した	480	27.9	24.4	35.4	5.2	7.1	52.3	412	23.1	12.9	45.6	9.0	9.5	35.9

※正規従業員、非正規従業員の5年前と比べての増減状況について、「今も5年前も該当者がいない」及び無回答を除き集計。「減少・計」は「増減率20%以上減少」「増減率10%以上20%未満減少」の合計。

図表 4-3-6：ここ 5 年間で総額人件費の変化の状況（単位＝％）

	総額人件費の変化						
	n	高まっている	やや高まっている	ほぼ同じ程度	やや低くなっている	低くなっている	低下計
計	5470	16.7	29.3	22.6	17.1	14.3	31.4
<普通解雇実施の有無>							
普通解雇を実施していない	4572	16.2	29.9	22.8	17.0	14.0	31.1
普通解雇を実施した	898	18.9	26.6	21.4	17.5	15.6	33.1
<整理解雇実施の有無>							
整理解雇を実施していない	4993	17.2	30.7	23.0	16.7	12.4	29.1
整理解雇を実施した	477	11.1	14.7	18.4	21.6	34.2	55.8

※5年前と比べての総額人件費の変化について、「わからない」及び無回答を除き集計。「低下・計」は「低くなっている」「やや低くなっている」の合計。

(2) 普通解雇を実施した理由と普通解雇に先立って実施した措置

普通解雇の理由については、「本人の非行」が 30.8%と最も高く、次いで「仕事に必要な能力の欠如」(28.0%)、「職場規律の紊乱」(24.0%)、「頻繁な無断欠席」(15.0%)、「健康上の問題」(12.2%) などとなっている(図表 4-3-7)。

これを産業別にみると、「本人の非行」の割合が高いのは、「卸売業、小売業」「サービス業」「運輸業、郵便業」などとなっている。「頻繁な無断欠勤」の割合が高いのは、「製造業」「運輸業、郵便業」などである。「職場規律の紊乱」の割合が高いのは、「サービス業」「運輸業、郵便業」などである。「仕事に必要な能力の欠如」が高いのは、「情報通信業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業」「建設業」などである。「休職期間の満了」が高いのは「情報通信業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業」などとなっており、「健康上の問題」が高いのは「建設業」などとなっている。正規従業員規模別にみると、規模が大きいほど「本人の非行」「休職期間の満了」を理由にあげている割合がおおむね高い。一方、規模が小さいほど「仕事に必要な能力の欠如」を理由にあげる割合が高くなっている(図表 4-3-8)。

普通解雇に先立って実施した措置については、「警告」した企業割合が 49.6%と最も高く、次いで「是正機会の付与」(39.3%)、「退職勧奨をした」(38.5%)、「他の部署への配転打診」(20.5%) などとなっている。「いずれの措置も講じていない」企業は 5.8%とわず

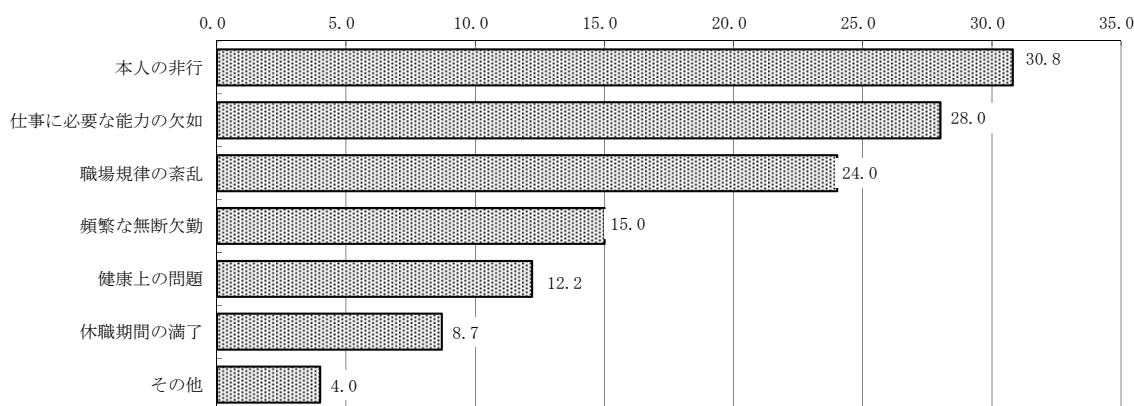
かである（図表 4-3-9）。

これを産業別にみると、「警告」はいずれの産業も 5 割前後実施しており、「是正機会の付与」は 4 割前後実施している。「他の部署への配転打診」はいずれの産業も 2 割前後である。

「退職勧奨をした」の割合が高いのは「建設業」「卸売業、小売業」などとなっている。正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど「他の部署への配転打診」などの割合がおおむね高くなっている（図表 4-3-10）。

なお、普通解雇に先立って実施した措置について、普通解雇を実施した理由別にみると、「警告」「是正機会の付与」が高いのは「頻繁な無断欠勤」「職場規律の紊乱」「仕事に必要な能力の欠如」などである。「他の部署への配転打診」が高いのは「健康上の問題」「休職期間の満了」「仕事に必要な能力の欠如」などである。「退職勧奨を実施した」が高いのは、「健康上の問題」「仕事に必要な能力の欠如」「職場規律の紊乱」などとなっている（図表 4-3-11）。

図表 4-3-7：普通解雇を行うこととした理由（複数回答、n=953、単位＝％）



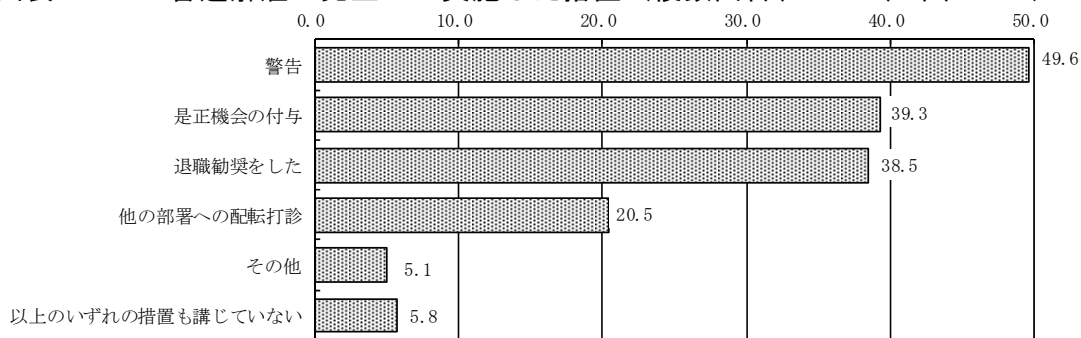
※「普通解雇を実施した」企業を対象に集計。

図表 4-3-8：普通解雇を実施した理由（単位＝％、複数回答）

	n	本人の 非行	頻繁な 無断欠 勤	職場規 律の紊 乱	仕事に 必要な 能力の 欠如	休職期 間の満 了	健康上 の問題	その他	無回答
計	953	30.8	15.0	24.0	28.0	8.7	12.2	4.0	27.7
<産業>									
建設業	73	24.7	11.0	23.3	38.4	2.7	16.4	9.6	24.7
製造業	206	26.7	20.9	20.9	26.2	8.7	11.2	2.4	33.0
情報通信業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業	45	20.0	11.1	11.1	42.2	13.3	11.1	8.9	22.2
運輸業、郵便業	101	31.7	17.8	28.7	23.8	9.9	12.9	3.0	27.7
卸売業、小売業	206	35.0	9.7	22.3	25.2	9.7	11.7	4.4	27.7
サービス業	264	32.6	16.7	29.2	26.9	8.0	12.1	3.8	25.4
<正規従業員規模>									
100人未満	572	27.4	13.8	24.3	31.3	4.7	11.9	4.5	29.5
100～300人未満	249	32.9	18.1	22.5	24.1	10.4	14.5	4.4	26.1
300～1000人未満	78	43.6	17.9	25.6	20.5	24.4	5.1	1.3	17.9
1000人以上	23	43.5	8.7	30.4	17.4	39.1	21.7	0.0	17.4

※「普通解雇を実施した」企業を対象に集計。産業の「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」はn数が少ないためまとめている。産業「その他」はn=21のため割愛。

図表 4-3-9：普通解雇に先立って実施した措置（複数回答、n=953、単位＝％）



※「普通解雇を実施した」企業を対象に集計。

図表 4-3-10：普通解雇に先立つ措置の有無（単位＝％、複数回答）

	n	警告	是正機 会の付 与	他の部 署への 配転打 診	退職勧 奨をし た	その他	以上の いずれ の措置 も講じ ていな い	無回答
計	953	49.6	39.3	20.5	38.5	5.1	5.8	14.4
<産業>								
建設業	73	42.5	41.1	15.1	46.6	8.2	6.8	8.2
製造業	206	49.5	37.4	23.3	34.5	2.9	3.9	18.9
情報通信業・金融業、保険業・不動 産業、物品賃貸業	45	40.0	35.6	20.0	37.8	4.4	11.1	8.9
運輸業、郵便業	101	58.4	43.6	12.9	38.6	5.0	5.0	9.9
卸売業、小売業	206	49.0	36.9	20.9	42.7	6.8	4.4	14.6
サービス業	264	51.5	42.0	22.7	36.4	4.9	6.4	14.0
<正規従業員規模>								
100人未満	572	49.0	38.5	18.5	42.5	5.1	4.5	13.8
100～300人未満	249	54.6	41.8	23.7	32.5	4.0	7.2	13.7
300～1000人未満	78	48.7	38.5	21.8	30.8	9.0	6.4	14.1
1000人以上	23	47.8	39.1	39.1	39.1	4.3	13.0	17.4

※「普通解雇を実施した」企業を対象に集計。産業の「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」はn数が少ないためまとめている。産業「その他」はn=21のため割愛。

図表 4-3-11：普通解雇に先立って実施した措置（単位＝％、複数回答）

	n	警告	是正機 会の付 与	他の部 署への 配転打 診	退職勧 奨をし た	その他	以上の いずれ の措置 も講じ ていな い	無回答
計	953	49.6	39.3	20.5	38.5	5.1	5.8	14.4
<普通解雇を実施した理由>								
本人の非行	294	59.2	41.8	16.7	38.4	4.8	9.9	7.8
頻繁な無断欠勤	143	74.1	59.4	28.0	32.2	2.1	3.5	4.9
職場規律の素乱	229	69.4	56.3	24.9	44.5	3.9	3.1	4.4
仕事に必要な能力の欠如	267	63.7	59.9	32.6	46.8	3.0	1.5	2.2
休職期間の満了	83	51.8	39.8	36.1	30.1	7.2	7.2	4.8
健康上の問題	116	56.0	49.1	37.1	50.0	6.0	5.2	4.3

※「普通解雇を実施した」企業を対象に集計。「普通解雇を実施した理由」は複数回答の設問。

(3)整理解雇の際の措置

①整理解雇の際の措置

整理解雇を実施した企業を対象に、整理解雇にいたる前の回避措置を尋ねたところ、「新卒採用抑制」が38.8%と最も高く、次いで、「不採算部門の縮小・廃止、事業所の閉鎖」

(36.9%)、「配置転換」(36.5%)、「希望退職の募集（早期退職優遇制度含む）」(25.3%)、「残業規制」(23.9%) などとなっている。「解雇回避措置は実施していない」とする企業は 6.5%とわずかである（図表 4-3-12）。

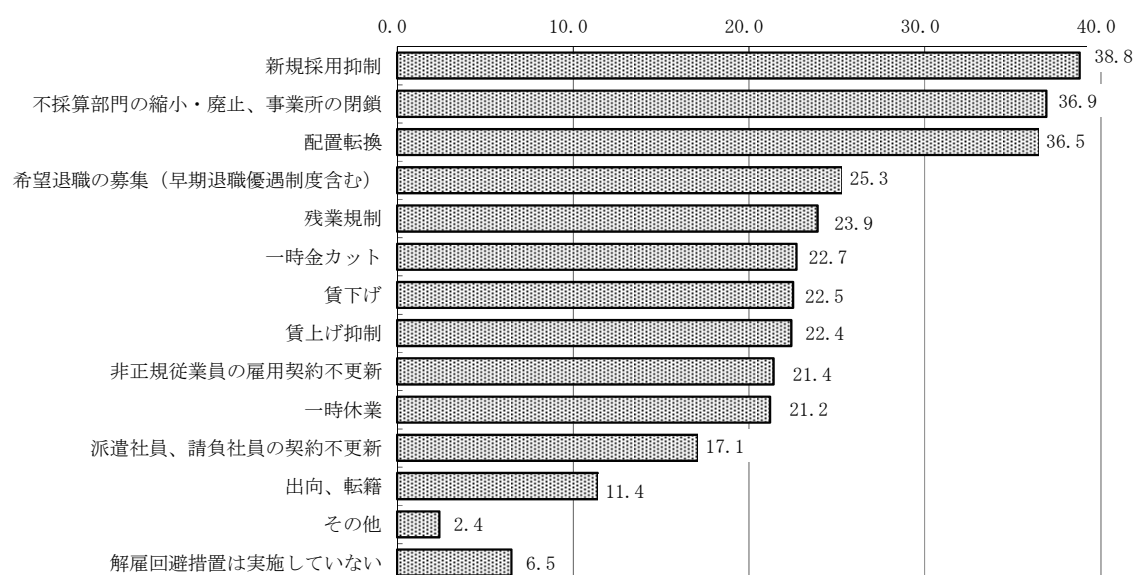
これを産業別にみると、「製造業」では、「新規採用抑制」が 50.0%でもっとも高く、次いで、「一時休業」「残業規制」などとなっている。「卸売業、小売業」では、「不採算部門の縮小・廃止、事業所の閉鎖」が 51.2%でもっとも高く、次いで、「新規採用抑制」「配置転換」などとなっている。「運輸業、郵便業」「サービス業」なども、「配置転換」「不採算部門の縮小・廃止、事業所の閉鎖」「新規採用抑制」の割合が上位にある。

正規従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、解雇回避措置で「配置転換」「希望退職の募集」「残業規制」「非正規従業員の雇用契約不更新」「派遣社員、請負社員の契約不更新」をあげる企業割合が高い。一方、規模が小さいほど「賃下げ」などの割合が高くなっている。「解雇回避措置は実施していない」とする割合も規模が小さいほど高く、「300 人以上」はすべてが何らかの措置を講じている（「300 人以上」の「解雇回避措置は実施していない」は 0%）が、「100 人未満」では 8.6%となっている。過去 5 年間の正規従業員の増減率別にみると、「増減率 20%以上減少」している企業では、5 割以上の企業が、「不採算部門の縮小・廃止、事業所の閉鎖」や「新規採用抑制」を行っている。

非正規従業員規模別にみても、「配置転換」「希望退職の募集」「不採算部門の縮小・廃止、事業所の閉鎖」「非正規従業員の雇用契約不更新」「派遣社員、請負社員の契約不更新」について、規模が大きくなるほどそれらの割合はおおむね高くなる傾向にある。

ここ 5 年間の売上高の変化別にみると、売上高が「低くなっている」企業の 4 割以上が「新規採用抑制」「不採算部門の縮小・廃止、事業所の閉鎖」を行っている（図表 4-3-13）。

図表 4-3-12：整理解雇にいたる前の解雇回避措置（複数回答、n=510、単位＝%）



※「整理解雇を実施した」企業を対象に集計。

図表 4-3-13：整理解雇にいたる前の解雇回避措置（単位＝％、複数回答）

	n	新規採用抑制	配置転換	出向、転籍	一時金カット	賃上げ抑制	賃下げ	一時休業	残業規制	不採算部門の縮小・廃止、事業所の閉鎖	非正規従業員の雇用契約不更新	派遣社員、請負社員の契約不更新	希望退職の募集（早期退職優遇制度含む）	その他	解雇回避措置は実施していない	無回答	
計	510	38.8	36.5	11.4	22.7	22.4	22.5	21.2	23.9	36.9	21.4	17.1	25.3	2.4	6.5	14.2	
産業	<産業>																
	建設業	35	31.4	34.3	8.6	20.0	20.0	31.4	5.7	14.3	28.6	17.1	11.4	14.3	2.9	8.6	11.4
	製造業	164	50.0	31.1	11.6	34.8	26.2	26.2	42.7	42.1	34.8	31.7	30.5	35.4	0.0	7.3	11.0
	情報通信業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業	19	36.8	26.3	5.3	5.3	10.5	21.1	21.1	15.8	26.3	15.8	15.8	15.8	0.0	10.5	10.5
	運輸業、郵便業	42	23.8	45.2	9.5	14.3	11.9	19.0	11.9	7.1	35.7	11.9	14.3	21.4	4.8	7.1	19.0
	卸売業、小売業	86	43.0	38.4	12.8	19.8	24.4	20.9	4.7	20.9	51.2	20.9	7.0	17.4	3.5	2.3	15.1
	サービス業	136	31.6	41.9	10.3	18.4	22.1	18.4	14.0	15.4	35.3	13.2	11.0	24.3	3.7	5.9	18.4
正規従業員関連	<正規従業員規模>																
	100人未満	337	38.6	30.3	9.5	23.1	23.1	24.6	20.5	23.1	35.6	17.2	14.5	21.1	2.4	8.6	12.2
	100～300人未満	115	44.3	46.1	16.5	24.3	23.5	19.1	25.2	26.1	42.6	30.4	22.6	32.2	2.6	2.6	25.0
	300人以上	38	36.8	57.9	15.8	21.1	18.4	10.5	15.8	26.3	39.5	34.2	26.3	47.4	2.6	0.0	15.8
	<過去5年間の正規従業員の増減率>																
	増減率20％以上減少	134	51.5	34.3	9.0	32.8	31.3	33.6	25.4	25.4	53.0	21.6	20.1	34.3	3.0	5.2	9.7
	増減率±20％未満の範囲・20％以上増加	346	35.8	38.4	13.0	20.2	19.9	18.2	19.9	24.6	32.4	21.7	16.2	23.1	2.3	6.6	15.3
非正規従業員関連	<非正規従業員規模>																
	0人	83	37.3	27.7	10.8	22.9	24.1	30.1	19.3	18.1	33.7	9.6	9.6	22.9	2.4	10.8	16.9
	1～49人	254	42.1	33.5	11.8	26.8	20.1	23.2	24.0	26.8	35.4	23.2	19.3	25.6	3.1	5.9	13.8
	50～99人	65	38.5	40.0	10.8	16.9	24.6	13.8	21.5	24.6	35.4	23.1	18.5	18.5	1.5	7.7	10.8
	100～299人	53	34.0	43.4	7.5	18.9	28.3	18.9	15.1	24.5	49.1	20.8	15.1	28.3	1.9	5.7	17.0
	300人以上	35	40.0	57.1	20.0	17.1	28.6	17.1	14.3	17.1	48.6	37.1	22.9	42.9	0.0	0.0	17.1
売上	<過去5年間の非正規従業員の増減率>																
	増減率20％以上減少	95	49.5	45.3	13.7	37.9	33.7	23.2	34.7	31.6	44.2	29.5	31.6	31.6	2.1	2.1	7.4
	増減率±20％未満の範囲・20％以上増加	317	38.2	36.3	11.0	19.2	20.5	22.1	17.4	23.7	37.9	21.8	14.8	26.5	2.5	6.6	14.2
	<ここ5年間の売上高の変化>																
	高くなっている・ほぼ同じ	162	30.2	37.0	11.7	17.3	14.2	15.4	14.8	19.1	29.6	19.1	16.0	19.8	3.1	6.8	22.8
	低くなっている	323	44.9	36.5	12.1	26.6	27.2	25.7	25.1	27.2	41.8	22.6	17.6	28.8	2.2	5.9	10.2
労使協議	<労働組合の有無>																
	労働組合がある	83	48.2	43.4	12.0	39.8	28.9	28.9	26.5	24.1	45.8	34.9	26.5	49.4	2.4	2.4	13.3
	労働組合がない	408	38.0	34.8	11.5	19.6	21.6	20.8	20.3	24.5	35.8	18.6	15.4	20.8	2.5	7.4	15.0
	<労使協議機関の設定>																
	設定されている	193	41.5	36.3	13.5	27.5	23.3	22.3	24.9	27.5	40.9	23.8	21.2	37.8	2.6	3.1	15.5
	設定されていない	294	37.8	36.1	10.5	20.1	22.1	22.1	18.7	22.4	35.0	19.4	14.6	18.4	2.4	8.8	14.3
	<労組・労使協議機関の有無>																
	労働組合・労使協議機関両方あり	62	48.4	43.5	14.5	37.1	27.4	22.6	25.8	25.8	46.8	38.7	30.6	53.2	1.6	1.6	12.9
	労働組合のみあり	21	47.6	42.9	4.8	47.6	33.3	47.6	28.6	19.0	42.9	23.8	14.3	38.1	4.8	4.8	14.3
労使協議機関のみあり	128	38.3	32.8	13.3	21.9	21.1	21.9	24.2	28.9	38.3	17.2	17.2	30.5	3.1	3.9	17.2	
	いずれもない	271	37.3	35.4	10.7	18.1	21.4	20.3	18.1	22.9	34.3	18.8	14.8	17.0	2.2	9.2	14.4

※「整理解雇を実施した」企業を対象に集計。産業の「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」はn数が少ないためまとめている。産業「その他」はn=8のため割愛。

②整理解雇を実施した際の特別な措置

整理解雇の対象者に対する特別な措置については、「退職金の割り増し」の割合が 34.3%でもっとも高く、次いで、「再就職先のあっせん」(24.3%)、「退職前の特別休暇の付与」(19.0%)、「人材紹介機関への委託」(7.1%) などとなっている。「いずれの措置も実施していない」企業は 24.7%である。

これを正規従業員規模別にみると、「300 人以上」では、「退職金の割り増し」が 34.2%、「再就職先のあっせん」が 31.6%、「人材紹介機関への委託」が 21.1%となっている。また、「いずれの措置も実施していない」とする企業割合は規模が小さいほどおおむね高く、とくに「100 人未満」で 26.7%と高くなっている。

労働組合の有無別にみると、労働組合のない企業に比べ、労働組合のある企業のほうが「退

職金の割り増し」「再就職先のあっせん」などの割合が高くなっている。労使協議機関の設定別にみても、労使協機関が設定されている企業のほうが、「退職金の割り増し」などの割合が高い。

解雇回避措置としての希望退職の募集の有無別にみると、「希望退職の募集なし」に比べ、「希望退職の募集あり」とする企業のほうが「退職金の割り増し」「人材紹介機関への委託」「再就職先のあっせん」などの割合が高くなっている。とくに「退職金の割り増し」は「希望退職の募集なし」に比べ、「希望退職の募集あり」とする企業のほうが 38.4 ポイント高くなっている（図表 4-3-14）。

図表 4-3-14：整理解雇の対象者に対する特別な措置（単位＝％、複数回答）

	n	退職金の割り増し	退職前の特別休暇の付与	再就職先のあっせん	人材紹介機関への委託	その他	いずれの措置も実施していない	無回答
計	510	34.3	19.0	24.3	7.1	4.5	24.7	13.1
＜産業＞								
建設業	35	31.4	20.0	34.3	8.6	0.0	34.3	8.6
製造業	164	38.4	21.3	22.0	7.9	4.9	29.9	7.9
情報通信業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業	19	26.3	15.8	15.8	5.3	10.5	26.3	10.5
運輸業、郵便業	42	31.0	19.0	28.6	2.4	4.8	14.3	19.0
卸売業、小売業	86	39.5	15.1	18.6	8.1	3.5	22.1	15.1
サービス業	136	30.9	19.1	25.7	7.4	3.7	24.3	16.2
＜正規従業員規模＞								
100人未満	337	32.0	19.9	24.0	5.0	5.0	26.7	11.6
100～300人未満	115	45.2	19.1	25.2	9.6	4.3	18.3	11.3
300人以上	38	34.2	15.8	31.6	21.1	0.0	18.4	26.3
＜過去5年間の正規従業員の増減率＞								
増減率20％以上減少	134	40.3	20.9	32.8	10.4	6.7	22.4	6.0
増減率±20％未満の範囲・20％以上増加	346	33.5	19.1	22.5	6.4	3.8	24.6	14.5
＜ここ5年間の売上高の変化＞								
高くなっている・ほぼ同じ	162	27.8	17.3	22.8	7.4	4.3	27.2	21.0
低くなっている	323	38.1	20.7	25.1	7.4	4.6	23.8	8.4
＜労働組合の有無＞								
労働組合がある	83	53.0	18.1	28.9	16.9	1.2	15.7	10.8
労働組合がない	408	31.4	19.4	23.8	5.4	5.1	26.0	13.2
＜労使協議機関の設定＞								
設定されている	193	45.6	21.2	26.4	9.8	3.1	16.1	14.5
設定されていない	294	27.2	17.3	23.8	5.4	5.4	30.3	11.9
＜労組・労使協議機関の有無＞								
労働組合・労使協議機関両方あり	62	59.7	21.0	30.6	19.4	1.6	9.7	11.3
労働組合のみあり	21	33.3	9.5	23.8	9.5	0.0	33.3	9.5
労使協議機関のみあり	128	39.1	21.1	24.2	5.5	3.9	18.8	16.4
いずれもない	271	26.9	17.7	23.6	5.2	5.9	29.9	12.2
＜希望退職の募集の有無＞								
希望退職の募集なし	305	27.5	21.0	23.3	3.9	5.2	35.1	2.0
希望退職の募集あり	129	65.9	22.5	35.7	17.8	4.7	11.6	0.8

※「整理解雇を実施した」企業を対象に集計。産業の「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」はn数が少ないためまとめている。産業「その他」はn=8のため割愛。

③退職金の割り増し状況

次に、「退職金の割り増し」を講じた企業を対象に割り増し状況を尋ねたところ、「賃金の半年分程度を加算」が 25.7%でもっとも高く、次いで「賃金の数ヵ月分を加算」（21.1%）、

「定年退職時の退職金水準を保証」（12.6%）、「賃金の1年分程度を加算」（11.4%）、「賃金の2～3年分程度を加算」（4.0%）などとなっている⁶。

「賃金の半年分以上加算」（「賃金の半年分程度を加算」「賃金の1年分程度を加算」「賃金の2～3年分程度を加算」「それ以上」の合計）について、正規従業員規模別にみると、「100人未満」（33.4%）に比べ、「100～300人未満」（48.0%）、「300人以上」（76.9%）の企業のほうが割合が高くなっている。

過去5年間の正規従業員の増減率別にみると、「増減率±20%未満の範囲・20%以上増加」に比べ、「増減率20%以上減少」のほうが、「賃金の半年分以上加算」の割合が低い。また、ここ5年間の売上高の変化別にみると、売上高が「高くなっている・ほぼ同じ」とする企業に比べ、「低くなっている」とする企業のほうが、「賃金の半年分以上加算」の割合が低い。

労働組合の有無別にみると、労働組合がない企業に比べ、労働組合がある企業のほうが、「賃金の半年分以上加算」の割合が高い。労使協議機関の設定別にみても、労使協議機関の設定がされていない企業に比べて、設定されている企業のほうが、「賃金の半年分以上加算」の割合が高くなっている。

解雇回避措置としての希望退職の募集の有無別にみると、「希望退職の募集なし」に比べ、「希望退職の募集あり」とする企業のほうが「賃金の半年分以上加算」の割合は27.9ポイント高くなっている（図表4-3-15）。

図表 4-3-15：整理解雇の措置での退職金の割り増しの状況（単位＝％）

	n	定年退職時の退職金水準を保証	賃金の数ヵ月分を加算	賃金の半年分程度を加算	賃金の1年分程度を加算	賃金の2～3年分程度を加算	それ以上	その他	無回答	賃金の半年分以上加算
計	175	12.6	21.1	25.7	11.4	4.0	0.0	21.7	3.4	41.1
＜正規従業員規模＞										
100人未満	108	14.8	27.8	17.6	13.0	2.8	0.0	21.3	2.8	33.4
100～300人未満	52	11.5	7.7	40.4	3.8	3.8	0.0	26.9	5.8	48.0
300人以上	13	0.0	23.1	30.8	30.8	15.4	0.0	0.0	0.0	76.9
＜過去5年間の正規従業員の増減率＞										
増減率20%以上減少	54	11.1	25.9	20.4	11.1	3.7	0.0	24.1	3.7	35.2
増減率±20%未満の範囲・20%以上増加	116	13.8	19.0	28.4	11.2	4.3	0.0	19.8	3.4	44.0
＜ここ5年間の売上高の変化＞										
高くなっている・ほぼ同じ	45	13.3	15.6	26.7	15.6	6.7	0.0	20.0	2.2	48.9
低くなっている	123	12.2	22.8	26.0	9.8	3.3	0.0	22.0	4.1	39.1
＜労働組合の有無＞										
労働組合がある	44	13.6	18.2	27.3	15.9	6.8	0.0	15.9	2.3	50.0
労働組合がない	128	12.5	21.9	25.0	10.2	3.1	0.0	23.4	3.9	38.3
＜労使協議機関の設定＞										
設定されている	88	10.2	20.5	26.1	10.2	8.0	0.0	21.6	3.4	44.3
設定されていない	80	13.8	22.5	25.0	13.8	0.0	0.0	21.3	3.8	38.8
＜希望退職の募集の有無＞										
希望退職の募集なし	84	17.9	23.8	21.4	6.0	1.2	0.0	25.0	4.8	28.6
希望退職の募集あり	85	5.9	18.8	31.8	17.6	7.1	0.0	16.5	2.4	56.5

※整理解雇の対象者に対して退職金の割り増しをした企業を対象に集計。「賃金の半年分以上加算」は、「賃金の半年分程度を加算」「賃金の1年分程度を加算」「賃金の2～3年分程度を加算」「それ以上」の合計。

⁶ 「賃金の数ヵ月分を加算」は調査票の選択肢にはなかったが、「その他」の自由記述内容から数ヵ月分に相当するものについて、アフターコーディングし選択肢化している。

(4)普通解雇と整理解雇の手続き

①解雇の通告時期

解雇の通告をどのくらい前に本人に伝えたか（解雇通告時期）については、普通解雇は、「1ヵ月程度前」の割合が47.5%と最も高く、次いで、「1ヵ月超～2ヵ月程度前」(22.4%)、「1週間以内前」(9.8%)などとなっている。一方、整理解雇は「1ヵ月程度前」が34.7%と最も高く、次いで、「1ヵ月超～2ヵ月程度前」(34.1%)、「3ヵ月程度～4ヵ月程度前」(13.3%)などとなっている。「1ヵ月以内」(「1週間以内前」「1週間超～2週間程度前」「3週間程度前」「1ヵ月程度前」の合計)は、普通解雇が65.2%、整理解雇が37.3%となっており、普通解雇のほうが「1ヵ月以内」の割合が高くなっている(図表4-3-16)。

これを正規従業員規模別にみると、「1ヵ月以内」の割合は、普通解雇は、いずれの規模でも6割程度となっているが、整理解雇では、規模が小さくなるほどその割合は高くなっている(図表4-3-17)。

図表 4-3-16：解雇通告時期（単位＝％）

	n	1週間以内前	1週間超～2週間程度前	3週間程度前	1ヵ月程度前	1ヵ月超～2ヵ月程度前	3ヵ月程度～4ヵ月程度前	5ヵ月程度～6ヵ月程度前	6ヵ月より前	無回答	1ヵ月以内
普通解雇	953	9.8	4.9	3.0	47.5	22.4	3.6	0.5	1.0	7.2	65.2
整理解雇	510	1.6	0.4	0.6	34.7	34.1	13.3	1.2	3.7	10.4	37.3

※普通解雇については、ここ5年間で「普通解雇を実施した企業」を対象に集計。整理解雇については、ここ5年間で「整理解雇を実施した企業」を対象に集計。「1ヵ月以内」は「1週間以内前」「1週間超～2週間程度前」「3週間程度前」「1ヵ月程度前」の合計。

図表 4-3-17：解雇通告時期（単位＝％）

	n	1週間以内前	1週間超～2週間程度前	3週間程度前	1ヵ月程度前	1ヵ月超～2ヵ月程度前	3ヵ月程度～4ヵ月程度前	5ヵ月程度～6ヵ月程度前	6ヵ月より前	無回答	1ヵ月以内
計	953	9.8	4.9	3.0	47.5	22.4	3.6	0.5	1.0	7.2	65.2
普通解雇											
<正規従業員規模>											
100人未満	572	9.8	4.5	3.3	49.3	20.8	3.5	0.3	0.7	7.7	66.9
100～300人未満	249	11.2	6.4	2.4	42.6	23.7	4.0	0.8	1.6	7.2	62.6
300人以上	101	5.9	5.0	3.0	50.5	26.7	4.0	0.0	1.0	4.0	64.4
計	510	1.6	0.4	0.6	34.7	34.1	13.3	1.2	3.7	10.4	37.3
整理解雇											
<正規従業員規模>											
100人未満	337	2.1	0.3	0.6	37.1	33.5	13.1	0.9	2.4	10.1	40.1
100～300人未満	115	0.9	0.9	0.9	28.7	35.7	16.5	1.7	6.1	8.7	31.4
300人以上	38	0.0	0.0	0.0	28.9	36.8	7.9	2.6	7.9	15.8	28.9

※普通解雇については、ここ5年間で「普通解雇を実施した企業」を対象に集計。整理解雇については、ここ5年間で「整理解雇を実施した企業」を対象に集計。「1ヵ月以内」は「1週間以内前」「1週間超～2週間程度前」「3週間程度前」「1ヵ月程度前」の合計。

②解雇に当たっての手続き

解雇に当たっての手続きは、普通解雇、整理解雇ともに「解雇理由の明示」「解雇日の明示」を実施した割合が8割程度と高く、次いで「従業員本人からの意見聴取」「退職金の額

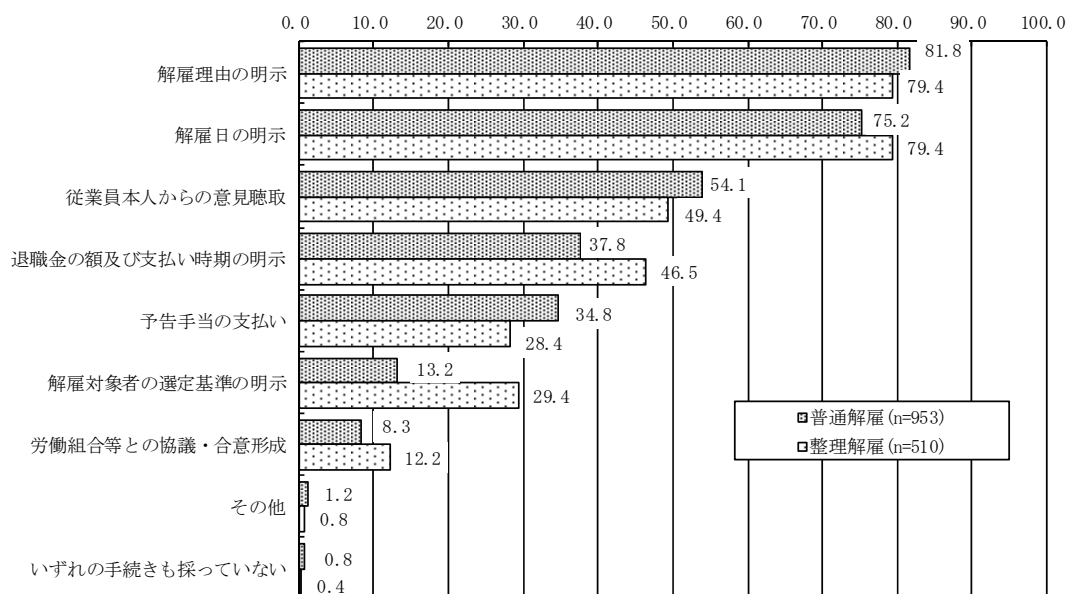
及び支払い時期の明示」などとなっている（図表 4-3-18）。

これを正規従業員規模別にみると、普通解雇では、規模が大きくなるほど、「解雇理由の明示」「解雇日の明示」「退職金の額及び支払い時期の明示」「労働組合等との協議・合意形成」などの割合が高くなっている。一方、整理解雇では、規模が大きくなるほど、「解雇対象者の選定基準明示」「労働組合等との協議・合意形成」の割合が高くなっている（図表 4-3-19）。

「労働組合等との協議・合意形成」について、労働組合の有無別にみると、その割合は、普通解雇では労働組合のある企業で 39.9%となっており、整理解雇では労働組合のある企業で 53.0%となっている。労使協議機関の設定別にみると、その割合は、普通解雇では労使協議機関を設定している企業で 16.3%となっており、整理解雇では労使協議機関を設定している企業で 24.9%となっている。

そこで、労働組合・労使協議制の有無別にみると、普通解雇では「労働組合等との協議・合意形成」の割合は、「労働組合・労使協議機関両方あり」で 47.1%ともっとも高くなっており、次いで、「労働組合のみあり」が 21.7%、「労使協議機関のみあり」2.9%となっており、「いずれもない」では 0.8%ともっとも低くなっている。一方、整理解雇では「労働組合等との協議・合意形成」の割合は、「労働組合・労使協議機関両方あり」で 56.5%ともっとも高くなっており、次いで、「労働組合のみあり」が 42.9%、「労使協議機関のみあり」10.2%となっており、「いずれもない」では 1.8%ともっとも低くなっている（図表 4-3-20）。

図表 4-3-18：解雇に当たっての手続き（単位＝%、複数回答）



※普通解雇については、ここ5年間で「普通解雇を実施した企業」を対象に集計。整理解雇については、ここ5年間で「整理解雇を実施した企業」を対象に集計。

図表 4-3-19：解雇に当たっての手続き（複数回答、単位＝％）

	n	解雇理由の明示	解雇日の明示	退職金の額及び支払い時期の明示	解雇対象者の選定基準の明示	従業員本人からの意見聴取	予告手当の支払い	労働組合等との協議・合意形成	その他	いずれの手続きも採っていない	無回答
計	953	81.8	75.2	37.8	13.2	54.1	34.8	8.3	1.2	0.8	7.6
普通解雇											
＜正規従業員規模＞											
100人未満	572	80.6	72.6	34.1	12.6	51.0	36.2	4.9	0.5	1.0	8.0
100～300人未満	249	82.3	75.5	41.8	12.0	59.4	30.1	10.4	2.0	0.4	7.6
300人以上	101	90.1	87.1	43.6	20.8	59.4	38.6	24.8	2.0	0.0	4.0
計	510	79.4	79.4	46.5	29.4	49.4	28.4	12.2	0.8	0.4	11.2
整理解雇											
＜正規従業員規模＞											
100人未満	337	81.3	80.4	43.6	28.5	49.3	29.1	8.6	0.9	0.6	9.8
100～300人未満	115	74.8	76.5	55.7	32.2	53.0	27.8	17.4	0.9	0.0	12.2
300人以上	38	78.9	78.9	50.0	36.8	47.4	28.9	34.2	0.0	0.0	15.8

※普通解雇については、ここ5年間で「普通解雇を実施した企業」を対象に集計。整理解雇については、ここ5年間で「整理解雇を実施した企業」を対象に集計。

図表 4-3-20：解雇に当たっての手続き（複数回答、単位＝％）

	n	解雇理由の明示	解雇日の明示	退職金の額及び支払い時期の明示	解雇対象者の選定基準の明示	従業員本人からの意見聴取	予告手当の支払い	労働組合等との協議・合意形成	その他	いずれの手続きも採っていない	無回答
普通解雇・計	953	81.8	75.2	37.8	13.2	54.1	34.8	8.3	1.2	0.8	7.6
＜労働組合の有無＞											
労働組合がある	168	79.2	74.4	43.5	19.6	50.0	26.8	39.9	2.4	1.2	10.7
労働組合がない	761	82.4	75.0	35.7	11.7	54.9	36.4	1.6	0.8	0.8	6.8
＜労使協議機関の設定＞											
設定されている	400	81.8	75.0	41.0	17.8	59.0	32.3	16.3	1.5	0.3	8.0
設定されていない	523	81.6	74.4	34.2	9.9	50.5	36.7	2.7	0.8	1.3	7.3
＜労組・労使協議機関の有無＞											
労働組合・労使協議機関両方あり	121	78.5	71.9	40.5	22.3	52.9	26.4	47.1	2.5	0.0	11.6
労働組合のみあり	46	80.4	80.4	50.0	13.0	43.5	26.1	21.7	2.2	4.3	8.7
労使協議機関のみあり	277	83.0	76.2	40.8	15.2	61.4	34.7	2.9	1.1	0.4	6.5
いずれもない	475	81.7	73.9	32.8	9.7	50.9	37.7	0.8	0.6	1.1	7.2
整理解雇・計	510	79.4	79.4	46.5	29.4	49.4	28.4	12.2	0.8	0.4	11.2
＜労働組合の有無＞											
労働組合がある	83	72.3	79.5	66.3	43.4	53.0	31.3	53.0	0.0	0.0	13.3
労働組合がない	408	80.9	79.4	42.4	27.2	49.3	28.2	4.4	1.0	0.5	10.5
＜労使協議機関の設定＞											
設定されている	193	78.8	77.2	57.5	38.9	55.4	28.5	24.9	0.5	0.5	13.5
設定されていない	294	79.3	80.3	38.8	24.1	44.9	27.9	4.8	0.7	0.3	9.9
＜労組・労使協議機関の有無＞											
労働組合・労使協議機関両方あり	62	72.6	77.4	69.4	50.0	56.5	29.0	56.5	0.0	0.0	14.5
労働組合のみあり	21	71.4	85.7	57.1	23.8	42.9	38.1	42.9	0.0	0.0	9.5
労使協議機関のみあり	128	81.3	77.3	51.6	33.6	55.5	28.9	10.2	0.8	0.8	13.3
いずれもない	271	80.1	80.1	37.3	24.4	45.4	27.3	1.8	0.7	0.4	9.6

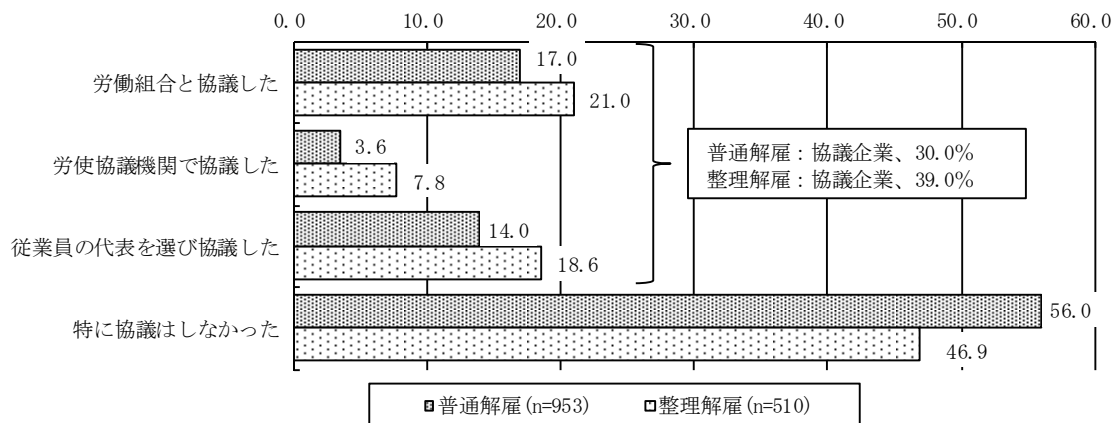
※普通解雇については、ここ5年間で「普通解雇を実施した企業」を対象に集計。整理解雇については、ここ5年間で「整理解雇を実施した企業」を対象に集計。

③解雇における労働組合等との協議と紛争の有無

労働組合や従業員代表との協議状況では、普通解雇では「特に協議はしなかった」とする割合が 56.0%となっており、「労働組合と協議した」(17.0%)、「従業員の代表を選び協議した」(14.0%)、「労使協議機関で協議した」(3.6%)となっている。整理解雇では「特に協議はしなかった」とする割合が 46.9%となっており、「労働組合と協議した」(21.0%)、「従業員の代表を選び協議した」(18.6%)、「労使協議機関で協議した」(7.8%)となっている(図表 4-3-21。参考として、正規従業員規模別、労働組合の有無別などをみたものとして図表 4-3-22)。

「労働組合と協議した」企業を対象に、意見が異なり紛争になったかを尋ねたところ、紛争に「なった」とする割合は、普通解雇が10.5%、整理解雇が14.0%となっている(図表4-3-23)。

図表 4-3-21：解雇の際の労働組合等との協議状況（単位＝%、複数回答）



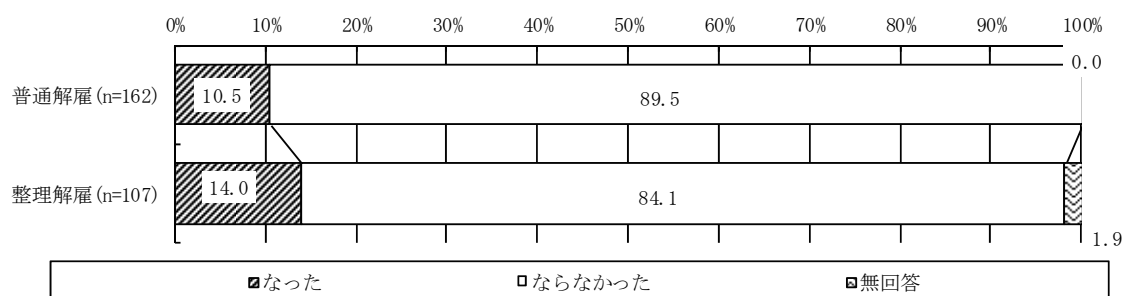
※普通解雇については、ここ5年間で「普通解雇を実施した企業」を対象に集計。整理解雇については、ここ5年間で「整理解雇を実施した企業」を対象に集計。「協議企業」は、「労働組合と協議した」「労使協議機関で協議した」「従業員の代表を選び協議した」のいずれかを選択した企業のこと。

図表 4-3-22：解雇の際の労働組合等との協議状況（単位＝%、複数回答）

	普通解雇						整理解雇					
	n	労働組合と協議した	労使協議機関で協議した	従業員の代表を選び協議した	特に協議はしなかった	無回答	n	労働組合と協議した	労使協議機関で協議した	従業員の代表を選び協議した	特に協議はしなかった	無回答
計	953	17.0	3.6	14.0	56.0	14.0	510	21.0	7.8	18.6	46.9	14.1
<正規従業員規模>												
100人未満	572	15.9	3.1	13.6	57.5	14.2	337	20.5	8.0	18.1	48.1	13.6
100～300人未満	249	12.9	3.6	19.3	53.8	15.7	115	14.8	7.8	27.8	47.0	13.0
300人以上	101	7.9	6.9	33.7	47.5	8.9	38	18.4	10.5	31.6	31.6	15.8
<労働組合の有無>												
労働組合がある	168	53.6	7.1	9.5	31.0	9.5	83	68.7	12.0	12.0	13.3	9.6
労働組合がない	761	9.1	2.9	14.8	61.4	15.0	408	11.8	7.1	19.9	53.9	14.5
<労使協議機関の設定>												
設定されている	400	27.5	6.3	19.8	43.5	11.8	193	36.3	13.0	24.4	27.5	13.0
設定されていない	523	9.8	1.7	9.6	65.2	15.3	294	11.9	4.8	15.6	58.5	14.3
<労働組合・労使協議機関の有無>												
労働組合・労使協議機関両方あり	121	62.0	9.9	7.4	24.0	9.9	62	72.6	14.5	6.5	11.3	9.7
労働組合のみあり	46	32.6	0.0	15.2	47.8	8.7	21	57.1	4.8	28.6	19.0	9.5
労使協議機関のみあり	277	12.3	4.7	24.5	52.3	12.6	128	19.5	11.7	32.8	35.2	14.8
いずれもない企業	475	7.4	1.9	9.1	66.9	16.0	271	8.1	4.8	14.4	62.0	14.4

※普通解雇については、ここ5年間で「普通解雇を実施した企業」を対象に集計。整理解雇については、ここ5年間で「整理解雇を実施した企業」を対象に集計。

図表 4-3-23：労働組合と協議した場合の紛争の有無



※普通解雇については、「普通解雇を実施した企業」のうち、労働組合と協議している企業を対象に集計。整理解雇については、「整理解雇を実施した企業」のうち、労働組合と協議している企業を対象に集計。

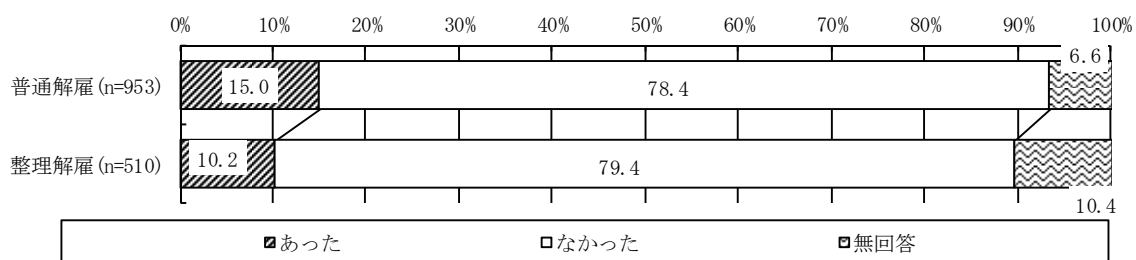
④解雇した従業員との紛争の状況

解雇した従業員との間での紛争状況については、紛争が「あった」とする企業は、普通解雇で15.0%、整理解雇で10.2%となっており、普通解雇のほうがわずかに割合は高い(図表4-3-24)。

紛争があったとする企業を対象に、解雇した従業員との間の紛争の解決の状況を尋ねたところ、普通解雇では、「本人との話し合いで解決」が45.5%と最も高く、次いで、「外部の紛争解決機関で解決」(22.4%)、「裁判で解決」(18.2%)、「労働審判制で解決」(10.5%)などとなっている。「解決できていない」も7.0%あった。一方、整理解雇では、「本人との話し合いで解決」が53.8%と最も高く、次いで「裁判で解決」(23.1%)、「外部の紛争解決機関で解決」(21.2%)、「労働審判制で解決」(7.7%)などとなっている(図表4-3-25)。

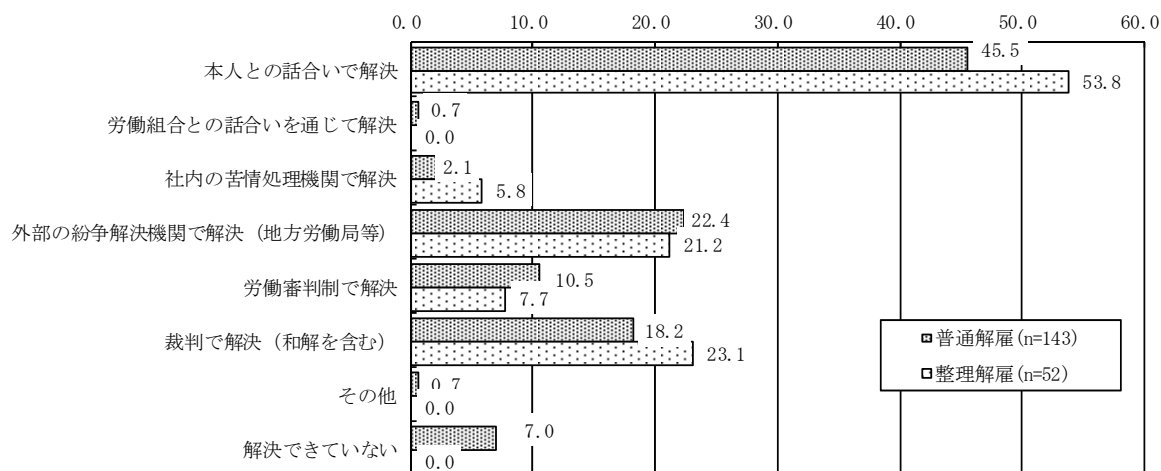
次に、紛争解決のための特別な措置については、普通解雇、整理解雇ともに、「解決金の支払い」の割合が最も高い(それぞれ44.1%、55.8%)。そのほか、普通解雇で、約2割(20.3%)が「退職理由の変更」をあげている。「いずれの措置もしていない」企業は、普通解雇で25.2%、整理解雇で17.3%となっている(図表4-3-26)。

図表 4-3-24：解雇した従業員との紛争の有無



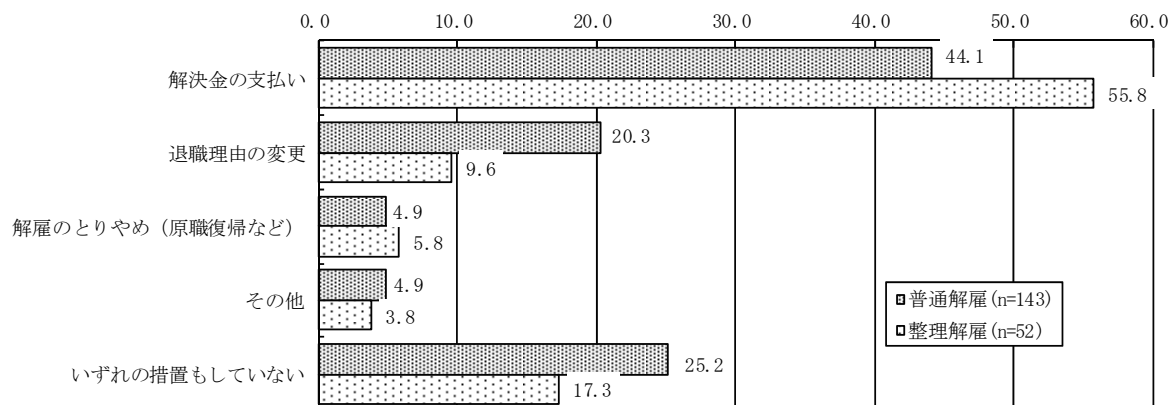
※普通解雇については、「普通解雇を実施した企業」を対象に集計。整理解雇については、「整理解雇を実施した企業」を対象に集計。

図表 4-3-25：解雇をめぐって従業員との間の紛争の解決状況（複数回答、単位＝%）



※普通解雇については、「普通解雇を実施した企業」のうち、解雇した従業員との間で紛争が「あった」企業を対象に集計。整理解雇については、「整理解雇を実施した企業」のうち、解雇した従業員との間で紛争が「あった」企業を対象に集計。

図表 4-3-26: 解雇をめぐって従業員との間の解決のための特別の措置(複数回答、単位=%)



※普通解雇については、「普通解雇を実施した企業」のうち、解雇した従業員との間で紛争が「あった」企業を対象に集計。
 整理解雇については、「整理解雇を実施した企業」のうち、解雇した従業員との間で紛争が「あった」企業を対象に集計。

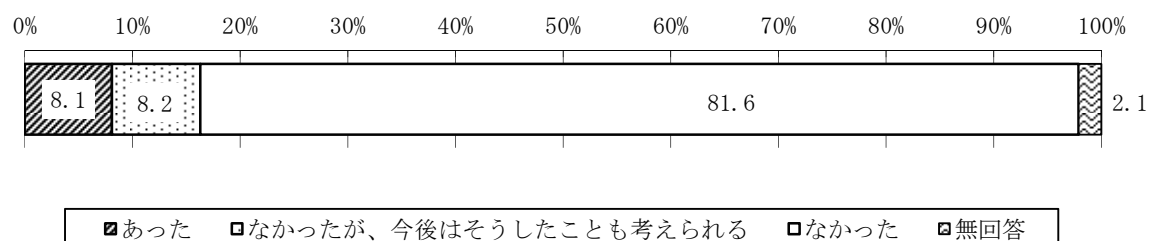
4. 退職の可能性を説明したうえでの労働条件の変更

ここ5年間で、労働条件の変更を受け入れなければ退職を余儀なくされることを説明して、労働条件を変更したことがあるかどうか⁷については(新たな労働条件で新しい労働契約を結び直す場合を含む)、「あった」とする企業が8.1%であり、「なかったが、今後はそうしたことも考えられる」が8.2%、「なかった」が81.6%となっている(図表4-4-1)。

「あった」とする企業を対象に、労働条件変更の際の当該従業員の対応については、「異議なく変更を受け入れた」が69.7%、「異議を述べたが結局変更を受け入れた」が23.2%となっており、「変更を受け入れず退職した」とする企業割合は30.1%となっている(図表4-4-2)。

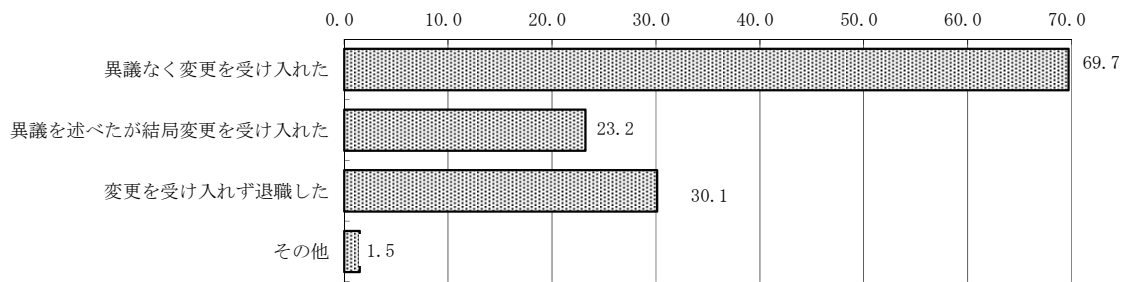
変更した労働条件の内容については、「賃金」が54.4%ともっとも高く、次いで「就業場所(転勤など)」(35.5%)、「労働時間」(25.7%)、「職種」(23.7%)などとなっている(図表4-4-3)。

図表 4-4-1: ここ5年間で退職の可能性を説明したうえでの労働条件の変更の状況(n=5964)



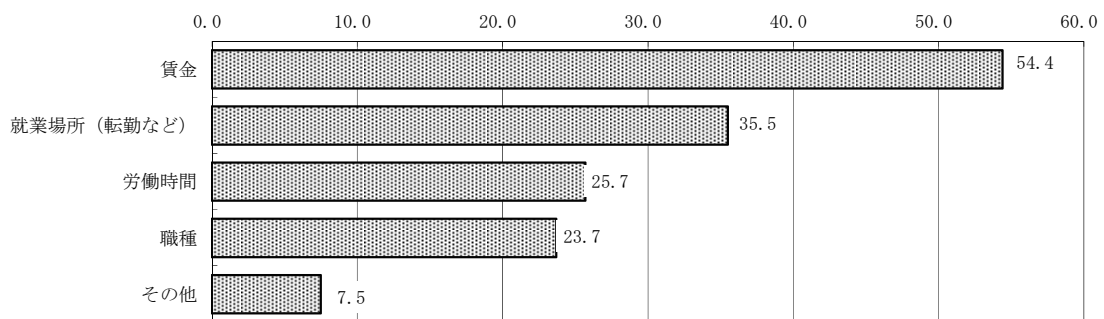
⁷ 本設問は、いわゆる「変更解約告知」を意図した設問であるが、「変更解約告知」という用語が回答企業にとって難解である可能性が高いため、アンケート調査票上では当該用語を使用していない。

図表 4-4-2：労働条件変更の際の当該従業員の対応（複数回答、n=482、単位＝％）



※ここ5年間で退職を余儀なくされることを説明しつつ、労働条件の変更をしたことについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。

図表 4-4-3：労働条件変更の内容（複数回答、n=482、単位＝％）



※ここ5年間で退職を余儀なくされることを説明しつつ、労働条件の変更をしたことについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。

5. 退職後の従業員に課せられる義務（競業避止義務等）の取り決め

5-1. 退職後の従業員に課せられる義務の取り決め

退職していく従業員に課せられる義務の取り決めについては、3社に1社（33.4％）が「退職後に義務を課すような取り決めはない」と回答している。具体的な取り決め内容では、「秘密保持義務」が63.6％ともっとも高く、次いで「退職後も社の名誉を傷つけるようなことは行わない（以下、「名誉毀損避止義務」と略す）」が28.8％、「競業避止義務」が21.6％などとなっている。

産業別にみると、「競業避止義務」の割合は「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」「卸売業、小売業」などで高い。「秘密保持義務」は「金融業、保険業」「情報通信業」などで高く、「名誉毀損避止義務」も「情報通信業」「金融業、保険業」などで高い。

正規従業員規模別でみると、規模が大きいほど「秘密保持義務」「競業避止義務」の割合が高い（図表 4-5-1）。

図表 4-5-1：退職していく従業員に対する義務の取り決め（単位＝％、複数回答）

	n	退職後に 義務を課 すような 取り決め はない	競業避止 義務	秘密保持 義務	退職後も 貴社の名 誉を傷つ けるよう なことは 行わない	その他	無回答	何らかの 義務の取 り決めが ある企業
計	5964	33.4	21.6	63.6	28.8	0.7	2.3	64.3
<産業>								
建設業	422	37.0	22.5	60.0	28.7	1.2	1.4	61.6
製造業	1516	39.8	23.4	57.7	26.3	0.4	1.9	58.3
情報通信業	194	10.3	29.4	88.7	40.7	1.5	1.0	88.7
運輸業、郵便業	556	52.3	14.4	43.9	23.4	0.0	3.4	44.3
卸売業、小売業	1033	27.2	27.3	69.8	32.5	0.4	2.0	70.8
金融業、保険業	50	2.0	20.0	98.0	38.0	0.0	0.0	98.0
不動産業、物品賃貸業	59	33.9	28.8	66.1	30.5	0.0	0.0	66.1
サービス業	1786	28.8	17.8	68.4	29.1	1.0	2.2	69.0
その他	149	30.9	18.1	62.4	26.8	2.0	6.0	63.1
<正規従業員規模>								
100人未満	3828	36.5	20.1	60.2	28.2	0.7	2.5	61.0
100～300人未満	1466	30.5	24.4	66.9	29.5	0.8	2.0	67.5
300～1000人未満	360	17.8	26.4	80.8	31.1	0.8	0.6	81.6
1000人以上	76	6.6	30.3	92.1	26.3	2.6	1.3	92.1

※「何らかの義務の取り決めがある企業」は、「競業避止義務」「秘密保持義務」「退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わない」「その他」のいずれかを選択した企業のこと。

5-2. 退職後の従業員に課せられる義務の取り決めの規定形式

「秘密保持義務」「競業避止義務」「名誉毀損避止義務」の取り決めがある企業を対象に、取り決めの形式を尋ねたところ、「競業避止義務」「秘密保持義務」「名誉毀損避止義務」のいずれも、「就業規則」で定めている割合がもっとも高く（それぞれ 56.0％、56.3％、52.7％）、次いで、「秘密保持義務」「名誉毀損避止義務」では、「従業員の入社時に書面を交わす」（それぞれ 35.7％、27.3％）、「その都度退職する従業員との間で書面を交わす」（それぞれ 28.8％、26.2％）となっており、「競業避止義務」では、「その都度退職する従業員との間で書面を交わす」（29.9％）、「従業員の入社時に書面を交わす」（20.8％）の順となっている（図表 4-5-2）。

正規従業員規模別にみると、「就業規則」で規定している割合は、「競業避止義務」「秘密保持義務」「名誉毀損避止義務」いずれの場合も、規模にかかわらず 5 割程度ある（図表 4-5-3）。

なお、「従業員の入社時に書面を交わす」及び「その都度退職する従業員との間で書面を交わす」について、その有無の組み合わせを集計したものが図表 4-5-4 である（「入社時・退職時両方」「入社時のみ」「退職時のみ」「いずれもなし」——の 4 分類）。

「競業避止義務」については、「退職時のみ」が 22.4％となっている。「秘密保持義務」は、「入社時のみ」が 26.5％となっている。「名誉毀損避止義務」では、「入社時のみ」が 19.7％、「退職時のみ」が 18.6％となっている。

図表 4-5-2：退職者に義務を課す取り決めの形式（単位＝％、複数回答）

	n	就業規則	労働協約	労使協定	従業員の 入社時に 書面を交 わす	その都度 退職する 従業員と の間で書 面を交わ す	特に形式 は定めて おらず、 慣行によ る	その他	無回答
就業禁止義務	1291	56.0	2.9	1.2	20.8	29.9	12.2	1.4	1.5
秘密保持義務	3791	56.3	3.3	1.2	35.7	28.8	5.8	1.6	1.2
名誉毀損防止義務	1720	52.7	3.7	1.6	27.3	26.2	14.4	1.0	2.3

※「就業禁止義務」「秘密保持義務」「退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと」について取り決めがある企業を対象に集計。「名誉毀損防止義務」は「退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと」のこと。

図表 4-5-3：退職者に義務を課す取り決めの形式（単位＝％、複数回答）

	n	就業規則	労働協約	労使協定	従業員の 入社時に 書面を交 わす	その都度 退職する 従業員と の間で書 面を交わ す	特に形式 は定めて おらず、 慣行によ る	その他	無回答
就業禁止義務	1291	56.0	2.9	1.2	20.8	29.9	12.2	1.4	1.5
＜正規従業員規模＞									
100人未満	768	56.6	2.1	1.4	21.0	26.3	13.5	1.2	2.1
100～300人未満	358	55.0	4.2	0.8	23.7	34.6	9.2	1.7	0.8
300～1000人未満	95	57.9	6.3	1.1	17.9	41.1	8.4	0.0	0.0
1000人以上	23	56.5	0.0	0.0	13.0	39.1	13.0	8.7	0.0
秘密保持義務	3791	56.3	3.3	1.2	35.7	28.8	5.8	1.6	1.2
＜正規従業員規模＞									
100人未満	2303	56.8	2.5	0.9	35.2	24.5	6.9	1.5	1.4
100～300人未満	981	55.0	3.6	1.3	39.9	34.4	4.0	1.6	0.9
300～1000人未満	291	56.7	7.9	1.4	34.0	40.9	2.4	1.7	0.3
1000人以上	70	54.3	7.1	1.4	20.0	60.0	1.4	2.9	0.0
名誉毀損防止義務	1720	52.7	3.7	1.6	27.3	26.2	14.4	1.0	2.3
＜正規従業員規模＞									
100人未満	1081	54.1	3.3	1.4	26.3	24.0	14.6	0.7	2.6
100～300人未満	432	51.2	3.5	1.6	33.3	29.4	12.7	1.6	2.3
300～1000人未満	112	48.2	8.9	0.9	25.9	37.5	10.7	0.9	0.9
1000人以上	20	50.0	10.0	5.0	10.0	40.0	25.0	0.0	0.0

※「就業禁止義務」「秘密保持義務」「退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと」について取り決めがある企業を対象に集計。「名誉毀損防止義務」は「退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと」のこと。

図表 4-5-4：入社時・退職時の書面のやり取り状況（単位＝％）

	n	入社時・退 職時両方	入社時のみ	退職時のみ	いずれも なし	無回答
就業禁止義務・計	1291	7.5	13.3	22.4	55.2	1.5
＜就業規則の規定＞						
就業規則の規定あり	723	7.5	8.9	9.5	74.1	0.0
就業規則の規定なし	548	7.8	19.7	40.1	32.3	0.0
秘密保持義務・計	3791	9.2	26.5	19.5	43.6	1.2
＜就業規則の規定＞						
就業規則の規定あり	2134	9.0	18.5	8.2	64.3	0.0
就業規則の規定なし	1611	9.8	37.8	35.1	17.3	0.0
名誉毀損防止義務・計	1720	7.6	19.7	18.6	51.7	2.3
＜就業規則の規定＞						
就業規則の規定あり	907	8.0	15.7	8.2	68.1	0.0
就業規則の規定なし	773	7.5	25.5	31.8	35.2	0.0

※「就業禁止義務」「秘密保持義務」「退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと」について取り決めがある企業を対象に集計。「名誉毀損防止義務」は「退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと」のこと。

第Ⅱ部 2012年調査と2004年調査の2時点比較

第 1 章 調査方法（2012 年調査と 2004 年調査）

1. 調査方法の比較

当機構は、厚生労働省の要請に基づき、労働契約法成立以前の 2004 年に、「従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査」（2004 年 10 月実施）、「労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査」（2004 年 11 月実施）を実施している（調査趣旨については、「第 I 部第 1 章「1. 調査の趣旨・目的」参照）。今回調査（「2012 年調査」と略す）と前回調査（「2004 年調査」と略す）の調査方法は図表 1-1-1 のとおりである。

図表 1-1-1：調査方法の概略

	2012年調査	2004年調査	
		2004年調査（Ⅰ）	2004年調査（Ⅱ）
調査名	従業員の採用と退職に関する実態調査	従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査	労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査
調査実施時期	2012年10月11日～10月26日	2004年10月12日～10月27日	2004年11月22日～12月10日
調査方法（調査方法、調査対象、集計方法）	郵送調査（郵送による調査票の配布・回収）	郵送調査（郵送による調査票の配布・回収）	
	東京商工リサーチの企業データベースから、総務省統計局「経済センサス（平成 21 年基礎調査）」の産業・従業員規模の分布に合わせて層化無作為抽出した全国の従業員規模 50 人以上の 20,000 社（農林漁業、公務除く）。	東京商工リサーチの企業データベースから、産業・従業員規模別に層化無作為抽出した全国の従業員規模 10 人以上の 10,000 社（農林漁業、公務除く）。回収された調査票データは、産業別・規模別に全国の企業数（総務庁統計局『平成 13 年事業所・企業統計調査』結果を利用）に一致するように復元を行っている。	
回収数	5964 社	2765 社	2677 社
有効回収率	29.8%	27.7%	26.8%

2004 年調査は、労働契約の成立及び終了を扱った「2004 年調査（Ⅰ）」と、労働条件の設定・変更、労働条件の展開を扱った「2004 年調査（Ⅱ）」よりなるが、調査方法において違いはない（2004 年調査は、調査対象が従業員規模 10 人以上の 1 万社）。企業抽出において、産業別・従業員規模別に層化無作為抽出を行い、回収された調査票データは、産業別・規模別に全国の企業数（総務庁統計局『平成 13 年事業所・企業統計調査』結果を利用）に一致するように復元を行っている¹。

一方、2012 年調査は、50 人以上の企業を調査対象として、配布数も 2 万社に増やしており、総務省統計局「経済センサス（平成 21 年基礎調査）」の分布に合わせて産業・規模別に層化無作為抽出をしていることから、調査結果については復元作業を行わず集計をしている。

以上を踏まえると、2012 年調査と 2004 年調査では、調査対象条件・企業数、抽出方法、結果の集計方法で違いがある。

¹ 2004 年調査は、労働契約法成立のための基礎資料作成を意図して計画されたものであるため、調査対象は、就業規則の作成義務を要する従業員規模 10 人以上としている。10 人以上規模を調査対象とする場合、全国の企業の産業・規模分布にあわせて層化無作為抽出をすると、大規模企業の抽出数が少なくなることから、従業員規模でほぼ同数の抽出数を割り当てる層化無作為抽出を行い、調査結果の集計で、全国の企業数にあわせた復元を行った。

2. 調査票設問の対応関係

2012 年調査と 2004 年調査の設問対応をみたものが、図表 1-1-2 である。「2012 年調査」は、設問設計上、前回調査を踏まえてなされているが、「2004 年調査」での回答結果から、回答分布状況、無回答の削減やその他自由記述の反映を踏まえ、設問順序や選択肢を変更した設問もある。

図表 1-1-2：2012 年調査と 2004 年調査の設問対応表

2012年調査設問番号：設問内容	対応設問	備考
	2004年調査	
問1：貴社の概況（産業/国内事業所の展開/海外展開/資本関係/企業関係）	(I) 問1	産業分類の変更を踏まえ、今回調査で修正。事業所の展開について、2012調査で一部修正。
問2：(a) 従業員規模、(b) 正規従業員数	(I) 問1（従業員規模）	従業員規模について選択肢設問
問3：貴社の正規従業員、非正規従業員の5年前に比しての増減	新設	
問4：ここ5年間の業況をイメージ	(I) 問2	
問5：5年前と比べての変化	新設	
問6：労働組合	(I) 問4-①	
問6-付問：労働組合員の従業員の範囲	(I) 問4-⑤	
問7：労使協議機関	(I) 問5-①	
問8-（1）：ここ5年間の採用（新卒採用/労働条件の周知方法、新卒採用/労働条件の周知方法）	(I) 問7-①(1)	新卒採用の有無設問を新設。
問8-（2）：ここ5年間の採用（中途採用/労働条件の周知方法、新卒採用/労働条件の周知方法）	(I) 問7-②(2)	中途採用の有無設問を新設。
問9：ここ5年間の採用の際の従業員との間で紛争	(I) 問7-②	
問9-1：採用内定の際の実施事項	(I) 問7-③-1	
問9-2：採用内定から就業開始までの間の実施事項	(I) 問7-③-2	
問9-2-付問：懇談会の開催、研修・実習の参加義務	(I) 問7-③-2（付問）	
問9-3：採用辞退	(I) 問7-③-3	
問9-4：ここ5年間の採用内定取り消し	(I) 問7-③-4	
問9-4-付問1：内定取消の手続き	(I) 問7-③-4（付問1）	
問9-4-付問2：内定取消の事情	(I) 問7-③-4（付問2）	
問9-4-付問3：内定取り消す事由の規定	(I) 問7-③-4（付問3）	
問9-4-付問4：内定取り消しの本人トラブル	(I) 問7-③-4（付問4）	
問10：試用期間の設定	(I) 問8-①	
問10-1：「試用」についてのルール	(I) 問8-②	
問10-2：「試用」に関しての通知事項	(I) 問8-③	
問10-3：正規従業員の試用期間	(I) 問8-⑤	(1)で「新規学卒採用がない」、(2)で「中途採用がない」の選択肢を新設。
問10-4：試用期間の延長	(I) 問8-⑧	
問10-5：本採用せず雇用を打ち切る基準の設定	(I) 問8-⑨-1	2004年調査では雇用打ち切りをする企業を対象した設問であるが、2012年調査では試用がある企業を対象に変更。
問10-5-付問：基準の規定形式	(I) 問8-⑨-1（付問）	
問10-6：試用期間の終了時の雇用打ち切り	(I) 問8-⑨	
問10-6-付問：本採用を取り消したことによる本人トラブル	(I) 問8-⑨-5	
問10-7：雇用を打ち切る場合の通知時期	(I) 問8-⑨-2	
問10-8：雇用の打ち切りを本人に通知する場合の方法	(I) 問8-⑨-3	
問10-8-付問：打ち切る理由通知	(I) 問8-⑨-3（付問）	
問10-9：本採用しない判断理由	(I) 問8-⑨-4	
問11：正規従業員を採用する際の試用目的による方法（紹介予定派遣/有期契約）	(I) 問7-④	
問11-1：試用目的で雇い入れた有期労働者の契約期間	新設	
問11-2：正規従業員に本採用するまでの期間	新設	
問11-3：有期契約者の本採用せず、雇用を打ち切ることの有無	新設	
問11-3-付問：本採用取消により本人トラブル	新設	
問11-4：雇用を打ち切る場合の通知時期	新設	
問11-5：雇用の打ち切りを本人に通知する場合の方法	新設	
問11-5-付問：打ち切る理由	新設	
問11-6：本採用しない判断理由	新設	
問12：懲戒処分についての規定	(I) 問9-①	
問12-付問1：懲戒処分の規定形式	(I) 問9-①（付問1）	
問12-付問2：懲戒処分の規定	(I) 問9-①（付問2）	
問13：懲戒処分の規定と制度（制度の有無/懲戒制度がある場合の手続き）	(I) 問9-①（a）	2012年調査では、懲戒制度の手続きは、各種制度がある場合のみ回答に修正。
問14：ここ5年間に於いて懲戒処分実施	(I) 問9-①（b）	2012年調査では、懲戒制度の実績を複数回答での設問に修正。
問14-1：ここ5年間の懲戒処分をめぐる労働組合との紛争	(I) 問9-④	
問14-2：ここ5年間の懲戒処分をめぐる対象従業員との紛争	(I) 問9-⑤	
問14-2-付問：解決方法	問9-⑤（付問）	選択肢「労働審判制で解決」を追加等修正。
問15：自己都合退職の手続き	(I) 問10-①	
問15-付問：自己都合退職の規定の形式	(I) 問10-①（付問）	全数回答に修正（2004年調査では、問10-①の選択肢1,2回答企業対象）。
問16：自己都合退職の事前申し出時期	(I) 問10-②	2ヵ月以上の選択肢を追加。
問17：ここ5年間の個別に正規従業員の退職勧奨	新設	
問17-付問：退職勧奨の際の手続き	新設	

2012年調査設問番号：設問内容	対応設問 2004年調査	備考
問18：従業員を解雇する場合の手続き	(I) 問11-②	2004年調査では解雇実施企業を対象とした設問であるが、2012年調査では全数を対象とした設問に修正。
問18-付問：解雇の規定形式	(I) 問11-②-1	2004年調査では解雇実施企業を対象とした設問であるが、2012年調査では全数を対象とした設問に修正。
問19：ここ5年間の正規従業員の解雇（懲戒解雇を除く）の有無	(I) 問11-②-3	2004年調査では解雇理由から、普通解雇と整理解雇に分けた集計をしていたが、2012年調査では、普通解雇と整理解雇の実施の有無を尋ねる形に設問修正。
問19-1：普通解雇の理由	(I) 問11-②-3	選択肢を一部修正。
問19-2：普通解雇に先立つ措置	新設	
問19-3：整理解雇に至る前の解雇回避措置	新設	
問19-4：整理解雇の対象正規従業員に対する特別な措置	新設	
問19-4-付問：退職金の割り増し	新設	
問19-5：解雇通告時期（普通解雇/整理解雇）	(I) 問11-②-2	2004年調査では解雇実施企業を対象にしていたが、2012年調査では普通解雇と整理解雇に分けた設問に修正。
問19-6：解雇に当たっての手続き（普通解雇/整理解雇）	(I) 問11-②-4	2004年調査では解雇実施企業を対象にしていたが、2012年調査では普通解雇と整理解雇に分けた設問に修正。
問19-7：解雇の際の手続き/労働組合と協議した場合の紛争の有無（普通解雇/整理解雇）	(I) 問11-②-1、問11-②-1（付問）	2004年調査では解雇実施企業を対象にしていたが、2012年調査では普通解雇と整理解雇に分けた設問に修正。
問19-8：解雇した従業員との紛争の有無とその解決策（普通解雇/整理解雇）	(I) 問11-②-5、問11-②-5（付問1）	2004年調査では解雇実施企業を対象にしていたが、2012年調査では普通解雇と整理解雇に分けた設問に修正。
問19-8-付問：解決のために特別な措置（普通解雇/整理解雇）	(I) 問11-②-5（付問2）	2004年調査では解雇実施企業を対象にしていたが、2012年調査では普通解雇と整理解雇に分けた設問に修正。
問20：ここ5年間で労働条件の変更を受け入れなければ退職をされることを説明しつつ、労働条件の変更	(II) 問6-9	2004年の労働条件変更調査問6-⑨を使用。
問20-付問1：労働条件変更の際の当該従業員の対応	(II) 問6-9（付問1）	2004年の労働条件変更調査問6-⑨（付問1）を使用。
問20-付問2：労働条件変更は変更内容	(II) 問6-9（付問2）	2004年の労働条件変更調査問6-⑨（付問2）を使用。
問21：退職していく従業員への義務を課す取り決め	(I) 問12	
問21-付問：退職者に義務を課す取り決め（競業禁止義務/秘密保持義務/名誉毀損禁止義務）	(I) 問12-①	2004年調査では競業禁止義務、秘密保持義務、名誉毀損禁止義務のいずれかを回答した企業を対象とした設問。2012調査では、それぞれの義務ごとに尋ねる形式に修正。
問22：5年前に比べての経営上重視課題	新設	
問23：5年前に比べての人事労務管理上の重視課題	新設	

※2004年調査の（I）は「従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査」、（II）は「労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査」を意味する。

3. 両調査の比較方法の留意点

以下の章では、2012年調査と2004年調査の比較を試みる。2012年調査と2004年調査では、調査対象条件・企業数、抽出方法、結果の集計方法で違いがある。これらを踏まえ、条件をそろえて比較するために、2004年調査では従業員規模50人以上の集計データ（すなわち、50人未満企業を集計対象から除外し復元をした結果）を用いる。一方、2012年調査においても、従業員規模50人未満企業を集計対象から除外し集計した。2004年調査では、回収された調査票のデータは企業抽出率の逆数を乗じて全国の企業の産業・規模分布に復元したものを調査結果としているため、この点で留意がいる。また、先述のとおり、調査設問では2004年調査と2012年調査で設問設計上変更した点があることにも留意がいる。したがって、調査結果の比較においては、集計方法等の条件を調整して2時点比較を行っているものの、調査方法の違い等があることから、あくまで2004年調査の結果は比較上の参考値であることに留意されたい。

なお、上記のとおり、第Ⅱ部では、50人以上を対象に集計していることから、本報告書第Ⅰ部の集計結果と異なることにも留意がいる（同様に、2004年調査の集計結果²については、

² 報告書の結果については、調査シリーズNo.4「従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査」については、<http://www.jil.go.jp/institute/research/2005/004.html> 参照。調査シリーズNo.5「労働条件設定・変更と人事処遇に関する実態調査」については、<http://www.jil.go.jp/institute/research/2005/005.html> 参照。

今回実施した比較が 50 人以上に限定し集計されていることから、既に刊行している調査シリーズ No.4「従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査」、調査シリーズ No.5「労働条件設定・変更と人事処遇に関する実態調査」での集計結果とも異なる)。

なお、第Ⅱ部では産業別・従業員規模別にクロス集計を適宜掲載している。留意点として、2 時点比較の条件をそろえる関係上、規模については、第Ⅰ部では正規従業員規模を使っているが、第Ⅱ部では従業員規模を使用している。また、産業区分については、2004 年調査が平成 19 年 11 月改定前の日本標準産業分類によっており、2012 年調査では平成 19 年改定を反映した選択肢に変更したことから、第Ⅱ部での産業別のクロス集計では、改定後の分類にそろえた集計を行っている。

4. 回答企業属性

回答企業の属性をみたものが図表 1-1-3 である。

図表 1-1-3：回答企業属性（2012 年調査と 2004 年調査との比較）

		2012年調査		2004年調査
		n	%	%
		5520	100.0	100.0
産業	建設業	388	7.0	7.8
	製造業	1418	25.7	30.0
	情報通信業	174	3.2	1.1
	運輸業、郵便業	517	9.4	9.1
	卸売業、小売業	981	17.8	24.3
	金融業、保険業	47	0.9	1.0
	不動産業、物品賃貸業	49	0.9	1.2
	サービス業	1629	29.5	25.3
	その他	131	2.4	0.3
	無回答	186	3.4	0.0
従業員規模	100人未満	2357	42.7	53.0
	100～300人未満	2087	37.8	33.8
	300～1000人未満	664	12.0	10.1
	1000人以上	213	3.9	3.1
	無回答	199	3.6	0.0
労働組合	ある	1275	23.1	24.8
	ない	4087	74.0	75.0
	無回答	158	2.9	0.2
労働組合員の範囲(MA)	労働組合ありの企業・計	1275	100.0	100.0
	一般の正規従業員	1231	94.2	97.1
	係長クラスの正規従業員	747	57.2	66.9
	課長クラスの管理職	118	9.0	10.7
	部長クラスの管理職	23	1.8	0.5
	パートタイマー	153	11.7	4.8
	その他の非正規従業員	171	13.1	3.7
	無回答	20	1.5	1.3
労使協議機関	設定されている	2521	45.7	39.5
	現在設定されていないが、設定の必要はあると思う	786	14.2	12.2
	設定されていない	1992	36.1	48.0
	無回答	221	4.0	0.4
業況	業況拡大	967	17.5	17.1
	高位安定	522	9.5	8.6
	不調・回復	1188	21.5	18.5
	低位横ばい	1203	21.8	28.5
	不調継続	1320	23.9	25.0
	無回答	320	5.8	2.3

第2章 従業員の採用に関する制度・慣行について

1. 新規学卒者を採用する際の採用内定の制度・慣行

1-1. 採用内定に際して行うこと

新規学卒者の採用内定の際に行うことについて無回答を除き集計すると、2012年調査では、「採用内定書を交付する」が85.8%と最も高く、次いで「採用内定者から誓約書を提出してもらう」(65.6%)、「就業開始日を明記した労働契約書を取り交わす」(20.2%)などとなっている。2004年調査でも、「採用内定書を交付する」が88.3%と最も高く、次いで「採用内定者から誓約書を提出してもらう」(63.1%)、「就業開始日を明記した労働契約書を取り交わす」(10.0%)などとなっている(図表2-1-1)。2時点間で分布に大きな違いはみられない。

採用内定から就業開始までの間に行うことについて無回答を除き集計すると、2012年調査では、「会社情報の提供など連絡を取り合う」が61.3%と最も多く、次いで、「研修・実習の実施」(37.6%)、「懇談会の開催」(33.9%)、「必読図書の提示など自己啓発の勧奨」(24.4%)などとなっている。2004年調査でも、「会社情報の提供など連絡を取り合う」が66.9%と最も多く、次いで、「研修・実習の実施」(35.5%)、「懇談会の開催」(30.5%)、「必読図書の提示など自己啓発の勧奨」(24.2%)などとなっている(図表2-1-2)。

「懇談会の開催」または「研修・実習の実施」を選択した企業について、参加が義務的であるか尋ねたところ、「参加を義務づけている」とする割合は、2012年調査で43.0%、2004年調査で41.6%となっており、2時点間でほとんど差はみられない(図表2-1-3)。

図表 2-1-1：新規学卒者の採用内定の際に行うこと（複数回答、単位＝％）

	n	就業開始日を明記した労働契約書を取り交わす	採用内定書を交付する	採用内定者から誓約書を提出してもらう	口頭のみで特に文書のやりとりはしていない
2012年調査	3665	20.2	85.8	65.6	4.1
2004年調査	(100.0)	10.0	88.3	63.1	3.5

※新規学卒者の採用がある企業を対象に無回答を除き集計。

図表 2-1-2：新規学卒者の採用内定から就業開始までの間に行うこと（複数回答、単位＝％）

	n	会社情報の提供など連絡を取り合う	必読図書の提示など自己啓発の勧奨	懇談会の開催	研修・実習の実施	その他
2012年調査	3199	61.3	24.4	33.9	37.6	8.1
2004年調査	(100.0)	66.9	24.2	30.5	35.5	6.8

※新規学卒者の採用がある企業を対象に無回答を除き集計。

図表 2-1-3: 懇談会や研修・実習への参加義務（単位＝％）

	n	参加を義務づけている	参加は任意である	無回答
2012年調査	1807	43.0	53.1	3.9
2004年調査	(100.0)	41.6	53.7	4.6

※採用内定から就業開始までに行うこととして、「懇談会の開催」「研修・実習の実施」を選択した企業を対象に集計。

1-2. 採用辞退の有無と採用内定の取り消し

新規学卒者採用の採用内定者からの採用辞退の有無について、無回答を除き集計すると、採用辞退がある割合（「よくある」「たまにある」の合計）は、2012年で43.6%、2004年調査で36.1%となっており、2012年調査のほうが高い。採用辞退がある割合を産業別にみると、2012年調査では、「不動産業、物品賃貸業」「金融業、保険業」「卸売業、小売業」「情報通信業」などで高い。2004年調査でも、「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「卸売業、小売業」などが高くなっている。従業員規模別にみると、2012年調査、2004年調査いずれも、規模が大きくなるほど、採用辞退がある割合は高くなっている（図表 2-1-4）。

一方、ここ5年間に於いて、会社側からの採用内定者の内定取り消しについて、無回答を除き集計すると、内定を取り消したことが「ある」のは2012年調査で3.6%、2004年調査で6.7%となっており、いずれもわずかである。産業別にみると、2012年調査では、「サービス業」「情報通信業」「金融業、保険業」「卸売業、小売業」で他に比べてわずかに高い。2004年調査では「サービス業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」などで高い。従業員規模別にみると、「ある」とする割合は、1000人以上規模で2012年調査が10.8%、2004年調査が21.3%となっており、他の規模よりも割合が高い（図表 2-1-5）。

内定取り消しが「ある」企業を対象として、内定取り消しの理由³については、2012年調査では、学校を卒業できなかったなどの「本人の事情」だとする企業割合が56.3%と高く、次いで「本人の非違行為」（15.6%）、「企業経営の悪化」（14.1%）などとなっている。一方、2004年調査でも「本人の事情」が68.5%と最も高く、次いで、「本人の非違行為」（17.1%）、「経歴詐称など本人の虚偽の申告」（16.0%）などが高い。「企業経営の悪化」をあげる割合は、2004年調査に比べて2012年調査のほうが高くなっている（図表 2-1-6）。

内定取り消しでトラブルになったのは、2012年調査で4.7%、2004年調査で0.1%といずれもわずかである（図表 2-1-7）。

³ 内定取り消しの事情の設問では、2004年調査の自由記述で「本人の健康上の理由」をあげる企業があったため、2012年調査の調査票の選択肢に加えている。

図表 2-1-4：採用内定者側からの採用辞退の状況（単位＝％）

	2012年調査						2004年調査				
	n	よくある	たまにある	ほとんどない	ない	「よくある・たまにある」計	よくある	たまにある	ほとんどない	ない	「よくある・たまにある」計
計	3656	4.0	39.6	30.0	26.4	43.6	3.9	32.2	37.6	26.3	36.1
<産業>											
建設業	313	2.6	28.8	29.4	39.3	31.3	2.1	29.6	38.9	29.4	31.7
製造業	1052	1.9	32.2	30.8	35.1	34.1	2.0	29.3	36.3	32.4	31.3
情報通信業	140	7.1	47.1	31.4	14.3	54.3	20.8	37.8	10.7	30.6	58.6
運輸業、郵便業	148	2.7	29.7	35.8	31.8	32.4	0.2	23.8	33.9	42.1	24.0
卸売業、小売業	751	6.5	48.1	29.0	16.4	54.6	6.8	33.9	41.1	18.2	40.7
金融業、保険業	41	14.6	46.3	26.8	12.2	61.0	9.5	48.6	27.4	14.5	58.1
不動産業、物品賃貸業	31	9.7	51.6	29.0	9.7	61.3	11.0	35.4	26.2	27.4	46.4
サービス業	987	4.0	44.7	29.5	21.9	48.6	3.0	35.9	37.8	23.3	38.9
その他	77	1.3	27.3	31.2	40.3	28.6	0.0	17.3	27.6	55.1	17.3
<従業員規模>											
100人未満	1411	1.7	29.4	31.9	37.0	31.1	1.5	22.0	43.4	33.2	23.5
100～300人未満	1496	4.2	41.0	30.7	24.1	45.3	4.9	36.6	34.0	24.4	41.5
300～1000人未満	529	7.4	53.7	26.3	12.7	61.1	7.8	51.0	29.8	11.4	58.8
1000人以上	178	11.2	62.9	21.9	3.9	74.2	13.1	60.9	21.6	4.4	74.0

※新規学卒者の採用がある企業を対象に無回答を除き集計。「よくある・たまにある」計は、「よくある」「たまにある」の合計。

図表 2-1-5：ここ5年間の企業側からの採用内定者の内定取り消しの有無（単位＝％）

	2012年調査			2004年調査	
	n	ある	ない	ある	ない
計	3595	3.6	96.4	6.7	93.3
<産業>					
建設業	308	1.6	98.4	2.7	97.3
製造業	1039	2.1	97.9	4.7	95.3
情報通信業	136	5.1	94.9	1.9	98.1
運輸業、郵便業	149	0.7	99.3	5.6	94.4
卸売業、小売業	733	4.9	95.1	8.3	91.7
金融業、保険業	40	5.0	95.0	7.5	92.5
不動産業、物品賃貸業	30	0.0	100.0	6.0	94.0
サービス業	970	5.1	94.9	9.6	90.4
その他	76	1.3	98.7	3.8	96.2
<従業員規模>					
100人未満	1383	2.1	97.9	6.2	93.8
100～300人未満	1478	3.5	96.5	5.7	94.3
300～1000人未満	517	5.4	94.6	6.8	93.2
1000人以上	176	10.8	89.2	21.3	78.7

※新規学卒者の採用がある企業を対象に無回答を除き集計。

図表 2-1-6：内定取り消しの事情（複数回答、単位＝％）

	n	企業経営の悪化	経歴詐称など本人の虚偽の申告	本人の非違行為	本人の健康上の理由	本人の事情	その他	無回答
2012年調査	1807	14.1	7.0	15.6	10.9	56.3	12.5	2.3
2004年調査	(100.0)	3.7	16.0	17.1	—	68.5	11.2	1.5

※ここ5年間に、企業側から採用内定の取り消しが「ある」と回答した企業を対象に集計。2012年調査の「本人の健康上の理由」は追加選択肢。

図表 2-1-7：ここ 5 年間で内定取り消しにより発生した本人とのトラブルの有無(単位＝%)

	n	あった	なかった	無回答
2012年調査	128	4.7	94.5	0.8
2004年調査	(100.0)	0.1	98.7	1.2

※新規学卒者の採用がある企業を対象に集計。

2. 試用期間について

2-1. 試用期間の規定と長さ

採用した従業員について、試用期間を設けるかどうかについては、試用期間が「ある」とする割合は、2012 年調査で 87.4%、2004 年調査で 86.9%となっており、2 時点ではほとんど差はみられない（図表 2-2-1）。試用のルールを定めているのは、2012 年調査、2004 年調査いずれも、「就業規則」がもっとも多い（図表 2-2-2）。

「試用」に関して、労働者を雇い入れる際に知らせている事項については、2012 年調査、2004 年調査いずれも、「試用期間の有無」がもっとも高く、次いで、「試用期間の長さ」「試用期間中の処遇（賃金、労働時間等）」「本採用後の処遇（賃金、労働時間等）」「試用期間中の解雇事由」の順となっている（図表 2-2-3）。

正規従業員の試用期間⁴については、2012 年調査、2004 年調査ともに、新規学卒者の場合、中途採用者の場合いずれも、「3 ヶ月程度」の割合が高く、次いで「6 ヶ月程度」となっている（図表 2-2-4）。

図表 2-2-1：採用された従業員への試用期間の設定の有無（単位＝%）

	2012年調査				2004年調査		
	n	ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
計	5520	87.4	11.6	0.9	86.9	12.4	0.7
<産業>							
建設業	388	89.2	10.3	0.5	81.8	18.1	0.1
製造業	1418	90.5	9.2	0.3	90.5	9.5	0.0
情報通信業	174	88.5	11.5	0.0	90.2	3.0	6.8
運輸業、郵便業	517	87.8	10.4	1.7	84.7	15.3	0.0
卸売業、小売業	981	88.0	11.4	0.6	89.4	9.9	0.7
金融業、保険業	47	78.7	21.3	0.0	77.7	22.3	0.0
不動産業、物品賃貸業	49	89.8	10.2	0.0	87.9	12.1	0.0
サービス業	1629	84.7	14.2	1.2	82.8	15.5	1.7
その他	131	80.2	15.3	4.6	76.7	23.3	0.0
<従業員規模>							
100人未満	2357	86.8	12.5	0.7	86.5	12.6	0.9
100～300人未満	2087	88.1	11.0	0.9	86.5	13.1	0.4
300～1000人未満	664	89.2	9.9	0.9	90.2	9.2	0.5
1000人以上	213	87.3	11.7	0.9	87.0	12.8	0.2

⁴ 2012 年調査では、新規学卒者の場合、「新規学卒採用がない」の選択肢を追加し、中途採用の場合、「中途採用がない」の選択肢を追加している。本設問の集計では、2012 年調査では追加の選択肢及び無回答を除き集計し、2004 年調査については無回答を除き集計することで比較した。

図表 2-2-2 : 「試用」についての規定形式（複数回答、単位＝％）

	n	就業規則	労働協約	その他の社内規程	慣行であり、特に文書の規程等はない	無回答
2012年調査	4826	80.0	8.5	9.3	7.1	5.9
2004年調査	(100.0)	85.7	8.1	7.1	8.9	1.9

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-3 : 労働者を雇い入れる時に「試用」に関して知らせている事項（複数回答、単位＝％）

	n	試用期間の有無	試用期間の長さ	試用期間中の処遇（賃金、労働時間等）	試用期間の延長の有無	試用期間を延長するかどうかの判断基準	試用期間中の解雇事由	本採用を拒否する事由	本採用後の処遇（賃金、労働時間等）	その他	上記のいずれの事項も知らせていない	無回答
2012年調査	4826	92.0	86.9	75.2	30.8	21.3	45.5	28.3	46.7	0.6	0.6	5.5
2004年調査	(100.0)	95.7	92.2	76.5	29.0	17.8	47.7	34.1	53.7	0.8	-	1.6

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。2004年調査の選択肢には、「上記のいずれの事項も知らせていない」がない。

図表 2-2-4 : 正規従業員の試用期間（単位＝％）

		n	1ヵ月程度	2ヵ月程度	3ヵ月程度	4ヵ月程度	5ヵ月程度	6ヵ月程度	7ヵ月程度 ～1年程度	1年超	6ヵ月以 上・計
新卒採用	2012年調査	3729	4.5	8.4	65.9	0.9	0.2	18.6	1.4	0.1	20.1
	2004年調査	(100.0)	5.6	10.7	67.5	0.4	0.0	14.2	1.0	0.6	15.8
中途採用	2012年調査	4362	5.6	8.4	65.7	0.7	0.1	17.0	2.1	0.3	19.4
	2004年調査	(100.0)	6.2	11.3	66.6	0.5	0.1	13.1	1.7	0.5	15.3

※2012年調査では、採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。新規学卒者採用の場合は「新規学卒採用がない」及び無回答を除き集計。中途採用の場合、「中途採用がない」及び無回答を除き集計。一方、2004年調査では、採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に無回答を除き集計。「6ヵ月以上・計」は、「6ヵ月程度」「7ヵ月程度～1年程度」「1年超」の合計。

2-2. 試用期間の延長の状況及び、試用期間終了時の雇用の打ち切りについて

試用期間を延長することがあるかについては、2012年調査では、「延長することがあり、ここ5年間に於いてそうした事例がある」が13.4%、「延長することがあるが、ここ5年間にはそうした事例はない」が31.0%、「延長はしない」が54.5%となっている。一方、2004年調査でも、「延長することがあり、ここ5年間に於いてそうした事例がある」が9.0%、「延長することがあるが、ここ5年間にはそうした事例はない」が27.8%、「延長はしない」が62.5%となっている。「延長することがあり、ここ5年間に於いてそうした事例がある」の割合は、2004年調査に比べ2012年調査のほうがわずかに高い。産業別にみると、「延長することがあり、ここ5年間に於いてそうした事例がある」の割合は、2012年調査、2004年調査いずれも、「運輸業、郵便業」でもっとも高い。従業員規模別にみると、「試用期間を延長することがある企業」（「延長することがあり、ここ5年間に於いてそうした事例がある」「延長することがあるが、ここ5年間にはそうした事例はない」）の割合は、2012年調査、2004年調査いずれも、規模が大きくなるほどおおむね高くなっている（図表2-2-5）。

試用期間の終了時に本採用にせず、雇用を打ち切ることがあるかについては、2012年調査では、「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」が12.4%、「本採用しないこと

があるが、ここ 5 年間に事例はない」が 50.8%、「企業の側から本採用にしないことはない」が 33.1%などとなっている。一方、2004 年調査では、「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」が 14.5%、「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」が 52.3%、「企業の側から本採用にしないことはない」が 32.8%などとなっている。2 時点間で「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」の割合にほとんど差はみられない。

「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」の割合は、2012 年調査では「不動産業、物品賃貸業」でもっとも高くなっているが、2004 年調査では「卸売業、小売業」がもっとも高い。本採用しないことがある企業割合（「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」の合計）を従業員規模別にみると、2012 年調査では、1000 人未満の企業では、いずれの規模も 6 割程度だが、「1000 人以上」では 75.8%ともっとも高い。一方、2004 年調査では、300 人未満で 6 割程度だが、300 人以上（「300～1000 人未満」「1000 人以上」）が 7 割程度と高くなっている（図表 2-2-6）。

「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業について、雇用打ち切りの本人への通知時期を尋ねたところ、2012 年調査では、「その期間が終わる前に余裕をもって伝える」が 59.2%ともっとも割合が高く、次いで、「ケース・バイ・ケースで異なる」が 34.2%、「その期間が終わる際に伝える」が 3.6%となっている。一方、2004 年調査でも、「その期間が終わる前に余裕をもって伝える」が 47.9%ともっとも割合が高く、次いで、「ケース・バイ・ケースで異なる」が 41.1%、「その期間が終わる際に伝える」が 6.3%となっている。「その期間が終わる際に伝える」はいずれもわずかである（図表 2-2-7）。

本採用せずに雇用を打ち切る場合の本人に対する通知方法は、2012 年調査では、「文書で通知する」が 43.7%、「口頭で通知する」が 50.7%となっており、2004 年調査では、「文書で通知する」が 37.6%、「口頭で通知する」が 56.0%となっている（図表 2-2-8）。

雇用の打ち切りを通知する場合に「文書で通知する」「口頭で通知する」と回答した企業を対象に、雇用の打ち切りを本人に通知する際、打ち切る理由を伝えるかについては、「伝える」とする割合は、2012 年調査で 91.1%、2004 年調査で 90.7%となっており、いずれも 9 割台となっている（図表 2-2-9）。

「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ 5 年間に事例はない」と回答した企業について、本採用にしない場合の判断理由を尋ねたところ、2012 年調査では、「欠勤などの勤務状況」が 86.9%ともっとも多く、次いで、「素行」が 74.0%、「仕事上の知識・能力」が 72.6%、「健康状態」が 68.9%などとなっている。一方、2004 年調査では、「欠勤などの勤務状況」が 86.1%ともっとも多く、次いで、「仕事上の知識・能力」が 71.7%、「素行」が 68.6%、「健康状態」が 63.5%などとなっている（図表 2-2-10）。

図表 2-2-5：試用期間延長の有無（単位＝％）

	2012年調査						2004年調査				
	n	延長することがあり、ここ5年間に おいてそうした事例 がある	延長することがあり、ここ5年間に おいてそうした事例 はない	延長はしない	無回答	試用期間を延長することが ある企業	延長することがあり、ここ5年間に おいてそうした事例 がある	延長することがあり、ここ5年間に おいてそうした事例 はない	延長はしない	無回答	試用期間を延長することが ある企業
計	4826	13.4	31.0	54.5	1.0	44.5	9.0	27.8	62.5	0.7	36.8
<産業>											
建設業	346	6.9	21.1	71.1	0.9	28.0	6.0	20.8	72.4	0.8	26.8
製造業	1283	11.8	32.5	54.6	1.0	44.3	8.5	23.9	67.6	0.0	32.4
情報通信業	154	13.6	37.7	46.8	1.9	51.3	2.0	22.7	75.3	0.0	24.7
運輸業、郵便業	454	22.0	32.4	44.3	1.3	54.4	14.7	42.6	41.0	1.7	57.3
卸売業、小売業	863	12.5	33.6	53.1	0.8	46.1	8.9	31.3	59.1	0.8	40.2
金融業、保険業	37	5.4	35.1	59.5	0.0	40.5	5.3	38.1	54.5	2.2	43.4
不動産業、物品賃貸業	44	13.6	34.1	52.3	0.0	47.7	7.9	15.9	76.2	0.0	23.8
サービス業	1379	14.5	29.7	54.7	1.0	44.2	8.9	26.5	63.6	0.9	35.4
その他	105	6.7	22.9	70.5	0.0	29.5	10.8	23.7	62.8	2.7	34.5
<従業員規模>											
100人未満	2045	11.7	29.3	57.8	1.2	41.0	6.7	30.5	62.5	0.3	37.2
100～300人未満	1838	13.8	30.6	54.9	0.8	44.3	10.7	23.6	64.5	1.2	34.3
300～1000人未満	592	18.6	34.1	46.6	0.7	52.7	12.9	26.6	60.2	0.4	39.5
1000人以上	186	18.3	41.9	39.2	0.5	60.2	15.7	32.6	50.4	1.3	48.3

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。「試用期間を延長することがある企業」は「延長することがあり、ここ5年間にそうした事例がある」「延長することがあるが、ここ5年間にそうした事例はない」の合計。

図表 2-2-6：試用期間の終了時に本採用にせず、雇用を打ち切ることの有無（単位＝％）

	2012年調査						2004年調査				
	n	本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある	本採用しないことがあり、ここ5年間に事例はない	企業の側から本採用にしないことはない	無回答	本採用しないことが ある企業	本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある	本採用しないことがあり、ここ5年間に事例はない	企業の側から本採用にしないことはない	無回答	本採用しないことが ある企業
計	4826	12.4	50.8	33.1	3.7	63.2	14.5	52.3	32.8	0.4	66.8
<産業>											
建設業	346	9.5	47.1	40.8	2.6	56.6	7.4	55.8	35.6	1.1	63.2
製造業	1283	12.9	50.8	32.9	3.4	63.7	14.6	48.4	36.9	0.0	63.0
情報通信業	154	7.8	56.5	33.1	2.6	64.3	0.7	54.1	45.2	0.0	54.8
運輸業、郵便業	454	12.3	55.1	28.0	4.6	67.4	11.8	64.6	22.8	0.9	76.4
卸売業、小売業	863	12.1	48.7	35.8	3.5	60.7	18.0	46.6	34.7	0.7	64.6
金融業、保険業	37	8.1	48.6	43.2	0.0	56.8	5.3	62.6	30.1	1.9	67.9
不動産業、物品賃貸業	44	22.7	50.0	27.3	0.0	72.7	13.3	53.8	32.9	0.0	67.1
サービス業	1379	13.1	52.3	29.9	4.7	65.4	14.8	57.0	27.8	0.3	71.8
その他	105	12.4	39.0	47.6	1.0	51.4	6.3	58.0	34.7	1.0	64.3
<従業員規模>											
100人未満	2045	12.2	49.1	34.5	4.2	61.3	16.7	51.4	31.6	0.3	68.1
100～300人未満	1838	12.2	51.3	33.3	3.2	63.5	12.3	50.1	36.9	0.7	62.4
300～1000人未満	592	14.0	53.9	28.5	3.5	67.9	10.9	61.5	27.6	0.0	72.4
1000人以上	186	17.2	58.6	22.0	2.2	75.8	12.8	59.9	26.6	0.7	72.7

※採用された従業員に試用期間を設けることが「ある」と回答した企業を対象に集計。「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例はない」の合計。

図表 2-2-7：雇用を打ち切る場合の本人への通知時期（単位＝％）

	n	その期間が終わる前に余裕をもって伝える	その期間が終わる際に伝える	ケース・バイ・ケースで異なる	無回答
2012年調査	3052	59.2	3.6	34.2	3.0
2004年調査	(100.0)	47.9	6.3	41.1	4.7

※「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-8：本採用せずに雇用を打ち切る場合の本人への通知方法（単位＝％）

	n	文書で通知する	口頭で通知する	無回答
2012年調査	3052	43.7	50.7	5.6
2004年調査	(100.0)	37.6	56.0	6.5

※「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ5年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-9：雇用打ち切り理由を本人に伝えるか（単位＝％）

	n	伝える	特に伝えない	無回答
2012年調査	2881	91.1	2.8	6.1
2004年調査	(100.0)	90.7	3.5	5.8

※雇用の打ち切りを通知する場合に「文書で通知する」「口頭で通知する」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-10：本採用しない場合の判断理由（複数回答、単位＝％）

	n	仕事上の知識、能力	欠勤などの勤務状況	健康状態	素行	その他	無回答
2012年調査	3052	72.6	86.9	68.9	74.0	4.4	1.9
2004年調査	(100.0)	71.7	86.1	63.5	68.6	4.2	4.0

※「本採用しないことがあり、ここ5年間に事例がある」「本採用しないことがあるが、ここ5年間に事例はない」と回答した企業を対象に集計。

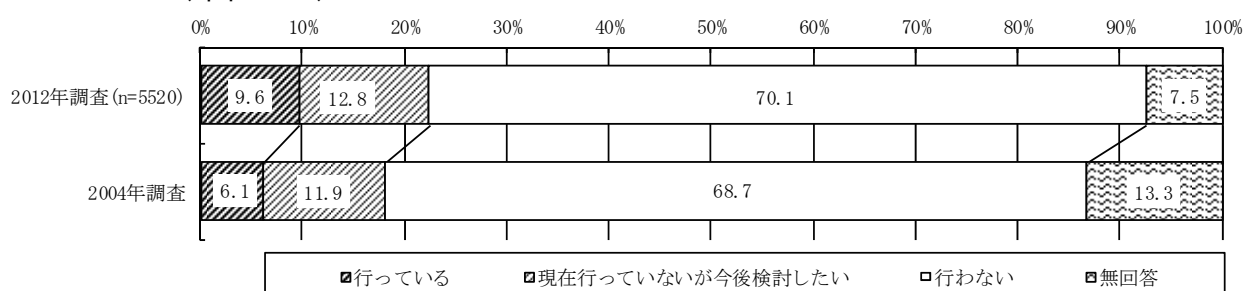
3. 試用目的の紹介予定派遣、及び有期労働契約の活用状況

調査では、正規従業員を採用する際に、本採用する前にその能力等を判断することを目的（以下、「試用目的」と略す）として、(1)紹介予定派遣を活用することや、(2)まず有期で雇い入れることがあるかについて、それぞれ尋ねている。

正規従業員を採用する際の紹介予定派遣の活用を「行っている」とする企業割合は、2012年調査で9.6%、2004年調査で6.1%であり、大きな差はない（図表 2-3-1、図表 2-3-2）。

正規従業員を採用する際に、試用目的で、まず有期契約で雇い入れることについて「行っている」とする企業割合は、2012年調査で25.6%、2004年調査で20.7%となっており、大きな差はない（図表 2-3-3、図表 2-3-4）。

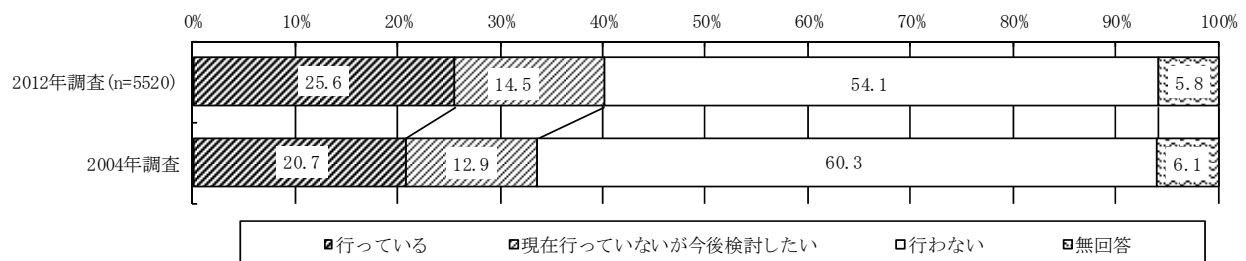
図表2-3-1：正規従業員を採用する際の本採用する前の試用目的の紹介予定派遣の活用状況（単位＝％）



図表2-3-2：正規従業員を採用する際の本採用する前の試用目的の紹介予定派遣の活用状況
(単位＝%)

	2012年調査					2004年調査			
	n	行っている	現在行っていないが今後検討したい	行わない	無回答	行っている	現在行っていないが今後検討したい	行わない	無回答
計	5520	9.6	12.8	70.1	7.5	6.1	11.9	68.7	13.3
<産業>									
建設業	388	7.5	10.3	76.8	5.4	5.1	4.9	77.9	12.0
製造業	1418	13.3	14.7	65.2	6.8	7.7	17.0	65.2	10.2
情報通信業	174	17.2	10.9	63.2	8.6	0.0	20.7	58.6	20.7
運輸業、郵便業	517	5.0	9.3	77.9	7.7	5.6	4.9	69.7	19.7
卸売業、小売業	981	9.1	14.1	68.5	8.4	7.4	9.6	68.4	14.5
金融業、保険業	47	8.5	10.6	74.5	6.4	10.9	12.1	74.3	2.6
不動産業、物品賃貸業	49	14.3	12.2	65.3	8.2	10.2	14.0	66.7	9.2
サービス業	1629	8.3	12.3	72.6	6.7	3.4	12.3	69.9	14.5
その他	131	3.1	9.2	74.0	13.7	1.4	10.0	83.3	5.3
<従業員規模>									
100人未満	2357	8.7	11.8	71.5	8.1	4.6	11.1	68.8	15.4
100～300人未満	2087	10.1	13.8	69.7	6.4	7.7	10.1	69.3	12.9
300～1000人未満	664	11.0	14.3	68.4	6.3	6.9	20.1	66.7	6.3
1000人以上	213	14.6	12.7	68.1	4.7	12.0	18.3	64.1	5.6

図表2-3-3：正規従業員を採用する際の本採用する前の試用目的の有期契約雇い入れの実施状況
(単位＝%)



図表2-3-4：正規従業員を採用する際の本採用する前の試用目的の有期契約雇い入れの実施状況
(単位＝%)

	2012年調査					2004年調査			
	n	行っている	現在行っていないが今後検討したい	行わない	無回答	行っている	現在行っていないが今後検討したい	行わない	無回答
計	5520	25.6	14.5	54.1	5.8	20.7	12.9	60.3	6.1
<産業>									
建設業	388	20.6	13.4	60.6	5.4	19.0	12.9	61.3	6.8
製造業	1418	27.2	15.7	52.5	4.6	18.7	14.7	62.0	4.6
情報通信業	174	32.2	14.9	47.7	5.2	2.4	13.9	63.0	20.7
運輸業、郵便業	517	25.1	13.0	53.8	8.1	30.8	13.9	48.3	7.0
卸売業、小売業	981	22.5	15.8	55.2	6.4	18.8	11.4	62.2	7.6
金融業、保険業	47	17.0	12.8	70.2	0.0	8.1	11.4	79.2	1.3
不動産業、物品賃貸業	49	28.6	24.5	44.9	2.0	19.2	8.4	71.1	1.4
サービス業	1629	26.7	13.7	54.2	5.4	23.3	12.3	58.8	5.6
その他	131	18.3	10.7	61.8	9.2	3.5	7.3	81.9	7.3
<従業員規模>									
100人未満	2357	22.4	14.5	56.9	6.3	21.6	14.3	56.8	7.3
100～300人未満	2087	27.4	15.5	51.8	5.2	19.1	11.3	64.1	5.5
300～1000人未満	664	30.0	14.5	51.7	3.9	22.1	11.0	64.4	2.5
1000人以上	213	31.0	10.3	53.5	5.2	19.7	12.0	65.1	3.2

第3章 従業員の懲戒に関する制度・慣行について

1. 懲戒処分について

懲戒処分の規定が「ある」企業割合は2012年で95.2%、2004年調査で94.8%となっている。産業別にみると2012年調査、2004年調査ともに、いずれの産業でも9割以上が規定している。これを従業員規模別にみると、2012年調査、2004年調査いずれも、規模が小さくなるほど、「ある」とする企業割合は低い（図表3-1-1）。

規定が「ある」企業を対象に規定の形式を尋ねたところ、「就業規則」に規定されている企業割合は、2012年調査、2004年調査いずれも9割台となっている（図表3-1-2）。懲戒処分の規定内容でも両調査の割合にほとんど差はみられない（図表3-1-3）。

懲戒処分の有無については、2012年調査では、「懲戒解雇」が85.8%と最も割合が高く、次いで、「注意・戒告・譴責」（80.6%）、「始末書の提出」（79.4%）、「出勤停止」（74.4%）、「一時的減給」（73.9%）、「降格・降職」（62.4%）、「諭旨解雇」（62.1%）、の順となっている。一方、2004年調査でも、傾向はほとんど変わらず、「懲戒解雇」が81.7%と最も割合が高く、次いで、「注意・戒告・譴責」（79.6%）、「始末書の提出」（79.6%）、「一時的減給」（70.6%）、「出勤停止」（70.4%）、「降格・降職」（59.3%）、「諭旨解雇」（57.3%）の順となっている（図表3-1-4）。

図表3-1-1：懲戒処分の規定状況（単位＝％）

	2012年調査				2004年調査		
	n	ある	ない	無回答	ある	ない	無回答
計	5520	95.2	3.9	0.9	94.8	3.8	1.5
<産業>							
建設業	388	96.1	3.6	0.3	95.8	2.3	1.9
製造業	1418	95.8	3.3	0.8	96.7	2.9	0.4
情報通信業	174	98.3	1.1	0.6	100.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業	517	95.6	3.5	1.0	95.5	3.1	1.4
卸売業、小売業	981	95.3	4.0	0.7	95.3	3.2	1.5
金融業、保険業	47	100.0	0.0	0.0	99.0	1.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	49	93.9	6.1	0.0	98.4	1.6	0.0
サービス業	1629	94.4	4.7	1.0	90.9	6.5	2.6
その他	131	93.1	4.6	2.3	98.7	1.3	0.0
<従業員規模>							
100人未満	2357	94.1	5.2	0.7	92.8	5.4	1.8
100～300人未満	2087	96.2	3.0	0.9	96.5	2.3	1.2
300～1000人未満	664	97.0	2.4	0.6	98.0	1.2	0.7
1000人以上	213	99.1	0.5	0.5	98.9	0.5	0.6

図表3-1-2：懲戒処分の規定の形式（単位＝％、複数回答）

	n	就業規則	労働協約	その他の社内規程	その他	無回答
2012年調査	5255	93.5	6.2	8.9	0.4	0.3
2004年調査	(100.0)	98.6	9.2	9.0	0.4	0.2

※懲戒処分を規定したものが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 3-1-3：懲戒処分の規定内容（単位＝％、複数回答）

	n	必要な場合には懲戒処分を行う旨の規定	懲戒処分の種類	懲戒の対象となる事由	懲戒処分の種類ごとの事由	懲戒の手続き	その他	無回答
2012年調査	5255	72.5	67.7	59.5	44.3	34.4	0.9	12.4
2004年調査	(100.0)	80.4	75.2	65.6	46.3	37.6	0.3	6.1

※懲戒処分を規定したものが「ある」と回答した企業を対象に集計。

図表 3-1-4：懲戒処分制度の有無（単位＝％）

	2012年調査 (n=5520)			2004年調査		
	あり	なし	無回答	あり	なし	無回答
①注意・戒告・譴責	80.6	7.7	11.7	79.6	11.7	8.6
②始末書の提出	79.4	8.8	11.8	79.6	12.2	8.2
③出勤停止	74.4	11.0	14.6	70.4	19.1	10.5
④一時的減給	73.9	10.7	15.3	70.6	18.5	10.8
⑤降格・降職	62.4	16.7	21.0	59.3	25.9	14.9
⑥諭旨解雇	62.1	17.3	20.6	57.3	27.7	15.0
⑦懲戒解雇	85.8	5.1	9.1	81.7	11.3	7.0

2. 懲戒処分の実施と紛争

ここ 5 年間で懲戒処分の実施割合⁵について、2012 年調査では「始末書の提出」が 44.1%でもっとも高く、次いで、「注意・戒告・譴責」(34.8%)、「一時的減給」(19.9%)、「降格・降職」(15.6%)、「懲戒解雇」(13.8%)、「出勤停止」(13.0%)、「諭旨解雇」(9.9%) などとなっている。一方、2004 年調査では、「始末書の提出」が 53.4%でもっとも高く、次いで、「注意・戒告・譴責」(42.6%)、「一時的減給」(27.3%)、「降格・降職」(20.4%)、「懲戒解雇」(15.6%)、「出勤停止」(14.2%)、「諭旨解雇」(10.4%) などとなっている。「いずれの懲戒処分も実施していない」とする割合は、2012 年調査で 37.3%、2004 年調査で 24.9%となっている（図表 3-2-1）。

ここ 5 年間に懲戒処分を実施した企業を対象に、ここ 5 年間で懲戒処分をめぐって労働組合との間で意見が異なり紛争になったことについて、「もともと労働組合はない」及び、無回答を除き集計したところ、懲戒処分をめぐり労働組合との間で紛争が「あった」とする企業割合は、2012 年調査で 1.7%、2004 年調査で 1.1%となっており、いずれの調査時点でもわずかである（図表 3-2-2）。

⁵ 懲戒処分の実施割合の設問は、2004 年調査では、各懲戒処分制度についての有無（「実績あり」「実績なし」の単一回答形式）を尋ねているが、2012 年調査では、「いずれの懲戒処分も実施していない」の選択肢を加えた複数回答で尋ねている。2 時点間の比較では、2004 年調査でいずれの懲戒処分も「実績なし」としている企業を「いずれの懲戒処分も実施していない」とし、各懲戒処分の「実績あり」についてそれぞれ集計することで、2 時点比較することとした。

次に、懲戒処分を実施した企業を対象に、ここ5年間の懲戒処分の対象となった従業員との間での紛争について無回答を除き集計したところ、紛争が「あった」とする企業割合は、2012年調査で8.8%、2004年調査で4.6%となっている（図表3-2-3）。

紛争が「あった」企業を対象として、解決の状況⁶を尋ねたところ、2012年調査で「本人との話し合いで解決」が48.4%ともっとも高く、次いで、「裁判で解決」（18.6%）、「外部の紛争解決機関で解決」（16.1%）、「労働審判制で解決」（13.7%）などとなっている。一方、2004年調査でも、「本人との話し合いで解決」が47.3%ともっとも高く、次いで、「裁判で解決」（37.4%）などとなっている。2004年調査では「裁判で解決」が37.4%あったが、2012年調査では、「裁判で解決」は18.6%と低くなっており、「外部の紛争解決機関で解決」が16.1%、「労働審判制で解決」が13.7%と高くなっている（図表3-2-4）。

図表 3-2-1：ここ5年間の懲戒処分の実施の有無（単位＝%、複数回答）

	n	注意・戒告・譴責	始末書の提出	出勤停止	一時的減給	降格・降職	諭旨解雇	懲戒解雇	いずれの懲戒処分も実施していない	無回答
2012年調査	5520	34.8	44.1	13.0	19.9	15.6	9.9	13.8	37.3	3.0
2004年調査	(100.0)	42.6	53.4	14.2	27.3	20.4	10.4	15.6	24.9	11.1

図表 3-2-2：ここ5年間で懲戒処分をめぐり発生した労働組合との間での紛争の有無（単位＝%）

	n	あった	なかった
2012年調査	1393	1.7	98.3
2004年調査	(100.0)	1.1	98.9

※ここ5年間で懲戒処分を実施した企業を対象に「もともと労働組合がない」、無回答を除き集計。

図表 3-2-3：ここ5年間の懲戒処分の対象となった従業員との間での紛争の有無（単位＝%）

	n	あった	なかった
2012年調査	3228	8.8	91.2
2004年調査	(100.0)	4.6	95.4

※ここ5年間で懲戒処分を実施した企業を対象に無回答を除き集計。

図表 3-2-4：懲戒処分の対象となった従業員との紛争の解決状況（複数回答、単位＝%）

	n	本人との話し合いで解決	労働組合との話し合いを通じて解決選択	社内の苦情処理機関で解決	外部の紛争解決機関で解決	労働審判制で解決	裁判で解決（和解を含む）	その他	解決できていない（従業員が離職した）	無回答
2012年調査	285	48.4	6.7	4.6	16.1	13.7	18.6	0.7	4.9	3.9
2004年調査	(100.0)	47.3	1.7	1.8	3.0	—	37.4	4.8	12.9	4.3

※ここ5年間で懲戒処分をめぐり対象となった従業員との間で紛争があった企業を対象に集計。2012年調査の「労働審判制で解決」は追加選択肢。

⁶ 2012年調査では解決状況の選択肢として、「労働審判制で解決」の選択肢を追加している。

第4章 従業員の退職・解雇に関する制度・慣行について

1. 自己都合退職の手続きの規定状況

従業員が自己都合により退職しようとする場合の手続きを「決めている」とする企業は、2012年調査で88.6%、2004年調査で88.2%となっており、いずれも9割弱である。従業員規模別にみると、2012年調査、2004年調査いずれも、規模が小さくなるほど、「決めている」とする企業割合は低くなっている（図表4-1-1）。

「決めている」とする企業を対象に規定の形式を尋ねたところ、「就業規則」に規定されている企業割合は、2012年調査、2004年調査いずれも9割台となっている（図表4-1-2）。

自己都合退職の場合にどのくらい事前に申し出なければならないか⁷については、「1ヵ月以上前」の割合が2012年調査では65.7%、2004年調査では57.3%となっている（図表4-1-3）。

図表4-1-1：従業員が自己都合により退職しようとする場合の手続きの規定状況（単位＝％）

	2012年調査					2004年調査				
	n	決めている	文書では決めているが慣行はある	特に決めておらずその都度対処している	無回答	決めている	文書では決めているが慣行はある	特に決めておらずその都度対処している	無回答	
計	5520	88.6	4.2	6.2	1.0	88.2	3.5	7.7	0.6	
<産業>										
建設業	388	87.4	4.6	7.7	0.3	88.2	0.5	10.2	1.2	
製造業	1418	89.4	4.2	5.5	0.9	91.3	3.3	5.3	0.0	
情報通信業	174	94.3	4.0	1.7	0.0	67.3	19.5	13.3	0.0	
運輸業、郵便業	517	85.1	4.6	9.5	0.8	81.2	1.4	15.9	1.5	
卸売業、小売業	981	91.6	3.6	3.7	1.1	90.0	5.9	4.1	0.0	
金融業、保険業	47	95.7	2.1	2.1	0.0	93.9	1.4	4.0	0.7	
不動産業、物品賃貸業	49	81.6	8.2	10.2	0.0	93.8	3.0	3.2	0.0	
サービス業	1629	87.7	4.6	6.6	1.1	85.6	2.6	10.3	1.5	
その他	131	90.1	0.8	7.6	1.5	84.6	4.1	11.3	0.0	
<従業員規模>										
100人未満	2357	86.0	4.6	8.5	0.9	83.8	4.3	11.0	0.9	
100～300人未満	2087	89.8	4.2	5.3	0.7	91.9	2.9	5.0	0.2	
300～1000人未満	664	92.9	3.6	2.1	1.4	95.8	2.0	1.4	0.7	
1000人以上	213	97.2	1.9	0.5	0.5	97.8	0.8	1.0	0.4	

図表4-1-2：自己都合退職の手続きの規定の形式（単位＝％、複数回答）

	n	就業規則	労働協約	その他の社内規程	その他	無回答
2012年調査	4892	96.6	6.7	7.0	0.6	0.7
2004年調査	(100.0)	95.4	8.8	8.1	0.6	1.9

※自己都合退職の手続きを「決めている」企業を対象に集計。

⁷ 自己都合退職の事前の申請時期に関する設問については、2004年調査で「1ヵ月より前」の割合が3割程度と高かったことから、2012年調査の調査票の選択肢では、「1ヵ月程度前」「2ヵ月程度前」「3ヵ月程度前」「3ヵ月より前」の選択肢を追加している。2時点比較ではこれらの選択肢は「1ヵ月以上前」でまとめて集計している。

図表 4-1-3：自己都合退職の場合の事前の申し出時期（単位＝％）

	n	即日・直前でよい	1週間程度前	2週間程度前	3週間程度前	1ヵ月以上前	申し出時期に関する決まりはない	無回答
2012年調査	5123	0.3	0.5	29.6	1.4	65.7	2.3	0.2
2004年調査	(100.0)	0.2	0.4	37.2	1.2	57.3	3.0	0.6

※従業員の自己都合退職での手続きを「決めている」「文書では決めていないが慣行はある」と回答した企業を対象に集計。

2. 解雇

調査では、ここ 5 年間に於いて、正規従業員を解雇（懲戒解雇を除く）したことがあるかについて尋ねている。本設問は、2004 年調査と 2012 年調査で設問形式を変更している。2004 年調査では、解雇の有無の設問については、ここ 5 年間での解雇の有無をまず聞いており、次に、解雇が「ある」とする企業について、解雇理由の設問を設けている。集計上は、解雇理由について「経営上の理由」をあげた企業を「整理解雇を実施した」企業と定義し、それ以外の「本人の非行」「頻繁な無断欠勤」「職場規律の紊乱」「仕事に必要な能力の欠如」「休職期間の満了」を選択した企業を「普通解雇を実施した企業」と定義して集計している。一方、2012 年調査では、「解雇を実施していない」「普通解雇を実施した」「整理解雇を実施した」の複数回答形式で直接尋ねる設問形式に改めている。

したがって、2004 年調査について解雇理由から「普通解雇を実施した」「整理解雇を実施した」「解雇は実施していない」の変数を作成し集計したところ、2004 年調査では、「解雇は実施していない」とする企業が 77.6%であり、「普通解雇を実施した」企業が 13.0%、「整理解雇を実施した」企業が 6.8%となっている。一方、2012 年調査では、「解雇は実施していない」とする企業が 79.1%であり、「普通解雇を実施した」企業が 16.3%、「整理解雇を実施した」企業が 8.3%となっている。2012 年調査、2004 年調査いずれも、割合にほとんど差はみられないものの、わずかながら、2012 年調査のほうが、「普通解雇を実施した」「整理解雇を実施した」の割合が高くなっている（図表 4-2-1）。

従業員規模別にみると、2012 年調査、2004 年調査いずれも、「普通解雇を実施した」とする企業割合は規模が大きいほどおおむね高くなっている。2012 年調査、2004 年調査いずれも、整理解雇を実施した割合は、規模による違いがみられない。労働組合の有無別にみると、2012 年調査、2004 年調査いずれも、労働組合のある企業のほうが、「普通解雇を実施した」「整理解雇を実施した」いずれの割合も低い（図表 4-2-2）。

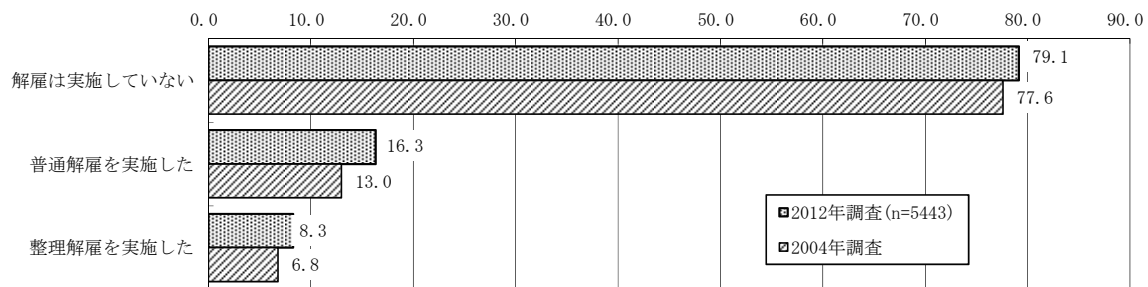
普通解雇の理由⁸について無回答を除き集計したところ、2012 年調査で「本人の非行」が 43.0%ともっとも高く、次いで「仕事に必要な能力の欠如」（37.9%）、「職場規律の紊乱」（32.9%）、「頻繁な無断欠勤」（20.2%）などとなっている。一方、2004 年調査でも、「本人の非行」が 32.3%ともっとも高く、次いで「仕事に必要な能力の欠如」（25.4%）、「職場規律

⁸ 解雇理由については、2004 年調査のその他自由記述で「健康上の問題」をあげる企業がみられたことから、2012 年調査では「健康上の理由」の選択肢を追加している。

の紊乱」(25.4%)、「頻繁な無断欠勤」(18.6%) などとなっている(図表 4-2-3)。

普通解雇に先立って実施した措置⁹についてみると、2012 年調査では「警告」した企業割合が 50.3%ともっとも高く、次いで「是正機会の付与」(39.6%) などとなっている。一方、2004 年調査でも、「警告」が 57.6%ともっとも高く、次いで、「是正機会の付与」(43.5%) などとなっている(図表 4-2-4)。

図表 4-2-1：ここ 5 年間で正規従業員の解雇の状況(単位＝%、複数回答)



※2012年調査について、無回答を除き集計。2004年調査では解雇実施企業の解雇理由の設問について、「経営上の理由」を選択した企業を「整理解雇を実施した」とし、それ以外の「本人の非行」「頻繁な無断欠勤」「職場規律の紊乱」「仕事に必要な能力の欠如」「休職期間の満了」を選択した企業を「普通解雇を実施した」とした。

図表 4-2-2：ここ 5 年間で正規従業員を解雇の有無(単位＝%、複数回答)

	2012年調査				2004年調査		
	n	解雇は実施 していない	普通解雇を 実施した	整理解雇を 実施した	解雇は実施 していない	普通解雇を 実施した	整理解雇を 実施した
計	5443	79.1	16.3	8.3	77.6	13.0	6.8
<産業>							
建設業	385	76.9	17.4	8.8	74.4	14.4	9.9
製造業	1398	80.1	13.6	10.1	76.4	12.3	8.4
情報通信業	174	86.8	10.9	3.4	99.4	0.6	0.0
運輸業、郵便業	509	77.6	18.7	7.3	79.5	14.5	4.3
卸売業、小売業	969	76.2	20.0	7.9	76.0	13.2	7.1
金融業、保険業	47	80.9	19.1	4.3	83.8	10.9	2.1
不動産業、物品賃貸業	49	75.5	20.4	6.1	89.8	6.2	3.2
サービス業	1607	80.6	15.4	7.8	79.3	13.6	5.0
その他	126	81.0	16.7	5.6	80.7	9.5	9.2
<従業員規模>							
1 0 0 人未満	2321	79.6	15.4	8.3	76.7	12.5	7.9
1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	2061	80.2	15.4	8.2	79.5	12.3	5.1
3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	660	77.3	18.6	7.6	76.9	16.0	7.0
1 0 0 0 人以上	210	67.1	31.4	11.4	76.3	18.9	4.2
<労働組合の有無>							
労働組合がある	1265	83.8	12.9	5.9	81.3	11.0	4.0
労働組合がない	4027	77.7	17.4	8.9	76.6	13.7	7.7

※2012年調査について、無回答を除き集計。2004年調査では解雇実施企業の解雇理由の設問について、「経営上の理由」を選択した企業を「整理解雇を実施した」とし、それ以外の「本人の非行」「頻繁な無断欠勤」「職場規律の紊乱」「仕事に必要な能力の欠如」「休職期間の満了」を選択した企業を「普通解雇を実施した」とした。

図表 4-2-3：普通解雇を実施した理由(単位＝%、複数回答)

	n	本人の非行	頻繁な無断欠勤	職場規律の紊乱	仕事に必要な能力の欠如	休職期間の満了	健康上の問題	その他
2012年調査	647	43.0	20.2	32.9	37.9	12.5	16.5	5.4
2004年調査	(100.0)	32.3	18.6	25.4	25.4	8.6	—	8.0

※「普通解雇を実施した」企業を対象に集計。「健康上の問題」は2012年調査の追加選択肢。

⁹ 2012 年調査では、「退職勧奨をした」「以上のいずれの措置も実施していない」の選択肢を追加している。

図表 4-2-4：普通解雇に先立って実施した措置（単位＝％、複数回答）

	n	警告	是正機会の付与	他の部署への配転打診	退職勧奨をした	その他	以上のいずれの措置も講じていない	無回答
2012年調査	889	50.3	39.6	20.9	38.8	5.3	5.8	13.7
2004年調査	(100.0)	57.6	43.5	23.0	—	6.4	—	18.4

※2012年調査では「普通解雇を実施した」企業を対象に集計。2004年調査では、解雇を実施した企業のうち、「本人の非行」「頻繁な無断欠勤」「職場規律の紊乱」「仕事に必要な能力の欠如」「休職期間の満了」（すなわち、普通解雇を実施した企業）を対象としている。「退職勧奨をした」「以上のいずれの措置も講じていない」は2012年調査の追加選択肢。

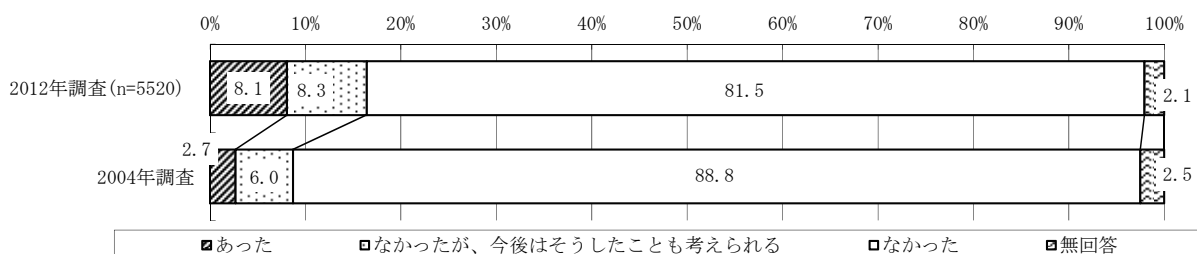
3. 退職の可能性を説明したうえでの労働条件の変更

ここ5年間で、労働条件の変更を受け入れなければ退職を余儀なくされることを説明して、労働条件を変更したことがあるか¹⁰どうかについて（新たな労働条件で新しい労働契約を結び直す場合を含む）、「あった」とする企業は、2012年調査で8.1%、2004年調査で2.7%となっている（図表4-3-1、参考として産業別及び従業員規模別にみたものが図表4-3-2）。

「あった」とする企業を対象に、労働条件変更の際の当該従業員の対応についてみると、2012年調査では「異議なく変更を受け入れた」が70.5%、「異議を述べたが結局変更を受け入れた」が23.5%となっており、「変更を受け入れず退職した」とする企業割合は29.1%となっている。一方、2004年調査では、「異議なく変更を受け入れた」が58.4%、「異議を述べたが結局変更を受け入れた」が27.8%となっており、「変更を受け入れず退職した」とする企業割合は40.4%となっている（図表4-3-3）。2時点と比較すると、2004年調査に比べ2012年調査のほうが「異議なく変更を受け入れた」とする割合が高くなる一方で、「変更を受け入れず退職した」とする割合が低くなっている。

変更した労働条件の内容については、2012年調査で「賃金」が54.1%ともっとも高く、次いで「就業場所（転勤など）」（36.5%）、「労働時間」（26.0%）、「職種」（24.6%）などとなっている。一方、2004年調査でも、「賃金」が56.3%ともっとも高く、次いで「就業場所（転勤など）」（30.9%）、「労働時間」（30.8%）などとなっている（図表4-3-4）。

図表 4-3-1：ここ5年間の退職の可能性を説明したうえでの労働条件の変更の状況（単位＝％）



¹⁰ 本設問は、いわゆる「変更解約告知」を意図した設問であるが、「変更解約告知」という用語が回答企業にとって難解である可能性が高いため、アンケート調査票上では当該用語を使用していない。

図表 4-3-2: ここ 5 年間で退職の可能性を説明したうえでの労働条件の変更の状況(単位=%)

	2012年調査					2004年調査			
	n	あった	なかったが、今後はそうしたことも考えられる	なかった	無回答	あった	なかったが、今後はそうしたことも考えられる	なかった	無回答
計	5520	8.1	8.3	81.5	2.1	2.7	6.0	88.8	2.5
<産業>									
建設業	388	8.8	7.0	83.5	0.8	4.1	7.8	85.4	2.7
製造業	1418	7.7	7.7	82.9	1.8	0.5	5.1	92.3	2.1
情報通信業	174	6.3	9.2	82.8	1.7	0.0	0.0	84.8	15.2
運輸業、郵便業	517	9.5	11.6	76.2	2.7	4.7	9.3	83.0	3.0
卸売業、小売業	981	8.9	7.6	81.8	1.7	2.7	5.5	89.6	2.1
金融業、保険業	47	4.3	6.4	89.4	0.0	0.8	2.1	92.8	4.3
不動産業、物品賃貸業	49	6.1	4.1	87.8	2.0	2.2	5.9	87.8	4.2
サービス業	1629	8.2	8.7	80.9	2.2	4.2	6.3	86.9	2.7
その他	131	3.1	7.6	86.3	3.1	0.0	0.0	100.0	0.0
<従業員規模>									
100人未満	2357	6.8	8.2	82.6	2.4	2.8	5.7	88.5	3.1
100～300人未満	2087	7.9	7.8	82.7	1.7	2.2	6.8	89.5	1.5
300～1000人未満	664	10.7	10.5	77.6	1.2	3.7	5.6	87.1	3.6
1000人以上	213	16.9	8.9	71.8	2.3	2.7	4.5	91.4	1.3

図表 4-3-3 : 労働条件変更の際の当該従業員の対応(複数回答、単位=%)

	n	異議なく変更を受け入れた	異議を述べたが結局変更を受け入れた	変更を受け入れず退職した	その他	無回答
2012年調査	447	70.5	23.5	29.1	1.6	2.9
2004年調査	(100.0)	58.4	27.8	40.4	0.9	0.0

※ここ5年間で退職を余儀なくされることを説明しつつ、労働条件の変更をしたことについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。

図表 4-3-4 : 労働条件変更の内容(複数回答、単位=%)

	n	賃金	労働時間	職種	就業場所	その他	無回答
2012年調査	447	54.1	26.0	24.6	36.5	7.2	12.8
2004年調査	(100.0)	56.3	30.8	8.0	30.9	22.9	1.6

※ここ5年間で退職を余儀なくされることを説明しつつ、労働条件の変更をしたことについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。

4. 退職後の従業員に課せられる義務(競業避止義務等)の取り決め

退職していく従業員に課せられる義務の取り決めについては、「退職後に義務を課するような取り決めはない」とする割合¹¹は、2012年調査で33.0%、2004年調査で48.4%となっており、2004年調査に比べて2012年調査のほうが低い。具体的な取り決め内容では、2012年調査で、「秘密保持義務」が64.2%と最も高く、次いで「退職後も社の名誉を傷つけるようなことは行わない(以下、「名誉毀損避止義務」と略す)」が28.8%、「競業避止義務」

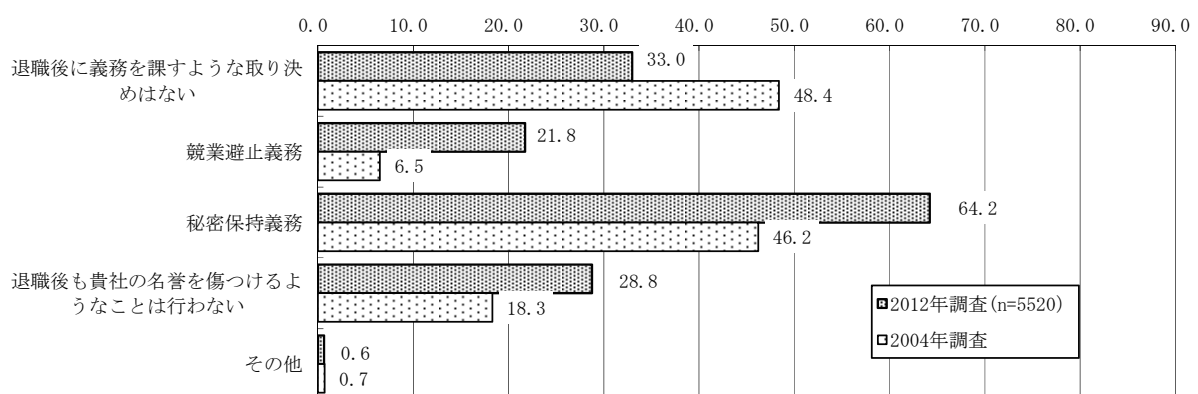
¹¹ 2004年調査の当該設問の選択肢では「取り決めがない」としているところ、2012年調査では「退職後に義務を課するような取り決めはない」と改めた。文意が同じであるため、本稿では表記上、「退職後に義務を課するような取り決めはない」と表現を統一した。

が 21.8%などとなっている。一方、2004 年調査では、「秘密保持義務」が 46.2%、「競業避
止義務」が 6.5%、「名誉毀損避止義務」が 18.3%となっている。2 時点を比較すると、2004
年調査に比べ 2012 年調査のほうが「秘密保持義務」で 18.0 ポイント、「競業避止義務」で
15.3 ポイント、「名誉毀損避止義務」で 10.5 ポイントも高くなっている（図表 4-4-1）。

産業別にみると、「競業避止義務」の割合は、2004 年調査ではいずれの産業も 1 割に満た
ない割合だったものが、2012 年調査では「情報通信業」「卸売業、小売業」「不動産業、物品
賃貸業」などで高くなっている。「秘密保持義務」の割合は、2004 年調査では「金融業、保
険業」「不動産業、物品賃貸業」で他の産業に比べ高かったが、2012 年調査では、「金融業、
保険業」「情報通信業」などで高くなっている。「名誉毀損避止義務」の割合は、2004 年調査
ではいずれの産業も 1～2 割程度だったものが、2012 年調査では、「金融業、保険業」「情報
通信業」などで他の産業よりも高くなっている。

従業員規模別でみると、「秘密保持義務」「競業避止義務」の割合については、2012 年調査、
2004 年調査いずれも、規模が大きいほど高くなっている（図表 4-4-2）。

図表 4-4-1：退職していく従業員に対する義務の取り決め（単位＝%、複数回答）



図表 4-4-2：退職していく従業員に対する義務の取り決め（単位＝%、複数回答）

	2012年調査							2004年調査					
	n	退職後に 義務を課 すような 取り決め はない	競業避止 義務	秘密保持 義務	退職後も 貴社の名 誉を傷つ けるよう なことは 行わない	その他	無回答	退職後に 義務を課 すような 取り決め はない	競業避止 義務	秘密保持 義務	退職後も 貴社の名 誉を傷つ けるよう なことは 行わない	その他	無回答
計	5520	33.0	21.8	64.2	28.8	0.6	2.1	48.4	6.5	46.2	18.3	0.7	3.5
<産業>													
建設業	388	36.6	22.4	60.1	28.9	1.3	1.5	56.1	4.4	37.5	19.3	1.5	3.5
製造業	1418	39.1	23.9	58.5	26.7	0.4	1.8	50.3	8.4	44.3	18.6	0.7	2.7
情報通信業	174	11.5	28.7	87.4	38.5	1.1	1.1	48.2	0.6	51.8	6.8	2.4	0.0
運輸業、郵便業	517	51.8	14.5	44.3	23.6	0.0	3.5	53.7	4.2	39.5	13.0	0.2	5.9
卸売業、小売業	981	26.8	27.6	70.3	32.9	0.3	1.9	44.2	5.1	51.2	21.9	0.5	3.8
金融業、保険業	47	2.1	19.1	97.9	40.4	0.0	0.0	20.1	4.8	77.8	28.6	0.8	1.4
不動産業、物品賃貸業	49	32.7	26.5	67.3	28.6	0.0	0.0	26.0	7.9	68.1	24.2	1.4	0.8
サービス業	1629	28.4	17.8	69.4	28.6	0.9	1.8	48.0	7.2	46.1	16.1	0.7	3.7
その他	131	29.0	17.6	64.1	26.0	1.5	6.1	56.0	6.2	41.1	11.3	4.3	1.3
<従業員規模>													
100人未満	2357	37.7	20.3	58.9	28.1	0.5	2.5	50.5	5.7	42.9	18.4	0.8	4.2
100～300人未満	2087	32.5	22.2	65.2	27.9	0.6	1.9	50.6	5.9	45.5	17.1	0.4	2.7
300～1000人未満	664	21.4	25.0	76.2	33.0	1.4	1.5	37.1	9.6	57.8	20.7	1.2	2.7
1000人以上	213	21.1	26.8	78.4	28.6	1.4	0.5	24.2	16.3	72.1	21.6	1.1	2.8

第5章 2012年調査と2004年調査の2時点比較の総括

以上で、2012年調査と2004年調査の比較可能な設問について、2時点比較を行った。調査方法の違い等から2004年調査の数値はあくまで参考値であるとの留意点を前提にしつつ、以下、おおまかな傾向についてまとめ、論点を列挙する。

両調査の間で、ほぼ8年が経過しているものの、2時点比較の結果から、企業の人事管理制度に全般的には大きな変化はみられない。

その中で、①懲戒処分についての紛争で、裁判より労働審判制や外部の紛争解決機関で解決する割合が増加していること(第3章2.の図表3-2-4)、②秘密保持義務や競業避止義務等、退職後も拘束する契約が広がっていること(第4章4.図表4-4-1、図表4-4-2参照)——など一部に変化もみられる。

第Ⅲ部 資料

資料 1

「従業員の採用と退職に関する実態調査」調査票

従業員の採用と退職に関する実態調査

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

＜調査協力をお願い＞

- 1 この調査は、厚生労働省所管の政策研究機関である（独立行政法人）労働政策研究・研修機構が実施するものです。労働政策研究・研修機構は、労働政策に資する調査研究活動や労働についての情報収集・提供などの活動を行っております（HP：<http://www.jil.go.jp/>）。この調査の結果は、今後の労働行政の推進の基礎資料となるものです。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、是非ご協力ください。
- 2 調査の結果は、研究目的にのみ利用します。貴社の企業名はもとより、個々の回答をそのままの形で公表することはありませんので、ありのままをご回答ください。
- 3 ご回答は、選択肢がある場合はその番号を○で囲み、それ以外の場合は適宜ご記入ください。なお、各問において特別の回答方法をお願いしている場合は、それに沿ってお答えください。
- 4 この調査は、企業を単位として行っています。したがって、本社事業所だけでなく、支店、出張所、営業所等を含めた会社全体についてお答えください。ただし、貴社がメインの事業活動を行っていない持株会社であるときは、可能な範囲でグループ企業を含めてお答えください。
- 5 特にことわりのない場合、調査の回答時点は、2012年9月1日現在の状況でお答えください。
- 6 ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒を用いて、**2012年10月26日（金）までに郵便ポストにご投函ください。**
- 7 この調査の実施業務は、調査機関である株式会社 日本統計センターに委託しておりますので、この調査についてのご質問は、当該機関の担当部署までお問い合わせください。なお、その他不明な点がありましたら、当機構の担当者にご照会ください。

○この調査についてのご照会先

【調査票の記入方法・締め切りなど実査について】

株式会社 日本統計センター 担当：門川・菊地

（TEL：03-3861-5391、FAX：03-3866-4944、E-mail：chosa@ntc-ltd.com）

お問い合わせ時間（月～金）10:00～12:30、13:30～18:00

【調査票の内容・趣旨について】

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査・解析部 担当：奥田、郡司

（TEL：03-5903-6284、FAX：03-5903-6116、E-mail：eokuda@jil.go.jp）

I 貴社について

問1：貴社についてお教えてください（○は1つ）。

主たる産業 (1つのみ)	1. 鉱業、採石業、砂利採取業 2. 建設業 3. 製造業 4. 電気・ガス・水道・熱供給業 5. 情報通信業 6. 運輸業、郵便業 7. 卸売業、小売業 8. 金融業、保険業 9. 不動産業、物品賃貸業	10. 学術研究・専門・技術サービス業 11. 宿泊業、飲食サービス業 12. 生活関連サービス業、娯楽業 13. 教育、学習支援業 14. 医療、福祉 15. 複合サービス事業（郵便局、農業組合など） 16. その他サービス業（他に分類されないもの） 17. その他（ ）
国内事業所の展開	1. 一事業所のみ 2. 地域的に展開 3. 全国的に展開	
海外展開	1. 展開している 2. 今はないが現在展開を検討中 3. 展開予定なし	
資本関係	1. いわゆる外資系 2. 外資系ではない	
企業関係 (注1)	1. 持株会社の本社 2. 持株会社の傘下企業 3. 連結決算企業グループの中核企業	4. 連結決算企業グループの傘下企業 5. いずれでもない

注1) 持株会社：自らは事業活動を行わず、他の会社の事業活動を自社の管理下に置いて、その会社を実質的に支配している。

問2：現在、貴社の(a)従業員規模（注2）、および、そのうちの(b)正規従業員は何人ですか。

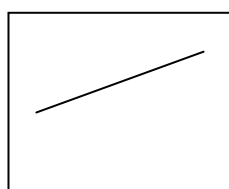
	人数（数字をお書きください）
(a)従業員規模	約 人
(b)そのうちの正規従業員数	約 人

注2) 従業員規模：正規従業員とパートタイマー等の非正規従業員の合計。派遣労働者や請負社員は除きます。ここでの正規従業員とは、雇用期間の定めがない、フルタイムの社員をいいます。非正規従業員とは、パートタイマーや嘱託社員、契約社員など期限の定めがある社員のことです。

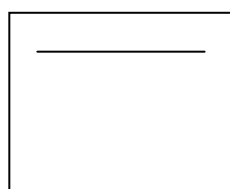
問3：貴社の正規従業員、非正規従業員は、5年前に比べてどの程度増減しましたか。それぞれについてあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

		5年前と比べた増減率					今も5年前も該当者がいない
		20%以上減少	10%以上20%未満減少	±10%未満の範囲で増減	10%以上20%未満増加	20%以上増加	
(a)正規従業員	→	1	2	3	4	5	6
(b)非正規従業員	→	1	2	3	4	5	6

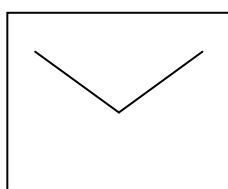
問4：概ねここ5年間の貴社の業況をイメージで表すと、次のどれにもっとも近いですか。（○は1つ）



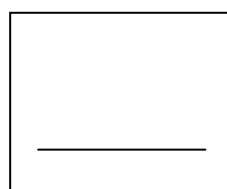
1. 業況拡大



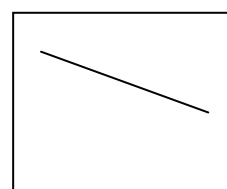
2. 高位安定



3. 不調・回復



4. 低位横ばい



5. 不調継続

問5：5年前と比べて、貴社の次にあげる項目についての成果はどのように変化していますか。（a）～（d）のそれぞれの項目についてあてはまる番号を1つ選び、○をつけてください。

		5年前と比べた変化					わからない
		高まっている	やや高まっている	ほぼ同じ程度	やや低くなっている	低くなっている	
(a)売上高	→	1	2	3	4	5	6
(b)利益率	→	1	2	3	4	5	6
(c)生産性	→	1	2	3	4	5	6
(d)総額人件費	→	1	2	3	4	5	6

問6 貴社には、労働組合がありますか。（○は1つ）

1. ある

2. ない → 問7へ

付問：労働組合員となっている従業員の範囲はどうなっていますか。次の従業員で労働組合員になる範囲に含まれるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|--------------|---------------|
| 1. 一般の正規従業員 | 3. 課長クラスの管理職 | 5. パートタイマー |
| 2. 係長クラスの正規従業員 | 4. 部長クラスの管理職 | 6. その他の非正規従業員 |

問7：経営者と従業員との間の協議の場（いわゆる「労使協議機関」）についてお尋ねします。

労働組合との団体交渉の場以外に、経営者（あるいは経営側）と従業員の代表者との間で、いろいろなことを協議したり意見交換をしたりする常設の場（会議）が設定されていますか。（○は1つ）

1. 設定されている
2. 現在設定されていないが、設定の必要はあると思う
3. 設定されていない

Ⅱ 従業員の採用（採用、内定、試用）について

（各設問で明記されている場合を除き、以下は、正規従業員（雇用期間の定めがなく、フルタイムの従業員）についてお答えください。）

（従業員の採用についてお尋ねします。）

問 8： ここ 5 年間での採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。

（1）新規学卒者、（2）中途採用者について、新卒採用、中途採用の有無について答えたうえで、それぞれ、ある場合、A. 採用を内定した時、B. 実際に就業を始める時において、①～④の項目についてそれぞれお答えください。（あてはまるものすべてに○）

（1）新規学卒者の採用の場合（新規学卒者の採用がない場合は（2）へお進みください）

新卒採用の有無	労働条件の周知方法			
	時点	知らせる労働条件の項目と知らせる方法（○はいくつでも）		
新卒採用がありましたか。 1. <u>新卒採用がある</u> 2. <u>新卒採用がない</u> ↓ (2)へ	A.採用を内定した時	①労働条件の項目	→	1. 就業場所 5. 解雇・退職に関する事項 2. 従事する業務 6. 内定取り消しとなる事由 3. 労働時間 7. 就労開始時期 4. 賃金 8. 就労開始までに行われる研修等の内容 9. 労働条件は特に知らせていない
		②知らせる方法	→	1. 就業規則の配布 3. 研修で説明 2. 労働条件を書いた説明書の配布 4. その他口頭で説明
	B.実際に就業を始める時	③労働条件の項目	→	1. 就業場所 3. 労働時間 5. 解雇・退職に関する事項 2. 従事する業務 4. 賃金
		④知らせる方法	→	1. 就業規則の配布 3. 研修で説明 2. 労働条件を書いた説明書の配布 4. その他口頭で説明

（2）中途採用者の採用の場合（中途採用がない場合は問 9 へお進みください）

中途採用の有無	労働条件の周知方法			
	時点	知らせる労働条件の項目と知らせる方法（○はいくつでも）		
中途採用がありましたか。 1. <u>中途採用がある</u> 2. <u>中途採用がない</u> ↓ 問 9 へ	A.採用を内定した時	①労働条件の項目	→	1. 就業場所 5. 解雇・退職に関する事項 2. 従事する業務 6. 内定取り消しとなる事由 3. 労働時間 7. 就労開始時期 4. 賃金 8. 就労開始までに行われる研修等の内容 9. 労働条件は特に知らせていない
		②知らせる方法	→	1. 就業規則の配布 3. 研修で説明 2. 労働条件を書いた説明書の配布 4. その他口頭で説明
	B.実際に就業を始める時	③労働条件の項目	→	1. 就業場所 3. 労働時間 5. 解雇・退職に関する事項 2. 従事する業務 4. 賃金
		④知らせる方法	→	1. 就業規則の配布 3. 研修で説明 2. 労働条件を書いた説明書の配布 4. その他口頭で説明

問 9： ここ 5 年間ににおいて、採用の際の労働条件の説明が不十分であったために、従業員との間で紛争となったことはありますか。（○は 1 つ）

1. あった 2. ない 3. ここ 5 年間に採用はしていない

ここ 5 年間に、新規学卒者を採用した企業は以下の問 9-1～9-4 にお答えください。
新規学卒採用がない場合、問 10（4 頁）へお進みください。

（採用内定についてお尋ねします。）

問 9-1：採用内定の際にどのようなことを行いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 就業開始日を明記した労働契約書を取り交わす
2. 採用内定書を交付する
3. 採用内定者から誓約書を提出してもらう
4. 口頭のみで特に文書のやりとりはしていない

問 9-2：採用内定から就業開始までの間に次のようなことを行いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 会社情報の提供など連絡を取り合う
2. 必読図書の提示など自己啓発の勧奨
3. 懇談会の開催
4. 研修・実習の実施
5. その他 ()

付問：これらへの参加は義務ですか。
(○は1つ)

1. 参加を義務づけている
2. 参加は任意である

問 9-3：採用内定者の側から、採用を辞退されることがありますか。(○は1つ)

1. よくある
2. たまにある
3. ほとんどない
4. ない

問 9-4：ここ5年間に、貴社の側から何らかの事情で採用内定者の内定を取り消したことがありますか。
(○は1つ)

1. ある

2. ない → 問 10 (4 頁) へ

→ 付問 1：そのときは、どのような手続きをとりましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 採用ができなくなった旨のみを文書で通知した
2. 採用ができなくなった理由を添えて文書で通知した
3. 面会のうえ口頭で伝えた
4. 電話等により口頭で伝えた
5. その他 ()

→ 付問 2：内定の取消はどのような事情によるものですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 企業経営の悪化
2. 経歴詐称など本人の虚偽の申告
3. 本人の非違行為
4. 本人の健康上の理由
5. 本人の事情 (例：学校を卒業できなかった)
6. その他 ()

→ 付問 3：内定を取り消す事由をあらかじめ定めていますか。(○は1つ)

1. 定めている
2. 定めていない

→ 付問 4：内定を取り消したことにより、本人との間でトラブルになったことがありますか。(○は1つ)

1. あった
2. なかった

(いわゆる「試用」についてお尋ねします。)

問 10：採用された従業員について、試用期間を設けることがありますか。(○は1つ)

1. ある
2. ない → 問 11 (6 頁) へ

問 10-1：「試用」についてのルールはどこで決まっていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 就業規則
2. 労働協約
3. その他の社内規程
4. 慣行であり、特に文書の規程等はない

問 10-2：「試用」に関して、労働者を雇い入れる時に次の事項を知らせていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 試用期間の有無
2. 試用期間の長さ
3. 試用期間中の処遇 (賃金、労働時間等)
4. 試用期間の延長の有無
5. 試用期間を延長するかどうかの判断基準
6. 試用期間中の解雇事由
7. 本採用を拒否する事由
8. 本採用後の処遇 (賃金、労働時間等)
9. その他 ()
10. 上記のいずれの事項も知らせていない

問 10-3：正規従業員の試用期間はどれくらいですか。新規学卒採用と中途採用についてお答えください。
複数ある場合は、もっとも適用の多いケースについてお答えください。

(1) 新規学卒採用の正規従業員の場合（○は1つ）

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| 1. 1ヵ月程度 | 4. 4ヵ月程度 | 7. 7ヵ月程度～1年程度 |
| 2. 2ヵ月程度 | 5. 5ヵ月程度 | 8. 1年超（具体的に 年） |
| 3. 3ヵ月程度 | 6. 6ヵ月程度 | 9. 新規学卒採用がない |

(2) 中途採用の正規従業員の場合（○は1つ）

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| 1. 1ヵ月程度 | 4. 4ヵ月程度 | 7. 7ヵ月程度～1年程度 |
| 2. 2ヵ月程度 | 5. 5ヵ月程度 | 8. 1年超（具体的に 年） |
| 3. 3ヵ月程度 | 6. 6ヵ月程度 | 9. 中途採用がない |

問 10-4：試用期間を延長することがありますか。（○は1つ）

1. 延長することがあり、ここ5年間に於いてそうした事例がある
2. 延長することがあるが、ここ5年間にはそうした事例はない
3. 延長はしない

問 10-5：本採用せず雇用を打ち切る基準を設けていますか。（○は1つ）

1. 設けている → 付問：その基準は、どこで決まっていますか。
(あてはまるものすべてに○)
 2. その時点で判断することで、
特に基準は設けていない
- | | |
|---------|---------------------|
| 1. 就業規則 | 4. その他の社内規程 |
| 2. 労働協約 | 5. 慣行であり、特に文書の規程はない |
| 3. 労使協定 | |

問 10-6：試用期間の終了時に本採用にせず、雇用を打ち切ることがありますか。（○は1つ）

1. 本採用しないことがあり、ここ5年間に於いてそうした事例がある
2. 本採用しないことがあるが、ここ5年間にはそうした事例はない
3. 企業の側から本採用にしないことはない → 問 11 (6 頁) へ

付問：ここ5年間で、本採用を取り消したことにより、本人とトラブルになったことがありましたか。（○は1つ）

1. あった
2. なかった

問 10-7：雇用を打ち切る場合には、いつ本人に通知しますか。（○は1つ）

1. その期間が終わる前に余裕をもって伝える
2. その期間が終わる際に伝える
3. ケース・バイ・ケースで異なる

問 10-8：雇用の打ち切りを本人に通知する場合、どのようにしますか。（○は1つ）

1. 文書で通知する → 付問：その際、打ち切ることとした理由を伝えますか。
(○は1つ)
 2. 口頭で通知する
- | | |
|--------|-----------|
| 1. 伝える | 2. 特に伝えない |
|--------|-----------|

問 10-9：本採用しないこととするときに、どのようなことが判断理由になりますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------------|---------|--------|
| 1. 仕事上の知識、能力 | 3. 健康状態 | 5. その他 |
| 2. 欠勤などの勤務状況 | 4. 素行 | () |

(試用目的の紹介予定派遣、有期契約採用の活用についてお尋ねします。)

問 11：正規従業員を採用する際に、本採用する前にその能力等を判断することを目的（以下、「試用目的」と略す）として、次のような方法をとることがありますか。

(1) 紹介予定派遣を活用する。(〇は1つ)

1. 行っている 2. 現在行っていないが今後検討したい 3. 行わない

(2) まず有期契約で雇い入れる。(〇は1つ)

1. 行っている 2. 現在行っていないが今後検討したい 3. 行わない

→ 問 12 (7 頁) へ

→ 問 11-1：試用目的で雇い入れた有期労働者の契約期間はどのくらいですか。(〇は1つ)

1. 1 ヶ月 3. 3 ヶ月以上 6 月未満 5. 1 年
2. 1 ヶ月超 3 ヶ月未満 4. 6 ヶ月以上 1 年未満 6. 1 年超 (具体的に 年)

→ 問 11-2：試用目的で雇い入れた有期契約者について、正規従業員に本採用するまでの期間はどのくらいですか。(〇は1つ) もっとも多いケースについてお答えください。

1. 1 ヶ月程度 5. 5 ヶ月程度 9. 1 年超～2 年未満
2. 2 ヶ月程度 6. 6 ヶ月程度 10. 2 年～3 年未満
3. 3 ヶ月程度 7. 7 ヶ月程度～1 年未満 11. 3 年
4. 4 ヶ月程度 8. 1 年 12. 3 年超 (具体的に 年)

→ 問 11-3：試用目的で雇い入れた有期労働者について、本採用せず、雇用を打ち切ることがありますか。(〇は1つ)

1. 本採用しないことがあり、ここ 5 年間に於いてそうした事例がある
2. 本採用しないことがあるが、ここ 5 年間にはそうした事例はない
3. 企業の側から本採用にしないことはない → 問 12 (7 頁) へ

付問 ここ 5 年間で、試用目的で雇い入れた有期労働者について、本採用を取り消したことにより、本人とトラブルになったことがありましたか。(〇は1つ)

1. あった 2. なかった

→ 問 11-4：雇用を打ち切る場合には、いつ本人に通知しますか。(〇は1つ)

1. その期間が終わる前に余裕をもって伝える
2. その期間が終わる際に伝える
3. ケース・バイ・ケースで異なる

→ 問 11-5：雇用の打ち切りを本人に通知する場合、どのようにしますか。(〇は1つ)

1. 文書で通知する
2. 口頭で通知する

→ 付問：その際、打ち切ることとした理由を伝えますか。(〇は1つ)

1. 伝える 2. 特に伝えない

→ 問 11-6：本採用にしないこととするときに、どのようなことが判断理由になりますか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 仕事上の知識、能力 3. 健康状態 5. その他
2. 欠勤などの勤務状況 4. 素行 ()

Ⅲ 懲戒に関する制度・慣行について

問 12：懲戒処分について規定したものとがありますか。(○は1つ)

1. ある
2. ない

付問 1：それは何によって決まっていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 就業規則 3. その他の社内規程
2. 労働協約 4. その他 ()

付問 2：どのような規定がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 必要な場合には懲戒処分を行う旨の規定
2. 懲戒処分の種類
3. 懲戒の対象となる事由(懲戒の種類ごとに区別されていない)
4. 懲戒処分の種類ごとの事由
5. 懲戒の手続き
6. その他 ()

問 13：(1) 次の①～⑦のような懲戒処分がありますか。ある場合、(2) 懲戒処分を行う際に、どのような手続きをとりますか。(あてはまるものすべてに○)(通常の「業績評価制度」の結果として生じる賃金、処遇の低下は除きます)

懲戒処分	(1) 処分制度の有無 (○は1つ)			(2) 懲戒制度がある場合の懲戒処分を行う際の手続き (あてはまるものすべてに○)					
	なし	あり		理由の開示	本人の弁明 機会付与	従業員代表 への説明・ 協議	説明・協議 機関への 労使協議	労働組合へ の説明・ 協議	左記の いずれの 手続きも 取らない
①注意・戒告・譴責	1. なし	2. あり	→	1	2	3	4	5	6
②始末書の提出	1. なし	2. あり	→	1	2	3	4	5	6
③出勤停止	1. なし	2. あり	→	1	2	3	4	5	6
④一時的減給	1. なし	2. あり	→	1	2	3	4	5	6
⑤降格・降職	1. なし	2. あり	→	1	2	3	4	5	6
⑥諭旨解雇	1. なし	2. あり	→	1	2	3	4	5	6
⑦懲戒解雇	1. なし	2. あり	→	1	2	3	4	5	6

問 14：ここ5年間に、以下の懲戒処分を実際に行ったことがありますか。処分制度の有無にかかわらずお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1. 注意・戒告・譴責
2. 始末書の提出
3. 出勤停止
4. 一時的減給
5. 降格・降職
6. 諭旨解雇
7. 懲戒解雇
8. いずれの懲戒処分も実施していない

→ 問 15 (8 頁) へ

問 14 で選択肢 1～7 のいずれかの懲戒処分を実施した企業は、問 14-1、問 14-2 にお答えください。

問 14-1：ここ5年間に懲戒処分をめぐって労働組合との間で意見が異なり、紛争になったことはありましたか。(○は1つ)

1. あった 2. なかった 3. もともと労働組合はない

問 14-2 : ここ 5 年間において懲戒処分をめぐって対象となった従業員との間で紛争が起こったことはありましたか。(○は 1 つ)

1. あった → 付問 : そのときどのようにして解決しましたか。
2. なかった (あてはまるものすべてに○)
- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 1. 本人との話し合いで解決 | 5. 労働審判制で解決 |
| 2. 労働組合との話し合いを通じて解決 | 6. 裁判で解決 (和解を含む) |
| 3. 社内の苦情処理機関で解決 | 7. その他 () |
| 4. 外部の紛争解決機関で解決 | 8. 解決できていない
(従業員が離職した) |

IV 従業員の退職に関する制度・慣行について

(1) 自己都合退職

問 15 : 従業員が自己都合により退職しようとする場合の手続きを決めていますか。(○は 1 つ)

1. 決めている → 付問 : どこで決まっていますか。
2. 文書では決めていないが慣行はある (あてはまるものすべてに○)
3. 特に決めておらずその都度対処している
- | |
|-------------|
| 1. 就業規則 |
| 2. 労働協約 |
| 3. その他の社内規程 |
| 4. その他 () |

問 16 : 自己都合で退職しようとする場合、どれくらい事前に申し出なければならないことになっていますか。(○は 1 つ)

- | | | |
|-------------|------------|--------------------|
| 1. 即日・直前でよい | 4. 3 週間程度前 | 7. 3 ヶ月程度前 |
| 2. 1 週間程度前 | 5. 1 ヶ月程度前 | 8. 3 ヶ月より前 |
| 3. 2 週間程度前 | 6. 2 ヶ月程度前 | 9. 申し出時期に関する決まりはない |

(2) 経営側からの労働契約の終了について

(退職勧奨)

問 17 : ここ 5 年間において、個別に正規従業員の退職勧奨をしたことがありますか。(○は 1 つ)

1. ある → 付問 : その際どのような手続きをとりましたか。
2. ない (あてはまるものすべてに○)
- | |
|----------------------|
| 1. 労働組合と協議した |
| 2. 労使協議機関で協議した |
| 3. 従業員の代表を選んでもらい協議した |
| 4. 特に協議はしなかった |

(解雇)

問 18 : 一般的に従業員を解雇しようとする場合の手続きを決めていますか。(○は 1 つ)

1. 決めている → 付問 : どこで決まっていますか。
2. 文書では決めていないが慣行はある (あてはまるものすべてに○)
3. 特に決めておらずその都度対処している
- | |
|-------------|
| 1. 就業規則 |
| 2. 労働協約 |
| 3. その他の社内規程 |
| 4. その他 () |

問 19 : ここ 5 年間ににおいて、正規従業員を解雇（懲戒解雇を除く）注 3)したことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 解雇は実施していない → 問 20 (11 頁) へ
2. 普通解雇を実施した
3. 整理解雇を実施した

注 3) ここでの「整理解雇」とは「経営上の理由」に基づく人員整理のための解雇のことであり、「普通解雇」とは、整理解雇以外の解雇で、労働者の労働能力や労働適格性の欠如、非違行為など労働者に起因する理由により使用者側の都合としてする解雇のことをいいます。

普通解雇を実施した企業（選択肢 2 を選択した場合）は付問 19-1、付問 19-2 にご回答ください。

問 19-1 普通解雇を実施した企業にお聞きします。普通解雇を行うこととした理由は何でしたか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 本人の非行 | 4. 仕事に必要な能力の欠如 |
| 2. 頻繁な無断欠勤 | 5. 休職期間の満了 |
| 3. 職場規律の紊乱 | 6. 健康上の問題 |
| | 7. その他 () |

問 19-2 普通解雇に先立ち、次のような措置を講じましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 警告
2. 是正機会の付与
3. 他の部署への配転打診
4. 退職勧奨をした
5. その他 ()
6. 以上のいずれの措置も講じていない

整理解雇を実施した企業（選択肢 3 を選択した場合）は、付問 19-3、付問 19-4 にご回答ください。

→ 問 19-3 : 整理解雇に至る前に、以下の解雇回避措置を講じましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1. 新規採用抑制 | 8. 残業規制 |
| 2. 配置転換 | 9. 不採算部門の縮小・廃止、事業所の閉鎖 |
| 3. 出向、転籍 | 10. 非正規従業員の雇用契約不更新 |
| 4. 一時金カット | 11. 派遣社員、請負社員の契約不更新 |
| 5. 賃上げ抑制 | 12. 希望退職の募集（早期退職優遇制度含む） |
| 6. 賃下げ | 13. その他 () |
| 7. 一時休業 | 14. 解雇回避措置は実施していない |

→ 問 19-4 : 整理解雇を実施する対象の正規従業員に対して、以下の特別な措置を講じましたか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 退職金の割り増し | → 付問: どれくらいでしょうか。(複数回実施した場合、
もっとも適用の多かったもの 1 つに○) |
| 2. 退職前の特別休暇の付与 | 1. 定年退職時の退職金水準を保証 |
| 3. 再就職先のあっせん | 2. 賃金の半年分程度を加算 |
| 4. 人材紹介機関への委託 | 3. 賃金の 1 年分程度を加算 |
| 5. その他 () | 4. 賃金の 2 ～ 3 年分程度を加算 |
| 6. 以上のいずれも実施していない | 5. それ以上 (具体的に:) |
| | 6. その他 () |

以下の設問（問 19-5～問 19-8、及び付問）では、普通解雇をした企業は普通解雇の回答欄に、整理解雇を実施した企業は整理解雇の回答欄にご回答ください。普通解雇・整理解雇双方を実施した企業は、普通解雇、整理解雇の双方の回答欄にお書きください。

→ 問 19-5～問 19-8 (10 頁) へ

問 19-5：解雇する日のどれくらい前に解雇の通告を本人にしましたか。（○は1つ）

	解雇通告の時期							
	1 週 前 以 内	2 週 間 超 し 前	3 週 間 超 し 前	1 カ 月 程 度 前	2 カ 月 程 度 前	3 カ 月 程 度 前	4 カ 月 程 度 前	5 カ 月 程 度 前
普通解雇	1	2	3	4	5	6	7	8
整理解雇	1	2	3	4	5	6	7	8

問 19-6：解雇に当たって、どのような手続きを採りましたか。（あてはまるものすべてに○）

	解雇の際の手続き								
	解雇理由の 明示	解雇日の 明示	退職金の額 及び支払い の時期の明示	解雇対象者の 選定基準 の明示	従業員の本人 からの意見 聴取	予告手当の 支払い	労働組合等 との協議・合 意形成	その他 〔 〕	左記のい ずれの手 続きも採 っていない
普通解雇	1	2	3	4	5	6	7	8	9
整理解雇	1	2	3	4	5	6	7	8	9

※ここでの「労働組合等」のなかには、労使協議機関での協議、従業員の代表との協議・合意形成を含みます。

問 19-7：解雇の際、(1)労働組合や従業員代表との間で次のような手続きをとりましたか。（あてはまるものすべてに○） また、(2)「労働組合と協議した」場合（選択肢4を回答した企業）、意見が異なり紛争になりませんでしたか。（○は1つ）

	(1)解雇の際の手続き (○はいくつでも)					(2)労働組合と協議した場合の 紛争の有無 (○は1つ)	
	特に協議は しなかった	従業員の 代表を選び 協議した	労使協議 機関で協議 した	労働組合と 協議した		な った	た ら な か つ
普通解雇	1	2	3	4	→	1	2
整理解雇	1	2	3	4	→	1	2

問 19-8：解雇をめぐる(1)解雇した従業員との間で紛争が起こったことはありましたか。（○は1つ）
ある場合、(2)そのときどのようにして解決しましたか。（あてはまるものすべてに○）

	(1)紛争の有無		(2)解決の状況 (○はいくつでも)							
	な か つ た	あ つ た	本人との話し合 いで解決	労働組合との話し 合いを通じて解決	社内の苦情処理 機関で解決	外部の紛争解決機 関で解決 (地方労働局等)	労働審判制で解決	裁判で解決 (和解を含む)	その他 〔 〕	解決できていない
普通解雇	1	2	→	1	2	3	4	5	6	7
整理解雇	1	2	→	1	2	3	4	5	6	7

問 19-8 の(1)紛争の有無で「あった」と回答された企業は、(2)解決の状況を回答後に、以下の付問にお答えください。

付問：解決のために特別の措置を講じましたか。（あてはまるものすべてに○）

	普通 解雇	整理 解雇
解決金の支払い	1	1
退職理由の変更（本人の非行等の理由による解雇から経営上の理由等による解雇や自己都合退社への変更など）	2	2
解雇のとりやめ（原職復帰など）	3	3
その他（ ）	4	4
上記のいずれの措置もしていない	5	5

(退職を余儀なくされることを説明しつつ、労働条件を変更したことの有無)

問 20: ここ 5 年間ににおいて、労働条件の変更(新たな労働条件での新しい労働契約を結ぶ場合を含みます。)を受け入れなければ退職を余儀なくされることを説明しつつ、労働条件の変更をしようとしたことがありますか。(○は 1 つ)

1. あった

2. なかったが、今後はそうしたことも考えられる

3. なかった

▶ 付問 1 : その際の当該従業員の対応はどうでしたか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 異議なく変更を受け入れた

2. 異議を述べたが結局変更を受け入れた

3. 変更を受け入れず退職した

4. その他 ()

▶ 付問 2 : それはどのような労働条件の変更でしたか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 賃金

2. 労働時間

3. 職種

4. 就業場所 (転勤など)

5. その他

()

(3) 退職後の従業員に課される義務について

問 21 : 退職していく従業員に次のような義務を課す取り決めをしていますか。(あてはまるものすべてに○)

	○はいくつでも ↓
退職後に義務を課すような取り決めはない	1
貴社と競業関係にある他社企業に就職しないこと、または貴社と競業関係にある事業を開始しないこと (以下、「競業避止義務」と略す)	2
職務上知り得た秘密を、退職後も漏らさないこと (以下、「秘密保持義務」と略す)	3
退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと	4
その他 ()	5

以下の付問では、問 21 で、選択肢 2～4 のいずれかを選択した企業が、該当する項目についてお答えください。

付問 : 退職者に義務を課す取り決めは、どのような形で行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

	就業規則	労働協約	労使協定	従業員の入社時に 書面を交わす	従業員との間で 書面を交わす	その都度退職する 従業員との間で 書面を交わす	特に形式は定めて おらず、慣行による	その他
競業避止義務	1	2	3	4	5	6	7	
秘密保持義務	1	2	3	4	5	6	7	
退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと	1	2	3	4	5	6	7	

V 貴社の経営や人事・労務上の課題について

問 22：次にあげる項目の中で、5 年前と現在を比べて経営上重視するようになった課題にはどのようなものがありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 既存事業の強化・拡大 | 9. 社内組織のフラット化 |
| 2. 新規事業分野への進出 | 10. 支店・支社・事業所の統合 |
| 3. 不採算事業の整理、撤退 | 11. 子会社・関連会社の統廃合 |
| 4. 他社との経営統合・業務提携 | 12. 業務のアウトソーシングの推進 |
| 5. 事業の買収、合併、売却、譲渡 | 13. 直接部門のコスト削減、生産性向上 |
| 6. 海外拠点の新設、拡充 | 14. 間接部門のコスト削減、生産性向上 |
| 7. 持ち株会社化による本社機能の強化 | 15. その他（ ） |
| 8. カンパニー制の導入・社内分社化 | |

問 23：次にあげる項目の中で、5 年前と現在を比べて人事労務管理上重視するようになった課題にはどのようなものがありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1. より成果を重視した処遇制度の構築 | 14. 非正規従業員の正規従業員への登用促進 |
| 2. 公正な評価制度・考課者訓練の構築 | 15. 職種限定社員など多様なコース別人事管理の構築 |
| 3. 賃金の全体的な引き上げ | 16. 短時間正社員制度の構築 |
| 4. 総額人件費の削減 | 17. 能力開発、OJT、OFF-JT の強化 |
| 5. 早期の昇進、抜擢人事 | 18. 技能継承の円滑化 |
| 6. 裁量労働などの労働時間管理の柔軟化 | 19. グローバル人材の養成・強化 |
| 7. 労働時間の短縮 | 20. 非正規従業員、外部人材の戦力化 |
| 8. 長時間労働者の相談体制整備 | 21. 若年者等の定着率の向上 |
| 9. メンタルヘルス対策の充実 | 22. 非正規従業員の定着率の向上 |
| 10. 仕事と私生活の調和のための制度の充実 | 23. 正規従業員と非正規従業員の均等処遇 |
| 11. 育児休業制度・短時間勤務制度の充実 | 24. 高齢者雇用（定年後の再雇用）の促進・円滑化 |
| 12. 介護支援制度の充実 | 25. 福利厚生制度の充実 |
| 13. 女性の管理職登用の促進 | 26. その他（ ） |

★調査はこれで終わりです。ご回答いただき有難うございました。
添付の返信用封筒によりご返送ください。★

調査結果がまとまりましたらその報告書をお送りしたいと存じますが、ご希望の有無をお教えてください。

⇒ 報告書の送付 1. 希望する 2. 希望しない



報告書の送付先 （調査結果をまとめた報告書の寄贈を希望される方はお書きください。）	所在地	〒
	貴社名	
	部署	
	お名前	

資料 2

「従業員の採用と退職に関する実態調査」 付属統計表

統計利用上の注意

1. 調査結果の合計には業種、規模等が不明の企業を含む。
2. 上段には実数、下段には構成比を掲載した。
3. ーは回答者がいないもの。
4. 構成比は、表章単位未満を四捨五入してあるので、内容の合計が総計に一致しないこともある。

問1：貴社についてお教えてください。

●主たる産業（SA）

		合計	採鉱業、 採取業、 採石業、 砂利	建設業	製造業	熱電気・ガス・水道・ 供給業	情報通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業	学術研究・専門・技 術サービス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連サ ービス業、 娯楽業	教育、学 習支援業	医療、福 祉	（郵便局、 農業者組 合など）	複合サ ービス業 （その他に 分類され ないもの）	その他	無 回 答
	合計	5,964 100.0	7 0.1	422 7.1	1,516 25.4	34 0.6	194 3.3	556 9.3	1,033 17.3	50 0.8	59 1.0	107 1.8	335 5.6	187 3.1	131 2.2	260 4.4	10 0.2	756 12.7	108 1.8	199 3.3
主たる産業	問1 建設業	422 100.0	- -	422 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	製造業	1,516 100.0	- -	- -	1,516 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	情報通信業	194 100.0	- -	- -	- -	- -	194 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	運輸業、郵便業	556 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	556 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	卸売業、小売業	1,033 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1,033 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	金融業、保険業	50 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	50 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	59 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	サービス業	1,786 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	107 6.0	335 18.8	187 10.5	131 7.3	260 14.6	10 0.6	756 42.3	- -	- -
	その他	149 100.0	7 4.7	- -	- -	34 22.8	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	108 72.5	- -
	無回答	199 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	199 100.0
(SA)																				
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	4 0.1	311 8.1	928 24.2	22 0.6	117 3.1	360 9.4	617 16.1	23 0.6	37 1.0	65 1.7	220 5.7	137 3.6	89 2.3	192 5.0	5 0.1	501 13.1	78 2.0	122 3.2
	100～300人未満	1,466 100.0	2 0.1	92 6.3	426 29.1	9 0.6	48 3.3	141 9.6	276 18.8	17 1.2	14 1.0	28 1.9	82 5.6	33 2.3	23 1.6	38 2.6	3 0.2	166 11.3	19 1.3	49 3.3
	300～1000人未満	360 100.0	1 0.3	7 1.9	85 23.6	1 0.3	16 4.4	35 9.7	80 22.2	6 1.7	5 1.4	9 2.5	17 4.7	10 2.8	13 3.6	16 4.4	1 0.3	47 13.1	3 0.8	8 2.2
	1000人以上	76 100.0	- -	2 2.6	17 22.4	2 2.6	5 6.6	4 5.3	17 22.4	3 3.9	- -	2 2.6	3 3.9	- -	3 3.9	3 3.9	- -	7 9.2	1 1.3	7 9.2
	無回答	234 100.0	- -	10 4.3	60 25.6	- -	8 3.4	16 6.8	43 18.4	1 0.4	3 1.3	3 1.3	13 5.6	7 3.0	3 1.3	11 4.7	1 0.4	35 15.0	7 3.0	13 5.6
	(NA)																			
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	3 0.2	53 4.1	385 29.5	11 0.8	27 2.1	228 17.4	198 15.1	23 1.8	11 0.8	20 1.5	38 2.9	13 1.0	59 4.5	44 3.4	4 0.3	130 9.9	15 1.1	45 3.4
	ない	4,495 100.0	4 0.1	360 8.0	1,089 24.2	22 0.5	161 3.6	319 7.1	805 17.9	27 0.6	46 1.0	85 1.9	288 6.4	171 3.8	70 1.6	209 4.6	6 0.1	605 13.5	89 2.0	139 3.1
	無回答	162 100.0	- -	9 5.6	42 25.9	1 0.6	6 3.7	9 5.6	30 18.5	- -	2 1.2	2 1.2	9 5.6	3 1.9	2 1.2	7 4.3	- -	21 13.0	4 2.5	15 9.3
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	7 0.3	164 6.1	741 27.5	19 0.7	95 3.5	315 11.7	422 15.7	24 0.9	18 0.7	53 2.0	132 4.9	60 2.2	49 1.8	120 4.5	5 0.2	321 11.9	42 1.6	103 3.8
	設定されていない	3,041 100.0	- -	245 8.1	718 23.6	15 0.5	92 3.0	225 7.4	571 18.8	26 0.9	37 1.2	51 1.7	188 6.2	119 3.9	77 2.5	130 4.3	5 0.2	397 13.1	61 2.0	84 2.8
	無回答	233 100.0	- -	13 5.6	57 24.5	- -	7 3.0	16 6.9	40 17.2	- -	4 1.7	3 1.3	15 6.4	8 3.4	5 2.1	10 4.3	- -	38 16.3	5 2.1	12 5.2
	(SA)																			
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	- -	74 7.6	251 25.7	5 0.5	44 4.5	79 8.1	182 18.6	8 0.8	7 0.7	23 2.4	54 5.5	31 3.2	26 2.7	30 3.1	- -	112 11.5	15 1.5	35 3.6
	ない	4,916 100.0	7 0.1	347 7.1	1,255 25.5	29 0.6	148 3.0	472 9.6	836 17.0	42 0.9	52 1.1	83 1.7	276 5.6	153 3.1	103 2.1	228 4.6	10 0.2	631 12.8	90 1.8	154 3.1
	無回答	72 100.0	- -	1 1.4	10 13.9	- -	2 2.8	5 6.9	15 20.8	- -	- -	1 1.4	5 6.9	3 4.2	2 2.8	2 2.8	- -	13 18.1	3 4.2	10 13.9
	(SA)																			
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	6 0.1	324 7.0	1,188 25.6	26 0.6	164 3.5	426 9.2	772 16.6	41 0.9	43 0.9	91 2.0	250 5.4	142 3.1	118 2.5	217 4.7	9 0.2	599 12.9	85 1.8	145 3.1
	普通解雇を実施した	953 100.0	1 0.1	73 7.7	206 21.6	6 0.6	23 2.4	101 10.6	206 21.6	9 0.9	13 1.4	12 1.3	62 6.5	36 3.8	7 0.7	39 4.1	1 0.1	107 11.2	14 1.5	37 3.9
	整理解雇を実施した	510 100.0	- -	35 6.9	164 32.2	3 0.6	11 2.2	42 8.2	86 16.9	2 0.4	6 1.2	5 1.0	35 6.9	20 3.9	3 0.6	7 1.4	- -	66 12.9	5 1.0	20 3.9
	無回答	85 100.0	- -	3 3.5	20 23.5	- -	- -	8 9.4	12 14.1	- -	- -	- -	4 4.7	1 1.2	3 3.5	1 1.2	- -	18 21.2	7 8.2	8 9.4
	(MA)																			
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	2 0.1	105 5.6	434 23.0	13 0.7	67 3.6	159 8.4	387 20.5	11 0.6	19 1.0	31 1.6	85 4.5	53 2.8	22 1.2	143 7.6	- -	262 13.9	25 1.3	69 3.7
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	2 0.2	104 9.2	284 25.0	9 0.8	27 2.4	101 8.9	195 17.2	14 1.2	14 1.2	18 1.6	53 4.7	29 2.6	30 2.6	45 4.0	4 0.4	145 12.8	28 2.5	32 2.8
	低くなっている	2,506 100.0	2 0.1	195 7.8	718 28.7	10 0.4	86 3.4	266 10.6	391 15.6	16 0.6	20 0.8	46 1.8	179 7.1	98 3.9	38 1.5	34 1.4	3 0.1	291 11.6	34 1.4	79 3.2
	わからない	79 100.0	1 1.3	3 3.8	7 8.9	- -	2 2.5	5 6.3	5 6.3	4 5.1	- -	2 2.5	1 1.3	1 1.3	19 24.1	10 12.7	1 1.3	11 13.9	6 7.6	1 1.3
	無回答	358 100.0	- -	15 4.2	73 20.4	2 0.6	12 3.4	25 7.0	55 15.4	5 1.4	6 1.7	10 2.8	17 4.7	6 1.7	22 6.1	28 7.8	2 0.6	47 13.1	15 4.2	18 5.0
(SA)																				

問1：貴社についてお教えてください。

●国内事業所の展開（SA）

		合計	一事業所のみ	地域的に展開	全国的に展開	無回答
	合計	5,964 100.0	2,167 36.3	2,960 49.6	616 10.3	221 3.7
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	137 32.5	229 54.3	52 12.3	4 0.9
	製造業	1,516 100.0	769 50.7	538 35.5	193 12.7	16 1.1
	情報通信業	194 100.0	85 43.8	78 40.2	29 14.9	2 1.0
	運輸業、郵便業	556 100.0	222 39.9	297 53.4	31 5.6	6 1.1
	卸売業、小売業	1,033 100.0	123 11.9	742 71.8	161 15.6	7 0.7
	金融業、保険業	50 100.0	11 22.0	36 72.0	3 6.0	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	18 30.5	35 59.3	6 10.2	- -
	サービス業	1,786 100.0	720 40.3	915 51.2	132 7.4	19 1.1
	その他	149 100.0	69 46.3	71 47.7	7 4.7	2 1.3
	無回答	199 100.0	13 6.5	19 9.5	2 1.0	165 82.9
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	1,656 43.3	1,796 46.9	235 6.1	141 3.7
	100～300人未満	1,466 100.0	378 25.8	797 54.4	240 16.4	51 3.5
	300～1000人未満	360 100.0	42 11.7	225 62.5	84 23.3	9 2.5
	1000人以上	76 100.0	3 3.9	30 39.5	36 47.4	7 9.2
	無回答	234 100.0	88 37.6	112 47.9	21 9.0	13 5.6
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	452 34.6	633 48.4	170 13.0	52 4.0
	ない	4,495 100.0	1,651 36.7	2,255 50.2	432 9.6	157 3.5
	無回答	162 100.0	64 39.5	72 44.4	14 8.6	12 7.4
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	1,002 37.2	1,297 48.2	278 10.3	113 4.2
	設定されていない	3,041 100.0	1,075 35.4	1,552 51.0	317 10.4	97 3.2
	無回答	233 100.0	90 38.6	111 47.6	21 9.0	11 4.7
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	292 29.9	503 51.5	142 14.5	39 4.0
	ない	4,916 100.0	1,852 37.7	2,429 49.4	464 9.4	171 3.5
	無回答	72 100.0	23 31.9	28 38.9	10 13.9	11 15.3
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	1,746 37.6	2,297 49.4	447 9.6	156 3.4
	普通解雇を実施した	953 100.0	282 29.6	494 51.8	133 14.0	44 4.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	177 34.7	239 46.9	68 13.3	26 5.1
	無回答	85 100.0	32 37.6	36 42.4	7 8.2	10 11.8
	(MA)					
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	539 28.6	1,037 55.0	237 12.6	74 3.9
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	437 38.5	542 47.8	119 10.5	36 3.2
	低くなっている	2,506 100.0	1,011 40.3	1,187 47.4	219 8.7	89 3.6
	わからない	79 100.0	31 39.2	41 51.9	7 8.9	- -
	無回答	358 100.0	149 41.6	153 42.7	34 9.5	22 6.1
(SA)						

問1：貴社についてお教えてください。

●海外展開（SA）

	合計	展開している	を今検討中 が現在展開	展開予定なし	無回答
	5,964 100.0	483 8.1	246 4.1	4,921 82.5	314 5.3
	422 100.0	9 2.1	16 3.8	386 91.5	11 2.6
	1,516 100.0	275 18.1	107 7.1	1,100 72.6	34 2.2
	194 100.0	17 8.8	10 5.2	165 85.1	2 1.0
	556 100.0	15 2.7	5 0.9	509 91.5	27 4.9
	1,033 100.0	100 9.7	42 4.1	870 84.2	21 2.0
	50 100.0	2 4.0	- -	48 96.0	- -
	59 100.0	2 3.4	1 1.7	54 91.5	2 3.4
	1,786 100.0	56 3.1	57 3.2	1,626 91.0	47 2.6
	149 100.0	5 3.4	6 4.0	135 90.6	3 2.0
	199 100.0	2 1.0	2 1.0	28 14.1	167 83.9
	3,828 100.0	235 6.1	135 3.5	3,262 85.2	196 5.1
	1,466 100.0	150 10.2	84 5.7	1,153 78.6	79 5.4
	360 100.0	63 17.5	13 3.6	272 75.6	12 3.3
	76 100.0	23 30.3	4 5.3	41 53.9	8 10.5
	234 100.0	12 5.1	10 4.3	193 82.5	19 8.1
	1,307 100.0	138 10.6	40 3.1	1,060 81.1	69 5.3
	4,495 100.0	336 7.5	201 4.5	3,729 83.0	229 5.1
	162 100.0	9 5.6	5 3.1	132 81.5	16 9.9
	2,690 100.0	235 8.7	110 4.1	2,197 81.7	148 5.5
	3,041 100.0	235 7.7	126 4.1	2,532 83.3	148 4.9
	233 100.0	13 5.6	10 4.3	192 82.4	18 7.7
	976 100.0	104 10.7	39 4.0	782 80.1	51 5.2
	4,916 100.0	373 7.6	205 4.2	4,085 83.1	253 5.1
	72 100.0	6 8.3	2 2.8	54 75.0	10 13.9
	4,646 100.0	350 7.5	192 4.1	3,874 83.4	230 5.0
	953 100.0	93 9.8	43 4.5	759 79.6	58 6.1
	510 100.0	50 9.8	22 4.3	405 79.4	33 6.5
	85 100.0	10 11.8	3 3.5	63 74.1	9 10.6
	1,887 100.0	151 8.0	109 5.8	1,518 80.4	109 5.8
	1,134 100.0	104 9.2	35 3.1	947 83.5	48 4.2
	2,506 100.0	202 8.1	87 3.5	2,089 83.4	128 5.1
	79 100.0	4 5.1	1 1.3	71 89.9	3 3.8
	358 100.0	22 6.1	14 3.9	296 82.7	26 7.3

問1：貴社についてお教えてください。

●資本関係（SA）

		合計	いわゆる 外資系	外 資 系 で は な い	無 回 答
	合計	5,964 100.0	36 0.6	5,590 93.7	338 5.7
問1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	- -	410 97.2	12 2.8
	製造業	1,516 100.0	11 0.7	1,470 97.0	35 2.3
	情報通信業	194 100.0	1 0.5	184 94.8	9 4.6
	運輸業、郵便業	556 100.0	2 0.4	531 95.5	23 4.1
	卸売業、小売業	1,033 100.0	10 1.0	996 96.4	27 2.6
	金融業、保険業	50 100.0	- -	49 98.0	1 2.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	- -	56 94.9	3 5.1
	サービス業	1,786 100.0	11 0.6	1,721 96.4	54 3.0
	その他	149 100.0	1 0.7	140 94.0	8 5.4
	無回答	199 100.0	- -	33 16.6	166 83.4
	(SA)				
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	3,828 100.0	19 0.5	3,577 93.4	232 6.1
	100～300人未満	1,466 100.0	11 0.8	1,387 94.6	68 4.6
	300～1000人未満	360 100.0	3 0.8	345 95.8	12 3.3
	1000人以上	76 100.0	3 3.9	66 86.8	7 9.2
	無回答	234 100.0	- -	215 91.9	19 8.1
	(NA)				
問6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	9 0.7	1,230 94.1	68 5.2
	ない	4,495 100.0	27 0.6	4,214 93.7	254 5.7
	無回答	162 100.0	- -	146 90.1	16 9.9
	(SA)				
問7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	15 0.6	2,515 93.5	160 5.9
	設定されていない	3,041 100.0	21 0.7	2,859 94.0	161 5.3
	無回答	233 100.0	- -	216 92.7	17 7.3
	(SA)				
問17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	10 1.0	915 93.8	51 5.2
	ない	4,916 100.0	26 0.5	4,615 93.9	275 5.6
	無回答	72 100.0	- -	60 83.3	12 16.7
	(SA)				
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	25 0.5	4,368 94.0	253 5.4
	普通解雇を実施した	953 100.0	8 0.8	884 92.8	61 6.4
	整理解雇を実施した	510 100.0	4 0.8	477 93.5	29 5.7
	無回答	85 100.0	- -	75 88.2	10 11.8
	(MA)				
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	16 0.8	1,764 93.5	107 5.7
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	3 0.3	1,077 95.0	54 4.8
	低くなっている	2,506 100.0	14 0.6	2,343 93.5	149 5.9
	わからない	79 100.0	2 2.5	75 94.9	2 2.5
	無回答	358 100.0	1 0.3	331 92.5	26 7.3
	(SA)				

問1：貴社についてお教えてください。

●企業関係（SA）

	合計	持 株 会 社 の 本 社	持 株 会 社 の 傘 下 企 業	プ 連 結 中 核 企 業 グ ル ー	プ 連 結 決 算 下 企 業 グ ル ー	い ず れ で も な い	無 回 答
	5,964 100.0	1,046 17.5	313 5.2	188 3.2	1,008 16.9	3,091 51.8	318 5.3
	422 100.0	79 18.7	17 4.0	10 2.4	65 15.4	248 58.8	3 0.7
	1,516 100.0	305 20.1	95 6.3	54 3.6	319 21.0	703 46.4	40 2.6
	194 100.0	29 14.9	12 6.2	9 4.6	47 24.2	90 46.4	7 3.6
	556 100.0	105 18.9	40 7.2	16 2.9	110 19.8	271 48.7	14 2.5
	1,033 100.0	180 17.4	55 5.3	44 4.3	179 17.3	544 52.7	31 3.0
	50 100.0	2 4.0	1 2.0	4 8.0	3 6.0	40 80.0	- -
	59 100.0	12 20.3	4 6.8	- -	12 20.3	31 52.5	- -
	1,786 100.0	305 17.1	85 4.8	46 2.6	238 13.3	1,056 59.1	56 3.1
	149 100.0	19 12.8	3 2.0	4 2.7	29 19.5	91 61.1	3 2.0
	199 100.0	10 5.0	1 0.5	1 0.5	6 3.0	17 8.5	164 82.4
	3,828 100.0	737 19.3	180 4.7	61 1.6	504 13.2	2,153 56.2	193 5.0
	1,466 100.0	219 14.9	82 5.6	64 4.4	345 23.5	677 46.2	79 5.4
	360 100.0	40 11.1	36 10.0	32 8.9	116 32.2	119 33.1	17 4.7
	76 100.0	6 7.9	5 6.6	26 34.2	12 15.8	19 25.0	8 10.5
	234 100.0	44 18.8	10 4.3	5 2.1	31 13.2	123 52.6	21 9.0
	1,307 100.0	138 10.6	98 7.5	74 5.7	378 28.9	547 41.9	72 5.5
	4,495 100.0	874 19.4	206 4.6	111 2.5	610 13.6	2,463 54.8	231 5.1
	162 100.0	34 21.0	9 5.6	3 1.9	20 12.3	81 50.0	15 9.3
	2,690 100.0	480 17.8	154 5.7	95 3.5	599 22.3	1,211 45.0	151 5.6
	3,041 100.0	517 17.0	149 4.9	88 2.9	378 12.4	1,764 58.0	145 4.8
	233 100.0	49 21.0	10 4.3	5 2.1	31 13.3	116 49.8	22 9.4
	976 100.0	155 15.9	52 5.3	38 3.9	129 13.2	546 55.9	56 5.7
	4,916 100.0	877 17.8	259 5.3	149 3.0	871 17.7	2,511 51.1	249 5.1
	72 100.0	14 19.4	2 2.8	1 1.4	8 11.1	34 47.2	13 18.1
	4,646 100.0	777 16.7	257 5.5	133 2.9	844 18.2	2,400 51.7	235 5.1
	953 100.0	208 21.8	41 4.3	46 4.8	108 11.3	497 52.2	53 5.6
	510 100.0	106 20.8	27 5.3	20 3.9	60 11.8	264 51.8	33 6.5
	85 100.0	9 10.6	2 2.4	1 1.2	13 15.3	47 55.3	13 15.3
	1,887 100.0	365 19.3	92 4.9	61 3.2	335 17.8	934 49.5	100 5.3
	1,134 100.0	187 16.5	58 5.1	37 3.3	196 17.3	601 53.0	55 4.9
	2,506 100.0	425 17.0	141 5.6	83 3.3	431 17.2	1,300 51.9	126 5.0
	79 100.0	8 10.1	2 2.5	- -	7 8.9	61 77.2	1 1.3
	358 100.0	61 17.0	20 5.6	7 2.0	39 10.9	195 54.5	36 10.1

問2：現在、貴社の（a）従業員規模、および、そのうちの（b）正規従業員は何人ですか。
（a）従業員規模

		合計	50人未満	50～100人未満	100～300人未満	300～1000人未満	1000人以上	無回答	平均値	標準偏差
	合計	5,964 100.0	444 7.4	2,357 39.5	2,087 35.0	664 11.1	213 3.6	199 3.3	249.4	870.1
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	34 8.1	239 56.6	127 30.1	12 2.8	3 0.7	7 1.7	111.7	142.3
	製造業	1,516 100.0	98 6.5	631 41.6	561 37.0	147 9.7	25 1.6	54 3.6	196.8	564.7
	情報通信業	194 100.0	20 10.3	80 41.2	63 32.5	19 9.8	6 3.1	6 3.1	186.0	300.7
	運輸業、郵便業	556 100.0	39 7.0	250 45.0	187 33.6	59 10.6	10 1.8	11 2.0	181.9	326.6
	卸売業、小売業	1,033 100.0	52 5.0	398 38.5	335 32.4	160 15.5	52 5.0	36 3.5	304.6	881.6
	金融業、保険業	50 100.0	3 6.0	16 32.0	20 40.0	7 14.0	3 6.0	1 2.0	302.0	587.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	10 16.9	19 32.2	17 28.8	9 15.3	1 1.7	3 5.1	174.4	241.4
	サービス業	1,786 100.0	157 8.8	587 32.9	657 36.8	226 12.7	96 5.4	63 3.5	293.8	866.6
	その他	149 100.0	18 12.1	60 40.3	53 35.6	9 6.0	4 2.7	5 3.4	461.2	3,220.9
	無回答	199 100.0	13 6.5	77 38.7	67 33.7	16 8.0	13 6.5	13 6.5	369.4	1,071.7
問2 (b) 正規従業員	1000人未満	3,828 100.0	438 11.4	2,340 61.1	930 24.3	102 2.7	11 0.3	7 0.2	98.5	117.3
	1000～3000人未満	1,466 100.0	-	-	1,140 77.8	279 19.0	47 3.2	-	279.1	341.6
	3000～10000人未満	360 100.0	-	-	-	280 77.8	80 22.2	-	896.1	951.5
	10000人以上	76 100.0	-	-	-	-	75 98.7	1 1.3	4,324.2	5,610.8
	無回答	234 100.0	6 2.6	17 7.3	17 7.3	3 1.3	-	191 81.6	125.5	118.5
	(NA)									
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	32 2.4	336 25.7	544 41.6	255 19.5	123 9.4	17 1.3	492.6	1,524.6
	ない	4,495 100.0	408 9.1	2,007 44.6	1,537 34.2	406 9.0	90 2.0	47 1.0	179.6	534.1
	無回答	162 100.0	4 2.5	14 8.6	6 3.7	3 1.9	-	135 83.3	126.0	137.4
	(SA)									
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	169 6.3	1,028 38.2	979 36.4	354 13.2	129 4.8	31 1.2	304.2	1,084.7
	設定されていない	3,041 100.0	263 8.6	1,292 42.5	1,069 35.2	303 10.0	80 2.6	34 1.1	202.1	629.5
	無回答	233 100.0	12 5.2	37 15.9	39 16.7	7 3.0	4 1.7	134 57.5	215.5	552.2
	(SA)									
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	69 7.1	349 35.8	347 35.6	128 13.1	58 5.9	25 2.6	316.8	749.8
	ない	4,916 100.0	367 7.5	1,982 40.3	1,723 35.0	527 10.7	154 3.1	163 3.3	236.7	896.2
	無回答	72 100.0	8 11.1	26 36.1	17 23.6	9 12.5	1 1.4	11 15.3	193.3	357.2
	(SA)									
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	338 7.3	1,847 39.8	1,653 35.6	510 11.0	141 3.0	157 3.4	234.9	812.9
	普通解雇を実施した	953 100.0	64 6.7	357 37.5	317 33.3	123 12.9	66 6.9	26 2.7	336.9	1,095.1
	整理解雇を実施した	510 100.0	59 11.6	192 37.6	168 32.9	50 9.8	24 4.7	17 3.3	235.0	469.7
	無回答	85 100.0	8 9.4	36 42.4	26 30.6	4 4.7	3 3.5	8 9.4	364.8	1,854.2
	(MA)									
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	96 5.1	695 36.8	743 39.4	251 13.3	84 4.5	18 1.0	285.3	906.0
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	69 6.1	503 44.4	398 35.1	128 11.3	28 2.5	8 0.7	233.7	766.5
	低くなっている	2,506 100.0	245 9.8	1,069 42.7	844 33.7	245 9.8	74 3.0	29 1.2	212.7	877.9
	わからない	79 100.0	8 10.1	14 17.7	35 44.3	11 13.9	9 11.4	2 2.5	491.0	1,145.2
	無回答	358 100.0	26 7.3	76 21.2	67 18.7	29 8.1	18 5.0	142 39.7	355.5	831.1
	(SA)									

問2：現在、貴社の（a）従業員規模、および、そのうちの（b）正規従業員は何人ですか。
（b）正規従業員数

		合計	50人未満	50～100人未満	100～300人未満	300～1000人未満	1000人以上	無回答	平均値	標準偏差
	合計	5,964 100.0	1,562 26.2	2,266 38.0	1,466 24.6	360 6.0	76 1.3	234 3.9	140.3	602.3
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	90 21.3	221 52.4	92 21.8	7 1.7	2 0.5	10 2.4	89.0	106.6
	製造業	1,516 100.0	331 21.8	597 39.4	426 28.1	85 5.6	17 1.1	60 4.0	148.6	495.0
	情報通信業	194 100.0	43 22.2	74 38.1	48 24.7	16 8.2	5 2.6	8 4.1	160.5	278.2
	運輸業、郵便業	556 100.0	150 27.0	210 37.8	141 25.4	35 6.3	4 0.7	16 2.9	117.0	163.2
	卸売業、小売業	1,033 100.0	197 19.1	420 40.7	276 26.7	80 7.7	17 1.6	43 4.2	150.5	272.5
	金融業、保険業	50 100.0	7 14.0	16 32.0	17 34.0	6 12.0	3 6.0	1 2.0	237.1	411.6
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	22 37.3	15 25.4	14 23.7	5 8.5	- -	3 5.1	110.6	148.2
	サービス業	1,786 100.0	612 34.3	597 33.4	373 20.9	113 6.3	18 1.0	73 4.1	118.4	233.2
	その他	149 100.0	51 34.2	53 35.6	30 20.1	5 3.4	3 2.0	7 4.7	392.6	3,199.5
	無回答	199 100.0	59 29.6	63 31.7	49 24.6	8 4.0	7 3.5	13 6.5	175.3	555.9
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	1,562 40.8	2,266 59.2	- -	- -	- -	- -	51.9	24.6
	100～300人未満	1,466 100.0	- -	- -	1,466 100.0	- -	- -	- -	158.4	51.5
	300～1000人未満	360 100.0	- -	- -	- -	360 100.0	- -	- -	479.4	173.1
	1000人以上	76 100.0	- -	- -	- -	- -	76 100.0	- -	2,638.2	4,495.2
	無回答	234 100.0	- -	- -	- -	- -	- 100.0	234 -	-	-
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	200 15.3	373 28.5	457 35.0	200 15.3	59 4.5	18 1.4	291.5	1,219.6
	ない	4,495 100.0	1,350 30.0	1,883 41.9	1,005 22.4	160 3.6	17 0.4	80 1.8	96.7	167.9
	無回答	162 100.0	12 7.4	10 6.2	4 2.5	- -	- -	136 84.0	57.5	35.2
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	635 23.6	985 36.6	740 27.5	230 8.6	54 2.0	46 1.7	181.1	863.6
	設定されていない	3,041 100.0	896 29.5	1,243 40.9	703 23.1	125 4.1	22 0.7	52 1.7	105.9	181.2
	無回答	233 100.0	31 13.3	38 16.3	23 9.9	5 2.1	- -	136 58.4	88.5	87.2
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	230 23.6	355 36.4	256 26.2	83 8.5	23 2.4	29 3.0	174.5	414.7
	ない	4,916 100.0	1,306 26.6	1,894 38.5	1,197 24.3	273 5.6	52 1.1	194 3.9	133.7	635.9
	無回答	72 100.0	26 36.1	17 23.6	13 18.1	4 5.6	1 1.4	11 15.3	123.4	298.5
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	1,237 26.6	1,764 38.0	1,143 24.6	265 5.7	52 1.1	185 4.0	132.9	612.9
	普通解雇を実施した	953 100.0	209 21.9	363 38.1	249 26.1	78 8.2	23 2.4	31 3.3	180.2	459.1
	整理解雇を実施した	510 100.0	150 29.4	187 36.7	115 22.5	32 6.3	6 1.2	20 3.9	132.1	291.6
	無回答	85 100.0	29 34.1	30 35.3	13 15.3	4 4.7	1 1.2	8 9.4	268.1	1,634.0
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	451 23.9	711 37.7	537 28.5	125 6.6	30 1.6	33 1.7	143.6	291.4
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	281 24.8	475 41.9	283 25.0	69 6.1	10 0.9	16 1.4	135.6	498.8
	低くなっている	2,506 100.0	751 30.0	983 39.2	576 23.0	133 5.3	24 1.0	39 1.6	132.4	801.7
	わからない	79 100.0	21 26.6	20 25.3	18 22.8	12 15.2	4 5.1	4 5.1	290.9	673.1
	無回答	358 100.0	58 16.2	77 21.5	52 14.5	21 5.9	8 2.2	142 39.7	174.3	323.6

問2：現在、貴社の（a）従業員規模、および、そのうちの（b）正規従業員は何人ですか。
（c）非正規従業員数

(C) 非正規従業員数														
		合計	いない (0人)	1 ～ 10人未満	10 ～ 30人未満	30 ～ 50人未満	50 ～ 100人未満	満100 ～ 300人未	未300 ～ 1000人	1000 人以上	無回答	平均値	標準偏差	
合計		5,964 100.0	718 12.0	1,072 18.0	1,333 22.4	745 12.5	827 13.9	672 11.3	251 4.2	104 1.7	242 4.1	110.6	547.6	
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	133 31.5	120 28.4	84 19.9	31 7.3	28 6.6	12 2.8	3 0.7	1 0.2	10 2.4	23.1	77.4	
	製造業	1,516 100.0	184 12.1	313 20.6	430 28.4	174 11.5	181 11.9	132 8.7	34 2.2	5 0.3	63 4.2	50.6	148.2	
	情報通信業	194 100.0	41 21.1	52 26.8	50 25.8	13 6.7	15 7.7	14 7.2	1 0.5	-	8 4.1	26.8	52.0	
	運輸業、郵便業	556 100.0	77 13.8	119 21.4	100 18.0	82 14.7	83 14.9	61 11.0	13 2.3	5 0.9	16 2.9	65.8	240.6	
	卸売業、小売業	1,033 100.0	103 10.0	212 20.5	233 22.6	105 10.2	124 12.0	124 12.0	59 5.7	29 2.8	44 4.3	155.6	749.0	
	金融業、保険業	50 100.0	2 4.0	14 28.0	14 28.0	9 18.0	4 8.0	5 10.0	-	1 2.0	1 2.0	64.9	190.4	
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	7 11.9	14 23.7	6 10.2	5 8.5	13 22.0	9 15.3	2 3.4	-	3 5.1	63.8	110.8	
	サービス業	1,786 100.0	127 7.1	167 9.4	344 19.3	278 15.6	328 18.4	283 15.8	128 7.2	54 3.0	77 4.3	176.5	739.5	
	その他	149 100.0	24 16.1	24 16.1	30 20.1	22 14.8	24 16.1	14 9.4	3 2.0	1 0.7	7 4.7	74.8	346.1	
	無回答	199 100.0	20 10.1	37 18.6	42 21.1	26 13.1	27 13.6	18 9.0	8 4.0	8 4.0	13 6.5	194.2	806.4	
	(SA)													
	問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	535 14.0	843 22.0	964 25.2	497 13.0	560 14.6	344 9.0	69 1.8	9 0.2	7 0.2	46.6	115.5
		100～300人未満	1,466 100.0	165 11.3	209 14.3	334 22.8	205 14.0	201 13.7	220 15.0	94 6.4	38 2.6	-	120.7	331.1
		300～1000人未満	360 100.0	15 4.2	19 5.3	34 9.4	41 11.4	56 15.6	91 25.3	68 18.9	36 10.0	-	416.6	925.9
1000人以上		76 100.0	3 3.9	1 1.3	1 1.3	2 2.6	10 13.2	17 22.4	20 26.3	21 27.6	1 1.3	1,702.9	3,595.7	
無回答		234 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	234 100.0	-	-	
(NA)														
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	102 7.8	180 13.8	272 20.8	182 13.9	193 14.8	217 16.6	93 7.1	48 3.7	20 1.5	204.5	789.9	
	ない	4,495 100.0	612 13.6	884 19.7	1,056 23.5	561 12.5	633 14.1	451 10.0	156 3.5	56 1.2	86 1.9	83.4	451.4	
	無回答	162 100.0	4 2.5	8 4.9	5 3.1	2 1.2	1 0.6	4 2.5	2 1.2	-	136 84.0	71.0	127.2	
(SA)														
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	315 11.7	462 17.2	620 23.0	365 13.6	405 15.1	293 10.9	126 4.7	56 2.1	48 1.8	125.6	572.6	
	設定されていない	3,041 100.0	383 12.6	597 19.6	689 22.7	369 12.1	411 13.5	365 12.0	125 4.1	44 1.4	58 1.9	96.7	525.2	
	無回答	233 100.0	20 8.6	13 5.6	24 10.3	11 4.7	11 4.7	14 6.0	-	4 1.7	136 58.4	126.9	521.0	
(SA)														
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	107 11.0	174 17.8	220 22.5	103	133 10.6	124 12.7	60 6.1	26 2.7	29 3.0	143.0	498.7	
	ない	4,916 100.0	602 12.2	889 18.1	1,102 22.4	634 12.9	683 13.9	537 10.9	189 3.8	78 1.6	202 4.1	104.6	560.1	
	無回答	72 100.0	9 12.5	9 12.5	11 15.3	8 11.1	11 15.3	11 15.3	2 2.8	-	11 15.3	69.9	106.6	
(SA)														
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	537 11.6	824 17.7	1,062 22.9	607 13.1	654 14.1	512 11.0	183 3.9	75 1.6	192 4.1	102.8	466.4	
	普通解雇を実施した	953 100.0	120 12.6	179 18.8	198 20.8	89 9.3	127 13.3	127 13.3	57 6.0	24 2.5	32 3.4	162.1	889.1	
	整理解雇を実施した	510 100.0	83 16.3	98 19.2	100 19.6	56 11.0	65 12.7	53 10.4	22 4.3	13 2.5	20 3.9	102.6	294.8	
	無回答	85 100.0	16 18.8	9 10.6	13 15.3	17 20.0	10 11.8	9 10.6	1 1.2	2 2.4	8 9.4	96.8	307.4	
	(MA)													
問5 売上高	高まっている	1,887 100.0	218 11.6	323 17.1	389 20.6	264 14.0	268 14.2	243 12.9	101 5.4	48 2.5	33 1.7	142.7	761.3	
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	149 13.1	226 19.9	276 24.3	117 10.3	178 15.7	107 9.4	42 3.7	20 1.8	19 1.7	102.2	509.8	
	低くなっている	2,506 100.0	320 12.8	485 19.4	600 23.9	329 13.1	334 13.3	285 11.4	88 3.5	23 0.9	42 1.7	80.9	314.5	
	わからない	79 100.0	5 6.3	7 8.9	13 16.5	7 8.9	17 21.5	13 16.5	9 11.4	3 3.8	5 6.3	211.9	578.4	
	無回答	358 100.0	26 7.3	31 8.7	55 15.4	28 7.8	30 8.4	24 6.7	11 3.1	10 2.8	143 39.9	182.1	604.9	
	(SA)													

※（c）非正規従業員数は、（a）従業員規模から（b）正規従業員規模数を引いて算出。

問３：貴社の正規従業員、非正規従業員は、５年前に比べてどの程度増減しましたか。（ＳＡ）

（ａ）正規従業員

		合計	少増減率 20%以上減	0増%減率 10%以上2	の増減 範囲で増1%減0%未満	0増%減率 未満1増0%以上2	加増減率 20%以上増	が今も ない5年前も 該当者	無回答
	合計	5,964 100.0	489 8.2	771 12.9	2,914 48.9	671 11.3	672 11.3	180 3.0	267 4.5
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	21 5.0	71 16.8	216 51.2	53 12.6	40 9.5	12 2.8	9 2.1
	製造業	1,516 100.0	136 9.0	203 13.4	771 50.9	173 11.4	129 8.5	37 2.4	67 4.4
	情報通信業	194 100.0	23 11.9	18 9.3	81 41.8	26 13.4	34 17.5	4 2.1	8 4.1
	運輸業、郵便業	556 100.0	51 9.2	92 16.5	263 47.3	53 9.5	56 10.1	19 3.4	22 4.0
	卸売業、小売業	1,033 100.0	63 6.1	122 11.8	556 53.8	117 11.3	103 10.0	27 2.6	45 4.4
	金融業、保険業	50 100.0	2 4.0	3 6.0	37 74.0	3 6.0	5 10.0	- -	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	8 13.6	5 8.5	23 39.0	6 10.2	12 20.3	2 3.4	3 5.1
	サービス業	1,786 100.0	152 8.5	209 11.7	826 46.2	200 11.2	249 13.9	60 3.4	90 5.0
	その他	149 100.0	20 13.4	15 10.1	66 44.3	17 11.4	12 8.1	12 8.1	7 4.7
	無回答	199 100.0	13 6.5	33 16.6	75 37.7	23 11.6	32 16.1	7 3.5	16 8.0
(SA)									
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	375 9.8	501 13.1	1,895 49.5	405 10.6	417 10.9	154 4.0	81 2.1
	100～300人未満	1,466 100.0	87 5.9	210 14.3	732 49.9	195 13.3	196 13.4	18 1.2	28 1.9
	300～1000人未満	360 100.0	14 3.9	45 12.5	204 56.7	49 13.6	42 11.7	2 0.6	4 1.1
	1000人以上	76 100.0	5 6.6	6 7.9	42 55.3	11 14.5	10 13.2	- -	2 2.6
	無回答	234 100.0	8 3.4	9 3.8	41 17.5	11 4.7	7 3.0	6 2.6	152 65.0
(NA)									
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	119 9.1	222 17.0	695 53.2	123 9.4	103 7.9	21 1.6	24 1.8
	ない	4,495 100.0	369 8.2	548 12.2	2,203 49.0	547 12.2	563 12.5	157 3.5	108 2.4
	無回答	162 100.0	1 0.6	1 0.6	16 9.9	1 0.6	6 3.7	2 1.2	135 83.3
(SA)									
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	213 7.9	359 13.3	1,354 50.3	332 12.3	309 11.5	71 2.6	52 1.9
	設定されていない	3,041 100.0	264 8.7	389 12.8	1,527 50.2	327 10.8	358 11.8	105 3.5	71 2.3
	無回答	233 100.0	12 5.2	23 9.9	33 14.2	12 5.2	5 2.1	4 1.7	144 61.8
(SA)									
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	175 17.9	177 18.1	397 40.7	81 8.3	103 10.6	14 1.4	29 3.0
	ない	4,916 100.0	307 6.2	587 11.9	2,500 50.9	587 11.9	562 11.4	157 3.2	216 4.4
	無回答	72 100.0	7 9.7	7 9.7	17 23.6	3 4.2	7 9.7	9 12.5	22 30.6
(SA)									
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	297 6.4	555 11.9	2,362 50.8	555 11.9	522 11.2	144 3.1	211 4.5
	普通解雇を実施した	953 100.0	90 9.4	136 14.3	443 46.5	99 10.4	131 13.7	21 2.2	33 3.5
	整理解雇を実施した	510 100.0	134 26.3	117 22.9	170 33.3	25 4.9	34 6.7	13 2.5	17 3.3
	無回答	85 100.0	8 9.4	8 9.4	33 38.8	5 5.9	5 5.9	12 14.1	14 16.5
	無回答	85 100.0	8 9.4	8 9.4	33 38.8	5 5.9	5 5.9	12 14.1	14 16.5
(MA)									
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	40 2.1	86 4.6	783 41.5	390 20.7	514 27.2	38 2.0	36 1.9
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	37 3.3	113 10.0	752 66.3	126 11.1	50 4.4	40 3.5	16 1.4
	低くなっている	2,506 100.0	394 15.7	545 21.7	1,245 49.7	132 5.3	81 3.2	75 3.0	34 1.4
	わからない	79 100.0	4 5.1	7 8.9	38 48.1	4 5.1	10 12.7	12 15.2	4 5.1
	無回答	358 100.0	14 3.9	20 5.6	96 26.8	19 5.3	17 4.7	15 4.2	177 49.4
(SA)									

問３：貴社の正規従業員、非正規従業員は、５年前に比べてどの程度増減しましたか。（ＳＡ）

（ｂ）非正規従業員

		合計	少増減率 20%以上減	0増%減率 10%以上2	の増減 範囲で増1%減0%未満	0増%減率 未満1増0%以上2	加増減率 20%以上増	が今も ない5年前も 該当者	無回答
	合計	5,964 100.0	512 8.6	452 7.6	2,581 43.3	601 10.1	761 12.8	481 8.1	576 9.7
	建設業	422 100.0	18 4.3	22 5.2	180 42.7	26 6.2	41 9.7	80 19.0	55 13.0
	製造業	1,516 100.0	203 13.4	110 7.3	653 43.1	150 9.9	147 9.7	113 7.5	140 9.2
	情報通信業	194 100.0	24 12.4	5 2.6	79 40.7	9 4.6	29 14.9	28 14.4	20 10.3
	運輸業、郵便業	556 100.0	32 5.8	42 7.6	234 42.1	61 11.0	65 11.7	54 9.7	68 12.2
	卸売業、小売業	1,033 100.0	67 6.5	80 7.7	513 49.7	92 8.9	117 11.3	61 5.9	103 10.0
	金融業、保険業	50 100.0	3 6.0	3 6.0	30 60.0	4 8.0	6 12.0	3 6.0	1 2.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	6 10.2	2 3.4	23 39.0	8 13.6	12 20.3	5 8.5	3 5.1
	サービス業	1,786 100.0	141 7.9	153 8.6	739 41.4	219 12.3	285 16.0	108 6.0	141 7.9
	その他	149 100.0	9 6.0	14 9.4	50 33.6	15 10.1	27 18.1	19 12.8	15 10.1
	無回答	199 100.0	9 4.5	21 10.6	80 40.2	17 8.5	32 16.1	10 5.0	30 15.1
	100人未満	3,828 100.0	325 8.5	297 7.8	1,692 44.2	358 9.4	474 12.4	378 9.9	304 7.9
	100～300人未満	1,466 100.0	138 9.4	115 7.8	655 44.7	182 12.4	200 13.6	87 5.9	89 6.1
	300～1000人未満	360 100.0	32 8.9	27 7.5	173 48.1	39 10.8	66 18.3	9 2.5	14 3.9
	1000人以上	76 100.0	8 10.5	6 7.9	34 44.7	11 14.5	14 18.4	- -	3 3.9
	無回答	234 100.0	9 3.8	7 3.0	27 11.5	11 4.7	7 3.0	7 3.0	166 70.9
	ある	1,307 100.0	134 10.3	101 7.7	596 45.6	156 11.9	190 14.5	60 4.6	70 5.4
	ない	4,495 100.0	375 8.3	350 7.8	1,973 43.9	443 9.9	567 12.6	418 9.3	369 8.2
	無回答	162 100.0	3 1.9	1 0.6	12 7.4	2 1.2	4 2.5	3 1.9	137 84.6
	設定されている	2,690 100.0	248 9.2	209 7.8	1,168 43.4	307 11.4	351 13.0	206 7.7	201 7.5
	設定されていない	3,041 100.0	257 8.5	234 7.7	1,379 45.3	277 9.1	406 13.4	264 8.7	224 7.4
	無回答	233 100.0	7 3.0	9 3.9	34 14.6	17 7.3	4 1.7	11 4.7	151 64.8
	ある	976 100.0	139 14.2	101 10.3	372 38.1	94 9.6	132 13.5	62 6.4	76 7.8
	ない	4,916 100.0	370 7.5	348 7.1	2,190 44.5	501 10.2	622 12.7	411 8.4	474 9.6
	無回答	72 100.0	3 4.2	3 4.2	19 26.4	6 8.3	7 9.7	8 11.1	26 36.1
	解雇は実施していない	4,646 100.0	359 7.7	329 7.1	2,044 44.0	487 10.5	616 13.3	367 7.9	444 9.6
	普通解雇を実施した	953 100.0	84 8.8	86 9.0	409 42.9	91 9.5	115 12.1	82 8.6	86 9.0
	整理解雇を実施した	510 100.0	95 18.6	53 10.4	188 36.9	37 7.3	39 7.6	45 8.8	53 10.4
	無回答	85 100.0	6 7.1	5 5.9	34 40.0	1 1.2	9 10.6	12 14.1	18 21.2
	高まっている	1,887 100.0	89 4.7	84 4.5	734 38.9	278 14.7	424 22.5	136 7.2	142 7.5
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	47 4.1	65 5.7	645 56.9	107 9.4	94 8.3	95 8.4	81 7.1
	低くなっている	2,506 100.0	359 14.3	281 11.2	1,099 43.9	192 7.7	195 7.8	218 8.7	162 6.5
	わからない	79 100.0	4 5.1	8 10.1	25 31.6	8 10.1	14 17.7	13 16.5	7 8.9
	無回答	358 100.0	13 3.6	14 3.9	78 21.8	16 4.5	34 9.5	19 5.3	184 51.4

問4：概ねここ5年間の貴社の業況をイメージで表すと、次のどれにもっとも近いですか。（SA）

		合計	業況拡大	高位安定	不調・回復	低位横ばい	不調継続	無回答
	合計	5,964 100.0	1,016 17.0	550 9.2	1,256 21.1	1,300 21.8	1,502 25.2	340 5.7
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	54 12.8	42 10.0	102 24.2	109 25.8	103 24.4	12 2.8
	製造業	1,516 100.0	183 12.1	108 7.1	454 29.9	308 20.3	389 25.7	74 4.9
	情報通信業	194 100.0	41 21.1	14 7.2	45 23.2	35 18.0	48 24.7	11 5.7
	運輸業、郵便業	556 100.0	76 13.7	42 7.6	91 16.4	141 25.4	180 32.4	26 4.7
	卸売業、小売業	1,033 100.0	225 21.8	104 10.1	225 21.8	194 18.8	231 22.4	54 5.2
	金融業、保険業	50 100.0	6 12.0	7 14.0	9 18.0	13 26.0	13 26.0	2 4.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	14 23.7	10 16.9	10 16.9	10 16.9	10 16.9	5 8.5
	サービス業	1,786 100.0	362 20.3	192 10.8	260 14.6	405 22.7	445 24.9	122 6.8
	その他	149 100.0	16 10.7	18 12.1	18 12.1	48 32.2	33 22.1	16 10.7
	無回答	199 100.0	39 19.6	13 6.5	42 21.1	37 18.6	50 25.1	18 9.0
(SA) 問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	610 15.9	360 9.4	777 20.3	878 22.9	1,079 28.2	124 3.2
	100～300人未満	1,466 100.0	295 20.1	138 9.4	355 24.2	320 21.8	311 21.2	47 3.2
	300～1000人未満	360 100.0	69 19.2	40 11.1	94 26.1	65 18.1	73 20.3	19 5.3
	1000人以上	76 100.0	18 23.7	6 7.9	20 26.3	14 18.4	13 17.1	5 6.6
	無回答	234 100.0	24 10.3	6 2.6	10 4.3	23 9.8	26 11.1	145 62.0
	(NA)							
(SA) 問6 労働組合	ある	1,307 100.0	162 12.4	113 8.6	318 24.3	294 22.5	371 28.4	49 3.7
	ない	4,495 100.0	845 18.8	436 9.7	934 20.8	998 22.2	1,127 25.1	155 3.4
	無回答	162 100.0	9 5.6	1 0.6	4 2.5	8 4.9	4 2.5	136 84.0
	(SA)							
(SA) 問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	470 17.5	255 9.5	605 22.5	605 22.5	670 24.9	85 3.2
	設定されていない	3,041 100.0	531 17.5	288 9.5	633 20.8	672 22.1	807 26.5	110 3.6
	無回答	233 100.0	15 6.4	7 3.0	18 7.7	23 9.9	25 10.7	145 62.2
	(SA)							
(SA) 問17 退職勧奨	ある	976 100.0	137 14.0	66 6.8	219 22.4	180 18.4	335 34.3	39 4.0
	ない	4,916 100.0	868 17.7	479 9.7	1,029 20.9	1,104 22.5	1,161 23.6	275 5.6
	無回答	72 100.0	11 15.3	5 6.9	8 11.1	16 22.2	6 8.3	26 36.1
	(SA)							
(MA) 問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	817 17.6	460 9.9	965 20.8	1,030 22.2	1,103 23.7	271 5.8
	普通解雇を実施した	953 100.0	168 17.6	79 8.3	205 21.5	203 21.3	260 27.3	38 4.0
	整理解雇を実施した	510 100.0	38 7.5	24 4.7	119 23.3	104 20.4	208 40.8	17 3.3
	無回答	85 100.0	14 16.5	4 4.7	14 16.5	13 15.3	17 20.0	23 27.1
	(MA)							
(SA) 問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	911 48.3	206 10.9	488 25.9	173 9.2	74 3.9	35 1.9
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	47 4.1	254 22.4	274 24.2	449 39.6	69 6.1	41 3.6
	低くなっている	2,506 100.0	22 0.9	63 2.5	459 18.3	612 24.4	1,317 52.6	33 1.3
	わからない	79 100.0	16 20.3	10 12.7	5 6.3	27 34.2	13 16.5	8 10.1
	無回答	358 100.0	20 5.6	17 4.7	30 8.4	39 10.9	29 8.1	223 62.3
	(SA)							

問5：5年前と比べて、貴社の次にあげる項目についての成果はどのように変化していますか。（SA）
（a）売上高

		合計	高 ま っ て い る	や や 高 ま っ て い る	ほ ぼ 同 じ 程 度	や や 低 く な っ て い る	低 く な っ て い る	わ か ら な い	無 回 答
	合計	5,964 100.0	842 14.1	1,045 17.5	1,134 19.0	1,059 17.8	1,447 24.3	79 1.3	358 6.0
問1	建設業	422 100.0	47 11.1	58 13.7	104 24.6	93 22.0	102 24.2	3 0.7	15 3.6
	製造業	1,516 100.0	184 12.1	250 16.5	284 18.7	294 19.4	424 28.0	7 0.5	73 4.8
	情報通信業	194 100.0	39 20.1	28 14.4	27 13.9	35 18.0	51 26.3	2 1.0	12 6.2
	運輸業、郵便業	556 100.0	62 11.2	97 17.4	101 18.2	110 19.8	156 28.1	5 0.9	25 4.5
	卸売業、小売業	1,033 100.0	175 16.9	212 20.5	195 18.9	177 17.1	214 20.7	5 0.5	55 5.3
	金融業、保険業	50 100.0	5 10.0	6 12.0	14 28.0	9 18.0	7 14.0	4 8.0	5 10.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	13 22.0	6 10.2	14 23.7	10 16.9	10 16.9	- -	6 10.2
	サービス業	1,786 100.0	263 14.7	333 18.6	324 18.1	281 15.7	408 22.8	45 2.5	132 7.4
	その他	149 100.0	16 10.7	24 16.1	39 26.2	15 10.1	31 20.8	7 4.7	17 11.4
(SA)	無回答	199 100.0	38 19.1	31 15.6	32 16.1	35 17.6	44 22.1	1 0.5	18 9.0
問2	100人未満	3,828 100.0	516 13.5	646 16.9	756 19.7	669 17.5	1,065 27.8	41 1.1	135 3.5
(b)	100～300人未満	1,466 100.0	242 16.5	295 20.1	283 19.3	282 19.2	294 20.1	18 1.2	52 3.5
	300～1000人未満	360 100.0	53 14.7	72 20.0	69 19.2	83 23.1	50 13.9	12 3.3	21 5.8
	1000人以上	76 100.0	13 17.1	17 22.4	10 13.2	13 17.1	11 14.5	4 5.3	8 10.5
(NA)	無回答	234 100.0	18 7.7	15 6.4	16 6.8	12 5.1	27 11.5	4 1.7	142 60.7
問6	ある	1,307 100.0	139 10.6	209 16.0	262 20.0	271 20.7	338 25.9	26 2.0	62 4.7
	ない	4,495 100.0	696 15.5	830 18.5	869 19.3	782 17.4	1,106 24.6	53 1.2	159 3.5
(SA)	無回答	162 100.0	7 4.3	6 3.7	3 1.9	6 3.7	3 1.9	- -	137 84.6
問7	設定されている	2,690 100.0	396 14.7	485 18.0	534 19.9	515 19.1	638 23.7	31 1.2	91 3.4
	設定されていない	3,041 100.0	434 14.3	553 18.2	585 19.2	526 17.3	785 25.8	47 1.5	111 3.7
(SA)	無回答	233 100.0	12 5.2	7 3.0	15 6.4	18 7.7	24 10.3	1 0.4	156 67.0
問17	ある	976 100.0	119 12.2	108 11.1	161 16.5	191 19.6	334 34.2	20 2.0	43 4.4
	ない	4,916 100.0	714 14.5	924 18.8	962 19.6	863 17.6	1,106 22.5	58 1.2	289 5.9
(SA)	無回答	72 100.0	9 12.5	13 18.1	11 15.3	5 6.9	7 9.7	1 1.4	26 36.1
問19	解雇は実施していない	4,646 100.0	665 14.3	844 18.2	927 20.0	825 17.8	1,030 22.2	67 1.4	288 6.2
	普通解雇を実施した	953 100.0	144 15.1	168 17.6	167 17.5	167 17.5	263 27.6	6 0.6	38 4.0
	整理解雇を実施した	510 100.0	44 8.6	61 12.0	57 11.2	92 18.0	231 45.3	4 0.8	21 4.1
(MA)	無回答	85 100.0	11 12.9	9 10.6	17 20.0	9 10.6	14 16.5	3 3.5	22 25.9
問5	高まっている	1,887 100.0	842 44.6	1,045 55.4	- -	- -	- -	- -	- -
(a)	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	- -	- -	1,134 100.0	- -	- -	- -	- -
	低くなっている	2,506 100.0	- -	- -	- -	1,059 42.3	1,447 57.7	- -	- -
	わからない	79 100.0	- -	- -	- -	- -	- 100.0	79 100.0	- -
(SA)	無回答	358 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	358 100.0

問5：5年前と比べて、貴社の次にあげる項目についての成果はどのように変化していますか。（SA）
 (b) 利益率

		合計	高 ま っ て い る	やや 高 ま っ て い る	ほ ぼ 同 じ 程 度	やや 低 く な っ て い る	低 く な っ て い る	わ か ら な い	無 回 答
	合計	5,964 100.0	437 7.3	1,044 17.5	1,451 24.3	1,231 20.6	1,299 21.8	112 1.9	390 6.5
問1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	27 6.4	62 14.7	88 20.9	115 27.3	107 25.4	6 1.4	17 4.0
	製造業	1,516 100.0	106 7.0	276 18.2	335 22.1	310 20.4	397 26.2	11 0.7	81 5.3
	情報通信業	194 100.0	19 9.8	38 19.6	43 22.2	37 19.1	42 21.6	2 1.0	13 6.7
	運輸業、郵便業	556 100.0	30 5.4	65 11.7	130 23.4	138 24.8	156 28.1	7 1.3	30 5.4
	卸売業、小売業	1,033 100.0	95 9.2	228 22.1	273 26.4	208 20.1	156 15.1	9 0.9	64 6.2
	金融業、保険業	50 100.0	5 10.0	7 14.0	11 22.0	11 22.0	8 16.0	3 6.0	5 10.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	5 8.5	13 22.0	16 27.1	11 18.6	8 13.6	- -	6 10.2
	サービス業	1,786 100.0	125 7.0	307 17.2	465 26.0	340 19.0	350 19.6	61 3.4	138 7.7
	その他	149 100.0	4 2.7	11 7.4	53 35.6	22 14.8	30 20.1	12 8.1	17 11.4
	無回答	199 100.0	21 10.6	37 18.6	37 18.6	39 19.6	45 22.6	1 0.5	19 9.5
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	3,828 100.0	260 6.8	642 16.8	933 24.4	805 21.0	967 25.3	62 1.6	159 4.2
	100～300人未満	1,466 100.0	142 9.7	294 20.1	377 25.7	308 21.0	259 17.7	28 1.9	58 4.0
	300～1000人未満	360 100.0	20 5.6	70 19.4	113 31.4	78 21.7	43 11.9	14 3.9	22 6.1
	1000人以上	76 100.0	8 10.5	17 22.4	12 15.8	17 22.4	10 13.2	4 5.3	8 10.5
	無回答	234 100.0	7 3.0	21 9.0	16 6.8	23 9.8	20 8.5	4 1.7	143 61.1
	(NA)								
問6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	86 6.6	239 18.3	323 24.7	279 21.3	276 21.1	36 2.8	68 5.2
	ない	4,495 100.0	347 7.7	799 17.8	1,120 24.9	949 21.1	1,019 22.7	76 1.7	185 4.1
	無回答	162 100.0	4 2.5	6 3.7	8 4.9	3 1.9	4 2.5	- -	137 84.6
	(SA)								
問7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	217 8.1	498 18.5	656 24.4	597 22.2	578 21.5	44 1.6	100 3.7
	設定されていない	3,041 100.0	214 7.0	534 17.6	776 25.5	612 20.1	706 23.2	66 2.2	133 4.4
	無回答	233 100.0	6 2.6	12 5.2	19 8.2	22 9.4	15 6.4	2 0.9	157 67.4
	(SA)								
問17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	84 8.6	151 15.5	213 21.8	195 20.0	258 26.4	26 2.7	49 5.0
	ない	4,916 100.0	348 7.1	883 18.0	1,221 24.8	1,030 21.0	1,035 21.1	85 1.7	314 6.4
	無回答	72 100.0	5 6.9	10 13.9	17 23.6	6 8.3	6 8.3	1 1.4	27 37.5
	(SA)								
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	326 7.0	825 17.8	1,163 25.0	969 20.9	957 20.6	95 2.0	311 6.7
	普通解雇を実施した	953 100.0	85 8.9	162 17.0	232 24.3	202 21.2	219 23.0	9 0.9	44 4.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	34 6.7	79 15.5	96 18.8	95 18.6	176 34.5	5 1.0	25 4.9
	無回答	85 100.0	6 7.1	10 11.8	17 20.0	10 11.8	15 17.6	4 4.7	23 27.1
	(MA)								
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	362 19.2	662 35.1	471 25.0	253 13.4	119 6.3	12 0.6	8 0.4
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	21 1.9	137 12.1	642 56.6	248 21.9	73 6.4	2 0.2	11 1.0
	低くなっている	2,506 100.0	54 2.2	244 9.7	338 13.5	727 29.0	1,106 44.1	22 0.9	15 0.6
	わからない	79 100.0	- -	- -	- -	2 2.5	1 1.3	76 96.2	- -
	無回答	358 100.0	- -	1 0.3	- -	1 0.3	- -	- -	356 99.4
	(SA)								

問5：5年前と比べて、貴社の次にあげる項目についての成果はどのように変化していますか。（SA）
（c）生産性

		合計	高 ま っ て い る	や や 高 ま っ て い る	ほ ぼ 同 じ 程 度	や や 低 く な っ て い る	低 く な っ て い る	わ か ら な い	無 回 答
	合計	5,964 100.0	375 6.3	1,170 19.6	1,863 31.2	947 15.9	759 12.7	343 5.8	507 8.5
問1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	19 4.5	88 20.9	133 31.5	75 17.8	67 15.9	17 4.0	23 5.5
	製造業	1,516 100.0	115 7.6	388 25.6	443 29.2	256 16.9	215 14.2	18 1.2	81 5.3
	情報通信業	194 100.0	18 9.3	42 21.6	66 34.0	29 14.9	20 10.3	6 3.1	13 6.7
	運輸業、郵便業	556 100.0	31 5.6	70 12.6	155 27.9	115 20.7	111 20.0	29 5.2	45 8.1
	卸売業、小売業	1,033 100.0	58 5.6	203 19.7	330 31.9	177 17.1	88 8.5	75 7.3	102 9.9
	金融業、保険業	50 100.0	3 6.0	5 10.0	12 24.0	9 18.0	4 8.0	10 20.0	7 14.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	6 10.2	4 6.8	26 44.1	6 10.2	6 10.2	4 6.8	7 11.9
	サービス業	1,786 100.0	102 5.7	307 17.2	596 33.4	226 12.7	203 11.4	166 9.3	186 10.4
	その他	149 100.0	6 4.0	18 12.1	54 36.2	20 13.4	15 10.1	16 10.7	20 13.4
	無回答	199 100.0	17 8.5	45 22.6	48 24.1	34 17.1	30 15.1	2 1.0	23 11.6
	(SA)								
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	3,828 100.0	220 5.7	705 18.4	1,217 31.8	629 16.4	572 14.9	228 6.0	257 6.7
	100～300人未満	1,466 100.0	127 8.7	339 23.1	474 32.3	230 15.7	148 10.1	76 5.2	72 4.9
	300～1000人未満	360 100.0	14 3.9	88 24.4	124 34.4	61 16.9	20 5.6	28 7.8	25 6.9
	1000人以上	76 100.0	9 11.8	18 23.7	24 31.6	8 10.5	4 5.3	5 6.6	8 10.5
	無回答	234 100.0	5 2.1	20 8.5	24 10.3	19 8.1	15 6.4	6 2.6	145 62.0
	(NA)								
問6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	66 5.0	275 21.0	426 32.6	223 17.1	163 12.5	66 5.0	88 6.7
	ない	4,495 100.0	307 6.8	888 19.8	1,425 31.7	723 16.1	594 13.2	277 6.2	281 6.3
	無回答	162 100.0	2 1.2	7 4.3	12 7.4	1 0.6	2 1.2	-	138 85.2
	(SA)								
問7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	192 7.1	586 21.8	852 31.7	436 16.2	329 12.2	141 5.2	154 5.7
	設定されていない	3,041 100.0	177 5.8	575 18.9	986 32.4	496 16.3	420 13.8	196 6.4	191 6.3
	無回答	233 100.0	6 2.6	9 3.9	25 10.7	15 6.4	10 4.3	6 2.6	162 69.5
	(SA)								
問17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	61 6.3	190 19.5	268 27.5	158 16.2	177 18.1	59 6.0	63 6.5
	ない	4,916 100.0	311 6.3	972 19.8	1,575 32.0	784 15.9	579 11.8	278 5.7	417 8.5
	無回答	72 100.0	3 4.2	8 11.1	20 27.8	5 6.9	3 4.2	6 8.3	27 37.5
	(SA)								
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	286 6.2	911 19.6	1,507 32.4	733 15.8	544 11.7	262 5.6	403 8.7
	普通解雇を実施した	953 100.0	71 7.5	198 20.8	276 29.0	157 16.5	135 14.2	52 5.5	64 6.7
	整理解雇を実施した	510 100.0	23 4.5	104 20.4	111 21.8	86 16.9	118 23.1	35 6.9	33 6.5
	無回答	85 100.0	4 4.7	9 10.6	25 29.4	9 10.6	7 8.2	7 8.2	24 28.2
	(MA)								
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	335 17.8	721 38.2	527 27.9	134 7.1	37 2.0	80 4.2	53 2.8
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	8 0.7	165 14.6	722 63.7	144 12.7	16 1.4	44 3.9	35 3.1
	低くなっている	2,506 100.0	32 1.3	282 11.3	609 24.3	668 26.7	705 28.1	144 5.7	66 2.6
	わからない	79 100.0	-	1 1.3	3 3.8	1 1.3	-	73 92.4	1 1.3
	無回答	358 100.0	-	1 0.3	2 0.6	-	1 0.3	2 0.6	352 98.3
	(SA)								

問5：5年前と比べて、貴社の次にあげる項目についての成果はどのように変化していますか。（SA）
（d）総額人件費

		合計	高 ま っ て い る	や や 高 ま っ て い る	ほ ぼ 同 じ 程 度	や や 低 く な っ て い る	低 く な っ て い る	わ か ら な い	無 回 答
	合計	5,964 100.0	919 15.4	1,629 27.3	1,249 20.9	941 15.8	791 13.3	62 1.0	373 6.3
問1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	43 10.2	110 26.1	106 25.1	86 20.4	52 12.3	5 1.2	20 4.7
	製造業	1,516 100.0	203 13.4	409 27.0	348 23.0	239 15.8	225 14.8	9 0.6	83 5.5
	情報通信業	194 100.0	41 21.1	52 26.8	36 18.6	31 16.0	20 10.3	2 1.0	12 6.2
	運輸業、郵便業	556 100.0	68 12.2	139 25.0	132 23.7	101 18.2	77 13.8	7 1.3	32 5.8
	卸売業、小売業	1,033 100.0	168 16.3	309 29.9	203 19.7	152 14.7	128 12.4	8 0.8	65 6.3
	金融業、保険業	50 100.0	7 14.0	13 26.0	8 16.0	10 20.0	6 12.0	3 6.0	3 6.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	11 18.6	12 20.3	15 25.4	11 18.6	3 5.1	- -	7 11.9
	サービス業	1,786 100.0	305 17.1	504 28.2	341 19.1	258 14.4	236 13.2	25 1.4	117 6.6
	その他	149 100.0	21 14.1	39 26.2	32 21.5	20 13.4	20 13.4	2 1.3	15 10.1
	無回答	199 100.0	52 26.1	42 21.1	28 14.1	33 16.6	24 12.1	1 0.5	19 9.5
	(SA)								
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	3,828 100.0	575 15.0	1,048 27.4	809 21.1	625 16.3	580 15.2	38 1.0	153 4.0
	100～300人未満	1,466 100.0	262 17.9	423 28.9	323 22.0	226 15.4	162 11.1	14 1.0	56 3.8
	300～1000人未満	360 100.0	50 13.9	110 30.6	85 23.6	69 19.2	27 7.5	4 1.1	15 4.2
	1000人以上	76 100.0	16 21.1	21 27.6	12 15.8	12 15.8	7 9.2	3 3.9	5 6.6
	無回答	234 100.0	16 6.8	27 11.5	20 8.5	9 3.8	15 6.4	3 1.3	144 61.5
	(NA)								
問6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	158 12.1	334 25.6	290 22.2	264 20.2	192 14.7	14 1.1	55 4.2
	ない	4,495 100.0	754 16.8	1,288 28.7	953 21.2	674 15.0	597 13.3	48 1.1	181 4.0
	無回答	162 100.0	7 4.3	7 4.3	6 3.7	3 1.9	2 1.2	- -	137 84.6
	(SA)								
問7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	441 16.4	797 29.6	547 20.3	444 16.5	341 12.7	28 1.0	92 3.4
	設定されていない	3,041 100.0	464 15.3	809 26.6	689 22.7	484 15.9	436 14.3	34 1.1	125 4.1
	無回答	233 100.0	14 6.0	23 9.9	13 5.6	13 5.6	14 6.0	- -	156 67.0
	(SA)								
問17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	129 13.2	187 19.2	187 19.2	186 19.1	233 23.9	10 1.0	44 4.5
	ない	4,916 100.0	778 15.8	1,428 29.0	1,055 21.5	747 15.2	555 11.3	51 1.0	302 6.1
	無回答	72 100.0	12 16.7	14 19.4	7 9.7	8 11.1	3 4.2	1 1.4	27 37.5
	(SA)								
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	721 15.5	1,334 28.7	1,005 21.6	719 15.5	529 11.4	48 1.0	290 6.2
	普通解雇を実施した	953 100.0	170 17.8	239 25.1	192 20.1	157 16.5	140 14.7	7 0.7	48 5.0
	整理解雇を実施した	510 100.0	53 10.4	70 13.7	88 17.3	103 20.2	163 32.0	5 1.0	28 5.5
	無回答	85 100.0	7 8.2	24 28.2	13 15.3	5 5.9	10 11.8	4 4.7	22 25.9
	(MA)								
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	744 39.4	825 43.7	188 10.0	84 4.5	31 1.6	5 0.3	10 0.5
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	48 4.2	391 34.5	512 45.1	137 12.1	31 2.7	1 0.1	14 1.2
	低くなっている	2,506 100.0	113 4.5	399 15.9	536 21.4	704 28.1	718 28.7	15 0.6	21 0.8
	わからない	79 100.0	7 8.9	9 11.4	7 8.9	11 13.9	4 5.1	40 50.6	1 1.3
	無回答	358 100.0	7 2.0	5 1.4	6 1.7	5 1.4	7 2.0	1 0.3	327 91.3
	(SA)								

問6：貴社には、労働組合がありますか。（SA）

問6－付問：労働組合員となっている従業員の範囲はどうなっていますか。（MA）

		合計	ある	ない	無回答
	合計	5,964 100.0	1,307 21.9	4,495 75.4	162 2.7
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	53 12.6	360 85.3	9 2.1
	製造業	1,516 100.0	385 25.4	1,089 71.8	42 2.8
	情報通信業	194 100.0	27 13.9	161 83.0	6 3.1
	運輸業、郵便業	556 100.0	228 41.0	319 57.4	9 1.6
	卸売業、小売業	1,033 100.0	198 19.2	805 77.9	30 2.9
	金融業、保険業	50 100.0	23 46.0	27 54.0	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	11 18.6	46 78.0	2 3.4
	サービス業	1,786 100.0	308 17.2	1,434 80.3	44 2.5
	その他	149 100.0	29 19.5	115 77.2	5 3.4
	無回答	199 100.0	45 22.6	139 69.8	15 7.5
問2 (b) 正規従業員	1000人未満	3,828 100.0	573 15.0	3,233 84.5	22 0.6
	1000～3000人未満	1,466 100.0	457 31.2	1,005 68.6	4 0.3
	3000～10000人未満	360 100.0	200 55.6	160 44.4	- -
	10000人以上	76 100.0	59 77.6	17 22.4	- -
	無回答	234 100.0	18 7.7	80 34.2	136 58.1
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	1,307 100.0	-	-
	ない	4,495 100.0	-	4,495 100.0	-
	無回答	162 100.0	-	-	162 100.0
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	963 35.8	1,715 63.8	12 0.4
	設定されていない	3,041 100.0	328 10.8	2,701 88.8	12 0.4
	無回答	233 100.0	16 6.9	79 33.9	138 59.2
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	204 20.9	749 76.7	23 2.4
	ない	4,916 100.0	1,091 22.2	3,699 75.2	126 2.6
	無回答	72 100.0	12 16.7	47 65.3	13 18.1
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	1,080 23.2	3,446 74.2	120 2.6
	普通解雇を実施した	953 100.0	168 17.6	761 79.9	24 2.5
	整理解雇を実施した	510 100.0	83 16.3	408 80.0	19 3.7
	無回答	85 100.0	10 11.8	67 78.8	8 9.4
	高まっている	1,887 100.0	348 18.4	1,526 80.9	13 0.7
問5 (a) 売上高	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	262 23.1	869 76.6	3 0.3
	低くなっている	2,506 100.0	609 24.3	1,888 75.3	9 0.4
	わからない	79 100.0	26 32.9	53 67.1	- -
	無回答	358 100.0	62 17.3	159 44.4	137 38.3

	合計	一般の正規従業員	業係員クラスの正規従業員	課長クラスの管理職	部長クラスの管理職	パートタイマー	員その他の非正規従業員	無回答
	1,307 100.0	1,231 94.2	747 57.2	118 9.0	23 1.8	153 11.7	171 13.1	20 1.5
	53 100.0	51 96.2	30 56.6	6 11.3	1 1.9	1 1.9	-	-
	385 100.0	363 94.3	229 59.5	24 6.2	6 1.6	19 4.9	19 4.9	9 2.3
	27 100.0	22 81.5	17 63.0	5 18.5	-	1 3.7	3 11.1	1 3.7
	228 100.0	215 94.3	86 37.7	9 3.9	1 0.4	18 7.9	29 12.7	4 1.8
	198 100.0	188 94.9	139 70.2	21 10.6	4 2.0	33 16.7	22 11.1	3 1.5
	23 100.0	22 95.7	19 82.6	5 21.7	2 8.7	2 8.7	4 17.4	-
	11 100.0	11 100.0	6 54.5	-	-	-	-	-
	308 100.0	288 93.5	173 56.2	43 14.0	9 2.9	71 23.1	82 26.6	3 1.0
	29 100.0	28 96.6	19 65.5	1 3.4	-	2 6.9	5 17.2	-
	45 100.0	43 95.6	29 64.4	4 8.9	-	6 13.3	7 15.6	-
	573 100.0	534 93.2	274 47.8	46 8.0	12 2.1	58 10.1	75 13.1	9 1.6
	457 100.0	433 94.7	274 60.0	45 9.8	6 1.3	41 9.0	45 9.8	7 1.5
	200 100.0	190 95.0	144 72.0	21 10.5	3 1.5	39 19.5	35 17.5	4 2.0
	59 100.0	57 96.6	42 71.2	5 8.5	1 1.7	13 22.0	12 20.3	-
	18 100.0	17 94.4	13 72.2	1 5.6	1 5.6	2 11.1	4 22.2	-
	1,307 100.0	1,231 94.2	747 57.2	118 9.0	23 1.8	153 11.7	171 13.1	20 1.5
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	963 100.0	911 94.6	558 57.9	78 8.1	12 1.2	103 10.7	118 12.3	15 1.6
	328 100.0	305 93.0	182 55.5	38 11.6	11 3.4	48 14.6	49 14.9	4 1.2
	16 100.0	15 93.8	7 43.8	2 12.5	-	2 12.5	4 25.0	1 6.3
	204 100.0	193 94.6	129 63.2	18 8.8	5 2.5	38 18.6	36 17.6	-
	1,091 100.0	1,027 94.1	612 56.1	98 9.0	18 1.6	112 10.3	133 12.2	20 1.8
	12 100.0	11 91.7	6 50.0	2 16.7	-	3 25.0	2 16.7	-
	1,080 100.0	1,016 94.1	622 57.6	94 8.7	21 1.9	121 11.2	146 13.5	18 1.7
	168 100.0	159 94.6	91 54.2	15 8.9	-	28 16.7	22 13.1	2 1.2
	83 100.0	77 92.8	49 59.0	11 13.3	2 2.4	9 10.8	8 9.6	1 1.2
	10 100.0	9 90.0	5 50.0	1 10.0	-	1 10.0	1 10.0	-
	348 100.0	328 94.3	204 58.6	30 8.6	5 1.4	37 10.6	42 12.1	7 2.0
	262 100.0	249 95.0	154 58.8	27 10.3	5 1.9	24 9.2	33 12.6	6 2.3
	609 100.0	572 93.9	334 54.8	58 9.5	13 2.1	70 11.5	75 12.3	6 1.0
	26 100.0	25 96.2	15 57.7	-	-	11 42.3	10 38.5	-
	62 100.0	57 91.9	40 64.5	3 4.8	-	11 17.7	11 17.7	1 1.6

問7：経営者と従業員との間の協議の場について、常設の場（会議）が設定されていますか。（SA）

		合計	設定されている	あい現在 るが、設定 と思さ う設定さ のれて 必要は ない	設定 されて いない	無 回答
	合計	5,964 100.0	2,690 45.1	858 14.4	2,183 36.6	233 3.9
問1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	164 38.9	56 13.3	189 44.8	13 3.1
	製造業	1,516 100.0	741 48.9	198 13.1	520 34.3	57 3.8
	情報通信業	194 100.0	95 49.0	29 14.9	63 32.5	7 3.6
	運輸業、郵便業	556 100.0	315 56.7	80 14.4	145 26.1	16 2.9
	卸売業、小売業	1,033 100.0	422 40.9	161 15.6	410 39.7	40 3.9
	金融業、保険業	50 100.0	24 48.0	4 8.0	22 44.0	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	18 30.5	9 15.3	28 47.5	4 6.8
	サービス業	1,786 100.0	740 41.4	279 15.6	688 38.5	79 4.4
	その他	149 100.0	68 45.6	21 14.1	55 36.9	5 3.4
	無回答	199 100.0	103 51.8	21 10.6	63 31.7	12 6.0
	(SA)					
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	3,828 100.0	1,620 42.3	582 15.2	1,557 40.7	69 1.8
	100～300人未満	1,466 100.0	740 50.5	215 14.7	488 33.3	23 1.6
	300～1000人未満	360 100.0	230 63.9	41 11.4	84 23.3	5 1.4
	1000人以上	76 100.0	54 71.1	3 3.9	19 25.0	- -
	無回答	234 100.0	46 19.7	17 7.3	35 15.0	136 58.1
	(NA)					
問6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	963 73.7	88 6.7	240 18.4	16 1.2
	ない	4,495 100.0	1,715 38.2	765 17.0	1,936 43.1	79 1.8
	無回答	162 100.0	12 7.4	5 3.1	7 4.3	138 85.2
	(SA)					
問7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	2,690 100.0	- -	- -	- -
	設定されていない	3,041 100.0	- -	858 28.2	2,183 71.8	- -
	無回答	233 100.0	- -	- -	- -	233 100.0
	(SA)					
問17 退 職 勧 奨	ある	976 100.0	392 40.2	148 15.2	400 41.0	36 3.7
	ない	4,916 100.0	2,275 46.3	701 14.3	1,763 35.9	177 3.6
	無回答	72 100.0	23 31.9	9 12.5	20 27.8	20 27.8
	(SA)					
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	2,155 46.4	647 13.9	1,667 35.9	177 3.8
	普通解雇を実施した	953 100.0	400 42.0	153 16.1	370 38.8	30 3.1
	整理解雇を実施した	510 100.0	193 37.8	95 18.6	199 39.0	23 4.5
	無回答	85 100.0	29 34.1	9 10.6	35 41.2	12 14.1
	(MA)					
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	881 46.7	319 16.9	668 35.4	19 1.0
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	534 47.1	157 13.8	428 37.7	15 1.3
	低くなっている	2,506 100.0	1,153 46.0	350 14.0	961 38.3	42 1.7
	わからない	79 100.0	31 39.2	6 7.6	41 51.9	1 1.3
	無回答	358 100.0	91 25.4	26 7.3	85 23.7	156 43.6
	(SA)					

問 8－(1)：ここ 5 年間で採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。(新卒採用)

●新卒採用の有無 (S A)

		合 計	新 卒 採 用 が あ る	新 卒 採 用 が な い	無 回 答
	合計	5,964 100.0	3,876 65.0	1,259 21.1	829 13.9
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	333 78.9	46 10.9	43 10.2
	製造業	1,516 100.0	1,115 73.5	247 16.3	154 10.2
	情報通信業	194 100.0	153 78.9	28 14.4	13 6.7
	運輸業、郵便業	556 100.0	155 27.9	236 42.4	165 29.7
	卸売業、小売業	1,033 100.0	779 75.4	150 14.5	104 10.1
	金融業、保険業	50 100.0	43 86.0	5 10.0	2 4.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	36 61.0	14 23.7	9 15.3
	サービス業	1,786 100.0	1,059 59.3	446 25.0	281 15.7
	その他	149 100.0	81 54.4	44 29.5	24 16.1
	無回答	199 100.0	122 61.3	43 21.6	34 17.1
	(SA)				
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	2,249 58.8	988 25.8	591 15.4
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	1,190 81.2	197 13.4	79 5.4
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	307 85.3	44 12.2	9 2.5
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	73 96.1	3 3.9	－ －
	無回答	234 100.0	57 24.4	27 11.5	150 64.1
	(NA)				
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	937 71.7	241 18.4	129 9.9
	ない	4,495 100.0	2,924 65.1	1,013 22.5	558 12.4
	無回答	162 100.0	15 9.3	5 3.1	142 87.7
	(SA)				
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	1,861 69.2	525 19.5	304 11.3
	設定されていない	3,041 100.0	1,956 64.3	711 23.4	374 12.3
	無回答	233 100.0	59 25.3	23 9.9	151 64.8
	(SA)				
問 17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	658 67.4	203 20.8	115 11.8
	ない	4,916 100.0	3,190 64.9	1,045 21.3	681 13.9
	無回答	72 100.0	28 38.9	11 15.3	33 45.8
	(SA)				
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	3,057 65.8	972 20.9	617 13.3
	普通解雇を実施した	953 100.0	619 65.0	199 20.9	135 14.2
	整理解雇を実施した	510 100.0	303 59.4	132 25.9	75 14.7
	無回答	85 100.0	36 42.4	13 15.3	36 42.4
	(MA)				
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	1,340 71.0	354 18.8	193 10.2
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	782 69.0	239 21.1	113 10.0
	低くなっている	2,506 100.0	1,568 62.6	594 23.7	344 13.7
	わからない	79 100.0	50 63.3	24 30.4	5 6.3
	無回答	358 100.0	136 38.0	48 13.4	174 48.6
	(SA)				

問８－（１）：ここ５年間での採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。（新卒採用）

①労働条件の項目（採用内定時）（MA）

		合計	就業場所	従事する業務	労働時間	賃金	事解雇・退職に関する	事由内定取り消しとなる	就労開始時期	就労開始までの内容	労働条件は特に知ら	無回答
	合計	3,876 100.0	2,639 68.1	2,780 71.7	2,930 75.6	2,901 74.8	1,268 32.7	1,360 35.1	2,884 74.4	1,451 37.4	112 2.9	457 11.8
問1 主たる産業	建設業	333 100.0	234 70.3	245 73.6	248 74.5	246 73.9	112 33.6	115 34.5	242 72.7	108 32.4	16 4.8	38 11.4
	製造業	1,115 100.0	802 71.9	738 66.2	817 73.3	797 71.5	314 28.2	351 31.5	800 71.7	339 30.4	47 4.2	150 13.5
	情報通信業	153 100.0	98 64.1	105 68.6	114 74.5	115 75.2	43 28.1	76 49.7	116 75.8	76 49.7	2 1.3	18 11.8
	運輸業、郵便業	155 100.0	105 67.7	112 72.3	113 72.9	117 75.5	62 40.0	57 36.8	114 73.5	57 36.8	5 3.2	20 12.9
	卸売業、小売業	779 100.0	482 61.9	580 74.5	609 78.2	601 77.2	254 32.6	303 38.9	586 75.2	344 44.2	16 2.1	93 11.9
	金融業、保険業	43 100.0	22 51.2	22 51.2	29 67.4	27 62.8	8 18.6	24 55.8	29 67.4	23 53.5	2 4.7	5 11.6
	不動産業、物品賃貸業	36 100.0	21 58.3	30 83.3	31 86.1	30 83.3	12 33.3	13 36.1	27 75.0	17 47.2	1 2.8	1 2.8
	サービス業	1,059 100.0	728 68.7	796 75.2	806 76.1	808 76.3	382 36.1	352 33.2	816 77.1	404 38.1	21 2.0	111 10.5
	その他	81 100.0	63 77.8	58 71.6	65 80.2	63 77.8	33 40.7	28 34.6	64 79.0	33 40.7	1 1.2	9 11.1
	無回答	122 100.0	84 68.9	94 77.0	98 80.3	97 79.5	48 39.3	41 33.6	90 73.8	50 41.0	1 0.8	12 9.8
問2 (b) 正規従業員	100人未満	2,249 100.0	1,665 74.0	1,692 75.2	1,747 77.7	1,721 76.5	763 33.9	704 31.3	1,693 75.3	774 34.4	48 2.1	254 11.3
	100～300人未満	1,190 100.0	742 62.4	814 68.4	875 73.5	871 73.2	390 32.8	457 38.4	861 72.4	480 40.3	44 3.7	163 13.7
	300～1000人未満	307 100.0	160 52.1	193 62.9	214 69.7	216 70.4	81 26.4	145 47.2	227 73.9	137 44.6	15 4.9	31 10.1
	1000人以上	73 100.0	31 42.5	41 56.2	51 69.9	50 68.5	17 23.3	38 52.1	62 84.9	36 49.3	3 4.1	2 2.7
	無回答	57 100.0	41 71.9	40 70.2	43 75.4	43 75.4	17 29.8	16 28.1	41 71.9	24 42.1	2 3.5	7 12.3
	(NA)											
問6 労働組合	ある	937 100.0	551 58.8	613 65.4	662 70.7	651 69.5	260 27.7	374 39.9	660 70.4	333 35.5	34 3.6	126 13.4
	ない	2,924 100.0	2,078 71.1	2,155 73.7	2,257 77.2	2,239 76.6	1,003 34.3	981 33.5	2,212 75.6	1,111 38.0	78 2.7	329 11.3
	無回答	15 100.0	10 66.7	12 80.0	11 73.3	11 73.3	5 33.3	5 33.3	12 80.0	7 46.7	- -	2 13.3
問7 協議機関	設定されている	1,861 100.0	1,270 68.2	1,327 71.3	1,423 76.5	1,399 75.2	629 33.8	712 38.3	1,398 75.1	730 39.2	41 2.2	226 12.1
	設定されていない	1,956 100.0	1,331 68.0	1,407 71.9	1,461 74.7	1,461 74.7	626 32.0	635 32.5	1,446 73.9	697 35.6	70 3.6	225 11.5
	無回答	59 100.0	38 64.4	46 78.0	46 78.0	41 69.5	13 22.0	13 22.0	40 67.8	24 40.7	1 1.7	6 10.2
	(SA)											
問17 退職勧奨	ある	658 100.0	438 66.6	474 72.0	489 74.3	488 74.2	203 30.9	225 34.2	507 77.1	259 39.4	15 2.3	71 10.8
	ない	3,190 100.0	2,186 68.5	2,287 71.7	2,422 75.9	2,396 75.1	1,059 33.2	1,127 35.3	2,359 73.9	1,181 37.0	96 3.0	380 11.9
	無回答	28 100.0	15 53.6	19 67.9	19 67.9	17 60.7	6 21.4	8 28.6	18 64.3	11 39.3	1 3.6	6 21.4
問19 解雇	解雇は実施していない	3,057 100.0	2,080 68.0	2,184 71.4	2,299 75.2	2,279 74.6	999 32.7	1,083 35.4	2,265 74.1	1,148 37.6	95 3.1	362 11.8
	普通解雇を実施した	619 100.0	426 68.8	460 74.3	490 79.2	485 78.4	212 34.2	214 34.6	475 76.7	239 38.6	9 1.5	66 10.7
	整理解雇を実施した	303 100.0	210 69.3	219 72.3	225 74.3	225 74.3	98 32.3	104 34.3	223 73.6	107 35.3	6 2.0	36 11.9
	無回答	36 100.0	22 61.1	22 61.1	24 66.7	23 63.9	11 30.6	10 27.8	22 61.1	8 22.2	3 8.3	8 22.2
	(MA)											
問5 (a) 売上高	高まっている	1,340 100.0	907 67.7	992 74.0	1,033 77.1	1,019 76.0	459 34.3	496 37.0	1,029 76.8	539 40.2	30 2.2	149 11.1
	ほぼ同じ程度	782 100.0	535 68.4	558 71.4	596 76.2	589 75.3	258 33.0	269 34.4	569 72.8	288 36.8	26 3.3	93 11.9
	低くなっている	1,568 100.0	1,090 69.5	1,115 71.1	1,187 75.7	1,181 75.3	502 32.0	543 34.6	1,157 73.8	574 36.6	52 3.3	184 11.7
	わからない	50 100.0	29 58.0	31 62.0	32 64.0	30 60.0	16 32.0	9 18.0	41 82.0	15 30.0	- -	4 8.0
	無回答	136 100.0	78 57.4	84 61.8	82 60.3	82 60.3	33 24.3	43 31.6	88 64.7	35 25.7	4 2.9	27 19.9
	(SA)											

問 8－（１）：ここ 5 年間で採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。（新卒採用）
 ②知らせる方法（採用内定時）（MA）

		合 計	就 業 規 則 の 配 布	明 書 の 条 件 を 書 い た 説	研 修 で 説 明	そ の 他 口 頭 で 説 明	無 回 答
	合計	3,876 100.0	522 13.5	1,626 42.0	1,085 28.0	1,711 44.1	722 18.6
問 1 主 た る 産 業	建設業	333 100.0	57 17.1	146 43.8	83 24.9	151 45.3	56 16.8
	製造業	1,115 100.0	141 12.6	461 41.3	257 23.0	436 39.1	257 23.0
	情報通信業	153 100.0	19 12.4	63 41.2	40 26.1	74 48.4	28 18.3
	運輸業、郵便業	155 100.0	21 13.5	68 43.9	43 27.7	78 50.3	26 16.8
	卸売業、小売業	779 100.0	86 11.0	298 38.3	263 33.8	367 47.1	133 17.1
	金融業、保険業	43 100.0	5 11.6	17 39.5	15 34.9	23 53.5	8 18.6
	不動産業、物品賃貸業	36 100.0	7 19.4	19 52.8	11 30.6	15 41.7	4 11.1
	サービス業	1,059 100.0	155 14.6	468 44.2	314 29.7	480 45.3	172 16.2
	その他	81 100.0	15 18.5	35 43.2	25 30.9	38 46.9	14 17.3
	無回答	122 100.0	16 13.1	51 41.8	34 27.9	49 40.2	24 19.7
	(SA)						
	問 2 (b) 正 規 従 業 員	2,249 100.0	324 14.4	938 41.7	589 26.2	1,005 44.7	405 18.0
(NA)	100～300人未満	1,190 100.0	153 12.9	501 42.1	370 31.1	497 41.8	238 20.0
	300～1000人未満	307 100.0	32 10.4	132 43.0	95 30.9	137 44.6	57 18.6
	1000人以上	73 100.0	6 8.2	35 47.9	18 24.7	40 54.8	8 11.0
	無回答	57 100.0	7 12.3	20 35.1	13 22.8	32 56.1	14 24.6
	(NA)						
問 6 労 働 組 合	ある	937 100.0	119 12.7	381 40.7	242 25.8	410 43.8	197 21.0
	ない	2,924 100.0	401 13.7	1,238 42.3	837 28.6	1,294 44.3	521 17.8
	無回答	15 100.0	2 13.3	7 46.7	6 40.0	7 46.7	4 26.7
	(SA)						
問 7 協 議 機 関	設定されている	1,861 100.0	287 15.4	809 43.5	552 29.7	809 43.5	340 18.3
	設定されていない	1,956 100.0	227 11.6	798 40.8	511 26.1	881 45.0	371 19.0
	無回答	59 100.0	8 13.6	19 32.2	22 37.3	21 35.6	11 18.6
	(SA)						
問17 退 職 勸 奨	ある	658 100.0	96 14.6	287 43.6	175 26.6	296 45.0	106 16.1
	ない	3,190 100.0	424 13.3	1,330 41.7	904 28.3	1,409 44.2	605 19.0
	無回答	28 100.0	2 7.1	9 32.1	6 21.4	6 21.4	11 39.3
	(SA)						
問19 解 雇	解雇は実施していない	3,057 100.0	417 13.6	1,266 41.4	859 28.1	1,360 44.5	566 18.5
	普通解雇を実施した	619 100.0	83 13.4	274 44.3	181 29.2	261 42.2	113 18.3
	整理解雇を実施した	303 100.0	46 15.2	137 45.2	77 25.4	141 46.5	50 16.5
	無回答	36 100.0	3 8.3	16 44.4	6 16.7	8 22.2	13 36.1
	(MA)						
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,340 100.0	180 13.4	587 43.8	382 28.5	595 44.4	230 17.2
	ほぼ同じ程度	782 100.0	95 12.1	302 38.6	226 28.9	349 44.6	150 19.2
	低くなっている	1,568 100.0	220 14.0	664 42.3	437 27.9	689 43.9	295 18.8
	わからない	50 100.0	12 24.0	19 38.0	12 24.0	24 48.0	7 14.0
	無回答	136 100.0	15 11.0	54 39.7	28 20.6	54 39.7	40 29.4
	(SA)						

問８－（１）：ここ５年間で採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。（新卒採用）

③労働条件の項目（実際に就業を始める時）（MA）

		合計	就業場所	従事する業務	労働時間	賃金	事項 解雇・退職に関する	無回答
	合計	3,876 100.0	2,790 72.0	2,761 71.2	2,748 70.9	2,688 69.3	2,465 63.6	862 22.2
問１ 主たる産業	建設業	333 100.0	251 75.4	249 74.8	252 75.7	243 73.0	233 70.0	59 17.7
	製造業	1,115 100.0	805 72.2	804 72.1	804 72.1	785 70.4	742 66.5	246 22.1
	情報通信業	153 100.0	122 79.7	118 77.1	121 79.1	120 78.4	110 71.9	25 16.3
	運輸業、郵便業	155 100.0	97 62.6	101 65.2	98 63.2	94 60.6	78 50.3	47 30.3
	卸売業、小売業	779 100.0	571 73.3	568 72.9	552 70.9	549 70.5	493 63.3	160 20.5
	金融業、保険業	43 100.0	36 83.7	34 79.1	34 79.1	32 74.4	37 86.0	4 9.3
	不動産業、物品賃貸業	36 100.0	24 66.7	19 52.8	19 52.8	19 52.8	19 52.8	12 33.3
	サービス業	1,059 100.0	737 69.6	724 68.4	726 68.6	709 66.9	627 59.2	263 24.8
	その他	81 100.0	55 67.9	58 71.6	56 69.1	51 63.0	46 56.8	20 24.7
	無回答	122 100.0	92 75.4	86 70.5	86 70.5	86 70.5	80 65.6	26 21.3
(SA)								
問２ (b) 正規従業員	１００人未満	2,249 100.0	1,546 68.7	1,544 68.7	1,533 68.2	1,491 66.3	1,310 58.2	562 25.0
	１００～３００人未満	1,190 100.0	898 75.5	872 73.3	873 73.4	861 72.4	827 69.5	233 19.6
	３００～１０００人未満	307 100.0	245 79.8	247 80.5	246 80.1	240 78.2	234 76.2	44 14.3
	１０００人以上	73 100.0	62 84.9	58 79.5	57 78.1	58 79.5	59 80.8	7 9.6
	無回答	57 100.0	39 68.4	40 70.2	39 68.4	38 66.7	35 61.4	16 28.1
	(NA)							
問６ 労働組合	ある	937 100.0	714 76.2	709 75.7	707 75.5	692 73.9	684 73.0	163 17.4
	ない	2,924 100.0	2,065 70.6	2,041 69.8	2,030 69.4	1,985 67.9	1,775 60.7	696 23.8
	無回答	15 100.0	11 73.3	11 73.3	11 73.3	11 73.3	6 40.0	3 20.0
(SA)								
問７ 協議機関	設定されている	1,861 100.0	1,340 72.0	1,332 71.6	1,323 71.1	1,295 69.6	1,234 66.3	410 22.0
	設定されていない	1,956 100.0	1,411 72.1	1,393 71.2	1,387 70.9	1,355 69.3	1,202 61.5	435 22.2
	無回答	59 100.0	39 66.1	36 61.0	38 64.4	38 64.4	29 49.2	17 28.8
(SA)								
問１７ 退職勧奨	ある	658 100.0	500 76.0	493 74.9	495 75.2	478 72.6	443 67.3	117 17.8
	ない	3,190 100.0	2,271 71.2	2,252 70.6	2,236 70.1	2,194 68.8	2,006 62.9	736 23.1
	無回答	28 100.0	19 67.9	16 57.1	17 60.7	16 57.1	16 57.1	9 32.1
(SA)								
問１９ 解雇	解雇は実施していない	3,057 100.0	2,183 71.4	2,169 71.0	2,165 70.8	2,120 69.3	1,940 63.5	690 22.6
	普通解雇を実施した	619 100.0	457 73.8	445 71.9	439 70.9	425 68.7	385 62.2	129 20.8
	整理解雇を実施した	303 100.0	235 77.6	223 73.6	222 73.3	218 71.9	206 68.0	56 18.5
	無回答	36 100.0	26 72.2	28 77.8	26 72.2	26 72.2	25 69.4	8 22.2
	(MA)							
問５ (a) 売上高	高まっている	1,340 100.0	947 70.7	931 69.5	942 70.3	921 68.7	835 62.3	318 23.7
	ほぼ同じ程度	782 100.0	569 72.8	558 71.4	561 71.7	547 69.9	496 63.4	171 21.9
	低くなっている	1,568 100.0	1,130 72.1	1,134 72.3	1,106 70.5	1,089 69.5	1,012 64.5	339 21.6
	わからない	50 100.0	41 82.0	37 74.0	38 76.0	35 70.0	32 64.0	8 16.0
	無回答	136 100.0	103 75.7	101 74.3	101 74.3	96 70.6	90 66.2	26 19.1
(SA)								

問８－（１）：ここ５年間で採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。（新卒採用）

④知らせる方法（実際に就業を始める時）（MA）

	合計	就業規則の配布	明労働条件を書いた説	研修で説明	その他口頭で説明	無回答
	3,876 100.0	1,628 42.0	1,592 41.1	1,855 47.9	1,220 31.5	825 21.3
	333 100.0	150 45.0	139 41.7	148 44.4	117 35.1	57 17.1
	1,115 100.0	491 44.0	435 39.0	562 50.4	334 30.0	235 21.1
	153 100.0	94 61.4	65 42.5	80 52.3	54 35.3	23 15.0
	155 100.0	51 32.9	66 42.6	69 44.5	43 27.7	47 30.3
	779 100.0	329 42.2	317 40.7	388 49.8	231 29.7	146 18.7
	43 100.0	29 67.4	12 27.9	31 72.1	14 32.6	4 9.3
	36 100.0	12 33.3	15 41.7	15 41.7	9 25.0	11 30.6
	1,059 100.0	390 36.8	458 43.2	455 43.0	361 34.1	259 24.5
	81 100.0	32 39.5	29 35.8	40 49.4	30 37.0	20 24.7
	122 100.0	50 41.0	56 45.9	67 54.9	27 22.1	23 18.9
	2,249 100.0	842 37.4	862 38.3	923 41.0	723 32.1	540 24.0
	1,190 100.0	553 46.5	521 43.8	652 54.8	349 29.3	218 18.3
	307 100.0	169 55.0	152 49.5	197 64.2	103 33.6	44 14.3
	73 100.0	44 60.3	35 47.9	52 71.2	27 37.0	7 9.6
	57 100.0	20 35.1	22 38.6	31 54.4	18 31.6	16 28.1
	937 100.0	531 56.7	372 39.7	576 61.5	287 30.6	149 15.9
	2,924 100.0	1,090 37.3	1,212 41.5	1,272 43.5	926 31.7	673 23.0
	15 100.0	7 46.7	8 53.3	7 46.7	7 46.7	3 20.0
	1,861 100.0	867 46.6	771 41.4	975 52.4	588 31.6	384 20.6
	1,956 100.0	738 37.7	797 40.7	854 43.7	623 31.9	427 21.8
	59 100.0	23 39.0	24 40.7	26 44.1	9 15.3	14 23.7
	658 100.0	292 44.4	316 48.0	300 45.6	191 29.0	116 17.6
	3,190 100.0	1,327 41.6	1,264 39.6	1,543 48.4	1,022 32.0	700 21.9
	28 100.0	9 32.1	12 42.9	12 42.9	7 25.0	9 32.1
	3,057 100.0	1,297 42.4	1,222 40.0	1,481 48.4	969 31.7	658 21.5
	619 100.0	250 40.4	272 43.9	277 44.7	197 31.8	127 20.5
	303 100.0	117 38.6	142 46.9	143 47.2	87 28.7	57 18.8
	36 100.0	15 41.7	20 55.6	15 41.7	9 25.0	8 22.2
	1,340 100.0	532 39.7	582 43.4	626 46.7	421 31.4	305 22.8
	782 100.0	339 43.4	299 38.2	371 47.4	244 31.2	161 20.6
	1,568 100.0	676 43.1	633 40.4	765 48.8	490 31.3	327 20.9
	50 100.0	24 48.0	21 42.0	19 38.0	24 48.0	7 14.0
	136 100.0	57 41.9	57 41.9	74 54.4	41 30.1	25 18.4
(SA)						

問 8－(2)：ここ 5 年間で採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。(中途採用)

●中途採用の有無 (S A)

		合 計	中 途 採 用 が あ る	中 途 採 用 が な い	無 回 答
	合計	5,964 100.0	5,044 84.6	417 7.0	503 8.4
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	366 86.7	15 3.6	41 9.7
	製造業	1,516 100.0	1,282 84.6	106 7.0	128 8.4
	情報通信業	194 100.0	150 77.3	28 14.4	16 8.2
	運輸業、郵便業	556 100.0	504 90.6	25 4.5	27 4.9
	卸売業、小売業	1,033 100.0	876 84.8	72 7.0	85 8.2
	金融業、保険業	50 100.0	34 68.0	11 22.0	5 10.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	43 72.9	6 10.2	10 16.9
	サービス業	1,786 100.0	1,522 85.2	113 6.3	151 8.5
	その他	149 100.0	106 71.1	22 14.8	21 14.1
	無回答	199 100.0	161 80.9	19 9.5	19 9.5
	(SA)				
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	3,298 86.2	258 6.7	272 7.1
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	1,284 87.6	107 7.3	75 5.1
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	305 84.7	39 10.8	16 4.4
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	71 93.4	5 6.6	－ －
	無回答	234 100.0	86 36.8	8 3.4	140 59.8
	(NA)				
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	1,067 81.6	138 10.6	102 7.8
	ない	4,495 100.0	3,952 87.9	277 6.2	266 5.9
	無回答	162 100.0	25 15.4	2 1.2	135 83.3
	(SA)				
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	2,329 86.6	195 7.2	166 6.2
	設定されていない	3,041 100.0	2,641 86.8	208 6.8	192 6.3
	無回答	233 100.0	74 31.8	14 6.0	145 62.2
	(SA)				
問 17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	862 88.3	45 4.6	69 7.1
	ない	4,916 100.0	4,143 84.3	368 7.5	405 8.2
	無回答	72 100.0	39 54.2	4 5.6	29 40.3
	(SA)				
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	3,901 84.0	360 7.7	385 8.3
	普通解雇を実施した	953 100.0	848 89.0	33 3.5	72 7.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	446 87.5	25 4.9	39 7.6
	無回答	85 100.0	51 60.0	6 7.1	28 32.9
	(MA)				
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	1,713 90.8	78 4.1	96 5.1
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	976 86.1	99 8.7	59 5.2
	低くなっている	2,506 100.0	2,117 84.5	216 8.6	173 6.9
	わからない	79 100.0	60 75.9	10 12.7	9 11.4
	無回答	358 100.0	178 49.7	14 3.9	166 46.4
	(SA)				

問８－（２）：ここ５年間で採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。（中途採用）

①労働条件の項目（採用内定時）（MA）

		合計	就業場所	従事する業務	労働時間	賃金	事解雇・退職に関する	事由内定取り消しとなる	就労開始時期	就労開始までの内容	労働条件は特に知ら	無回答
	合計	5,044 100.0	4,206 83.4	4,226 83.8	4,249 84.2	4,210 83.5	2,211 43.8	1,296 25.7	3,985 79.0	1,260 25.0	53 1.1	523 10.4
問1 主たる産業	建設業	366 100.0	304 83.1	310 84.7	310 84.7	308 84.2	157 42.9	95 26.0	283 77.3	69 18.9	5 1.4	38 10.4
	製造業	1,282 100.0	1,057 82.4	1,046 81.6	1,060 82.7	1,035 80.7	483 37.7	290 22.6	996 77.7	226 17.6	20 1.6	147 11.5
	情報通信業	150 100.0	130 86.7	128 85.3	128 85.3	130 86.7	64 42.7	52 34.7	126 84.0	25 16.7	2 1.3	13 8.7
	運輸業、郵便業	504 100.0	422 83.7	425 84.3	424 84.1	426 84.5	268 53.2	143 28.4	382 75.8	207 41.1	2 0.4	56 11.1
	卸売業、小売業	876 100.0	729 83.2	752 85.8	751 85.7	751 85.7	383 43.7	229 26.1	697 79.6	224 25.6	9 1.0	88 10.0
	金融業、保険業	34 100.0	22 64.7	24 70.6	24 70.6	21 61.8	14 41.2	17 50.0	26 76.5	12 35.3	- -	5 14.7
	不動産業、物品賃貸業	43 100.0	36 83.7	35 81.4	36 83.7	35 81.4	17 39.5	7 16.3	32 74.4	7 16.3	- -	6 14.0
	サービス業	1,522 100.0	1,276 83.8	1,282 84.2	1,282 84.2	1,275 83.8	694 45.6	389 25.6	1,234 81.1	428 28.1	14 0.9	148 9.7
	その他	106 100.0	90 84.9	85 80.2	88 83.0	85 80.2	49 46.2	30 28.3	84 79.2	27 25.5	- -	11 10.4
	無回答	161 100.0	140 87.0	139 86.3	146 90.7	144 89.4	82 50.9	44 27.3	125 77.6	35 21.7	1 0.6	11 6.8
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,298 100.0	2,774 84.1	2,791 84.6	2,790 84.6	2,761 83.7	1,473 44.7	785 23.8	2,606 79.0	811 24.6	32 1.0	342 10.4
	100～300人未満	1,284 100.0	1,052 81.9	1,058 82.4	1,076 83.8	1,067 83.1	560 43.6	370 28.8	1,010 78.7	331 25.8	16 1.2	138 10.7
	300～1000人未満	305 100.0	251 82.3	249 81.6	250 82.0	248 81.3	119 39.0	99 32.5	243 79.7	81 26.6	4 1.3	32 10.5
	1000人以上	71 100.0	57 80.3	56 78.9	59 83.1	59 83.1	26 36.6	26 36.6	61 85.9	14 19.7	1 1.4	2 2.8
	無回答	86 100.0	72 83.7	72 83.7	74 86.0	75 87.2	33 38.4	16 18.6	65 75.6	23 26.7	- -	9 10.5
問6 労働組合	ある	1,067 100.0	857 80.3	862 80.8	868 81.3	858 80.4	444 41.6	327 30.6	828 77.6	268 25.1	9 0.8	120 11.2
	ない	3,952 100.0	3,326 84.2	3,340 84.5	3,358 85.0	3,329 84.2	1,754 44.4	961 24.3	3,135 79.3	985 24.9	44 1.1	402 10.2
	無回答	25 100.0	23 92.0	24 96.0	23 92.0	23 92.0	13 52.0	8 32.0	22 88.0	7 28.0	- -	1 4.0
問7 協議機関	設定されている	2,329 100.0	1,941 83.3	1,952 83.8	1,970 84.6	1,949 83.7	1,035 44.4	691 29.7	1,856 79.7	664 28.5	16 0.7	234 10.0
	設定されていない	2,641 100.0	2,205 83.5	2,215 83.9	2,218 84.0	2,200 83.3	1,150 43.5	589 22.3	2,076 78.6	577 21.8	37 1.4	279 10.6
	無回答	74 100.0	60 81.1	59 79.7	61 82.4	61 82.4	26 35.1	16 21.6	53 71.6	19 25.7	- -	10 13.5
問17 退職勧奨	ある	862 100.0	730 84.7	736 85.4	727 84.3	726 84.2	373 43.3	207 24.0	686 79.6	187 21.7	5 0.6	89 10.3
	ない	4,143 100.0	3,448 83.2	3,462 83.6	3,494 84.3	3,456 83.4	1,821 44.0	1,079 26.0	3,269 78.9	1,064 25.7	47 1.1	427 10.3
	無回答	39 100.0	28 71.8	28 71.8	28 71.8	28 71.8	17 43.6	10 25.6	30 76.9	9 23.1	1 2.6	7 17.9
問19 解雇	解雇は実施していない	3,901 100.0	3,234 82.9	3,248 83.3	3,272 83.9	3,236 83.0	1,700 43.6	1,005 25.8	3,087 79.1	985 25.2	47 1.2	410 10.5
	普通解雇を実施した	848 100.0	731 86.2	737 86.9	735 86.7	736 86.8	393 46.3	226 26.7	682 80.4	224 26.4	2 0.2	74 8.7
	整理解雇を実施した	446 100.0	378 84.8	379 85.0	376 84.3	376 84.3	192 43.0	111 24.9	345 77.4	99 22.2	2 0.4	47 10.5
	無回答	51 100.0	37 72.5	36 70.6	38 74.5	37 72.5	20 39.2	11 21.6	31 60.8	7 13.7	2 3.9	10 19.6
	高まっている	1,713 100.0	1,449 84.6	1,457 85.1	1,463 85.4	1,456 85.0	759 44.3	465 27.1	1,380 80.6	453 26.4	15 0.9	162 9.5
問5 (a) 売上高	ほぼ同じ程度	976 100.0	793 81.3	788 80.7	801 82.1	793 81.3	397 40.7	250 25.6	749 76.7	224 23.0	13 1.3	119 12.2
	低くなっている	2,117 100.0	1,782 84.2	1,799 85.0	1,805 85.3	1,785 84.3	960 45.3	527 24.9	1,674 79.1	542 25.6	22 1.0	210 9.9
	わからない	60 100.0	45 75.0	47 78.3	44 73.3	44 73.3	24 40.0	13 21.7	53 88.3	10 16.7	- -	5 8.3
	無回答	178 100.0	137 77.0	135 75.8	136 76.4	132 74.2	71 39.9	41 23.0	129 72.5	31 17.4	3 1.7	27 15.2

問 8 - (2) : ここ 5 年間での採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。(中途採用)
 ②知らせる方法(採用内定時) (MA)

		合 計	就 業 規 則 の 配 布	明 書 の 条 件 を 書 い た 説	研 修 で 説 明	そ の 他 口 頭 で 説 明	無 回 答
	合計	5,044 100.0	745 14.8	2,306 45.7	846 16.8	2,620 51.9	892 17.7
問 1 主 た る 産 業	建設業	366 100.0	57 15.6	172 47.0	48 13.1	186 50.8	57 15.6
	製造業	1,282 100.0	171 13.3	597 46.6	172 13.4	597 46.6	253 19.7
	情報通信業	150 100.0	22 14.7	85 56.7	18 12.0	80 53.3	23 15.3
	運輸業、郵便業	504 100.0	62 12.3	209 41.5	115 22.8	282 56.0	90 17.9
	卸売業、小売業	876 100.0	132 15.1	377 43.0	144 16.4	485 55.4	155 17.7
	金融業、保険業	34 100.0	8 23.5	12 35.3	10 29.4	18 52.9	6 17.6
	不動産業、物品賃貸業	43 100.0	5 11.6	21 48.8	1 2.3	25 58.1	8 18.6
	サービス業	1,522 100.0	248 16.3	697 45.8	286 18.8	813 53.4	257 16.9
	その他	106 100.0	16 15.1	54 50.9	24 22.6	58 54.7	16 15.1
	無回答	161 100.0	24 14.9	82 50.9	28 17.4	76 47.2	27 16.8
	(SA)						
	問 2 (b) 正 規 従 業 員	3,298 100.0	503 15.3	1,436 43.5	528 16.0	1,723 52.2	605 18.3
問 2 (b) 正 規 従 業 員	100～300人未満	1,284 100.0	182 14.2	640 49.8	240 18.7	656 51.1	211 16.4
	300～1000人未満	305 100.0	43 14.1	150 49.2	58 19.0	158 51.8	51 16.7
	1000人以上	71 100.0	6 8.5	45 63.4	9 12.7	34 47.9	9 12.7
	無回答	86 100.0	11 12.8	35 40.7	11 12.8	49 57.0	16 18.6
	(NA)						
問 6 労 働 組 合	ある	1,067 100.0	174 16.3	506 47.4	191 17.9	534 50.0	180 16.9
	ない	3,952 100.0	567 14.3	1,786 45.2	651 16.5	2,070 52.4	708 17.9
	無回答	25 100.0	4 16.0	14 56.0	4 16.0	16 64.0	4 16.0
	(SA)						
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,329 100.0	405 17.4	1,125 48.3	456 19.6	1,168 50.2	390 16.7
	設定されていない	2,641 100.0	328 12.4	1,158 43.8	374 14.2	1,413 53.5	488 18.5
	無回答	74 100.0	12 16.2	23 31.1	16 21.6	39 52.7	14 18.9
	(SA)						
問 17 退 職 勸 奨	ある	862 100.0	117 13.6	423 49.1	122 14.2	440 51.0	142 16.5
	ない	4,143 100.0	626 15.1	1,866 45.0	719 17.4	2,163 52.2	740 17.9
	無回答	39 100.0	2 5.1	17 43.6	5 12.8	17 43.6	10 25.6
	(SA)						
問 19 解 雇	解雇は実施していない	3,901 100.0	607 15.6	1,760 45.1	682 17.5	2,018 51.7	697 17.9
	普通解雇を実施した	848 100.0	109 12.9	403 47.5	131 15.4	458 54.0	137 16.2
	整理解雇を実施した	446 100.0	52 11.7	217 48.7	54 12.1	236 52.9	74 16.6
	無回答	51 100.0	5 9.8	23 45.1	7 13.7	11 21.6	16 31.4
	(MA)						
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,713 100.0	257 15.0	812 47.4	298 17.4	908 53.0	286 16.7
	ほぼ同じ程度	976 100.0	136 13.9	422 43.2	164 16.8	475 48.7	186 19.1
	低くなっている	2,117 100.0	314 14.8	970 45.8	359 17.0	1,119 52.9	369 17.4
	わからない	60 100.0	13 21.7	27 45.0	7 11.7	31 51.7	8 13.3
	無回答	178 100.0	25 14.0	75 42.1	18 10.1	87 48.9	43 24.2
	(SA)						

問 8－（２）：ここ５年間で採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。（中途採用）

③労働条件の項目（実際に就業を始める時）（MA）

		合 計	就 業 場 所	従 事 す る 業 務	労 働 時 間	賃 金	事 解 項 雇 ・ 退 職 に 関 す る	無 回 答
	合計	5,044 100.0	3,204 63.5	3,209 63.6	3,206 63.6	3,161 62.7	2,742 54.4	1,542 30.6
問 1 主 た る 産 業	建設業	366 100.0	246 67.2	241 65.8	243 66.4	237 64.8	212 57.9	92 25.1
	製造業	1,282 100.0	829 64.7	846 66.0	842 65.7	827 64.5	739 57.6	373 29.1
	情報通信業	150 100.0	108 72.0	107 71.3	106 70.7	105 70.0	95 63.3	38 25.3
	運輸業、郵便業	504 100.0	288 57.1	287 56.9	291 57.7	287 56.9	229 45.4	195 38.7
	卸売業、小売業	876 100.0	566 64.6	552 63.0	557 63.6	552 63.0	490 55.9	253 28.9
	金融業、保険業	34 100.0	26 76.5	25 73.5	26 76.5	26 76.5	28 82.4	5 14.7
	不動産業、物品賃貸業	43 100.0	28 65.1	25 58.1	25 58.1	26 60.5	22 51.2	14 32.6
	サービス業	1,522 100.0	952 62.5	962 63.2	955 62.7	943 62.0	787 51.7	484 31.8
	その他	106 100.0	65 61.3	70 66.0	69 65.1	66 62.3	57 53.8	32 30.2
	無回答	161 100.0	96 59.6	94 58.4	92 57.1	92 57.1	83 51.6	56 34.8
(SA)								
問 2 (b) 正 規 従 業 員	１００人未満	3,298 100.0	2,014 61.1	2,023 61.3	2,018 61.2	1,984 60.2	1,640 49.7	1,091 33.1
	１００～３００人未満	1,284 100.0	865 67.4	863 67.2	865 67.4	859 66.9	795 61.9	338 26.3
	３００～１０００人未満	305 100.0	221 72.5	219 71.8	221 72.5	218 71.5	208 68.2	69 22.6
	１０００人以上	71 100.0	55 77.5	53 74.6	51 71.8	51 71.8	54 76.1	10 14.1
	無回答	86 100.0	49 57.0	51 59.3	51 59.3	49 57.0	45 52.3	34 39.5
(NA)								
問 6 労 働 組 合	ある	1,067 100.0	711 66.6	716 67.1	715 67.0	716 67.1	668 62.6	291 27.3
	ない	3,952 100.0	2,481 62.8	2,481 62.8	2,479 62.7	2,433 61.6	2,065 52.3	1,239 31.4
	無回答	25 100.0	12 48.0	12 48.0	12 48.0	12 48.0	9 36.0	12 48.0
(SA)								
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,329 100.0	1,493 64.1	1,497 64.3	1,495 64.2	1,476 63.4	1,340 57.5	706 30.3
	設定されていない	2,641 100.0	1,669 63.2	1,670 63.2	1,669 63.2	1,643 62.2	1,376 52.1	808 30.6
	無回答	74 100.0	42 56.8	42 56.8	42 56.8	42 56.8	26 35.1	28 37.8
(SA)								
問 17 退 職 勸 奨	ある	862 100.0	580 67.3	578 67.1	578 67.1	563 65.3	508 58.9	229 26.6
	ない	4,143 100.0	2,603 62.8	2,610 63.0	2,606 62.9	2,575 62.2	2,216 53.5	1,298 31.3
	無回答	39 100.0	21 53.8	21 53.8	22 56.4	23 59.0	18 46.2	15 38.5
(SA)								
問 19 解 雇	解雇は実施していない	3,901 100.0	2,484 63.7	2,484 63.7	2,484 63.7	2,456 63.0	2,120 54.3	1,195 30.6
	普通解雇を実施した	848 100.0	528 62.3	531 62.6	530 62.5	515 60.7	450 53.1	264 31.1
	整理解雇を実施した	446 100.0	282 63.2	283 63.5	283 63.5	278 62.3	250 56.1	132 29.6
	無回答	51 100.0	38 74.5	39 76.5	38 74.5	38 74.5	34 66.7	10 19.6
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,713 100.0	1,080 63.0	1,074 62.7	1,086 63.4	1,069 62.4	923 53.9	527 30.8
	ほぼ同じ程度	976 100.0	631 64.7	626 64.1	623 63.8	620 63.5	522 53.5	289 29.6
	低くなっている	2,117 100.0	1,337 63.2	1,353 63.9	1,341 63.3	1,321 62.4	1,165 55.0	655 30.9
	わからない	60 100.0	41 68.3	40 66.7	41 68.3	39 65.0	34 56.7	15 25.0
	無回答	178 100.0	115 64.6	116 65.2	115 64.6	112 62.9	98 55.1	56 31.5
(SA)								

問 8－（２）：ここ５年間で採用の際、どのような労働条件をどのような方法で知らせていますか。（中途採用）

④知らせる方法（実際に就業を始める時）（MA）

	合 計	就 業 規 則 の 配 布	明 労 書 働 の 条 配 件 布 を 書 い た 説	研 修 で 説 明	そ の 他 口 頭 で 説 明	無 回 答
	5,044 100.0	1,600 31.7	2,031 40.3	1,360 27.0	1,772 35.1	1,462 29.0
	366 100.0	121 33.1	155 42.3	76 20.8	122 33.3	94 25.7
	1,282 100.0	444 34.6	502 39.2	392 30.6	425 33.2	356 27.8
	150 100.0	77 51.3	64 42.7	32 21.3	58 38.7	35 23.3
	504 100.0	118 23.4	186 36.9	122 24.2	177 35.1	186 36.9
	876 100.0	269 30.7	345 39.4	241 27.5	306 34.9	238 27.2
	34 100.0	18 52.9	12 35.3	14 41.2	14 41.2	5 14.7
	43 100.0	14 32.6	18 41.9	6 14.0	17 39.5	12 27.9
	1,522 100.0	450 29.6	637 41.9	403 26.5	568 37.3	459 30.2
	106 100.0	41 38.7	38 35.8	37 34.9	43 40.6	28 26.4
	161 100.0	48 29.8	74 46.0	37 23.0	42 26.1	49 30.4
	3,298 100.0	929 28.2	1,243 37.7	761 23.1	1,167 35.4	1,042 31.6
	1,284 100.0	470 36.6	574 44.7	420 32.7	435 33.9	319 24.8
	305 100.0	141 46.2	143 46.9	131 43.0	104 34.1	64 21.0
	71 100.0	40 56.3	36 50.7	30 42.3	34 47.9	8 11.3
	86 100.0	20 23.3	35 40.7	18 20.9	32 37.2	29 33.7
	1,067 100.0	479 44.9	434 40.7	404 37.9	359 33.6	260 24.4
	3,952 100.0	1,115 28.2	1,590 40.2	949 24.0	1,403 35.5	1,192 30.2
	25 100.0	6 24.0	7 28.0	7 28.0	10 40.0	10 40.0
	2,329 100.0	840 36.1	958 41.1	733 31.5	814 35.0	654 28.1
	2,641 100.0	743 28.1	1,043 39.5	614 23.2	941 35.6	781 29.6
	74 100.0	17 23.0	30 40.5	13 17.6	17 23.0	27 36.5
	862 100.0	280 32.5	405 47.0	223 25.9	292 33.9	226 26.2
	4,143 100.0	1,312 31.7	1,607 38.8	1,129 27.3	1,463 35.3	1,224 29.5
	39 100.0	8 20.5	19 48.7	8 20.5	17 43.6	12 30.8
	3,901 100.0	1,282 32.9	1,540 39.5	1,087 27.9	1,383 35.5	1,125 28.8
	848 100.0	239 28.2	353 41.6	205 24.2	288 34.0	255 30.1
	446 100.0	122 27.4	198 44.4	95 21.3	153 34.3	135 30.3
	51 100.0	15 29.4	24 47.1	15 29.4	15 29.4	10 19.6
	1,713 100.0	525 30.6	699 40.8	469 27.4	601 35.1	496 29.0
	976 100.0	328 33.6	378 38.7	277 28.4	331 33.9	271 27.8
	2,117 100.0	663 31.3	853 40.3	546 25.8	754 35.6	630 29.8
	60 100.0	23 38.3	26 43.3	16 26.7	27 45.0	13 21.7
	178 100.0	61 34.3	75 42.1	52 29.2	59 33.1	52 29.2
(SA)						

問 9：ここ 5 年間に於いて、採用の際の労働条件の説明が不十分であったために、従業員との間で紛争となったことはありますか。（SA）

		合計	あった	ない	ここ 5 年間に採用していない	無回答
	合計	5,964 100.0	168 2.8	5,425 91.0	125 2.1	246 4.1
問 1 主たる産業	建設業	422 100.0	7 1.7	395 93.6	11 2.6	9 2.1
	製造業	1,516 100.0	22 1.5	1,413 93.2	25 1.6	56 3.7
	情報通信業	194 100.0	3 1.5	179 92.3	5 2.6	7 3.6
	運輸業、郵便業	556 100.0	30 5.4	499 89.7	6 1.1	21 3.8
	卸売業、小売業	1,033 100.0	23 2.2	959 92.8	8 0.8	43 4.2
	金融業、保険業	50 100.0	- -	48 96.0	1 2.0	1 2.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	1 1.7	52 88.1	3 5.1	3 5.1
	サービス業	1,786 100.0	72 4.0	1,579 88.4	51 2.9	84 4.7
	その他	149 100.0	4 2.7	124 83.2	10 6.7	11 7.4
	無回答	199 100.0	6 3.0	177 88.9	5 2.5	11 5.5
問 2 (b) 正規従業員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	102 2.7	3,542 92.5	100 2.6	84 2.2
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	46 3.1	1,387 94.6	17 1.2	16 1.1
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	13 3.6	336 93.3	4 1.1	7 1.9
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	6 7.9	70 92.1	- -	- -
	無回答	234 100.0	1 0.4	90 38.5	4 1.7	139 59.4
	(NA)					
問 6 労働組合	ある	1,307 100.0	23 1.8	1,230 94.1	38 2.9	16 1.2
	ない	4,495 100.0	145 3.2	4,170 92.8	85 1.9	95 2.1
	無回答	162 100.0	- -	25 15.4	2 1.2	135 83.3
問 7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	56 2.1	2,537 94.3	47 1.7	50 1.9
	設定されていない	3,041 100.0	112 3.7	2,800 92.1	72 2.4	57 1.9
	無回答	233 100.0	- -	88 37.8	6 2.6	139 59.7
問 17 退職勧奨	ある	976 100.0	53 5.4	873 89.4	16 1.6	34 3.5
	ない	4,916 100.0	115 2.3	4,513 91.8	107 2.2	181 3.7
	無回答	72 100.0	- -	39 54.2	2 2.8	31 43.1
問 19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	93 2.0	4,281 92.1	104 2.2	168 3.6
	普通解雇を実施した	953 100.0	65 6.8	840 88.1	9 0.9	39 4.1
	整理解雇を実施した	510 100.0	30 5.9	443 86.9	12 2.4	25 4.9
	無回答	85 100.0	2 2.4	54 63.5	4 4.7	25 29.4
	(MA)					
問 5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	72 3.8	1,761 93.3	18 1.0	36 1.9
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	19 1.7	1,073 94.6	24 2.1	18 1.6
	低くなっている	2,506 100.0	73 2.9	2,325 92.8	70 2.8	38 1.5
	わからない	79 100.0	2 2.5	70 88.6	5 6.3	2 2.5
	無回答	358 100.0	2 0.6	196 54.7	8 2.2	152 42.5
	(SA)					

問 9-1：採用内定の際にどのようなことを行いますか。（MA）

合計	交した就労開始日を明取りし	る採用内定書を交付す	書採用内定者から誓う約	なの口頭のみでは特について文書	無回答
3,876 100.0	786 20.3	3,258 84.1	2,485 64.1	163 4.2	57 1.5
333 100.0	57 17.1	278 83.5	198 59.5	15 4.5	2 0.6
1,115 100.0	209 18.7	961 86.2	695 62.3	41 3.7	16 1.4
153 100.0	23 15.0	137 89.5	118 77.1	5 3.3	2 1.3
155 100.0	41 26.5	114 73.5	91 58.7	13 8.4	3 1.9
779 100.0	148 19.0	650 83.4	557 71.5	31 4.0	8 1.0
43 100.0	4 9.3	41 95.3	31 72.1	- -	- -
36 100.0	7 19.4	31 86.1	24 66.7	1 2.8	- -
1,059 100.0	252 23.8	874 82.5	644 60.8	47 4.4	23 2.2
81 100.0	17 21.0	64 79.0	51 63.0	6 7.4	- -
122 100.0	28 23.0	108 88.5	76 62.3	4 3.3	3 2.5
2,249 100.0	514 22.9	1,850 82.3	1,321 58.7	127 5.6	39 1.7
1,190 100.0	203 17.1	1,018 85.5	844 70.9	27 2.3	14 1.2
307 100.0	51 16.6	277 90.2	233 75.9	5 1.6	3 1.0
73 100.0	9 12.3	67 91.8	59 80.8	1 1.4	1 1.4
57 100.0	9 15.8	46 80.7	28 49.1	3 5.3	- -
937 100.0	150 16.0	808 86.2	646 68.9	25 2.7	17 1.8
2,924 100.0	632 21.6	2,438 83.4	1,828 62.5	137 4.7	40 1.4
15 100.0	4 26.7	12 80.0	11 73.3	1 6.7	- -
1,861 100.0	403 21.7	1,609 86.5	1,223 65.7	49 2.6	27 1.5
1,956 100.0	373 19.1	1,605 82.1	1,221 62.4	110 5.6	29 1.5
59 100.0	10 16.9	44 74.6	41 69.5	4 6.8	1 1.7
658 100.0	123 18.7	564 85.7	415 63.1	31 4.7	12 1.8
3,190 100.0	658 20.6	2,670 83.7	2,051 64.3	131 4.1	45 1.4
28 100.0	5 17.9	24 85.7	19 67.9	1 3.6	- -
3,057 100.0	607 19.9	2,571 84.1	1,976 64.6	121 4.0	45 1.5
619 100.0	141 22.8	520 84.0	386 62.4	30 4.8	8 1.3
303 100.0	71 23.4	250 82.5	184 60.7	19 6.3	7 2.3
36 100.0	9 25.0	28 77.8	20 55.6	1 2.8	1 2.8
1,340 100.0	300 22.4	1,140 85.1	848 63.3	51 3.8	17 1.3
782 100.0	150 19.2	656 83.9	503 64.3	36 4.6	9 1.2
1,568 100.0	307 19.6	1,306 83.3	1,015 64.7	69 4.4	27 1.7
50 100.0	6 12.0	41 82.0	32 64.0	3 6.0	- -
136 100.0	23 16.9	115 84.6	87 64.0	4 2.9	4 2.9

問 9－2：採用内定から就業開始までの間に次のようなことを行いますか。
(MA)

		合 計	連 会 社 情 報 取 り の 合 供 な ど	自 己 読 書 の 勧 奨 な ど	懇 談 会 の 開 催	研 修 ・ 実 習 の 実 施	そ の 他	無 回 答
	合計	3, 876 100. 0	2, 035 52. 5	805 20. 8	1, 111 28. 7	1, 247 32. 2	277 7. 1	549 14. 2
問 1 主 た る 産 業	建設業	333 100. 0	187 56. 2	66 19. 8	60 18. 0	66 19. 8	20 6. 0	57 17. 1
	製造業	1, 115 100. 0	575 51. 6	236 21. 2	254 22. 8	245 22. 0	103 9. 2	187 16. 8
	情報通信業	153 100. 0	94 61. 4	59 38. 6	93 60. 8	71 46. 4	9 5. 9	8 5. 2
	運輸業、郵便業	155 100. 0	75 48. 4	25 16. 1	36 23. 2	40 25. 8	18 11. 6	20 12. 9
	卸売業、小売業	779 100. 0	430 55. 2	190 24. 4	316 40. 6	307 39. 4	41 5. 3	84 10. 8
	金融業、保険業	43 100. 0	21 48. 8	19 44. 2	28 65. 1	16 37. 2	3 7. 0	3 7. 0
	不動産業、物品賃貸業	36 100. 0	19 52. 8	7 19. 4	17 47. 2	11 30. 6	1 2. 8	5 13. 9
	サービス業	1, 059 100. 0	521 49. 2	161 15. 2	252 23. 8	421 39. 8	74 7. 0	162 15. 3
	その他	81 100. 0	45 55. 6	14 17. 3	20 24. 7	22 27. 2	6 7. 4	9 11. 1
	無回答	122 100. 0	68 55. 7	28 23. 0	35 28. 7	48 39. 3	2 1. 6	14 11. 5
	(SA)							
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	2, 249 100. 0	1, 115 49. 6	383 17. 0	448 19. 9	666 29. 6	168 7. 5	372 16. 5
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1, 190 100. 0	643 54. 0	293 24. 6	421 35. 4	409 34. 4	75 6. 3	144 12. 1
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	307 100. 0	195 63. 5	91 29. 6	177 57. 7	126 41. 0	20 6. 5	23 7. 5
	1 0 0 0 人以上	73 100. 0	48 65. 8	32 43. 8	53 72. 6	32 43. 8	6 8. 2	2 2. 7
	無回答	57 100. 0	34 59. 6	6 10. 5	12 21. 1	14 24. 6	8 14. 0	8 14. 0
	(NA)							
問 6 労 働 組 合	ある	937 100. 0	555 59. 2	232 24. 8	356 38. 0	293 31. 3	73 7. 8	115 12. 3
	ない	2, 924 100. 0	1, 474 50. 4	571 19. 5	749 25. 6	947 32. 4	203 6. 9	432 14. 8
	無回答	15 100. 0	6 40. 0	2 13. 3	6 40. 0	7 46. 7	1 6. 7	2 13. 3
(SA)								
問 7 協 議 機 関	設定されている	1, 861 100. 0	1, 050 56. 4	405 21. 8	555 29. 8	608 32. 7	123 6. 6	224 12. 0
	設定されていない	1, 956 100. 0	960 49. 1	392 20. 0	539 27. 6	620 31. 7	152 7. 8	313 16. 0
	無回答	59 100. 0	25 42. 4	8 13. 6	17 28. 8	19 32. 2	2 3. 4	12 20. 3
	(SA)							
問 17 退 職 勧 奨	ある	658 100. 0	374 56. 8	156 23. 7	210 31. 9	217 33. 0	45 6. 8	88 13. 4
	ない	3, 190 100. 0	1, 645 51. 6	643 20. 2	894 28. 0	1, 021 32. 0	230 7. 2	453 14. 2
	無回答	28 100. 0	16 57. 1	6 21. 4	7 25. 0	9 32. 1	2 7. 1	8 28. 6
(SA)								
問 19 解 雇	解雇は実施していない	3, 057 100. 0	1, 593 52. 1	645 21. 1	883 28. 9	996 32. 6	217 7. 1	432 14. 1
	普通解雇を実施した	619 100. 0	344 55. 6	116 18. 7	174 28. 1	190 30. 7	44 7. 1	86 13. 9
	整理解雇を実施した	303 100. 0	161 53. 1	57 18. 8	83 27. 4	90 29. 7	21 6. 9	45 14. 9
	無回答	36 100. 0	17 47. 2	6 16. 7	7 19. 4	7 19. 4	2 5. 6	10 27. 8
	(MA)							
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1, 340 100. 0	720 53. 7	277 20. 7	420 31. 3	461 34. 4	92 6. 9	181 13. 5
	ほぼ同じ程度	782 100. 0	409 52. 3	159 20. 3	216 27. 6	256 32. 7	45 5. 8	100 12. 8
	低くなっている	1, 568 100. 0	815 52. 0	331 21. 1	419 26. 7	470 30. 0	124 7. 9	239 15. 2
	わからない	50 100. 0	27 54. 0	8 16. 0	18 36. 0	15 30. 0	4 8. 0	6 12. 0
	無回答	136 100. 0	64 47. 1	30 22. 1	38 27. 9	45 33. 1	12 8. 8	23 16. 9
	(SA)							

問 9－2－付問：懇談会の開催、研修・実習の
実施への参加は義務ですか。（S A）

	合 計	参 加 を 義 務 づ け て い	参 加 は 任 意 で あ る	無 回 答
	1, 866 100. 0	808 43. 3	983 52. 7	75 4. 0
	102 100. 0	54 52. 9	45 44. 1	3 2. 9
	421 100. 0	198 47. 0	205 48. 7	18 4. 3
	116 100. 0	46 39. 7	65 56. 0	5 4. 3
	67 100. 0	37 55. 2	29 43. 3	1 1. 5
	464 100. 0	176 37. 9	275 59. 3	13 2. 8
	32 100. 0	18 56. 3	14 43. 8	- -
	22 100. 0	10 45. 5	12 54. 5	- -
	543 100. 0	226 41. 6	287 52. 9	30 5. 5
	34 100. 0	15 44. 1	15 44. 1	4 11. 8
	65 100. 0	28 43. 1	36 55. 4	1 1. 5
	926 100. 0	431 46. 5	451 48. 7	44 4. 8
	647 100. 0	288 44. 5	342 52. 9	17 2. 6
	216 100. 0	63 29. 2	143 66. 2	10 4. 6
	56 100. 0	16 28. 6	38 67. 9	2 3. 6
	21 100. 0	10 47. 6	9 42. 9	2 9. 5
	493 100. 0	196 39. 8	280 56. 8	17 3. 4
	1, 364 100. 0	608 44. 6	699 51. 2	57 4. 2
	9 100. 0	4 44. 4	4 44. 4	1 11. 1
	915 100. 0	380 41. 5	498 54. 4	37 4. 0
	922 100. 0	418 45. 3	468 50. 8	36 3. 9
	29 100. 0	10 34. 5	17 58. 6	2 6. 9
	329 100. 0	143 43. 5	175 53. 2	11 3. 3
	1, 525 100. 0	660 43. 3	801 52. 5	64 4. 2
	12 100. 0	5 41. 7	7 58. 3	- -
	1, 482 100. 0	648 43. 7	776 52. 4	58 3. 9
	291 100. 0	113 38. 8	165 56. 7	13 4. 5
	140 100. 0	60 42. 9	73 52. 1	7 5. 0
	12 100. 0	4 33. 3	7 58. 3	1 8. 3
	687 100. 0	284 41. 3	372 54. 1	31 4. 5
	377 100. 0	170 45. 1	196 52. 0	11 2. 9
	708 100. 0	319 45. 1	362 51. 1	27 3. 8
	28 100. 0	10 35. 7	17 60. 7	1 3. 6
	66 100. 0	25 37. 9	36 54. 5	5 7. 6

問 9-3 : 採用内定者の側から、採用を辞退されることがありますか。(SA)

		合 計	よ く あ る	た ま に あ る	ほ と ん ど な い	な い	無 回 答
	合計	3,876 100.0	149 3.8	1,484 38.3	1,145 29.5	1,031 26.6	67 1.7
問1 主 た る 産 業	建設業	333 100.0	9 2.7	92 27.6	98 29.4	131 39.3	3 0.9
	製造業	1,115 100.0	21 1.9	345 30.9	340 30.5	389 34.9	20 1.8
	情報通信業	153 100.0	10 6.5	71 46.4	47 30.7	24 15.7	1 0.7
	運輸業、郵便業	155 100.0	5 3.2	45 29.0	53 34.2	50 32.3	2 1.3
	卸売業、小売業	779 100.0	49 6.3	372 47.8	221 28.4	130 16.7	7 0.9
	金融業、保険業	43 100.0	6 14.0	19 44.2	11 25.6	7 16.3	- -
	不動産業、物品賃貸業	36 100.0	3 8.3	19 52.8	11 30.6	3 8.3	- -
	サービス業	1,059 100.0	39 3.7	450 42.5	309 29.2	231 21.8	30 2.8
	その他	81 100.0	1 1.2	21 25.9	24 29.6	34 42.0	1 1.2
	無回答	122 100.0	6 4.9	50 41.0	31 25.4	32 26.2	3 2.5
	(SA)						
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	2,249 100.0	60 2.7	712 31.7	681 30.3	748 33.3	48 2.1
	100～300人未満	1,190 100.0	49 4.1	526 44.2	361 30.3	242 20.3	12 1.0
	300～1000人未満	307 100.0	32 10.4	175 57.0	66 21.5	29 9.4	5 1.6
	1000人以上	73 100.0	8 11.0	42 57.5	22 30.1	- -	1 1.4
	無回答	57 100.0	- -	29 50.9	15 26.3	12 21.1	1 1.8
	(NA)						
問6 労 働 組 合	ある	937 100.0	44 4.7	374 39.9	270 28.8	235 25.1	14 1.5
	ない	2,924 100.0	104 3.6	1,106 37.8	870 29.8	791 27.1	53 1.8
	無回答	15 100.0	1 6.7	4 26.7	5 33.3	5 33.3	- -
	(SA)						
問7 協 議 機 関	設定されている	1,861 100.0	67 3.6	675 36.3	563 30.3	521 28.0	35 1.9
	設定されていない	1,956 100.0	80 4.1	787 40.2	565 28.9	492 25.2	32 1.6
	無回答	59 100.0	2 3.4	22 37.3	17 28.8	18 30.5	- -
	(SA)						
問17 退 職 勸 奨	ある	658 100.0	28 4.3	294 44.7	185 28.1	138 21.0	13 2.0
	ない	3,190 100.0	120 3.8	1,179 37.0	951 29.8	889 27.9	51 1.6
	無回答	28 100.0	1 3.6	11 39.3	9 32.1	4 14.3	3 10.7
	(SA)						
問19 解 雇	解雇は実施していない	3,057 100.0	112 3.7	1,134 37.1	913 29.9	849 27.8	49 1.6
	普通解雇を実施した	619 100.0	31 5.0	280 45.2	169 27.3	126 20.4	13 2.1
	整理解雇を実施した	303 100.0	20 6.6	110 36.3	87 28.7	80 26.4	6 2.0
	無回答	36 100.0	1 2.8	12 33.3	14 38.9	7 19.4	2 5.6
	(MA)						
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,340 100.0	62 4.6	567 42.3	373 27.8	322 24.0	16 1.2
	ほぼ同じ程度	782 100.0	32 4.1	288 36.8	242 30.9	204 26.1	16 2.0
	低くなっている	1,568 100.0	51 3.3	543 34.6	475 30.3	470 30.0	29 1.8
	わからない	50 100.0	3 6.0	27 54.0	9 18.0	11 22.0	- -
	無回答	136 100.0	1 0.7	59 43.4	46 33.8	24 17.6	6 4.4
	(SA)						

問9-4：ここ5年間に、貴社の側から何らかの事情で採用内定者の内定を取り消したことがありますか。（SA）

		合計	ある	ない	無回答
	合計	3,876 100.0	135 3.5	3,611 93.2	130 3.4
問1 主たる産業	建設業	333 100.0	6 1.8	319 95.8	8 2.4
	製造業	1,115 100.0	24 2.2	1,057 94.8	34 3.0
	情報通信業	153 100.0	7 4.6	140 91.5	6 3.9
	運輸業、郵便業	155 100.0	2 1.3	152 98.1	1 0.6
	卸売業、小売業	779 100.0	37 4.7	716 91.9	26 3.3
	金融業、保険業	43 100.0	2 4.7	40 93.0	1 2.3
	不動産業、物品賃貸業	36 100.0	- -	35 97.2	1 2.8
	サービス業	1,059 100.0	51 4.8	962 90.8	46 4.3
	その他	81 100.0	1 1.2	78 96.3	2 2.5
	無回答	122 100.0	5 4.1	112 91.8	5 4.1
問2 (b) 正規従業員	100人未満	2,249 100.0	57 2.5	2,111 93.9	81 3.6
	100～300人未満	1,190 100.0	45 3.8	1,108 93.1	37 3.1
	300～1000人未満	307 100.0	22 7.2	278 90.6	7 2.3
	1000人以上	73 100.0	9 12.3	60 82.2	4 5.5
	無回答	57 100.0	2 3.5	54 94.7	1 1.8
	(NA)				
問6 労働組合	ある	937 100.0	41 4.4	872 93.1	24 2.6
	ない	2,924 100.0	94 3.2	2,725 93.2	105 3.6
	無回答	15 100.0	- -	14 93.3	1 6.7
問7 協議機関	設定されている	1,861 100.0	74 4.0	1,732 93.1	55 3.0
	設定されていない	1,956 100.0	58 3.0	1,823 93.2	75 3.8
	無回答	59 100.0	3 5.1	56 94.9	- -
問17 退職勧奨	ある	658 100.0	31 4.7	603 91.6	24 3.6
	ない	3,190 100.0	103 3.2	2,985 93.6	102 3.2
	無回答	28 100.0	1 3.6	23 82.1	4 14.3
問19 解雇	解雇は実施していない	3,057 100.0	95 3.1	2,864 93.7	98 3.2
	普通解雇を実施した	619 100.0	33 5.3	561 90.6	25 4.0
	整理解雇を実施した	303 100.0	12 4.0	285 94.1	6 2.0
	無回答	36 100.0	1 2.8	30 83.3	5 13.9
	(MA)				
問5 (a) 売上高	高まっている	1,340 100.0	56 4.2	1,240 92.5	44 3.3
	ほぼ同じ程度	782 100.0	18 2.3	738 94.4	26 3.3
	低くなっている	1,568 100.0	48 3.1	1,470 93.8	50 3.2
	わからない	50 100.0	5 10.0	43 86.0	2 4.0
	無回答	136 100.0	8 5.9	120 88.2	8 5.9
	(SA)				

問9-4-付問1：内定の取消は、どのような手続きをとりましたか。（MA）

合計	知た採用 したのが みででき 文書でな 通	でた採用 理由がで き添えて 文書	え面会 のうえ口 頭で伝	伝電 え話等 により口 頭で	その他	無回答
135 100.0	15 11.1	62 45.9	41 30.4	47 34.8	5 3.7	7 5.2
6 100.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	4 66.7	1 16.7	- -
24 100.0	5 20.8	13 54.2	9 37.5	6 25.0	1 4.2	2 8.3
7 100.0	- -	4 57.1	2 28.6	3 42.9	1 14.3	- -
2 100.0	- -	1 50.0	- -	1 50.0	- -	- -
37 100.0	4 10.8	13 35.1	13 35.1	13 35.1	- -	2 5.4
2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
51 100.0	4 7.8	27 52.9	13 25.5	16 31.4	2 3.9	3 5.9
1 100.0	- -	- -	1 100.0	1 100.0	- -	- -
5 100.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	- -	- -
57 100.0	8 14.0	24 42.1	14 24.6	18 31.6	1 1.8	7 12.3
45 100.0	7 15.6	20 44.4	13 28.9	15 33.3	2 4.4	- -
22 100.0	- -	13 59.1	7 31.8	9 40.9	2 9.1	- -
9 100.0	- -	4 44.4	6 66.7	5 55.6	- -	- -
2 100.0	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -	- -
41 100.0	7 17.1	19 46.3	16 39.0	13 31.7	2 4.9	1 2.4
94 100.0	8 8.5	43 45.7	25 26.6	34 36.2	3 3.2	6 6.4
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
74 100.0	6 8.1	38 51.4	25 33.8	27 36.5	4 5.4	3 4.1
58 100.0	9 15.5	23 39.7	15 25.9	19 32.8	1 1.7	4 6.9
3 100.0	- -	1 33.3	1 33.3	1 33.3	- -	- -
31 100.0	4 12.9	14 45.2	7 22.6	16 51.6	3 9.7	- -
103 100.0	10 9.7	48 46.6	34 33.0	31 30.1	2 1.9	7 6.8
1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -
95 100.0	12 12.6	41 43.2	27 28.4	31 32.6	2 2.1	7 7.4
33 100.0	2 6.1	19 57.6	12 36.4	11 33.3	1 3.0	- -
12 100.0	1 8.3	6 50.0	4 33.3	9 75.0	2 16.7	- -
1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -
56 100.0	9 16.1	24 42.9	14 25.0	21 37.5	1 1.8	4 7.1
18 100.0	2 11.1	6 33.3	6 33.3	6 33.3	- -	1 5.6
48 100.0	3 6.3	25 52.1	16 33.3	18 37.5	3 6.3	- -
5 100.0	- -	3 60.0	3 60.0	- -	- -	- -
8 100.0	1 12.5	4 50.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0

問9－4－付問2：内定の取消はどのような事情によるものですか。（MA）

		合計	企業経営の悪化	虚偽の経歴の申告など本人の	本人の非違行為	本人の健康上の理由	本人の事情	その他	無回答
	合計	135 100.0	19 14.1	11 8.1	21 15.6	16 11.9	74 54.8	16 11.9	4 3.0
問1 主たる産業	建設業	6 100.0	1 16.7	1 16.7	2 33.3	－ －	2 33.3	2 33.3	－ －
	製造業	24 100.0	6 25.0	－ －	5 20.8	5 20.8	9 37.5	2 8.3	－ －
	情報通信業	7 100.0	2 28.6	－ －	1 14.3	2 28.6	4 57.1	－ －	－ －
	運輸業、郵便業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －	－ －	－ －	1 50.0	－ －
	卸売業、小売業	37 100.0	1 2.7	1 2.7	7 18.9	1 2.7	23 62.2	4 10.8	3 8.1
	金融業、保険業	2 100.0	1 50.0	－ －	－ －	－ －	1 50.0	－ －	－ －
	不動産業、物品賃貸業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	サービス業	51 100.0	7 13.7	8 15.7	6 11.8	7 13.7	30 58.8	7 13.7	1 2.0
	その他	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－ －
	無回答	5 100.0	－ －	－ －	－ －	1 20.0	4 80.0	－ －	－ －
	(SA)								
問2 (b) 正規従業員	100人未満	57 100.0	12 21.1	8 14.0	14 24.6	7 12.3	19 33.3	11 19.3	3 5.3
	100～300人未満	45 100.0	6 13.3	3 6.7	3 6.7	8 17.8	27 60.0	3 6.7	1 2.2
	300～1000人未満	22 100.0	1 4.5	－ －	1 4.5	1 4.5	19 86.4	1 4.5	－ －
	1000人以上	9 100.0	－ －	－ －	2 22.2	－ －	7 77.8	1 11.1	－ －
	無回答	2 100.0	－ －	－ －	1 50.0	－ －	2 100.0	－ －	－ －
	(NA)								
問6 労働組合	ある	41 100.0	3 7.3	1 2.4	7 17.1	3 7.3	26 63.4	4 9.8	1 2.4
	ない	94 100.0	16 17.0	10 10.6	14 14.9	13 13.8	48 51.1	12 12.8	3 3.2
	無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	(SA)								
問7 協議機関	設定されている	74 100.0	10 13.5	6 8.1	12 16.2	8 10.8	44 59.5	9 12.2	1 1.4
	設定されていない	58 100.0	9 15.5	5 8.6	9 15.5	8 13.8	28 48.3	6 10.3	3 5.2
	無回答	3 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	2 66.7	1 33.3	－ －
	(SA)								
問17 退職勧奨	ある	31 100.0	7 22.6	2 6.5	4 12.9	6 19.4	17 54.8	2 6.5	－ －
	ない	103 100.0	12 11.7	9 8.7	16 15.5	10 9.7	57 55.3	14 13.6	4 3.9
	無回答	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －
	(SA)								
問19 解雇	解雇は実施していない	95 100.0	10 10.5	8 8.4	17 17.9	12 12.6	50 52.6	10 10.5	4 4.2
	普通解雇を実施した	33 100.0	5 15.2	3 9.1	4 12.1	3 9.1	22 66.7	4 12.1	－ －
	整理解雇を実施した	12 100.0	6 50.0	1 8.3	1 8.3	1 8.3	4 33.3	2 16.7	－ －
	無回答	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－ －
	(MA)								
問5 (a) 売上高	高まっている	56 100.0	5 8.9	6 10.7	15 26.8	6 10.7	31 55.4	5 8.9	3 5.4
	ほぼ同じ程度	18 100.0	2 11.1	－ －	1 5.6	4 22.2	10 55.6	2 11.1	1 5.6
	低くなっている	48 100.0	11 22.9	2 4.2	5 10.4	2 4.2	29 60.4	8 16.7	－ －
	わからない	5 100.0	－ －	1 20.0	－ －	1 20.0	2 40.0	1 20.0	－ －
	無回答	8 100.0	1 12.5	2 25.0	－ －	3 37.5	2 25.0	－ －	－ －
	(SA)								

問 9－4－付問 3：内定を取り消す事由をあらかじめ定めていますか。（S A）

		合計	定めている	定めていない	無回答
	合計	135 100.0	80 59.3	50 37.0	5 3.7
問 1 主 た る 産 業	建設業	6 100.0	2 33.3	4 66.7	－ －
	製造業	24 100.0	13 54.2	11 45.8	－ －
	情報通信業	7 100.0	5 71.4	2 28.6	－ －
	運輸業、郵便業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －
	卸売業、小売業	37 100.0	19 51.4	15 40.5	3 8.1
	金融業、保険業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －
	不動産業、物品賃貸業	－ －	－ －	－ －	－ －
	サービス業	51 100.0	34 66.7	15 29.4	2 3.9
	その他	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －
	無回答	5 100.0	4 80.0	1 20.0	－ －
	(SA)				
	問 2 (b)				
正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	57 100.0	27 47.4	27 47.4	3 5.3
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	45 100.0	27 60.0	16 35.6	2 4.4
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	22 100.0	17 77.3	5 22.7	－ －
	1 0 0 0 人以上	9 100.0	8 88.9	1 11.1	－ －
	無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －
	(NA)				
問 6 労 働 組 合	ある	41 100.0	27 65.9	13 31.7	1 2.4
	ない	94 100.0	53 56.4	37 39.4	4 4.3
	無回答	－ －	－ －	－ －	－ －
	(SA)				
問 7 協 議 機 関	設定されている	74 100.0	48 64.9	25 33.8	1 1.4
	設定されていない	58 100.0	30 51.7	24 41.4	4 6.9
	無回答	3 100.0	2 66.7	1 33.3	－ －
	(SA)				
問 17 退 職 勧 奨	ある	31 100.0	15 48.4	16 51.6	－ －
	ない	103 100.0	64 62.1	34 33.0	5 4.9
	無回答	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －
	(SA)				
問 19 解 雇	解雇は実施していない	95 100.0	57 60.0	34 35.8	4 4.2
	普通解雇を実施した	33 100.0	21 63.6	12 36.4	－ －
	整理解雇を実施した	12 100.0	7 58.3	5 41.7	－ －
	無回答	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0
	(MA)				
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	56 100.0	35 62.5	17 30.4	4 7.1
	ほぼ同じ程度	18 100.0	8 44.4	9 50.0	1 5.6
	低くなっている	48 100.0	29 60.4	19 39.6	－ －
	わからない	5 100.0	2 40.0	3 60.0	－ －
	無回答	8 100.0	6 75.0	2 25.0	－ －
	(SA)				

問 9－4－付問 4：内定を取り消したことにより、本人との間でトラブルになったことがありますか。（S A）

	合計	あつた	なかつた	無回答
	135 100.0	6 4.4	128 94.8	1 0.7
	6 100.0	－ －	6 100.0	－ －
	24 100.0	2 8.3	22 91.7	－ －
	7 100.0	2 28.6	5 71.4	－ －
	2 100.0	－ －	2 100.0	－ －
	37 100.0	1 2.7	35 94.6	1 2.7
	2 100.0	－ －	2 100.0	－ －
	－ －	－ －	－ －	－ －
	51 100.0	1 2.0	50 98.0	－ －
	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －
	5 100.0	－ －	5 100.0	－ －
	57 100.0	4 7.0	52 91.2	1 1.8
	45 100.0	2 4.4	43 95.6	－ －
	22 100.0	－ －	22 100.0	－ －
	9 100.0	－ －	9 100.0	－ －
	2 100.0	－ －	2 100.0	－ －
	41 100.0	1 2.4	39 95.1	1 2.4
	94 100.0	5 5.3	89 94.7	－ －
	－ －	－ －	－ －	－ －
	74 100.0	2 2.7	71 95.9	1 1.4
	58 100.0	4 6.9	54 93.1	－ －
	3 100.0	－ －	3 100.0	－ －
	31 100.0	4 12.9	27 87.1	－ －
	103 100.0	2 1.9	100 97.1	1 1.0
	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －
	95 100.0	3 3.2	91 95.8	1 1.1
	33 100.0	1 3.0	32 97.0	－ －
	12 100.0	2 16.7	10 83.3	－ －
	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －
	56 100.0	2 3.6	53 94.6	1 1.8
	18 100.0	－ －	18 100.0	－ －
	48 100.0	3 6.3	45 93.8	－ －
	5 100.0	－ －	5 100.0	－ －
	8 100.0	1 12.5	7 87.5	－ －

問１０：採用された従業員について、試用期間を設けることがありますか。（SA）

		合計	ある	ない	無回答
	合計	5,964 100.0	5,183 86.9	719 12.1	62 1.0
問１ 主 た る 産 業 (SA)	建設業	422 100.0	375 88.9	44 10.4	3 0.7
	製造業	1,516 100.0	1,363 89.9	148 9.8	5 0.3
	情報通信業	194 100.0	172 88.7	22 11.3	－ －
	運輸業、郵便業	556 100.0	488 87.8	58 10.4	10 1.8
	卸売業、小売業	1,033 100.0	906 87.7	120 11.6	7 0.7
	金融業、保険業	50 100.0	40 80.0	10 20.0	－ －
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	50 84.7	9 15.3	－ －
	サービス業	1,786 100.0	1,504 84.2	258 14.4	24 1.3
	その他	149 100.0	116 77.9	25 16.8	8 5.4
	無回答	199 100.0	169 84.9	25 12.6	5 2.5
問２ (b) 正規従業員 (NA)	１００人未満	3,828 100.0	3,289 85.9	500 13.1	39 1.0
	１００～３００人未満	1,466 100.0	1,310 89.4	142 9.7	14 1.0
	３００～１０００人未満	360 100.0	324 90.0	35 9.7	1 0.3
	１０００人以上	76 100.0	70 92.1	6 7.9	－ －
	無回答	234 100.0	190 81.2	36 15.4	8 3.4
問６ 労働組合 (SA)	ある	1,307 100.0	1,174 89.8	123 9.4	10 0.8
	ない	4,495 100.0	3,876 86.2	573 12.7	46 1.0
	無回答	162 100.0	133 82.1	23 14.2	6 3.7
問７ 協議機関 (SA)	設定されている	2,690 100.0	2,338 86.9	329 12.2	23 0.9
	設定されていない	3,041 100.0	2,656 87.3	355 11.7	30 1.0
	無回答	233 100.0	189 81.1	35 15.0	9 3.9
問１７ 退職勧奨 (SA)	ある	976 100.0	892 91.4	78 8.0	6 0.6
	ない	4,916 100.0	4,246 86.4	635 12.9	35 0.7
	無回答	72 100.0	45 62.5	6 8.3	21 29.2
問１９ 解雇 (MA)	解雇は実施していない	4,646 100.0	4,002 86.1	611 13.2	33 0.7
	普通解雇を実施した	953 100.0	868 91.1	79 8.3	6 0.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	471 92.4	35 6.9	4 0.8
	無回答	85 100.0	53 62.4	12 14.1	20 23.5
問５ (a) 売上高 (SA)	高まっている	1,887 100.0	1,669 88.4	206 10.9	12 0.6
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	971 85.6	149 13.1	14 1.2
	低くなっている	2,506 100.0	2,183 87.1	307 12.3	16 0.6
	わからない	79 100.0	66 83.5	12 15.2	1 1.3
	無回答	358 100.0	294 82.1	45 12.6	19 5.3

問１０－１：「試用」についてのルールはどこで決まっていますか。（MA）

	合計	就業規則	労働協約	その他の社内規程	書行の規程等はない、特に文	無回答
	5,183 100.0	4,105 79.2	455 8.8	484 9.3	389 7.5	312 6.0
	375 100.0	300 80.0	27 7.2	25 6.7	34 9.1	21 5.6
	1,363 100.0	1,098 80.6	131 9.6	90 6.6	93 6.8	92 6.7
	172 100.0	147 85.5	10 5.8	12 7.0	7 4.1	12 7.0
	488 100.0	383 78.5	73 15.0	69 14.1	38 7.8	21 4.3
	906 100.0	740 81.7	72 7.9	93 10.3	54 6.0	53 5.8
	40 100.0	33 82.5	1 2.5	1 2.5	2 5.0	3 7.5
	50 100.0	39 78.0	1 2.0	3 6.0	6 12.0	4 8.0
	1,504 100.0	1,142 75.9	115 7.6	163 10.8	130 8.6	91 6.1
	116 100.0	93 80.2	11 9.5	6 5.2	11 9.5	4 3.4
	169 100.0	130 76.9	14 8.3	22 13.0	14 8.3	11 6.5
	3,289 100.0	2,522 76.7	278 8.5	334 10.2	304 9.2	187 5.7
	1,310 100.0	1,106 84.4	103 7.9	91 6.9	66 5.0	76 5.8
	324 100.0	286 88.3	53 16.4	28 8.6	5 1.5	22 6.8
	70 100.0	64 91.4	11 15.7	2 2.9	1 1.4	3 4.3
	190 100.0	127 66.8	10 5.3	29 15.3	13 6.8	24 12.6
	1,174 100.0	1,001 85.3	195 16.6	79 6.7	46 3.9	69 5.9
	3,876 100.0	3,019 77.9	254 6.6	386 10.0	331 8.5	224 5.8
	133 100.0	85 63.9	6 4.5	19 14.3	12 9.0	19 14.3
	2,338 100.0	1,901 81.3	290 12.4	222 9.5	126 5.4	141 6.0
	2,656 100.0	2,072 78.0	156 5.9	240 9.0	249 9.4	148 5.6
	189 100.0	132 69.8	9 4.8	22 11.6	14 7.4	23 12.2
	892 100.0	727 81.5	75 8.4	69 7.7	62 7.0	48 5.4
	4,246 100.0	3,343 78.7	378 8.9	411 9.7	323 7.6	261 6.1
	45 100.0	35 77.8	2 4.4	4 8.9	4 8.9	3 6.7
	4,002 100.0	3,183 79.5	343 8.6	355 8.9	295 7.4	242 6.0
	868 100.0	678 78.1	88 10.1	96 11.1	62 7.1	57 6.6
	471 100.0	360 76.4	34 7.2	53 11.3	44 9.3	28 5.9
	53 100.0	38 71.7	7 13.2	7 13.2	9 17.0	1 1.9
	1,669 100.0	1,323 79.3	138 8.3	175 10.5	122 7.3	97 5.8
	971 100.0	775 79.8	89 9.2	82 8.4	68 7.0	63 6.5
	2,183 100.0	1,725 79.0	202 9.3	196 9.0	180 8.2	120 5.5
	66 100.0	59 89.4	5 7.6	5 7.6	2 3.0	2 3.0
	294 100.0	223 75.9	21 7.1	26 8.8	17 5.8	30 10.2

問１０－２：「試用」に関して、労働者を雇い入れる時に次の事項を知らせていますか。（MA）

		合 計	試 用 期 間 の 有 無	試 用 期 間 の 長 さ	等へ試用 賃金期間 労働の 期間の 処遇	無試用 期間の 延長の 有	か試用 期間を 判断 する 基準	由試用 期間中 の解 雇事	由本 採用を 拒否 する 事	金本 採用後 の処遇 （賃 労働時 間等）	そ の 他	も上 記の せいで ない 事項	無 回 答
	合計	5,183 100.0	4,771 92.1	4,499 86.8	3,918 75.6	1,590 30.7	1,102 21.3	2,363 45.6	1,468 28.3	2,422 46.7	33 0.6	30 0.6	284 5.5
問1 主 た る 産 業	建設業	375 100.0	348 92.8	328 87.5	274 73.1	82 21.9	56 14.9	163 43.5	84 22.4	157 41.9	- -	4 1.1	19 5.1
	製造業	1,363 100.0	1,255 92.1	1,190 87.3	1,029 75.5	431 31.6	279 20.5	636 46.7	402 29.5	616 45.2	6 0.4	3 0.2	81 5.9
	情報通信業	172 100.0	158 91.9	152 88.4	134 77.9	73 42.4	52 30.2	80 46.5	53 30.8	86 50.0	1 0.6	1 0.6	12 7.0
	運輸業、郵便業	488 100.0	453 92.8	416 85.2	385 78.9	172 35.2	118 24.2	237 48.6	150 30.7	257 52.7	2 0.4	- -	20 4.1
	卸売業、小売業	906 100.0	833 91.9	805 88.9	702 77.5	292 32.2	210 23.2	415 45.8	286 31.6	431 47.6	6 0.7	2 0.2	52 5.7
	金融業、保険業	40 100.0	37 92.5	36 90.0	30 75.0	10 25.0	7 17.5	18 45.0	10 25.0	20 50.0	- -	- -	2 5.0
	不動産業、物品賃貸業	50 100.0	45 90.0	41 82.0	36 72.0	14 28.0	7 14.0	26 52.0	16 32.0	24 48.0	- -	- -	5 10.0
	サービス業	1,504 100.0	1,378 91.6	1,298 86.3	1,112 73.9	440 29.3	319 21.2	667 44.3	398 26.5	704 46.8	14 0.9	18 1.2	78 5.2
	その他	116 100.0	110 94.8	97 83.6	93 80.2	20 17.2	17 14.7	55 47.4	32 27.6	54 46.6	1 0.9	- -	4 3.4
	無回答	169 100.0	154 91.1	136 80.5	123 72.8	56 33.1	37 21.9	66 39.1	37 21.9	73 43.2	3 1.8	2 1.2	11 6.5
	(SA)												
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	3,289 100.0	3,024 91.9	2,846 86.5	2,530 76.9	944 28.7	659 20.0	1,459 44.4	883 26.8	1,533 46.6	25 0.8	24 0.7	165 5.0
	100～300人未満	1,310 100.0	1,220 93.1	1,157 88.3	982 75.0	434 33.1	309 23.6	626 47.8	408 31.1	636 48.5	4 0.3	4 0.3	71 5.4
	300～1000人未満	324 100.0	297 91.7	284 87.7	226 69.8	135 41.7	79 24.4	158 48.8	99 30.6	146 45.1	2 0.6	1 0.3	22 6.8
	1000人以上	70 100.0	65 92.9	61 87.1	45 64.3	29 41.4	23 32.9	36 51.4	24 34.3	29 41.4	2 2.9	- -	4 5.7
	無回答	190 100.0	165 86.8	151 79.5	135 71.1	48 25.3	32 16.8	84 44.2	54 28.4	78 41.1	- -	1 0.5	22 11.6
	(NA)												
問6 労 働 組 合	ある	1,174 100.0	1,081 92.1	1,018 86.7	846 72.1	408 34.8	275 23.4	563 48.0	354 30.2	540 46.0	8 0.7	5 0.4	68 5.8
	ない	3,876 100.0	3,577 92.3	3,380 87.2	2,983 77.0	1,152 29.7	805 20.8	1,745 45.0	1,075 27.7	1,829 47.2	25 0.6	25 0.6	197 5.1
	無回答	133 100.0	113 85.0	101 75.9	89 66.9	30 22.6	22 16.5	55 41.4	39 29.3	53 39.8	- -	- -	19 14.3
問7 協 議 機 関	設定されている	2,338 100.0	2,158 92.3	2,030 86.8	1,772 75.8	821 35.1	570 24.4	1,167 49.9	740 31.7	1,163 49.7	13 0.6	7 0.3	135 5.8
	設定されていない	2,656 100.0	2,448 92.2	2,319 87.3	2,015 75.9	726 27.3	502 18.9	1,120 42.2	675 25.4	1,180 44.4	19 0.7	22 0.8	128 4.8
	無回答	189 100.0	165 87.3	150 79.4	131 69.3	43 22.8	30 15.9	76 40.2	53 28.0	79 41.8	1 0.5	1 0.5	21 11.1
	(SA)												
問17 退 職 勸 奨	ある	892 100.0	832 93.3	788 88.3	675 75.7	280 31.4	200 22.4	428 48.0	273 30.6	430 48.2	5 0.6	6 0.7	44 4.9
	ない	4,246 100.0	3,897 91.8	3,671 86.5	3,211 75.6	1,294 30.5	890 21.0	1,921 45.2	1,180 27.8	1,969 46.4	27 0.6	24 0.6	238 5.6
	無回答	45 100.0	42 93.3	40 88.9	32 71.1	16 35.6	12 26.7	14 31.1	15 33.3	23 51.1	1 2.2	- -	2 4.4
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,002 100.0	3,684 92.1	3,477 86.9	3,019 75.4	1,235 30.9	847 21.2	1,794 44.8	1,133 28.3	1,863 46.6	29 0.7	25 0.6	219 5.5
	普通解雇を実施した	868 100.0	793 91.4	752 86.6	655 75.5	261 30.1	186 21.4	426 49.1	242 27.9	401 46.2	1 0.1	4 0.5	53 6.1
	整理解雇を実施した	471 100.0	438 93.0	405 86.0	351 74.5	137 29.1	96 20.4	218 46.3	135 28.7	220 46.7	3 0.6	2 0.4	24 5.1
	無回答	53 100.0	47 88.7	39 73.6	39 73.6	14 26.4	11 20.8	22 41.5	15 28.3	27 50.9	- -	1 1.9	2 3.8
	(MA)												
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,669 100.0	1,548 92.8	1,447 86.7	1,285 77.0	556 33.3	374 22.4	764 45.8	462 27.7	801 48.0	13 0.8	6 0.4	88 5.3
	ほぼ同じ程度	971 100.0	882 90.8	842 86.7	731 75.3	267 27.5	186 19.2	445 45.8	264 27.2	433 44.6	1 0.1	10 1.0	59 6.1
	低くなっている	2,183 100.0	2,023 92.7	1,919 87.9	1,673 76.6	670 30.7	482 22.1	1,015 46.5	644 29.5	1,054 48.3	14 0.6	10 0.5	105 4.8
	わからない	66 100.0	61 92.4	57 86.4	41 62.1	21 31.8	12 18.2	24 36.4	14 21.2	19 28.8	2 3.0	- -	2 3.0
	無回答	294 100.0	257 87.4	234 79.6	188 63.9	76 25.9	48 16.3	115 39.1	84 28.6	115 39.1	3 1.0	4 1.4	30 10.2
	(SA)												

問１０－３：正規従業員の試用期間はどれくらいですか。

(１)新規学卒採用の正規従業員の場合（ＳＡ）

		合計	1 ヵ 月 程 度	2 ヵ 月 程 度	3 ヵ 月 程 度	4 ヵ 月 程 度	5 ヵ 月 程 度	6 ヵ 月 程 度	7 ヵ 月 程 度 ～ 1 年 程	1 年 超	新 規 学 卒 採 用 が な い	無 回 答
	合計	5,183 100.0	184 3.6	331 6.4	2,605 50.3	34 0.7	7 0.1	720 13.9	55 1.1	3 0.1	276 5.3	968 18.7
問1 主 た る 産 業	建設業	375 100.0	16 4.3	16 4.3	202 53.9	2 0.5	2 0.5	69 18.4	4 1.1	－ －	13 3.5	51 13.6
	製造業	1,363 100.0	48 3.5	98 7.2	774 56.8	12 0.9	2 0.1	154 11.3	3 0.2	1 0.1	59 4.3	212 15.6
	情報通信業	172 100.0	3 1.7	7 4.1	98 57.0	1 0.6	－ －	38 22.1	3 1.7	－ －	5 2.9	17 9.9
	運輸業、郵便業	488 100.0	10 2.0	23 4.7	168 34.4	4 0.8	1 0.2	26 5.3	3 0.6	1 0.2	59 12.1	193 39.5
	卸売業、小売業	906 100.0	37 4.1	60 6.6	497 54.9	6 0.7	1 0.1	123 13.6	5 0.6	－ －	32 3.5	145 16.0
	金融業、保険業	40 100.0	－ －	2 5.0	22 55.0	1 2.5	－ －	10 25.0	－ －	－ －	2 5.0	3 7.5
	不動産業、物品賃貸業	50 100.0	1 2.0	4 8.0	26 52.0	1 2.0	1 2.0	7 14.0	－ －	－ －	2 4.0	8 16.0
	サービス業	1,504 100.0	57 3.8	107 7.1	680 45.2	4 0.3	－ －	243 16.2	36 2.4	1 0.1	91 6.1	285 18.9
	その他	116 100.0	3 2.6	5 4.3	50 43.1	1 0.9	－ －	29 25.0	－ －	－ －	11 9.5	17 14.7
	無回答	169 100.0	9 5.3	9 5.3	88 52.1	2 1.2	－ －	21 12.4	1 0.6	－ －	2 1.2	37 21.9
	(SA)											
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	3,289 100.0	125 3.8	189 5.7	1,576 47.9	20 0.6	5 0.2	417 12.7	42 1.3	2 0.1	218 6.6	695 21.1
	100～300人未満	1,310 100.0	42 3.2	89 6.8	730 55.7	11 0.8	2 0.2	204 15.6	12 0.9	1 0.1	38 2.9	181 13.8
	300～1000人未満	324 100.0	13 4.0	27 8.3	164 50.6	2 0.6	－ －	63 19.4	－ －	－ －	7 2.2	48 14.8
	1000人以上	70 100.0	－ －	10 14.3	45 64.3	－ －	－ －	9 12.9	－ －	－ －	－ －	6 8.6
	無回答	190 100.0	4 2.1	16 8.4	90 47.4	1 0.5	－ －	27 14.2	1 0.5	－ －	13 6.8	38 20.0
	(NA)											
問6 労 働 組 合	ある	1,174 100.0	21 1.8	105 8.9	556 47.4	10 0.9	2 0.2	242 20.6	15 1.3	1 0.1	35 3.0	187 15.9
	ない	3,876 100.0	161 4.2	213 5.5	1,980 51.1	23 0.6	5 0.1	466 12.0	39 1.0	2 0.1	233 6.0	754 19.5
	無回答	133 100.0	2 1.5	13 9.8	69 51.9	1 0.8	－ －	12 9.0	1 0.8	－ －	8 6.0	27 20.3
	(SA)											
問7 協 議 機 関	設定されている	2,338 100.0	67 2.9	169 7.2	1,178 50.4	21 0.9	3 0.1	333 14.2	25 1.1	1 0.0	101 4.3	440 18.8
	設定されていない	2,656 100.0	117 4.4	146 5.5	1,325 49.9	12 0.5	4 0.2	364 13.7	28 1.1	2 0.1	162 6.1	496 18.7
	無回答	189 100.0	－ －	16 8.5	102 54.0	1 0.5	－ －	23 12.2	2 1.1	－ －	13 6.9	32 16.9
	(SA)											
問17 退 職 勸 奨	ある	892 100.0	36 4.0	39 4.4	478 53.6	9 1.0	1 0.1	120 13.5	10 1.1	－ －	53 5.9	146 16.4
	ない	4,246 100.0	148 3.5	290 6.8	2,101 49.5	25 0.6	6 0.1	594 14.0	45 1.1	3 0.1	222 5.2	812 19.1
	無回答	45 100.0	－ －	2 4.4	26 57.8	－ －	－ －	6 13.3	－ －	－ －	1 2.2	10 22.2
	(SA)											
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,002 100.0	136 3.4	264 6.6	2,007 50.1	27 0.7	4 0.1	587 14.7	45 1.1	2 0.0	211 5.3	719 18.0
	普通解雇を実施した	868 100.0	34 3.9	52 6.0	436 50.2	6 0.7	3 0.3	98 11.3	7 0.8	1 0.1	44 5.1	187 21.5
	整理解雇を実施した	471 100.0	24 5.1	20 4.2	251 53.3	3 0.6	－ －	47 10.0	3 0.6	1 0.2	27 5.7	95 20.2
	無回答	53 100.0	2 3.8	6 11.3	20 37.7	－ －	－ －	4 7.5	1 1.9	－ －	4 7.5	16 30.2
	(MA)											
	(SA)											
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,669 100.0	64 3.8	112 6.7	851 51.0	10 0.6	2 0.1	219 13.1	15 0.9	－ －	90 5.4	306 18.3
	ほぼ同じ程度	971 100.0	30 3.1	62 6.4	479 49.3	8 0.8	1 0.1	157 16.2	18 1.9	2 0.2	34 3.5	180 18.5
	低くなっている	2,183 100.0	87 4.0	134 6.1	1,121 51.4	13 0.6	4 0.2	262 12.0	13 0.6	1 0.0	125 5.7	423 19.4
	わからない	66 100.0	－ －	2 3.0	16 24.2	1 1.5	－ －	29 43.9	3 4.5	－ －	6 9.1	9 13.6
	無回答	294 100.0	3 1.0	21 7.1	138 46.9	2 0.7	－ －	53 18.0	6 2.0	－ －	21 7.1	50 17.0
	(SA)											

問１０－３：正規従業員の試用期間はどれくらいですか。

（２）中途採用の正規従業員の場合（ＳＡ）

		合計	1 カ 月 程 度	2 カ 月 程 度	3 カ 月 程 度	4 カ 月 程 度	5 カ 月 程 度	6 カ 月 程 度	7 カ 月 程 度 ～ 1 年 程	1 年 超	中 途 採 用 が な い	無 回 答
	合計	5,183 100.0	292 5.6	391 7.5	3,080 59.4	35 0.7	6 0.1	774 14.9	97 1.9	13 0.3	83 1.6	412 7.9
問1 主 た る 産 業	建設業	375 100.0	15 4.0	17 4.5	233 62.1	4 1.1	1 0.3	73 19.5	3 0.8	－ －	2 0.5	27 7.2
	製造業	1,363 100.0	62 4.5	105 7.7	855 62.7	12 0.9	2 0.1	175 12.8	23 1.7	2 0.1	16 1.2	111 8.1
	情報通信業	172 100.0	8 4.7	5 2.9	99 57.6	－ －	－ －	29 16.9	4 2.3	－ －	8 4.7	19 11.0
	運輸業、郵便業	488 100.0	46 9.4	47 9.6	303 62.1	4 0.8	－ －	38 7.8	13 2.7	3 0.6	5 1.0	29 5.9
	卸売業、小売業	906 100.0	54 6.0	60 6.6	546 60.3	7 0.8	2 0.2	134 14.8	8 0.9	2 0.2	17 1.9	76 8.4
	金融業、保険業	40 100.0	1 2.5	2 5.0	21 52.5	1 2.5	－ －	8 20.0	－ －	1 2.5	1 2.5	5 12.5
	不動産業、物品賃貸業	50 100.0	－ －	6 12.0	28 56.0	1 2.0	1 2.0	9 18.0	－ －	－ －	2 4.0	3 6.0
	サービス業	1,504 100.0	91 6.1	131 8.7	831 55.3	3 0.2	－ －	258 17.2	43 2.9	5 0.3	24 1.6	118 7.8
	その他	116 100.0	6 5.2	6 5.2	59 50.9	2 1.7	－ －	31 26.7	－ －	－ －	5 4.3	7 6.0
	無回答	169 100.0	9 5.3	12 7.1	105 62.1	1 0.6	－ －	19 11.2	3 1.8	－ －	3 1.8	17 10.1
	(SA)											
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	3,289 100.0	208 6.3	250 7.6	2,017 61.3	23 0.7	5 0.2	438 13.3	62 1.9	7 0.2	43 1.3	236 7.2
	100～300人未満	1,310 100.0	62 4.7	91 6.9	758 57.9	7 0.5	1 0.1	219 16.7	31 2.4	5 0.4	24 1.8	112 8.5
	300～1000人未満	324 100.0	11 3.4	26 8.0	170 52.5	3 0.9	－ －	69 21.3	1 0.3	1 0.3	10 3.1	33 10.2
	1000人以上	70 100.0	2 2.9	10 14.3	39 55.7	－ －	－ －	12 17.1	2 2.9	－ －	－ －	5 7.1
	無回答	190 100.0	9 4.7	14 7.4	96 50.5	2 1.1	－ －	36 18.9	1 0.5	－ －	6 3.2	26 13.7
	(NA)											
問6 労 働 組 合	ある	1,174 100.0	39 3.3	106 9.0	577 49.1	11 0.9	3 0.3	253 21.6	36 3.1	4 0.3	29 2.5	116 9.9
	ない	3,876 100.0	248 6.4	275 7.1	2,426 62.6	23 0.6	3 0.1	502 13.0	61 1.6	9 0.2	51 1.3	278 7.2
	無回答	133 100.0	5 3.8	10 7.5	77 57.9	1 0.8	－ －	19 14.3	－ －	－ －	3 2.3	18 13.5
	(SA)											
問7 協 議 機 関	設定されている	2,338 100.0	109 4.7	185 7.9	1,369 58.6	20 0.9	2 0.1	353 15.1	49 2.1	6 0.3	43 1.8	202 8.6
	設定されていない	2,656 100.0	178 6.7	190 7.2	1,605 60.4	14 0.5	4 0.2	391 14.7	47 1.8	7 0.3	33 1.2	187 7.0
	無回答	189 100.0	5 2.6	16 8.5	106 56.1	1 0.5	－ －	30 15.9	1 0.5	－ －	7 3.7	23 12.2
	(SA)											
問17 退 職 勧 奨	ある	892 100.0	53 5.9	51 5.7	559 62.7	9 1.0	－ －	136 15.2	15 1.7	3 0.3	14 1.6	52 5.8
	ない	4,246 100.0	236 5.6	338 8.0	2,492 58.7	25 0.6	6 0.1	632 14.9	82 1.9	10 0.2	68 1.6	357 8.4
	無回答	45 100.0	3 6.7	2 4.4	29 64.4	1 2.2	－ －	6 13.3	－ －	－ －	1 2.2	3 6.7
	(SA)											
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,002 100.0	216 5.4	301 7.5	2,331 58.2	28 0.7	3 0.1	633 15.8	79 2.0	7 0.2	72 1.8	332 8.3
	普通解雇を実施した	868 100.0	53 6.1	65 7.5	553 63.7	6 0.7	2 0.2	102 11.8	14 1.6	5 0.6	3 0.3	65 7.5
	整理解雇を実施した	471 100.0	39 8.3	28 5.9	300 63.7	2 0.4	1 0.2	54 11.5	4 0.8	4 0.8	7 1.5	32 6.8
	無回答	53 100.0	3 5.7	10 18.9	30 56.6	－ －	－ －	4 7.5	1 1.9	－ －	2 3.8	3 5.7
	(MA)											
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,669 100.0	93 5.6	128 7.7	1,029 61.7	13 0.8	2 0.1	238 14.3	25 1.5	1 0.1	20 1.2	120 7.2
	ほぼ同じ程度	971 100.0	63 6.5	67 6.9	542 55.8	5 0.5	1 0.1	159 16.4	22 2.3	7 0.7	18 1.9	87 9.0
	低くなっている	2,183 100.0	124 5.7	172 7.9	1,336 61.2	12 0.5	3 0.1	285 13.1	42 1.9	5 0.2	35 1.6	169 7.7
	わからない	66 100.0	3 4.5	3 4.5	21 31.8	2 3.0	－ －	29 43.9	3 4.5	－ －	3 4.5	2 3.0
	無回答	294 100.0	9 3.1	21 7.1	152 51.7	3 1.0	－ －	63 21.4	5 1.7	－ －	7 2.4	34 11.6
	(SA)											

問１０－４：試用期間を延長することがありますか。（ＳＡ）

		合計	あいり延 るてそ うした こと 年が 例に あ お	延 長 す る こ と 事 例 年 が あ い は る	延 長 は し な い	無 回 答
	合計	5,183 100.0	679 13.1	1,604 30.9	2,847 54.9	53 1.0
問１ 主 た る 産 業	建設業	375 100.0	26 6.9	82 21.9	264 70.4	3 0.8
	製造業	1,363 100.0	158 11.6	434 31.8	756 55.5	15 1.1
	情報通信業	172 100.0	24 14.0	67 39.0	78 45.3	3 1.7
	運輸業、郵便業	488 100.0	103 21.1	154 31.6	225 46.1	6 1.2
	卸売業、小売業	906 100.0	110 12.1	306 33.8	483 53.3	7 0.8
	金融業、保険業	40 100.0	3 7.5	14 35.0	23 57.5	- -
	不動産業、物品賃貸業	50 100.0	6 12.0	18 36.0	26 52.0	- -
	サービス業	1,504 100.0	211 14.0	450 29.9	826 54.9	17 1.1
	その他	116 100.0	7 6.0	27 23.3	82 70.7	- -
	無回答	169 100.0	31 18.3	52 30.8	84 49.7	2 1.2
(SA)						
問２ (b) 正 規 従 業 員	１００人未満	3,289 100.0	391 11.9	988 30.0	1,872 56.9	38 1.2
	１００～３００人未満	1,310 100.0	195 14.9	416 31.8	691 52.7	8 0.6
	３００～１０００人未満	324 100.0	63 19.4	108 33.3	150 46.3	3 0.9
	１０００人以上	70 100.0	16 22.9	27 38.6	27 38.6	- -
	無回答	190 100.0	14 7.4	65 34.2	107 56.3	4 2.1
(NA)						
問６ 労 働 組 合	ある	1,174 100.0	189 16.1	394 33.6	582 49.6	9 0.8
	ない	3,876 100.0	476 12.3	1,172 30.2	2,186 56.4	42 1.1
	無回答	133 100.0	14 10.5	38 28.6	79 59.4	2 1.5
(SA)						
問７ 協 議 機 関	設定されている	2,338 100.0	332 14.2	722 30.9	1,265 54.1	19 0.8
	設定されていない	2,656 100.0	327 12.3	825 31.1	1,474 55.5	30 1.1
	無回答	189 100.0	20 10.6	57 30.2	108 57.1	4 2.1
(SA)						
問１７ 退 職 勧 奨	ある	892 100.0	146 16.4	275 30.8	466 52.2	5 0.6
	ない	4,246 100.0	527 12.4	1,317 31.0	2,358 55.5	44 1.0
	無回答	45 100.0	6 13.3	12 26.7	23 51.1	4 8.9
(SA)						
問１９ 解 雇	解雇は実施していない	4,002 100.0	468 11.7	1,255 31.4	2,234 55.8	45 1.1
	普通解雇を実施した	868 100.0	171 19.7	259 29.8	434 50.0	4 0.5
	整理解雇を実施した	471 100.0	68 14.4	145 30.8	255 54.1	3 0.6
	無回答	53 100.0	7 13.2	12 22.6	32 60.4	2 3.8
(MA)						
問５ (a) 売 上 高	高まっている	1,669 100.0	257 15.4	531 31.8	865 51.8	16 1.0
	ほぼ同じ程度	971 100.0	108 11.1	298 30.7	558 57.5	7 0.7
	低くなっている	2,183 100.0	273 12.5	661 30.3	1,228 56.3	21 1.0
	わからない	66 100.0	8 12.1	23 34.8	34 51.5	1 1.5
	無回答	294 100.0	33 11.2	91 31.0	162 55.1	8 2.7
(SA)						

問１０－５：本採用せず雇用を打ち切る基準を設けていますか。（ＳＡ）

	合計	設 け て い る	設 け て い ない と 判 断 す る	無 回 答
	5,183 100.0	2,037 39.3	2,897 55.9	249 4.8
	375 100.0	138 36.8	219 58.4	18 4.8
	1,363 100.0	535 39.3	772 56.6	56 4.1
	172 100.0	81 47.1	84 48.8	7 4.1
	488 100.0	191 39.1	278 57.0	19 3.9
	906 100.0	349 38.5	510 56.3	47 5.2
	40 100.0	14 35.0	25 62.5	1 2.5
	50 100.0	20 40.0	26 52.0	4 8.0
	1,504 100.0	595 39.6	832 55.3	77 5.1
	116 100.0	48 41.4	60 51.7	8 6.9
	169 100.0	66 39.1	91 53.8	12 7.1
	3,289 100.0	1,212 36.9	1,902 57.8	175 5.3
	1,310 100.0	566 43.2	691 52.7	53 4.0
	324 100.0	163 50.3	155 47.8	6 1.9
	70 100.0	35 50.0	34 48.6	1 1.4
	190 100.0	61 32.1	115 60.5	14 7.4
	1,174 100.0	512 43.6	622 53.0	40 3.4
	3,876 100.0	1,487 38.4	2,191 56.5	198 5.1
	133 100.0	38 28.6	84 63.2	11 8.3
	2,338 100.0	1,029 44.0	1,204 51.5	105 4.5
	2,656 100.0	946 35.6	1,583 59.6	127 4.8
	189 100.0	62 32.8	110 58.2	17 9.0
	892 100.0	355 39.8	505 56.6	32 3.6
	4,246 100.0	1,668 39.3	2,369 55.8	209 4.9
	45 100.0	14 31.1	23 51.1	8 17.8
	4,002 100.0	1,581 39.5	2,231 55.7	190 4.7
	868 100.0	335 38.6	489 56.3	44 5.1
	471 100.0	183 38.9	265 56.3	23 4.9
	53 100.0	13 24.5	34 64.2	6 11.3
	1,669 100.0	650 38.9	942 56.4	77 4.6
	971 100.0	390 40.2	543 55.9	38 3.9
	2,183 100.0	864 39.6	1,215 55.7	104 4.8
	66 100.0	25 37.9	40 60.6	1 1.5
	294 100.0	108 36.7	157 53.4	29 9.9

問１０－５－付問：その基準は、どこで決まっていますか。（MA）

		合計	就業規則	労働協約	労使協定	その他の社内規程	書慣の行規程はあり、特に文	無回答
	合計	2,037 100.0	1,796 88.2	170 8.3	40 2.0	200 9.8	68 3.3	43 2.1
問１ 主たる産業	建設業	138 100.0	124 89.9	8 5.8	3 2.2	5 3.6	4 2.9	4 2.9
	製造業	535 100.0	483 90.3	44 8.2	12 2.2	44 8.2	19 3.6	10 1.9
	情報通信業	81 100.0	72 88.9	6 7.4	2 2.5	6 7.4	2 2.5	2 2.5
	運輸業、郵便業	191 100.0	164 85.9	28 14.7	10 5.2	35 18.3	2 1.0	5 2.6
	卸売業、小売業	349 100.0	312 89.4	35 10.0	4 1.1	33 9.5	13 3.7	4 1.1
	金融業、保険業	14 100.0	12 85.7	1 7.1	－ －	2 14.3	－ －	－ －
	不動産業、物品賃貸業	20 100.0	18 90.0	1 5.0	－ －	2 10.0	2 10.0	－ －
	サービス業	595 100.0	519 87.2	38 6.4	9 1.5	66 11.1	17 2.9	13 2.2
	その他	48 100.0	39 81.3	5 10.4	－ －	－ －	4 8.3	2 4.2
	無回答	66 100.0	53 80.3	4 6.1	－ －	7 10.6	5 7.6	3 4.5
	(SA)							
問２ (b) 正規従業員	１００人未満	1,212 100.0	1,060 87.5	85 7.0	22 1.8	122 10.1	46 3.8	25 2.1
	１００～３００人未満	566 100.0	503 88.9	55 9.7	16 2.8	51 9.0	15 2.7	13 2.3
	３００～１０００人未満	163 100.0	145 89.0	22 13.5	2 1.2	18 11.0	6 3.7	3 1.8
	１０００人以上	35 100.0	33 94.3	4 11.4	－ －	1 2.9	－ －	2 5.7
	無回答	61 100.0	55 90.2	4 6.6	－ －	8 13.1	1 1.6	－ －
	(NA)							
問６ 労働組合	ある	512 100.0	460 89.8	78 15.2	15 2.9	42 8.2	18 3.5	12 2.3
	ない	1,487 100.0	1,303 87.6	88 5.9	25 1.7	154 10.4	49 3.3	29 2.0
	無回答	38 100.0	33 86.8	4 10.5	－ －	4 10.5	1 2.6	2 5.3
	(SA)							
問７ 協議機関	設定されている	1,029 100.0	915 88.9	110 10.7	23 2.2	115 11.2	27 2.6	20 1.9
	設定されていない	946 100.0	825 87.2	56 5.9	17 1.8	78 8.2	40 4.2	22 2.3
	無回答	62 100.0	56 90.3	4 6.5	－ －	7 11.3	1 1.6	1 1.6
	(SA)							
問１７ 退職勧奨	ある	355 100.0	310 87.3	27 7.6	9 2.5	35 9.9	13 3.7	9 2.5
	ない	1,668 100.0	1,473 88.3	143 8.6	31 1.9	163 9.8	54 3.2	34 2.0
	無回答	14 100.0	13 92.9	－ －	－ －	2 14.3	1 7.1	－ －
	(SA)							
問１９ 解雇	解雇は実施していない	1,581 100.0	1,404 88.8	132 8.3	33 2.1	143 9.0	52 3.3	31 2.0
	普通解雇を実施した	335 100.0	283 84.5	30 9.0	3 0.9	46 13.7	10 3.0	10 3.0
	整理解雇を実施した	183 100.0	156 85.2	16 8.7	4 2.2	24 13.1	10 5.5	4 2.2
	無回答	13 100.0	12 92.3	1 7.7	－ －	1 7.7	1 7.7	－ －
	(MA)							
問５ (a) 売上高	高まっている	650 100.0	565 86.9	57 8.8	18 2.8	68 10.5	20 3.1	16 2.5
	ほぼ同じ程度	390 100.0	359 92.1	33 8.5	6 1.5	25 6.4	8 2.1	7 1.8
	低くなっている	864 100.0	758 87.7	69 8.0	15 1.7	98 11.3	35 4.1	15 1.7
	わからない	25 100.0	20 80.0	1 4.0	1 4.0	2 8.0	1 4.0	1 4.0
	無回答	108 100.0	94 87.0	10 9.3	－ －	7 6.5	4 3.7	4 3.7
	(SA)							

問10-6-付問：ここ5年間で、本採用を取り消したことで、本人とトラブルになったことがありましたか。（SA）

合計	あった	なかった	無回答
633 100.0	40 6.3	571 90.2	22 3.5
34 100.0	1 2.9	32 94.1	1 2.9
177 100.0	16 9.0	155 87.6	6 3.4
14 100.0	1 7.1	13 92.9	-
56 100.0	5 8.9	49 87.5	2 3.6
110 100.0	4 3.6	101 91.8	5 4.5
3 100.0	- -	2 66.7	1 33.3
11 100.0	- -	11 100.0	-
190 100.0	11 5.8	173 91.1	6 3.2
14 100.0	1 7.1	13 92.9	-
24 100.0	1 4.2	22 91.7	1 4.2
400 100.0	21 5.3	365 91.3	14 3.5
165 100.0	12 7.3	148 89.7	5 3.0
38 100.0	6 15.8	29 76.3	3 7.9
15 100.0	- -	15 100.0	-
15 100.0	1 6.7	14 93.3	-
112 100.0	8 7.1	102 91.1	2 1.8
513 100.0	32 6.2	461 89.9	20 3.9
8 100.0	- -	8 100.0	-
272 100.0	22 8.1	240 88.2	10 3.7
346 100.0	18 5.2	317 91.6	11 3.2
15 100.0	- -	14 93.3	1 6.7
165 100.0	12 7.3	150 90.9	3 1.8
462 100.0	28 6.1	415 89.8	19 4.1
6 100.0	- -	6 100.0	-
394 100.0	22 5.6	355 90.1	17 4.3
198 100.0	16 8.1	177 89.4	5 2.5
88 100.0	9 10.2	79 89.8	-
4 100.0	- -	4 100.0	-
247 100.0	15 6.1	224 90.7	8 3.2
101 100.0	7 6.9	91 90.1	3 3.0
251 100.0	17 6.8	225 89.6	9 3.6
7 100.0	- -	7 100.0	-
27 100.0	1 3.7	24 88.9	2 7.3

問１０－７：雇用を打ち切る場合には、いつ本人に通知しますか。（ＳＡ）

		合計	るにそ 余の 裕間 もつ 終わ る前	にそ の 期 間 が 終 る 際	スケ ー ス ・ バ イ ・ ケ ー	無 回 答
	合計	3,273 100.0	1,939 59.2	111 3.4	1,128 34.5	95 2.9
問１ 主 た る 産 業	建設業	215 100.0	115 53.5	11 5.1	86 40.0	3 1.4
	製造業	869 100.0	499 57.4	40 4.6	301 34.6	29 3.3
	情報通信業	110 100.0	66 60.0	4 3.6	38 34.5	2 1.8
	運輸業、郵便業	322 100.0	179 55.6	11 3.4	123 38.2	9 2.8
	卸売業、小売業	553 100.0	343 62.0	16 2.9	177 32.0	17 3.1
	金融業、保険業	23 100.0	13 56.5	1 4.3	7 30.4	2 8.7
	不動産業、物品賃貸業	35 100.0	21 60.0	- -	14 40.0	- -
	サービス業	981 100.0	601 61.3	22 2.2	329 33.5	29 3.0
	その他	60 100.0	34 56.7	2 3.3	23 38.3	1 1.7
	無回答	105 100.0	68 64.8	4 3.8	30 28.6	3 2.9
問２ (b) 正 規 従 業 員	１００人未満	2,057 100.0	1,185 57.6	76 3.7	742 36.1	54 2.6
	１００～３００人未満	839 100.0	515 61.4	25 3.0	269 32.1	30 3.6
	３００～１０００人未満	215 100.0	143 66.5	5 2.3	64 29.8	3 1.4
	１０００人以上	56 100.0	40 71.4	1 1.8	15 26.8	- -
	無回答	106 100.0	56 52.8	4 3.8	38 35.8	8 7.5
問６ 労 働 組 合	ある	774 100.0	458 59.2	24 3.1	267 34.5	25 3.2
	ない	2,430 100.0	1,443 59.4	84 3.5	836 34.4	67 2.8
	無回答	69 100.0	38 55.1	3 4.3	25 36.2	3 4.3
問７ 協 議 機 関	設定されている	1,477 100.0	934 63.2	44 3.0	458 31.0	41 2.8
	設定されていない	1,696 100.0	947 55.8	62 3.7	637 37.6	50 2.9
	無回答	100 100.0	58 58.0	5 5.0	33 33.0	4 4.0
問１７ 退 職 勧 奨	ある	639 100.0	379 59.3	26 4.1	223 34.9	11 1.7
	ない	2,611 100.0	1,541 59.0	85 3.3	901 34.5	84 3.2
	無回答	23 100.0	19 82.6	- -	4 17.4	- -
問１９ 解 雇	解雇は実施していない	2,457 100.0	1,475 60.0	74 3.0	826 33.6	82 3.3
	普通解雇を実施した	623 100.0	360 57.8	26 4.2	227 36.4	10 1.6
	整理解雇を実施した	319 100.0	183 57.4	16 5.0	116 36.4	4 1.3
	無回答	25 100.0	16 64.0	2 8.0	6 24.0	1 4.0
	(MA)					
問５ (a) 売 上 高	高まっている	1,073 100.0	662 61.7	28 2.6	357 33.3	26 2.4
	ほぼ同じ程度	604 100.0	363 60.1	23 3.8	209 34.6	9 1.5
	低くなっている	1,383 100.0	789 57.0	53 3.8	492 35.6	49 3.5
	わからない	45 100.0	29 64.4	1 2.2	13 28.9	2 4.4
	無回答	168 100.0	96 57.1	6 3.6	57 33.9	9 5.4

問１０－８：雇用の打ち切りを本人に通知する場合、どのようにしますか。（ＳＡ）

	合計	文 書 で 通 知 す る	口 頭 で 通 知 す る	無 回 答
	3,273 100.0	1,414 43.2	1,674 51.1	185 5.7
	215 100.0	90 41.9	119 55.3	6 2.8
	869 100.0	361 41.5	457 52.6	51 5.9
	110 100.0	58 52.7	46 41.8	6 5.5
	322 100.0	122 37.9	183 56.8	17 5.3
	553 100.0	245 44.3	274 49.5	34 6.1
	23 100.0	12 52.2	9 39.1	2 8.7
	35 100.0	18 51.4	17 48.6	- -
	981 100.0	440 44.9	483 49.2	58 5.9
	60 100.0	27 45.0	29 48.3	4 6.7
	105 100.0	41 39.0	57 54.3	7 6.7
	2,057 100.0	799 38.8	1,152 56.0	106 5.2
	839 100.0	397 47.3	380 45.3	62 7.4
	215 100.0	148 68.8	63 29.3	4 1.9
	56 100.0	31 55.4	25 44.6	- -
	106 100.0	39 36.8	54 50.9	13 12.3
	774 100.0	405 52.3	332 42.9	37 4.8
	2,430 100.0	986 40.6	1,301 53.5	143 5.9
	69 100.0	23 33.3	41 59.4	5 7.2
	1,477 100.0	692 46.9	709 48.0	76 5.1
	1,696 100.0	685 40.4	911 53.7	100 5.9
	100 100.0	37 37.0	54 54.0	9 9.0
	639 100.0	284 44.4	330 51.6	25 3.9
	2,611 100.0	1,116 42.7	1,336 51.2	159 6.1
	23 100.0	14 60.9	8 34.8	1 4.3
	2,457 100.0	1,065 43.3	1,238 50.4	154 6.3
	623 100.0	260 41.7	336 53.9	27 4.3
	319 100.0	127 39.8	184 57.7	8 2.5
	25 100.0	15 60.0	9 36.0	1 4.0
	1,073 100.0	444 41.4	571 53.2	58 5.4
	604 100.0	271 44.9	302 50.0	31 5.1
	1,383 100.0	603 43.6	702 50.8	78 5.6
	45 100.0	29 64.4	14 31.1	2 4.4
	168 100.0	67 39.9	85 50.6	16 9.5

問１０－８－付問：その際、打ち切ることとした理由を伝えませんか。（ＳＡ）

	合計	伝 え る	特 に 伝 え な い	無 回 答
	3,088 100.0	2,824 91.5	82 2.7	182 5.9
	209 100.0	190 90.9	3 1.4	16 7.7
	818 100.0	747 91.3	25 3.1	46 5.6
	104 100.0	97 93.3	2 1.9	5 4.8
	305 100.0	277 90.8	9 3.0	19 6.2
	519 100.0	476 91.7	15 2.9	28 5.4
	21 100.0	16 76.2	1 4.8	4 19.0
	35 100.0	31 88.6	2 5.7	2 5.7
	923 100.0	849 92.0	22 2.4	52 5.6
	56 100.0	53 94.6	1 1.8	2 3.6
	98 100.0	88 89.8	2 2.0	8 8.2
	1,951 100.0	1,784 91.4	49 2.5	118 6.0
	777 100.0	713 91.8	23 3.0	41 5.3
	211 100.0	188 89.1	7 3.3	16 7.6
	56 100.0	53 94.6	- -	3 5.4
	93 100.0	86 92.5	3 3.2	4 4.3
	737 100.0	671 91.0	25 3.4	41 5.6
	2,287 100.0	2,097 91.7	53 2.3	137 6.0
	64 100.0	56 87.5	4 6.3	4 6.3
	1,401 100.0	1,294 92.4	39 2.8	68 4.9
	1,596 100.0	1,448 90.7	40 2.5	108 6.8
	91 100.0	82 90.1	3 3.3	6 6.6
	614 100.0	577 94.0	9 1.5	28 4.6
	2,452 100.0	2,226 90.8	72 2.9	154 6.3
	22 100.0	21 95.5	1 4.5	- -
	2,303 100.0	2,099 91.1	68 3.0	136 5.9
	596 100.0	549 92.1	9 1.5	38 6.4
	311 100.0	290 93.2	6 1.9	15 4.8
	24 100.0	20 83.3	1 4.2	3 12.5
	1,015 100.0	927 91.3	26 2.6	62 6.1
	573 100.0	525 91.6	15 2.6	33 5.8
	1,305 100.0	1,198 91.8	31 2.4	76 5.8
	43 100.0	38 88.4	1 2.3	4 9.3
	152 100.0	136 89.5	9 5.9	7 4.6

問１０－９：本採用しないこととするときに、どのようなことが判断理由になりますか。（MA）

		合計	仕事上の知識、能力	欠勤などの勤務状況	健康状態	素行	その他	無回答
	合計	3,273 100.0	2,384 72.8	2,828 86.4	2,237 68.3	2,412 73.7	150 4.6	60 1.8
問１ 主たる産業	建設業	215 100.0	148 68.8	182 84.7	154 71.6	166 77.2	8 3.7	2 0.9
	製造業	869 100.0	623 71.7	785 90.3	595 68.5	636 73.2	30 3.5	15 1.7
	情報通信業	110 100.0	73 66.4	94 85.5	73 66.4	74 67.3	7 6.4	3 2.7
	運輸業、郵便業	322 100.0	246 76.4	276 85.7	229 71.1	239 74.2	17 5.3	5 1.6
	卸売業、小売業	553 100.0	386 69.8	478 86.4	384 69.4	416 75.2	25 4.5	11 2.0
	金融業、保険業	23 100.0	14 60.9	19 82.6	15 65.2	19 82.6	－ －	2 8.7
	不動産業、物品賃貸業	35 100.0	28 80.0	28 80.0	22 62.9	28 80.0	2 5.7	－ －
	サービス業	981 100.0	746 76.0	826 84.2	657 67.0	715 72.9	51 5.2	18 1.8
	その他	60 100.0	46 76.7	49 81.7	40 66.7	44 73.3	8 13.3	1 1.7
	無回答	105 100.0	74 70.5	91 86.7	68 64.8	75 71.4	2 1.9	3 2.9
	(SA)							
問２ (b) 正規従業員	１００人未満	2,057 100.0	1,550 75.4	1,741 84.6	1,388 67.5	1,504 73.1	103 5.0	29 1.4
	１００～３００人未満	839 100.0	574 68.4	740 88.2	583 69.5	630 75.1	38 4.5	23 2.7
	３００～１０００人未満	215 100.0	153 71.2	202 94.0	149 69.3	168 78.1	6 2.8	2 0.9
	１０００人以上	56 100.0	39 69.6	53 94.6	47 83.9	39 69.6	2 3.6	1 1.8
	無回答	106 100.0	68 64.2	92 86.8	70 66.0	71 67.0	1 0.9	5 4.7
	(NA)							
問６ 労働組合	ある	774 100.0	526 68.0	696 89.9	552 71.3	559 72.2	42 5.4	15 1.9
	ない	2,430 100.0	1,812 74.6	2,069 85.1	1,634 67.2	1,801 74.1	107 4.4	44 1.8
	無回答	69 100.0	46 66.7	63 91.3	51 73.9	52 75.4	1 1.4	1 1.4
	(SA)							
問７ 協議機関	設定されている	1,477 100.0	1,045 70.8	1,302 88.2	1,033 69.9	1,079 73.1	75 5.1	24 1.6
	設定されていない	1,696 100.0	1,268 74.8	1,438 84.8	1,134 66.9	1,261 74.4	74 4.4	34 2.0
	無回答	100 100.0	71 71.0	88 88.0	70 70.0	72 72.0	1 1.0	2 2.0
	(SA)							
問１７ 退職勧奨	ある	639 100.0	499 78.1	551 86.2	439 68.7	478 74.8	31 4.9	7 1.1
	ない	2,611 100.0	1,868 71.5	2,261 86.6	1,787 68.4	1,918 73.5	117 4.5	53 2.0
	無回答	23 100.0	17 73.9	16 69.6	11 47.8	16 69.6	2 8.7	－ －
	(SA)							
問１９ 解雇	解雇は実施していない	2,457 100.0	1,752 71.3	2,141 87.1	1,710 69.6	1,809 73.6	120 4.9	51 2.1
	普通解雇を実施した	623 100.0	486 78.0	520 83.5	407 65.3	470 75.4	28 4.5	7 1.1
	整理解雇を実施した	319 100.0	247 77.4	267 83.7	189 59.2	231 72.4	9 2.8	3 0.9
	無回答	25 100.0	19 76.0	21 84.0	18 72.0	14 56.0	－ －	－ －
	(MA)							
問５ (a) 売上高	高まっている	1,073 100.0	781 72.8	932 86.9	704 65.6	795 74.1	45 4.2	16 1.5
	ほぼ同じ程度	604 100.0	440 72.8	520 86.1	421 69.7	444 73.5	28 4.6	8 1.3
	低くなっている	1,383 100.0	1,013 73.2	1,193 86.3	957 69.2	1,022 73.9	68 4.9	30 2.2
	わからない	45 100.0	33 73.3	38 84.4	30 66.7	34 75.6	1 2.2	2 4.4
	無回答	168 100.0	117 69.6	145 86.3	125 74.4	117 69.6	8 4.8	4 2.4
	(SA)							

問 1 1：正規従業員を採用する際に、本採用する前にその能力等を判断することを目的として、次のような方法をとることがありますか。

(1) 紹介予定派遣を活用する。(SA)

		合計	行 つ て い る	今 後 在 行 つ て い ない が	行 わ ない	無 回 答
	合計	5,964 100.0	555 9.3	760 12.7	4,197 70.4	452 7.6
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	32 7.6	44 10.4	323 76.5	23 5.5
	製造業	1,516 100.0	197 13.0	219 14.4	995 65.6	105 6.9
	情報通信業	194 100.0	31 16.0	21 10.8	126 64.9	16 8.2
	運輸業、郵便業	556 100.0	28 5.0	53 9.5	433 77.9	42 7.6
	卸売業、小売業	1,033 100.0	91 8.8	148 14.3	709 68.6	85 8.2
	金融業、保険業	50 100.0	4 8.0	6 12.0	37 74.0	3 6.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	7 11.9	7 11.9	41 69.5	4 6.8
	サービス業	1,786 100.0	143 8.0	219 12.3	1,299 72.7	125 7.0
	その他	149 100.0	5 3.4	14 9.4	109 73.2	21 14.1
	無回答	199 100.0	17 8.5	29 14.6	125 62.8	28 14.1
	(SA)					
	問 2 (b)					
	1 0 0 人未満	3,828 100.0	303 7.9	465 12.1	2,764 72.2	296 7.7
正 規 従 業 員	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	164 11.2	215 14.7	995 67.9	92 6.3
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	52 14.4	48 13.3	241 66.9	19 5.3
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	21 27.6	9 11.8	43 56.6	3 3.9
	無回答	234 100.0	15 6.4	23 9.8	154 65.8	42 17.9
	(NA)					
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	134 10.3	177 13.5	917 70.2	79 6.0
	ない	4,495 100.0	414 9.2	567 12.6	3,179 70.7	335 7.5
	無回答	162 100.0	7 4.3	16 9.9	101 62.3	38 23.5
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	265 9.9	338 12.6	1,897 70.5	190 7.1
	設定されていない	3,041 100.0	276 9.1	399 13.1	2,149 70.7	217 7.1
	無回答	233 100.0	14 6.0	23 9.9	151 64.8	45 19.3
問 17 退 職 勧 奨	ある	976 100.0	127 13.0	145 14.9	648 66.4	56 5.7
	ない	4,916 100.0	425 8.6	610 12.4	3,517 71.5	364 7.4
	無回答	72 100.0	3 4.2	5 6.9	32 44.4	32 44.4
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	423 9.1	582 12.5	3,315 71.4	326 7.0
	普通解雇を実施した	953 100.0	100 10.5	137 14.4	642 67.4	74 7.8
	整理解雇を実施した	510 100.0	48 9.4	74 14.5	343 67.3	45 8.8
	無回答	85 100.0	6 7.1	3 3.5	45 52.9	31 36.5
	(MA)					
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	207 11.0	270 14.3	1,266 67.1	144 7.6
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	101 8.9	148 13.1	809 71.3	76 6.7
	低くなっている	2,506 100.0	221 8.8	298 11.9	1,820 72.6	167 6.7
	わからない	79 100.0	2 2.5	9 11.4	64 81.0	4 5.1
	無回答	358 100.0	24 6.7	35 9.8	238 66.5	61 17.0
	(SA)					

問 1 1：正規従業員を採用する際に、本採用する前にその能力等を判断することを目的として、次のような方法をとることがありますか。

(2) まず有期契約で雇い入れる。(SA)

		合計	行 つ て い る	今 後 在 行 つ て い ない が	行 わ ない	無 回 答
	合計	5,964 100.0	1,498 25.1	876 14.7	3,234 54.2	356 6.0
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	88 20.9	60 14.2	249 59.0	25 5.9
	製造業	1,516 100.0	402 26.5	234 15.4	806 53.2	74 4.9
	情報通信業	194 100.0	60 30.9	30 15.5	95 49.0	9 4.6
	運輸業、郵便業	556 100.0	136 24.5	75 13.5	302 54.3	43 7.7
	卸売業、小売業	1,033 100.0	233 22.6	165 16.0	570 55.2	65 6.3
	金融業、保険業	50 100.0	8 16.0	7 14.0	35 70.0	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	15 25.4	14 23.7	29 49.2	1 1.7
	サービス業	1,786 100.0	471 26.4	246 13.8	967 54.1	102 5.7
	その他	149 100.0	27 18.1	16 10.7	91 61.1	15 10.1
	無回答	199 100.0	58 29.1	29 14.6	90 45.2	22 11.1
	(SA)					
	問 2 (b)					
	1 0 0 人未満	3,828 100.0	883 23.1	561 14.7	2,147 56.1	237 6.2
正 規 従 業 員	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	429 29.3	234 16.0	733 50.0	70 4.8
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	105 29.2	50 13.9	191 53.1	14 3.9
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	27 35.5	8 10.5	39 51.3	2 2.6
	無回答	234 100.0	54 23.1	23 9.8	124 53.0	33 14.1
	(NA)					
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	349 26.7	186 14.2	708 54.2	64 4.9
	ない	4,495 100.0	1,108 24.6	673 15.0	2,446 54.4	268 6.0
	無回答	162 100.0	41 25.3	17 10.5	80 49.4	24 14.8
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	700 26.0	380 14.1	1,469 54.6	141 5.2
	設定されていない	3,041 100.0	741 24.4	474 15.6	1,644 54.1	182 6.0
	無回答	233 100.0	57 24.5	22 9.4	121 51.9	33 14.2
問 17 退 職 勧 奨	ある	976 100.0	270 27.7	173 17.7	484 49.6	49 5.0
	ない	4,916 100.0	1,214 24.7	697 14.2	2,727 55.5	278 5.7
	無回答	72 100.0	14 19.4	6 8.3	23 31.9	29 40.3
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	1,158 24.9	662 14.2	2,579 55.5	247 5.3
	普通解雇を実施した	953 100.0	247 25.9	166 17.4	487 51.1	53 5.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	140 27.5	86 16.9	250 49.0	34 6.7
	無回答	85 100.0	14 16.5	7 8.2	27 31.8	37 43.5
	(MA)					
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	512 27.1	312 16.5	956 50.7	107 5.7
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	275 24.3	161 14.2	643 56.7	55 4.9
	低くなっている	2,506 100.0	622 24.8	357 14.2	1,388 55.4	139 5.5
	わからない	79 100.0	9 11.4	7 8.9	58 73.4	5 6.3
	無回答	358 100.0	80 22.3	39 10.9	189 52.8	50 14.0
	(SA)					

問 1 1 - 1 : 試用目的で雇い入れた有期労働者の契約期間はどのくらいですか。(SA)

		合 計	1 カ 月	1 カ 月 超 3 カ 月 未 満	3 カ 月 以 上 6 月 未 満	6 カ 月 以 上 1 年 未 満	1 年	1 年 超	無 回 答
	合計	1,498 100.0	28 1.9	271 18.1	462 30.8	199 13.3	304 20.3	31 2.1	203 13.6
問 1 主 た る 産 業	建設業	88 100.0	2 2.3	7 8.0	30 34.1	18 20.5	18 20.5	- -	13 14.8
	製造業	402 100.0	7 1.7	82 20.4	148 36.8	56 13.9	51 12.7	7 1.7	51 12.7
	情報通信業	60 100.0	1 1.7	7 11.7	22 36.7	11 18.3	7 11.7	1 1.7	11 18.3
	運輸業、郵便業	136 100.0	2 1.5	24 17.6	43 31.6	10 7.4	38 27.9	3 2.2	16 11.8
	卸売業、小売業	233 100.0	3 1.3	48 20.6	68 29.2	24 10.3	46 19.7	4 1.7	40 17.2
	金融業、保険業	8 100.0	- -	- -	3 37.5	1 12.5	1 12.5	- -	3 37.5
	不動産業、物品賃貸業	15 100.0	1 6.7	4 26.7	4 26.7	5 33.3	1 6.7	- -	- -
	サービス業	471 100.0	11 2.3	84 17.8	122 25.9	62 13.2	126 26.8	12 2.5	54 11.5
	その他	27 100.0	- -	4 14.8	2 7.4	5 18.5	8 29.6	1 3.7	7 25.9
	無回答	58 100.0	1 1.7	11 19.0	20 34.5	7 12.1	8 13.8	3 5.2	8 13.8
	(SA)								
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	883 100.0	19 2.2	164 18.6	265 30.0	103 11.7	181 20.5	20 2.3	131 14.8
	1 0 0 ~ 3 0 0 人未満	429 100.0	8 1.9	79 18.4	142 33.1	66 15.4	85 19.8	4 0.9	45 10.5
	3 0 0 ~ 1 0 0 0 人未満	105 100.0	1 1.0	16 15.2	28 26.7	19 18.1	23 21.9	5 4.8	13 12.4
	1 0 0 0 人以上	27 100.0	- -	1 3.7	16 59.3	1 3.7	6 22.2	1 3.7	2 7.4
	無回答	54 100.0	- -	11 20.4	11 20.4	10 18.5	9 16.7	1 1.9	12 22.2
	(NA)								
問 6 労 働 組 合	ある	349 100.0	5 1.4	48 13.8	102 29.2	48 13.8	90 25.8	12 3.4	44 12.6
	ない	1,108 100.0	23 2.1	214 19.3	352 31.8	146 13.2	209 18.9	18 1.6	146 13.2
	無回答	41 100.0	- -	9 22.0	8 19.5	5 12.2	5 12.2	1 2.4	13 31.7
	(SA)								
問 7 協 議 機 関	設定されている	700 100.0	10 1.4	120 17.1	217 31.0	97 13.9	149 21.3	15 2.1	92 13.1
	設定されていない	741 100.0	17 2.3	138 18.6	232 31.3	94 12.7	146 19.7	15 2.0	99 13.4
	無回答	57 100.0	1 1.8	13 22.8	13 22.8	8 14.0	9 15.8	1 1.8	12 21.1
	(SA)								
問 17 退 職 勧 奨	ある	270 100.0	4 1.5	61 22.6	90 33.3	30 11.1	56 20.7	6 2.2	23 8.5
	ない	1,214 100.0	24 2.0	207 17.1	368 30.3	168 13.8	244 20.1	24 2.0	179 14.7
	無回答	14 100.0	- -	3 21.4	4 28.6	1 7.1	4 28.6	1 7.1	1 7.1
	(SA)								
問 19 解 雇	解雇は実施していない	1,158 100.0	23 2.0	195 16.8	357 30.8	154 13.3	243 21.0	25 2.2	161 13.9
	普通解雇を実施した	247 100.0	4 1.6	56 22.7	73 29.6	31 12.6	47 19.0	4 1.6	32 13.0
	整理解雇を実施した	140 100.0	3 2.1	33 23.6	47 33.6	18 12.9	22 15.7	1 0.7	16 11.4
	無回答	14 100.0	- -	3 21.4	3 21.4	3 21.4	3 21.4	1 7.1	1 7.1
	(MA)								
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	512 100.0	16 3.1	87 17.0	185 36.1	63 12.3	96 18.8	9 1.8	56 10.9
	ほぼ同じ程度	275 100.0	4 1.5	44 16.0	72 26.2	38 13.8	62 22.5	8 2.9	47 17.1
	低くなっている	622 100.0	6 1.0	125 20.1	181 29.1	83 13.3	133 21.4	11 1.8	83 13.3
	わからない	9 100.0	1 11.1	1 11.1	3 33.3	2 22.2	- -	2 22.2	- -
	無回答	80 100.0	1 1.3	14 17.5	21 26.3	13 16.3	13 16.3	1 1.3	17 21.3
	(SA)								

問 1 1－2：試用目的で雇い入れた有期契約者について、正規従業員に本採用するまでの期間はどのくらいですか。（SA）

		合 計	1 カ 月 程 度	2 カ 月 程 度	3 カ 月 程 度	4 カ 月 程 度	5 カ 月 程 度	6 カ 月 程 度	満 7 カ 月 程 度 ～ 1 年 未 満	1 年	1 年 超 ～ 2 年 未 満	2 年 ～ 3 年 未 満	3 年	3 年 超	無 回 答
	合計	1,498 100.0	37 2.5	70 4.7	386 25.8	9 0.6	6 0.4	230 15.4	57 3.8	174 11.6	135 9.0	88 5.9	58 3.9	35 2.3	213 14.2
(SA)	主たる産業														
	建設業	88 100.0	1 1.1	3 3.4	23 26.1	－ －	1 1.1	24 27.3	4 4.5	8 9.1	8 9.1	2 2.3	2 2.3	－ －	12 13.6
	製造業	402 100.0	8 2.0	22 5.5	108 26.9	3 0.7	4 1.0	75 18.7	15 3.7	39 9.7	32 8.0	22 5.5	8 2.0	12 3.0	54 13.4
	情報通信業	60 100.0	2 3.3	－ －	16 26.7	1 1.7	－ －	11 18.3	3 5.0	6 10.0	4 6.7	4 6.7	1 1.7	1 1.7	11 18.3
	運輸業、郵便業	136 100.0	1 0.7	7 5.1	37 27.2	2 1.5	1 0.7	11 8.1	6 4.4	14 10.3	20 14.7	9 6.6	8 5.9	4 2.9	16 11.8
	卸売業、小売業	233 100.0	7 3.0	11 4.7	57 24.5	－ －	－ －	31 13.3	8 3.4	29 12.4	19 8.2	12 5.2	9 3.9	8 3.4	42 18.0
	金融業、保険業	8 100.0	－ －	－ －	2 25.0	－ －	－ －	2 25.0	－ －	1 12.5	－ －	－ －	－ －	－ －	3 37.5
	不動産業、物品賃貸業	15 100.0	－ －	2 13.3	5 33.3	－ －	－ －	4 26.7	1 6.7	1 6.7	2 13.3	－ －	－ －	－ －	－ －
	サービス業	471 100.0	14 3.0	21 4.5	117 24.8	2 0.4	－ －	62 13.2	15 3.2	70 14.9	39 8.3	35 7.4	28 5.9	10 2.1	58 12.3
	その他	27 100.0	2 7.4	1 3.7	3 11.1	1 3.7	－ －	2 7.4	－ －	3 11.1	4 14.8	2 7.4	1 3.7	－ －	8 29.6
	無回答	58 100.0	2 3.4	3 5.2	18 31.0	－ －	－ －	8 13.8	5 8.6	3 5.2	7 12.1	2 3.4	1 1.7	－ －	9 15.5
(NA)	問 2 (b) 正規従業員														
	1 0 0 人未満	883 100.0	25 2.8	39 4.4	235 26.6	4 0.5	3 0.3	131 14.8	32 3.6	92 10.4	88 10.0	47 5.3	35 4.0	16 1.8	136 15.4
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	429 100.0	8 1.9	24 5.6	105 24.5	4 0.9	1 0.2	69 16.1	20 4.7	54 12.6	34 7.9	31 7.2	17 4.0	12 2.8	50 11.7
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	105 100.0	3 2.9	2 1.9	24 22.9	－ －	1 1.0	16 15.2	4 3.8	17 16.2	9 8.6	8 7.6	4 3.8	5 4.8	12 11.4
	1 0 0 0 人以上	27 100.0	－ －	1 3.7	9 33.3	－ －	－ －	5 18.5	－ －	5 18.5	4 14.8	－ －	－ －	1 3.7	2 7.4
	無回答	54 100.0	1 1.9	4 7.4	13 24.1	1 1.9	1 1.9	9 16.7	1 1.9	6 11.1	－ －	2 3.7	2 3.7	1 1.9	13 24.1
(SA)	問 6 労働組合														
	ある	349 100.0	7 2.0	11 3.2	56 16.0	2 0.6	2 0.6	60 17.2	16 4.6	55 15.8	31 8.9	26 7.4	24 6.9	13 3.7	46 13.2
	ない	1,108 100.0	29 2.6	56 5.1	322 29.1	6 0.5	3 0.3	164 14.8	41 3.7	116 10.5	103 9.3	60 5.4	32 2.9	22 2.0	154 13.9
	無回答	41 100.0	1 2.4	3 7.3	8 19.5	1 2.4	1 2.4	6 14.6	－ －	3 7.3	1 2.4	2 4.9	2 4.9	－ －	13 31.7
(SA)	問 7 協議機関														
	設定されている	700 100.0	15 2.1	27 3.9	173 24.7	3 0.4	1 0.1	105 15.0	30 4.3	95 13.6	58 8.3	43 6.1	30 4.3	20 2.9	100 14.3
	設定されていない	741 100.0	21 2.8	39 5.3	202 27.3	5 0.7	4 0.5	113 15.2	27 3.6	73 9.9	76 10.3	43 5.8	24 3.2	15 2.0	99 13.4
	無回答	57 100.0	1 1.8	4 7.0	11 19.3	1 1.8	1 1.8	12 21.1	－ －	6 10.5	1 1.8	2 3.5	4 7.0	－ －	14 24.6
(SA)	問 17 退職勧奨														
	ある	270 100.0	8 3.0	14 5.2	85 31.5	4 1.5	－ －	40 14.8	9 3.3	28 10.4	21 7.8	18 6.7	9 3.3	7 2.6	27 10.0
	ない	1,214 100.0	29 2.4	56 4.6	298 24.5	4 0.3	6 0.5	189 15.6	48 4.0	145 11.9	111 9.1	67 5.5	49 4.0	28 2.3	184 15.2
	無回答	14 100.0	－ －	－ －	3 21.4	1 7.1	－ －	1 7.1	－ －	1 7.1	3 21.4	3 21.4	－ －	－ －	2 14.3
(MA)	問 19 解雇														
	解雇は実施していない	1,158 100.0	27 2.3	52 4.5	284 24.5	5 0.4	4 0.3	181 15.6	45 3.9	140 12.1	103 8.9	74 6.4	47 4.1	28 2.4	168 14.5
	普通解雇を実施した	247 100.0	8 3.2	11 4.5	72 29.1	4 1.6	2 0.8	35 14.2	10 4.0	27 10.9	23 9.3	8 3.2	8 3.2	4 1.6	35 14.2
	整理解雇を実施した	140 100.0	4 2.9	8 5.7	43 30.7	1 0.7	1 0.7	23 16.4	3 2.1	15 10.7	9 6.4	7 5.0	4 2.9	5 3.6	17 12.1
	無回答	14 100.0	－ －	1 7.1	4 28.6	－ －	－ －	3 21.4	1 7.1	－ －	3 21.4	1 21.4	－ －	－ －	1 7.1
	問 5 (a) 売上高														
(SA)	高まっている	512 100.0	13 2.5	27 5.3	149 29.1	3 0.6	－ －	84 16.4	18 3.5	56 10.9	41 8.0	29 5.7	20 3.9	14 2.7	58 11.3
	ほぼ同じ程度	275 100.0	8 2.9	11 4.0	59 21.5	1 0.4	1 0.4	34 12.4	15 5.5	29 10.5	33 12.0	14 5.1	12 4.4	6 2.2	52 18.9
	低くなっている	622 100.0	14 2.3	28 4.5	158 25.4	4 0.6	3 0.5	94 15.1	23 3.7	82 13.2	55 8.8	39 6.3	24 3.9	15 2.4	83 13.3
	わからない	9 100.0	1 11.1	－ －	3 33.3	－ －	－ －	2 22.2	－ －	－ －	2 22.2	1 11.1	－ －	－ －	－ －
	無回答	80 100.0	1 1.3	4 5.0	17 21.3	1 1.3	2 2.5	16 20.0	1 1.3	7 8.8	4 5.0	5 6.3	2 2.5	－ －	20 25.0

問 1 1-3-付問：ここ 5 年間で試用目的で雇い入れた有期労働者について本採用取消により本人とトラブルになったことがあるか。(SA)

合計	あった	なかった	無回答
305 100.0	9 3.0	288 94.4	8 2.6
17 100.0	2 11.8	14 82.4	1 5.9
80 100.0	- -	78 97.5	2 2.5
5 100.0	- -	5 100.0	-
27 100.0	1 3.7	26 96.3	-
44 100.0	3 6.8	40 90.9	1 2.3
2 100.0	- -	2 100.0	-
6 100.0	- -	6 100.0	-
101 100.0	3 3.0	95 94.1	3 3.0
7 100.0	- -	7 100.0	-
16 100.0	- -	15 93.8	1 6.3
172 100.0	4 2.3	164 95.3	4 2.3
88 100.0	4 4.5	81 92.0	3 3.4
23 100.0	1 4.3	21 91.3	1 4.3
11 100.0	- -	11 100.0	-
11 100.0	- -	11 100.0	-
72 100.0	2 2.8	68 94.4	2 2.8
226 100.0	7 3.1	213 94.2	6 2.7
7 100.0	- -	7 100.0	-
143 100.0	4 2.8	136 95.1	3 2.1
150 100.0	5 3.3	140 93.3	5 3.3
12 100.0	- -	12 100.0	-
66 100.0	2 3.0	63 95.5	1 1.5
237 100.0	7 3.0	223 94.1	7 3.0
2 100.0	- -	2 100.0	-
213 100.0	6 2.8	201 94.4	6 2.8
70 100.0	3 4.3	66 94.3	1 1.4
38 100.0	1 2.6	36 94.7	1 2.6
2 100.0	- -	2 100.0	-
123 100.0	6 4.9	116 94.3	1 0.8
54 100.0	2 3.7	49 90.7	3 5.6
113 100.0	1 0.9	108 95.6	4 3.5
2 100.0	- -	2 100.0	-
13 100.0	- -	13 100.0	-

問 1 1－4：雇用の打ち切る場合には、いつ本人に通知しますか。（S A）

		合 計	るにそ 余の期 間をも つて伝 え前	にその 期間が 終わる 際	スケ ース・ バイ・ ケ―	無 回 答
	合計	1,034 100.0	780 75.4	29 2.8	203 19.6	22 2.1
問 1 主 た る 産 業	建設業	59 100.0	43 72.9	－ －	14 23.7	2 3.4
	製造業	285 100.0	212 74.4	7 2.5	59 20.7	7 2.5
	情報通信業	37 100.0	28 75.7	1 2.7	7 18.9	1 2.7
	運輸業、郵便業	98 100.0	75 76.5	5 5.1	16 16.3	2 2.0
	卸売業、小売業	155 100.0	113 72.9	7 4.5	34 21.9	1 0.6
	金融業、保険業	4 100.0	4 100.0	－ －	－ －	－ －
	不動産業、物品賃貸業	12 100.0	7 58.3	1 8.3	4 33.3	－ －
	サービス業	330 100.0	256 77.6	6 1.8	62 18.8	6 1.8
	その他	15 100.0	12 80.0	－ －	2 13.3	1 6.7
	無回答	39 100.0	30 76.9	2 5.1	5 12.8	2 5.1
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	603 100.0	458 76.0	15 2.5	115 19.1	15 2.5
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	302 100.0	228 75.5	9 3.0	59 19.5	6 2.0
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	79 100.0	58 73.4	3 3.8	18 22.8	－ －
	1 0 0 0 人以上	23 100.0	14 60.9	2 8.7	6 26.1	1 4.3
	無回答	27 100.0	22 81.5	－ －	5 18.5	－ －
	(NA)					
問 6 労 働 組 合	ある	258 100.0	195 75.6	9 3.5	49 19.0	5 1.9
	ない	760 100.0	572 75.3	20 2.6	151 19.9	17 2.2
	無回答	16 100.0	13 81.3	－ －	3 18.8	－ －
問 7 協 議 機 関	設定されている	484 100.0	372 76.9	11 2.3	93 19.2	8 1.7
	設定されていない	520 100.0	385 74.0	18 3.5	105 20.2	12 2.3
	無回答	30 100.0	23 76.7	－ －	5 16.7	2 6.7
問 17 退 職 勧 奨	ある	205 100.0	141 68.8	10 4.9	51 24.9	3 1.5
	ない	819 100.0	631 77.0	19 2.3	151 18.4	18 2.2
	無回答	10 100.0	8 80.0	－ －	1 10.0	1 10.0
問 19 解 雇	解雇は実施していない	785 100.0	615 78.3	19 2.4	135 17.2	16 2.0
	普通解雇を実施した	178 100.0	121 68.0	8 4.5	44 24.7	5 2.8
	整理解雇を実施した	109 100.0	72 66.1	5 4.6	30 27.5	2 1.8
	無回答	11 100.0	5 45.5	－ －	6 54.5	－ －
	(MA)					
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	360 100.0	268 74.4	10 2.8	69 19.2	13 3.6
	ほぼ同じ程度	186 100.0	140 75.3	5 2.7	36 19.4	5 2.7
	低くなっている	437 100.0	333 76.2	13 3.0	87 19.9	4 0.9
	わからない	7 100.0	7 100.0	－ －	－ －	－ －
	無回答	44 100.0	32 72.7	1 2.3	11 25.0	－ －
	(SA)					

問 1 1－5：雇用の打ち切りを本人に通知する場合、どのようにしますか。（S A）

	合 計	文 書 で 通 知 す る	口 頭 で 通 知 す る	無 回 答
	1,034 100.0	427 41.3	559 54.1	48 4.6
	59 100.0	26 44.1	30 50.8	3 5.1
	285 100.0	110 38.6	163 57.2	12 4.2
	37 100.0	19 51.4	15 40.5	3 8.1
	98 100.0	49 50.0	45 45.9	4 4.1
	155 100.0	57 36.8	95 61.3	3 1.9
	4 100.0	－ －	3 75.0	1 25.0
	12 100.0	5 41.7	7 58.3	－ －
	330 100.0	139 42.1	172 52.1	19 5.8
	15 100.0	7 46.7	7 46.7	1 6.7
	39 100.0	15 38.5	22 56.4	2 5.1
	603 100.0	239 39.6	330 54.7	34 5.6
	302 100.0	129 42.7	161 53.3	12 4.0
	79 100.0	44 55.7	34 43.0	1 1.3
	23 100.0	8 34.8	14 60.9	1 4.3
	27 100.0	7 25.9	20 74.1	－ －
	258 100.0	106 41.1	144 55.8	8 3.1
	760 100.0	319 42.0	401 52.8	40 5.3
	16 100.0	2 12.5	14 87.5	－ －
	484 100.0	222 45.9	243 50.2	19 3.9
	520 100.0	196 37.7	297 57.1	27 5.2
	30 100.0	9 30.0	19 63.3	2 6.7
	205 100.0	87 42.4	108 52.7	10 4.9
	819 100.0	335 40.9	448 54.7	36 4.4
	10 100.0	5 50.0	3 30.0	2 20.0
	785 100.0	321 40.9	428 54.5	36 4.6
	178 100.0	81 45.5	88 49.4	9 5.1
	109 100.0	38 34.9	67 61.5	4 3.7
	11 100.0	7 63.6	4 36.4	－ －
	360 100.0	148 41.1	191 53.1	21 5.8
	186 100.0	78 41.9	97 52.2	11 5.9
	437 100.0	187 42.8	236 54.0	14 3.2
	7 100.0	5 71.4	2 28.6	－ －
	44 100.0	9 20.5	33 75.0	2 4.5

問 1 1－5－付問：その際、打ち切ることとした理由を伝えますか。（S A）

	合 計	伝 え る	特 に 伝 え な い	無 回 答
	986 100.0	802 81.3	47 4.8	137 13.9
	56 100.0	43 76.8	4 7.1	9 16.1
	273 100.0	224 82.1	10 3.7	39 14.3
	34 100.0	25 73.5	3 8.8	6 17.6
	94 100.0	78 83.0	5 5.3	11 11.7
	152 100.0	126 82.9	9 5.9	17 11.2
	3 100.0	2 66.7	－ －	1 33.3
	12 100.0	9 75.0	2 16.7	1 8.3
	311 100.0	253 81.4	14 4.5	44 14.1
	14 100.0	12 85.7	－ －	2 14.3
	37 100.0	30 81.1	－ －	7 18.9
	569 100.0	459 80.7	28 4.9	82 14.4
	290 100.0	240 82.8	12 4.1	38 13.1
	78 100.0	63 80.8	5 6.4	10 12.8
	22 100.0	18 81.8	1 4.5	3 13.6
	27 100.0	22 81.5	1 3.7	4 14.8
	250 100.0	209 83.6	12 4.8	29 11.6
	720 100.0	579 80.4	35 4.9	106 14.7
	16 100.0	14 87.5	－ －	2 12.5
	465 100.0	384 82.6	17 3.7	64 13.8
	493 100.0	395 80.1	29 5.9	69 14.0
	28 100.0	23 82.1	1 3.6	4 14.3
	195 100.0	163 83.6	6 3.1	26 13.3
	783 100.0	632 80.7	40 5.1	111 14.2
	8 100.0	7 87.5	1 12.5	－ －
	749 100.0	604 80.6	39 5.2	106 14.2
	169 100.0	144 85.2	5 3.0	20 11.8
	105 100.0	85 81.0	3 2.9	17 16.2
	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1
	339 100.0	288 85.0	10 2.9	41 12.1
	175 100.0	131 74.9	10 5.7	34 19.4
	423 100.0	343 81.1	25 5.9	55 13.0
	7 100.0	6 85.7	1 14.3	－ －
	42 100.0	34 81.0	1 2.4	7 16.7

問 1 1－6：本採用にしないこととするときに、どのようなことが判断理由になりますか。（MA）

		合 計	仕 事 上 の 知 識 、 能 力	欠 勤 な ど の 勤 務 状 況	健 康 状 態	素 行	そ の 他	無 回 答
	合計	1,034 100.0	871 84.2	887 85.8	693 67.0	731 70.7	49 4.7	18 1.7
問 1 主 た る 産 業	建設業	59 100.0	49 83.1	47 79.7	43 72.9	44 74.6	8 13.6	2 3.4
	製造業	285 100.0	239 83.9	258 90.5	181 63.5	194 68.1	9 3.2	6 2.1
	情報通信業	37 100.0	34 91.9	34 91.9	30 81.1	27 73.0	－ －	－ －
	運輸業、郵便業	98 100.0	78 79.6	86 87.8	69 70.4	74 75.5	6 6.1	3 3.1
	卸売業、小売業	155 100.0	123 79.4	132 85.2	106 68.4	109 70.3	2 1.3	1 0.6
	金融業、保険業	4 100.0	4 100.0	3 75.0	2 50.0	3 75.0	－ －	－ －
	不動産業、物品賃貸業	12 100.0	10 83.3	9 75.0	8 66.7	9 75.0	－ －	－ －
	サービス業	330 100.0	287 87.0	274 83.0	224 67.9	233 70.6	21 6.4	6 1.8
	その他	15 100.0	11 73.3	12 80.0	7 46.7	12 80.0	2 13.3	－ －
	無回答	39 100.0	36 92.3	32 82.1	23 59.0	26 66.7	1 2.6	－ －
	(SA)							
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	603 100.0	499 82.8	503 83.4	395 65.5	420 69.7	27 4.5	12 2.0
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	302 100.0	259 85.8	264 87.4	206 68.2	217 71.9	18 6.0	5 1.7
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	79 100.0	70 88.6	74 93.7	54 68.4	58 73.4	2 2.5	－ －
	1 0 0 0 人以上	23 100.0	19 82.6	21 91.3	19 82.6	16 69.6	1 4.3	1 4.3
	無回答	27 100.0	24 88.9	25 92.6	19 70.4	20 74.1	1 3.7	－ －
	(NA)							
問 6 労 働 組 合	ある	258 100.0	226 87.6	232 89.9	181 70.2	186 72.1	15 5.8	2 0.8
	ない	760 100.0	631 83.0	641 84.3	501 65.9	532 70.0	34 4.5	16 2.1
	無回答	16 100.0	14 87.5	14 87.5	11 68.8	13 81.3	－ －	－ －
	(SA)							
問 7 協 議 機 関	設定されている	484 100.0	403 83.3	426 88.0	323 66.7	328 67.8	21 4.3	5 1.0
	設定されていない	520 100.0	441 84.8	436 83.8	346 66.5	380 73.1	26 5.0	13 2.5
	無回答	30 100.0	27 90.0	25 83.3	24 80.0	23 76.7	2 6.7	－ －
	(SA)							
問 17 退 職 勸 奨	ある	205 100.0	179 87.3	182 88.8	137 66.8	152 74.1	8 3.9	3 1.5
	ない	819 100.0	685 83.6	701 85.6	552 67.4	575 70.2	40 4.9	14 1.7
	無回答	10 100.0	7 70.0	4 40.0	4 40.0	4 40.0	1 10.0	1 10.0
	(SA)							
問 19 解 雇	解雇は実施していない	785 100.0	660 84.1	680 86.6	535 68.2	562 71.6	41 5.2	11 1.4
	普通解雇を実施した	178 100.0	150 84.3	147 82.6	114 64.0	123 69.1	8 4.5	6 3.4
	整理解雇を実施した	109 100.0	95 87.2	92 84.4	65 59.6	72 66.1	1 0.9	2 1.8
	無回答	11 100.0	9 81.8	8 72.7	9 81.8	8 72.7	－ －	－ －
	(MA)							
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	360 100.0	302 83.9	302 83.9	232 64.4	245 68.1	13 3.6	10 2.8
	ほぼ同じ程度	186 100.0	151 81.2	159 85.5	126 67.7	132 71.0	7 3.8	5 2.7
	低くなっている	437 100.0	374 85.6	383 87.6	299 68.4	319 73.0	23 5.3	3 0.7
	わからない	7 100.0	7 100.0	7 100.0	3 42.9	5 71.4	1 14.3	－ －
	無回答	44 100.0	37 84.1	36 81.8	33 75.0	30 68.2	5 11.4	－ －
	(SA)							

問１２：懲戒処分について規定したものとありますか。（SA）

		合計	ある	ない	無回答
	合計	5,964 100.0	5,644 94.6	263 4.4	57 1.0
問１ 主たる産業	建設業	422 100.0	401 95.0	20 4.7	1 0.2
	製造業	1,516 100.0	1,446 95.4	58 3.8	12 0.8
	情報通信業	194 100.0	190 97.9	3 1.5	1 0.5
	運輸業、郵便業	556 100.0	530 95.3	20 3.6	6 1.1
	卸売業、小売業	1,033 100.0	983 95.2	43 4.2	7 0.7
	金融業、保険業	50 100.0	50 100.0	-	-
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	55 93.2	4 6.8	-
	サービス業	1,786 100.0	1,672 93.6	94 5.3	20 1.1
	その他	149 100.0	135 90.6	11 7.4	3 2.0
	無回答	199 100.0	182 91.5	10 5.0	7 3.5
(SA) 問２ (b) 正規従業員	１００人未満	3,828 100.0	3,580 93.5	212 5.5	36 0.9
	１００～３００人未満	1,466 100.0	1,431 97.6	28 1.9	7 0.5
	３００～１０００人未満	360 100.0	351 97.5	7 1.9	2 0.6
	１０００人以上	76 100.0	76 100.0	-	-
	無回答	234 100.0	206 88.0	16 6.8	12 5.1
	(NA)				
問６ 労働組合	ある	1,307 100.0	1,283 98.2	19 1.5	5 0.4
	ない	4,495 100.0	4,223 93.9	232 5.2	40 0.9
	無回答	162 100.0	138 85.2	12 7.4	12 7.4
(SA) 問７ 協議機関	設定されている	2,690 100.0	2,573 95.7	96 3.6	21 0.8
	設定されていない	3,041 100.0	2,868 94.3	154 5.1	19 0.6
	無回答	233 100.0	203 87.1	13 5.6	17 7.3
(SA) 問１７ 退職勧奨	ある	976 100.0	955 97.8	15 1.5	6 0.6
	ない	4,916 100.0	4,639 94.4	243 4.9	34 0.7
	無回答	72 100.0	50 69.4	5 6.9	17 23.6
(SA) 問１９ 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	4,403 94.8	214 4.6	29 0.6
	普通解雇を実施した	953 100.0	909 95.4	33 3.5	11 1.2
	整理解雇を実施した	510 100.0	481 94.3	21 4.1	8 1.6
	無回答	85 100.0	64 75.3	6 7.1	15 17.6
	(MA)				
(SA) 問５ (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	1,783 94.5	85 4.5	19 1.0
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	1,070 94.4	57 5.0	7 0.6
	低くなっている	2,506 100.0	2,402 95.8	93 3.7	11 0.4
	わからない	79 100.0	70 88.6	7 8.9	2 2.5
	無回答	358 100.0	319 89.1	21 5.9	18 5.0
	(SA)				

問１２－付問１：懲戒処分は何によって決まっていますか。（MA）

	合計	就業規則	労働協約	その他の社内規程	その他	無回答
	5,644 100.0	5,539 98.1	360 6.4	512 9.1	23 0.4	20 0.4
	401 100.0	391 97.5	11 2.7	35 8.7	1 0.2	2 0.5
	1,446 100.0	1,431 99.0	118 8.2	91 6.3	4 0.3	6 0.4
	190 100.0	186 97.9	6 3.2	16 8.4	-	1 0.5
	530 100.0	517 97.5	78 14.7	65 12.3	2 0.4	1 0.2
	983 100.0	968 98.5	55 5.6	86 8.7	2 0.2	2 0.2
	50 100.0	46 92.0	2 4.0	11 22.0	-	-
	55 100.0	51 92.7	5 9.1	8 14.5	-	-
	1,672 100.0	1,642 98.2	65 3.9	170 10.2	9 0.5	6 0.4
	135 100.0	132 97.8	9 6.7	11 8.1	5 3.7	-
	182 100.0	175 96.2	11 6.0	19 10.4	-	2 1.1
	3,580 100.0	3,516 98.2	165 4.6	274 7.7	12 0.3	9 0.3
	1,431 100.0	1,404 98.1	102 7.1	145 10.1	5 0.3	8 0.6
	351 100.0	341 97.2	62 17.7	63 17.9	4 1.1	2 0.6
	76 100.0	75 98.7	17 22.4	15 19.7	1 1.3	-
	206 100.0	203 98.5	14 6.8	15 7.3	1 0.5	1 0.5
	1,283 100.0	1,249 97.3	258 20.1	168 13.1	6 0.5	6 0.5
	4,223 100.0	4,155 98.4	96 2.3	334 7.9	16 0.4	13 0.3
	138 100.0	135 97.8	6 4.3	10 7.2	1 0.7	1 0.7
	2,573 100.0	2,525 98.1	271 10.5	262 10.2	10 0.4	8 0.3
	2,868 100.0	2,817 98.2	82 2.9	232 8.1	12 0.4	10 0.3
	203 100.0	197 97.0	7 3.4	18 8.9	1 0.5	2 1.0
	955 100.0	942 98.6	47 4.9	98 10.3	2 0.2	2 0.2
	4,639 100.0	4,548 98.0	312 6.7	410 8.8	20 0.4	18 0.4
	50 100.0	49 98.0	1 2.0	4 8.0	1 2.0	-
	4,403 100.0	4,327 98.3	306 6.9	389 8.8	16 0.4	13 0.3
	909 100.0	890 97.9	49 5.4	91 10.0	6 0.7	3 0.3
	481 100.0	472 98.1	14 2.9	46 9.6	2 0.4	2 0.4
	64 100.0	58 90.6	1 1.6	8 12.5	1 1.6	3 4.7
	1,783 100.0	1,754 98.4	89 5.0	172 9.6	5 0.3	8 0.4
	1,070 100.0	1,041 97.3	74 6.9	94 8.8	3 0.3	7 0.7
	2,402 100.0	2,365 98.5	179 7.5	201 8.4	10 0.4	3 0.1
	70 100.0	69 98.6	5 7.1	10 14.3	-	-
	319 100.0	310 97.2	13 4.1	35 11.0	5 1.6	2 0.6

問 1 2 ー付問 2 : 懲戒処分は、どのような規定がありますか。 (MA)

		合 計	処 分 を 行 う 旨 に は 規 定 戒	懲 戒 処 分 の 種 類	由 懲 戒 の 対 象 と なる 事	の 懲 戒 由 処 分 の 種 類 ご と	懲 戒 の 手 続 き	そ の 他	無 回 答
	合計	5,644 100.0	4,273 75.7	3,943 69.9	3,495 61.9	2,572 45.6	1,989 35.2	53 0.9	746 13.2
問 1 主 た る 産 業	建設業	401 100.0	289 72.1	283 70.6	249 62.1	173 43.1	134 33.4	4 1.0	51 12.7
	製造業	1,446 100.0	1,114 77.0	989 68.4	865 59.8	668 46.2	478 33.1	9 0.6	194 13.4
	情報通信業	190 100.0	152 80.0	150 78.9	136 71.6	87 45.8	78 41.1	2 1.1	15 7.9
	運輸業、郵便業	530 100.0	392 74.0	365 68.9	331 62.5	254 47.9	165 31.1	5 0.9	69 13.0
	卸売業、小売業	983 100.0	743 75.6	705 71.7	623 63.4	464 47.2	360 36.6	5 0.5	132 13.4
	金融業、保険業	50 100.0	43 86.0	40 80.0	31 62.0	33 66.0	26 52.0	1 2.0	7 14.0
	不動産業、物品賃貸業	55 100.0	41 74.5	40 72.7	30 54.5	23 41.8	18 32.7	- -	8 14.5
	サービス業	1,672 100.0	1,262 75.5	1,158 69.3	1,032 61.7	727 43.5	611 36.5	20 1.2	229 13.7
	その他	135 100.0	102 75.6	94 69.6	80 59.3	58 43.0	48 35.6	5 3.7	13 9.6
	無回答	182 100.0	135 74.2	119 65.4	118 64.8	85 46.7	71 39.0	2 1.1	28 15.4
	(SA)								
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,580 100.0	2,688 75.1	2,357 65.8	2,141 59.8	1,479 41.3	1,100 30.7	35 1.0	485 13.5
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,431 100.0	1,093 76.4	1,102 77.0	940 65.7	753 52.6	601 42.0	10 0.7	182 12.7
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	351 100.0	292 83.2	298 84.9	255 72.6	213 60.7	186 53.0	3 0.9	32 9.1
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	62 81.6	66 86.8	49 64.5	51 67.1	45 59.2	1 1.3	9 11.8
	無回答	206 100.0	138 67.0	120 58.3	110 53.4	76 36.9	57 27.7	4 1.9	38 18.4
	(NA)								
問 6 労 働 組 合	ある	1,283 100.0	1,019 79.4	1,031 80.4	857 66.8	728 56.7	600 46.8	15 1.2	139 10.8
	ない	4,223 100.0	3,159 74.8	2,834 67.1	2,567 60.8	1,793 42.5	1,351 32.0	36 0.9	582 13.8
	無回答	138 100.0	95 68.8	78 56.5	71 51.4	51 37.0	38 27.5	2 1.4	25 18.1
	(SA)								
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,573 100.0	1,938 75.3	1,828 71.0	1,616 62.8	1,286 50.0	995 38.7	25 1.0	348 13.5
	設定されていない	2,868 100.0	2,186 76.2	1,982 69.1	1,766 61.6	1,206 42.1	931 32.5	27 0.9	366 12.8
	無回答	203 100.0	149 73.4	133 65.5	113 55.7	80 39.4	63 31.0	1 0.5	32 15.8
	(SA)								
問 17 退 職 勸 奨	ある	955 100.0	758 79.4	704 73.7	622 65.1	458 48.0	364 38.1	7 0.7	116 12.1
	ない	4,639 100.0	3,480 75.0	3,207 69.1	2,845 61.3	2,092 45.1	1,611 34.7	46 1.0	625 13.5
	無回答	50 100.0	35 70.0	32 64.0	28 56.0	22 44.0	14 28.0	- -	5 10.0
	(SA)								
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,403 100.0	3,337 75.8	3,084 70.0	2,713 61.6	2,034 46.2	1,576 35.8	43 1.0	583 13.2
	普通解雇を実施した	909 100.0	696 76.6	648 71.3	590 64.9	409 45.0	316 34.8	5 0.6	114 12.5
	整理解雇を実施した	481 100.0	359 74.6	323 67.2	295 61.3	199 41.4	147 30.6	2 0.4	66 13.7
	無回答	64 100.0	43 67.2	39 60.9	38 59.4	25 39.1	20 31.3	3 4.7	10 15.6
	(MA)								
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,783 100.0	1,356 76.1	1,244 69.8	1,098 61.6	800 44.9	607 34.0	17 1.0	232 13.0
	ほぼ同じ程度	1,070 100.0	823 76.9	752 70.3	663 62.0	491 45.9	386 36.1	9 0.8	138 12.9
	低くなっている	2,402 100.0	1,813 75.5	1,692 70.4	1,523 63.4	1,128 47.0	865 36.0	21 0.9	309 12.9
	わからない	70 100.0	54 77.1	55 78.6	43 61.4	26 37.1	30 42.9	2 2.9	9 12.9
	無回答	319 100.0	227 71.2	200 62.7	168 52.7	127 39.8	101 31.7	4 1.3	58 18.2
	(SA)								

問 1 3：懲戒処分「①注意・戒告・譴責」
(1) 処分制度の有無 (SA)

		合 計	な し	あ り	無 回 答
	合計	5,964 100.0	494 8.3	4,726 79.2	744 12.5
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	45 10.7	330 78.2	47 11.1
	製造業	1,516 100.0	130 8.6	1,200 79.2	186 12.3
	情報通信業	194 100.0	12 6.2	168 86.6	14 7.2
	運輸業、郵便業	556 100.0	33 5.9	432 77.7	91 16.4
	卸売業、小売業	1,033 100.0	69 6.7	848 82.1	116 11.2
	金融業、保険業	50 100.0	1 2.0	45 90.0	4 8.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	6 10.2	46 78.0	7 11.9
	サービス業	1,786 100.0	168 9.4	1,389 77.8	229 12.8
	その他	149 100.0	17 11.4	111 74.5	21 14.1
	無回答	199 100.0	13 6.5	157 78.9	29 14.6
(SA)					
	問 2 (b)				
	1 0 0 人未満	3,828 100.0	374 9.8	2,909 76.0	545 14.2
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	83 5.7	1,261 86.0	122 8.3
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	18 5.0	325 90.3	17 4.7
(NA)					
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	- -	75 98.7	1 1.3
	無回答	234 100.0	19 8.1	156 66.7	59 25.2
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	57 4.4	1,165 89.1	85 6.5
	ない	4,495 100.0	425 9.5	3,455 76.9	615 13.7
	無回答	162 100.0	12 7.4	106 65.4	44 27.2
	(SA)				
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	177 6.6	2,214 82.3	299 11.1
	設定されていない	3,041 100.0	301 9.9	2,356 77.5	384 12.6
	無回答	233 100.0	16 6.9	156 67.0	61 26.2
	(SA)				
問 17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	65 6.7	813 83.3	98 10.0
	ない	4,916 100.0	424 8.6	3,878 78.9	614 12.5
	無回答	72 100.0	5 6.9	35 48.6	32 44.4
	(SA)				
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	384 8.3	3,699 79.6	563 12.1
	普通解雇を実施した	953 100.0	72 7.6	757 79.4	124 13.0
	整理解雇を実施した	510 100.0	47 9.2	402 78.8	61 12.0
	無回答	85 100.0	6 7.1	45 52.9	34 40.0
	(MA)				
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	160 8.5	1,505 79.8	222 11.8
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	120 10.6	885 78.0	129 11.4
	低くなっている	2,506 100.0	185 7.4	2,024 80.8	297 11.9
	わからない	79 100.0	8 10.1	59 74.7	12 15.2
	無回答	358 100.0	21 5.9	253 70.7	84 23.5
	(SA)				

問 1 3：懲戒処分「①注意・戒告・譴責」
(2) 懲戒制度がある場合の懲戒処分を行う際の手続き (MA)

	合 計	理 由 の 開 示	本 人 の 弁 明 機 会 付 与	明 從 ・ 業 員 協 議 代 表 へ の 説 明	明 勞 使 協 議 機 関 へ の 説 明	協 勞 議 働 組 合 へ の 説 明	さ 左 も 取 ら い ず れ の 手 続 き	無 回 答
	4,726 100.0	3,843 81.3	3,376 71.4	708 15.0	339 7.2	435 9.2	193 4.1	171 3.6
	330 100.0	262 79.4	220 66.7	37 11.2	19 5.8	11 3.3	18 5.5	13 3.9
	1,200 100.0	958 79.8	824 68.7	176 14.7	98 8.2	124 10.3	48 4.0	42 3.5
	168 100.0	141 83.9	112 66.7	22 13.1	7 4.2	10 6.0	6 3.6	8 4.8
	432 100.0	358 82.9	312 72.2	97 22.5	65 15.0	96 22.2	10 2.3	16 3.7
	848 100.0	722 85.1	623 73.5	129 15.2	61 7.2	85 10.0	30 3.5	27 3.2
	45 100.0	37 82.2	35 77.8	6 13.3	4 8.9	5 11.1	1 2.2	2 4.4
	46 100.0	38 82.6	31 67.4	5 10.9	3 6.5	5 10.9	1 2.2	1 2.2
	1,389 100.0	1,120 80.6	1,020 73.4	191 13.8	59 4.2	78 5.6	68 4.9	50 3.6
	111 100.0	86 77.5	78 70.3	17 15.3	8 7.2	7 6.3	4 3.6	4 3.6
	157 100.0	121 77.1	121 77.1	28 17.8	15 9.6	14 8.9	7 4.5	8 5.1
	2,909 100.0	2,350 80.8	2,013 69.2	416 14.3	139 4.8	161 5.5	132 4.5	113 3.9
	1,261 100.0	1,033 81.9	923 73.2	206 16.3	130 10.3	154 12.2	45 3.6	41 3.3
	325 100.0	273 84.0	267 82.2	51 15.7	50 15.4	80 24.6	6 1.8	9 2.8
	75 100.0	61 81.3	66 88.0	12 16.0	12 16.0	32 42.7	1 1.3	4 5.3
	156 100.0	126 80.8	107 68.6	23 14.7	8 5.1	8 5.1	9 5.8	4 2.6
	1,165 100.0	927 79.6	848 72.8	199 17.1	216 18.5	429 36.8	44 3.8	41 3.5
	3,455 100.0	2,832 82.0	2,457 71.1	494 14.3	119 3.4	2 0.1	143 4.1	127 3.7
	106 100.0	84 79.2	71 67.0	15 14.2	4 3.8	4 3.8	6 5.7	3 2.8
	2,214 100.0	1,807 81.6	1,634 73.8	461 20.8	268 12.1	363 16.4	70 3.2	72 3.3
	2,356 100.0	1,910 81.1	1,631 69.2	223 9.5	64 2.7	67 2.8	117 5.0	95 4.0
	156 100.0	126 80.8	111 71.2	24 15.4	7 4.5	5 3.2	6 3.8	4 2.6
	813 100.0	678 83.4	584 71.8	106 13.0	52 6.4	58 7.1	37 4.6	22 2.7
	3,878 100.0	3,135 80.8	2,768 71.4	595 15.3	285 7.3	376 9.7	156 4.0	147 3.8
	35 100.0	30 85.7	24 68.6	7 20.0	2 5.7	1 2.9	- -	2 5.7
	3,699 100.0	2,978 80.5	2,655 71.8	580 15.7	277 7.5	362 9.8	160 4.3	141 3.8
	757 100.0	639 84.4	538 71.1	95 12.5	47 6.2	57 7.5	21 2.8	22 2.9
	402 100.0	341 84.8	273 67.9	50 12.4	24 6.0	19 4.7	15 3.7	15 3.7
	45 100.0	36 80.0	34 75.6	4 8.9	2 4.4	3 6.7	2 4.4	1 2.2
	1,505 100.0	1,222 81.2	1,107 73.6	225 15.0	107 7.1	105 7.0	51 3.4	49 3.3
	885 100.0	722 81.6	610 68.9	130 14.7	53 6.0	100 11.3	32 3.6	43 4.9
	2,024 100.0	1,652 81.6	1,441 71.2	305 15.1	161 8.0	206 10.2	97 4.8	61 3.0
	59 100.0	39 66.1	33 55.9	7 11.9	3 5.1	4 6.8	8 13.6	6 10.2
	253 100.0	208 82.2	185 73.1	41 16.2	15 5.9	20 7.9	5 2.0	12 4.7

問 1 3 : 懲戒処分「②始末書の提出」
(1) 処分制度の有無 (SA)

		合 計	な し	あ り	無 回 答
	合計	5,964 100.0	562 9.4	4,649 78.0	753 12.6
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	38 9.0	325 77.0	59 14.0
	製造業	1,516 100.0	141 9.3	1,195 78.8	180 11.9
	情報通信業	194 100.0	16 8.2	159 82.0	19 9.8
	運輸業、郵便業	556 100.0	52 9.4	424 76.3	80 14.4
	卸売業、小売業	1,033 100.0	65 6.3	868 84.0	100 9.7
	金融業、保険業	50 100.0	5 10.0	41 82.0	4 8.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	6 10.2	43 72.9	10 16.9
	サービス業	1,786 100.0	200 11.2	1,334 74.7	252 14.1
	その他	149 100.0	18 12.1	108 72.5	23 15.4
	無回答	199 100.0	21 10.6	152 76.4	26 13.1
	(SA)				
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	403 10.5	2,882 75.3	543 14.2
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	95 6.5	1,235 84.2	136 9.3
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	35 9.7	298 82.8	27 7.5
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	9 11.8	65 85.5	2 2.6
	無回答	234 100.0	20 8.5	169 72.2	45 19.2
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	86 6.6	1,110 84.9	111 8.5
	ない	4,495 100.0	463 10.3	3,424 76.2	608 13.5
	無回答	162 100.0	13 8.0	115 71.0	34 21.0
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	201 7.5	2,194 81.6	295 11.0
	設定されていない	3,041 100.0	344 11.3	2,291 75.3	406 13.4
	無回答	233 100.0	17 7.3	164 70.4	52 22.3
問 17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	75 7.7	794 81.4	107 11.0
	ない	4,916 100.0	482 9.8	3,821 77.7	613 12.5
	無回答	72 100.0	5 6.9	34 47.2	33 45.8
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	450 9.7	3,624 78.0	572 12.3
	普通解雇を実施した	953 100.0	82 8.6	746 78.3	125 13.1
	整理解雇を実施した	510 100.0	43 8.4	411 80.6	56 11.0
	無回答	85 100.0	7 8.2	45 52.9	33 38.8
	(MA)				
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	161 8.5	1,496 79.3	230 12.2
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	126 11.1	875 77.2	133 11.7
	低くなっている	2,506 100.0	217 8.7	1,988 79.3	301 12.0
	わからない	79 100.0	18 22.8	51 64.6	10 12.7
	無回答	358 100.0	40 11.2	239 66.8	79 22.1
(SA)					

問 1 3 : 懲戒処分「②始末書の提出」
(2) 懲戒制度がある場合の懲戒処分を行う際の手続き (MA)

	合 計	理 由 の 開 示	本 人 の 弁 明 機 会 付 与	明 従 業 員 協 議 代 表 へ の 説	明 労 使 協 議 機 関 へ の 説	協 労 議 働 組 合 へ の 説 明 ・	さ 左 も 取 ら い ず れ の 手 続	無 回 答
	4,649 100.0	3,699 79.6	3,324 71.5	689 14.8	327 7.0	407 8.8	219 4.7	173 3.7
	325 100.0	255 78.5	216 66.5	36 11.1	17 5.2	11 3.4	23 7.1	11 3.4
	1,195 100.0	934 78.2	820 68.6	170 14.2	98 8.2	115 9.6	55 4.6	45 3.8
	159 100.0	133 83.6	112 70.4	24 15.1	6 3.8	8 5.0	6 3.8	6 3.8
	424 100.0	337 79.5	311 73.3	91 21.5	54 12.7	87 20.5	12 2.8	14 3.3
	868 100.0	732 84.3	629 72.5	128 14.7	60 6.9	79 9.1	37 4.3	29 3.3
	41 100.0	34 82.9	34 82.9	5 12.2	3 7.3	7 17.1	1 2.4	2 4.9
	43 100.0	35 81.4	29 67.4	3 7.0	1 2.3	2 4.7	1 2.3	2 4.7
	1,334 100.0	1,045 78.3	976 73.2	190 14.2	65 4.9	76 5.7	73 5.5	51 3.8
	108 100.0	82 75.9	83 76.9	17 15.7	9 8.3	7 6.5	3 2.8	4 3.7
	152 100.0	112 73.7	114 75.0	25 16.4	14 9.2	15 9.9	8 5.3	9 5.9
	2,882 100.0	2,272 78.8	2,009 69.7	413 14.3	135 4.7	149 5.2	145 5.0	119 4.1
	1,235 100.0	1,000 81.0	898 72.7	191 15.5	122 9.9	145 11.7	55 4.5	37 3.0
	298 100.0	245 82.2	243 81.5	48 16.1	51 17.1	74 24.8	8 2.7	8 2.7
	65 100.0	50 76.9	56 86.2	11 16.9	9 13.8	29 44.6	2 3.1	3 4.6
	169 100.0	132 78.1	118 69.8	26 15.4	10 5.9	10 5.9	9 5.3	6 3.6
	1,110 100.0	860 77.5	806 72.6	192 17.3	202 18.2	400 36.0	50 4.5	43 3.9
	3,424 100.0	2,751 80.3	2,439 71.2	479 14.0	120 3.5	2 0.1	164 4.8	125 3.7
	115 100.0	88 76.5	79 68.7	18 15.7	5 4.3	5 4.3	5 4.3	5 4.3
	2,194 100.0	1,761 80.3	1,627 74.2	451 20.6	253 11.5	344 15.7	77 3.5	69 3.1
	2,291 100.0	1,812 79.1	1,582 69.1	212 9.3	67 2.9	57 2.5	135 5.9	97 4.2
	164 100.0	126 76.8	115 70.1	26 15.9	7 4.3	6 3.7	7 4.3	7 4.3
	794 100.0	645 81.2	561 70.7	104 13.1	52 6.5	51 6.4	43 5.4	24 3.0
	3,821 100.0	3,027 79.2	2,741 71.7	578 15.1	273 7.1	355 9.3	175 4.6	146 3.8
	34 100.0	27 79.4	22 64.7	7 20.6	2 5.9	1 2.9	1 2.9	3 8.8
	3,624 100.0	2,850 78.6	2,615 72.2	562 15.5	267 7.4	343 9.5	183 5.0	136 3.8
	746 100.0	620 83.1	528 70.8	94 12.6	45 6.0	49 6.6	18 2.4	27 3.6
	411 100.0	338 82.2	276 67.2	52 12.7	24 5.8	18 4.4	21 5.1	18 4.4
	45 100.0	35 77.8	31 68.9	5 11.1	1 2.2	3 6.7	2 4.4	1 2.2
	1,496 100.0	1,194 79.8	1,087 72.7	223 14.9	105 7.0	105 7.0	66 4.4	50 3.3
	875 100.0	708 80.9	604 69.0	124 14.2	53 6.1	93 10.6	34 3.9	36 4.1
	1,988 100.0	1,583 79.6	1,428 71.8	292 14.7	150 7.5	187 9.4	106 5.3	65 3.3
	51 100.0	34 66.7	29 56.9	7 13.7	4 7.8	4 7.8	6 11.8	5 9.8
	239 100.0	180 75.3	176 73.6	43 18.0	15 6.3	18 7.5	7 2.9	17 7.1
(SA)								

問 1 3 : 懲戒処分「③出勤停止」
(1) 処分制度の有無 (SA)

		合 計	な し	あ り	無 回 答
	合計	5,964 100.0	703 11.8	4,329 72.6	932 15.6
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	47 11.1	314 74.4	61 14.5
	製造業	1,516 100.0	177 11.7	1,117 73.7	222 14.6
	情報通信業	194 100.0	18 9.3	157 80.9	19 9.8
	運輸業、郵便業	556 100.0	50 9.0	416 74.8	90 16.2
	卸売業、小売業	1,033 100.0	117 11.3	757 73.3	159 15.4
	金融業、保険業	50 100.0	2 4.0	43 86.0	5 10.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	13 22.0	38 64.4	8 13.6
	サービス業	1,786 100.0	234 13.1	1,250 70.0	302 16.9
	その他	149 100.0	18 12.1	106 71.1	25 16.8
	無回答	199 100.0	27 13.6	131 65.8	41 20.6
	(SA)				
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	529 13.8	2,604 68.0	695 18.2
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	113 7.7	1,199 81.8	154 10.5
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	24 6.7	320 88.9	16 4.4
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	1 1.3	74 97.4	1 1.3
	無回答	234 100.0	36 15.4	132 56.4	66 28.2
	(NA)				
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	65 5.0	1,141 87.3	101 7.7
	ない	4,495 100.0	612 13.6	3,103 69.0	780 17.4
	無回答	162 100.0	26 16.0	85 52.5	51 31.5
	(SA)				
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	271 10.1	2,037 75.7	382 14.2
	設定されていない	3,041 100.0	400 13.2	2,156 70.9	485 15.9
	無回答	233 100.0	32 13.7	136 58.4	65 27.9
	(SA)				
問 17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	94 9.6	758 77.7	124 12.7
	ない	4,916 100.0	606 12.3	3,538 72.0	772 15.7
	無回答	72 100.0	3 4.2	33 45.8	36 50.0
	(SA)				
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	541 11.6	3,412 73.4	693 14.9
	普通解雇を実施した	953 100.0	119 12.5	672 70.5	162 17.0
	整理解雇を実施した	510 100.0	68 13.3	361 70.8	81 15.9
	無回答	85 100.0	5 5.9	39 45.9	41 48.2
	(MA)				
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	221 11.7	1,387 73.5	279 14.8
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	164 14.5	799 70.5	171 15.1
	低くなっている	2,506 100.0	268 10.7	1,862 74.3	376 15.0
	わからない	79 100.0	11 13.9	58 73.4	10 12.7
	無回答	358 100.0	39 10.9	223 62.3	96 26.8
	(SA)				

問 1 3 : 懲戒処分「③出勤停止」
(2) 懲戒制度がある場合の懲戒処分を行う際の手続き (MA)

	合 計	理 由 の 開 示	本 人 の 弁 明 機 会 付 与	明 従 業 員 協 議 代 表 へ の 説 明	明 労 使 協 議 機 関 へ の 説 明	協 労 議 働 組 合 へ の 説 明・	左 記 の い ず れ の 手 続 き	無 回 答
	4,329 100.0	3,526 81.5	3,125 72.2	754 17.4	366 8.5	497 11.5	180 4.2	156 3.6
	314 100.0	249 79.3	204 65.0	37 11.8	18 5.7	13 4.1	23 7.3	8 2.5
	1,117 100.0	901 80.7	782 70.0	198 17.7	106 9.5	147 13.2	45 4.0	35 3.1
	157 100.0	129 82.2	115 73.2	31 19.7	6 3.8	10 6.4	4 2.5	11 7.0
	416 100.0	343 82.5	300 72.1	103 24.8	65 15.6	107 25.7	10 2.4	10 2.4
	757 100.0	646 85.3	558 73.7	126 16.6	64 8.5	90 11.9	31 4.1	26 3.4
	43 100.0	36 83.7	34 79.1	7 16.3	3 7.0	8 18.6	- -	2 4.7
	38 100.0	31 81.6	27 71.1	4 10.5	2 5.3	5 13.2	1 2.6	1 2.6
	1,250 100.0	1,013 81.0	933 74.6	204 16.3	78 6.2	90 7.2	56 4.5	50 4.0
	106 100.0	79 74.5	75 70.8	14 13.2	8 7.5	7 6.6	4 3.8	5 4.7
	131 100.0	99 75.6	97 74.0	30 22.9	16 12.2	20 15.3	6 4.6	8 6.1
	2,604 100.0	2,099 80.6	1,797 69.0	438 16.8	148 5.7	181 7.0	124 4.8	103 4.0
	1,199 100.0	982 81.9	895 74.6	221 18.4	141 11.8	177 14.8	44 3.7	40 3.3
	320 100.0	268 83.8	267 83.4	57 17.8	57 17.8	94 29.4	5 1.6	9 2.8
	74 100.0	63 85.1	68 91.9	14 18.9	13 17.6	37 50.0	- -	2 2.7
	132 100.0	114 86.4	98 74.2	24 18.2	7 5.3	8 6.1	7 5.3	2 1.5
	1,141 100.0	903 79.1	838 73.4	218 19.1	237 20.8	491 43.0	47 4.1	41 3.6
	3,103 100.0	2,551 82.2	2,224 71.7	523 16.9	127 4.1	4 0.1	129 4.2	113 3.6
	85 100.0	72 84.7	63 74.1	13 15.3	2 2.4	2 2.4	4 4.7	2 2.4
	2,037 100.0	1,672 82.1	1,521 74.7	495 24.3	287 14.1	414 20.3	57 2.8	64 3.1
	2,156 100.0	1,742 80.8	1,503 69.7	237 11.0	74 3.4	79 3.7	117 5.4	89 4.1
	136 100.0	112 82.4	101 74.3	22 16.2	5 3.7	4 2.9	6 4.4	3 2.2
	758 100.0	628 82.8	551 72.7	112 14.8	54 7.1	68 9.0	37 4.9	22 2.9
	3,538 100.0	2,870 81.1	2,551 72.1	634 17.9	310 8.8	427 12.1	143 4.0	132 3.7
	33 100.0	28 84.8	23 69.7	8 24.2	2 6.1	2 6.1	- -	2 6.1
	3,412 100.0	2,751 80.6	2,473 72.5	614 18.0	299 8.8	414 12.1	154 4.5	124 3.6
	672 100.0	565 84.1	485 72.2	104 15.5	51 7.6	66 9.8	15 2.2	26 3.9
	361 100.0	307 85.0	251 69.5	52 14.4	25 6.9	21 5.8	14 3.9	15 4.2
	39 100.0	32 82.1	28 71.8	7 17.9	1 2.6	4 10.3	1 2.6	1 2.6
	1,387 100.0	1,133 81.7	1,014 73.1	253 18.2	115 8.3	127 9.2	57 4.1	51 3.7
	799 100.0	651 81.5	553 69.2	130 16.3	61 7.6	108 13.5	31 3.9	33 4.1
	1,862 100.0	1,522 81.7	1,358 72.9	324 17.4	174 9.3	240 12.9	80 4.3	53 2.8
	58 100.0	40 69.0	33 56.9	7 12.1	3 5.2	3 5.2	7 12.1	6 10.3
	223 100.0	180 80.7	167 74.9	40 17.9	13 5.8	19 8.5	5 2.2	13 5.8

問 1 3：懲戒処分「④一時的減給」
(1) 処分制度の有無 (SA)

		合 計	な し	あ り	無 回 答
	合計	5,964 100.0	684 11.5	4,306 72.2	974 16.3
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	49 11.6	314 74.4	59 14.0
	製造業	1,516 100.0	180 11.9	1,101 72.6	235 15.5
	情報通信業	194 100.0	14 7.2	156 80.4	24 12.4
	運輸業、郵便業	556 100.0	88 15.8	340 61.2	128 23.0
	卸売業、小売業	1,033 100.0	90 8.7	798 77.3	145 14.0
	金融業、保険業	50 100.0	1 2.0	44 88.0	5 10.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	10 16.9	39 66.1	10 16.9
	サービス業	1,786 100.0	207 11.6	1,279 71.6	300 16.8
	その他	149 100.0	16 10.7	108 72.5	25 16.8
	無回答	199 100.0	29 14.6	127 63.8	43 21.6
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	521 13.6	2,587 67.6	720 18.8
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	106 7.2	1,192 81.3	168 11.5
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	22 6.1	322 89.4	16 4.4
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	- -	76 100.0	- -
	無回答	234 100.0	35 15.0	129 55.1	70 29.9
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	73 5.6	1,117 85.5	117 9.0
	ない	4,495 100.0	588 13.1	3,100 69.0	807 18.0
	無回答	162 100.0	23 14.2	89 54.9	50 30.9
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	269 10.0	2,011 74.8	410 15.2
	設定されていない	3,041 100.0	387 12.7	2,158 71.0	496 16.3
	無回答	233 100.0	28 12.0	137 58.8	68 29.2
問 17 退 職 勧 奨	ある	976 100.0	85 8.7	754 77.3	137 14.0
	ない	4,916 100.0	594 12.1	3,521 71.6	801 16.3
	無回答	72 100.0	5 6.9	31 43.1	36 50.0
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	536 11.5	3,379 72.7	731 15.7
	普通解雇を実施した	953 100.0	105 11.0	688 72.2	160 16.8
	整理解雇を実施した	510 100.0	61 12.0	363 71.2	86 16.9
	無回答	85 100.0	6 7.1	38 44.7	41 48.2
	(MA)				
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	214 11.3	1,370 72.6	303 16.1
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	155 13.7	819 72.2	160 14.1
	低くなっている	2,506 100.0	269 10.7	1,836 73.3	401 16.0
	わからない	79 100.0	11 13.9	57 72.2	11 13.9
	無回答	358 100.0	35 9.8	224 62.6	99 27.7

問 1 3：懲戒処分「④一時的減給」
(2) 懲戒制度がある場合の懲戒処分を行う際の手続き (MA)

	合 計	理 由 の 開 示	本 人 の 弁 明 機 会 付 与	明 従 ・ 業 員 協 議 代 表 へ の 説	明 労 使 協 議 機 関 へ の 説	協 労 議 働 組 合 へ の 説 明 ・	さ 左 も 取 の ら い ず れ の 手 続 き	無 回 答
	4,306 100.0	3,498 81.2	3,113 72.3	739 17.2	367 8.5	481 11.2	183 4.2	163 3.8
	314 100.0	252 80.3	203 64.6	41 13.1	16 5.1	13 4.1	22 7.0	9 2.9
	1,101 100.0	884 80.3	772 70.1	189 17.2	107 9.7	148 13.4	41 3.7	39 3.5
	156 100.0	129 82.7	112 71.8	27 17.3	7 4.5	10 6.4	6 3.8	10 6.4
	340 100.0	276 81.2	245 72.1	84 24.7	57 16.8	89 26.2	12 3.5	8 2.4
	798 100.0	679 85.1	589 73.8	133 16.7	65 8.1	91 11.4	32 4.0	29 3.6
	44 100.0	36 81.8	34 77.3	6 13.6	5 11.4	7 15.9	1 2.3	2 4.5
	39 100.0	32 82.1	29 74.4	5 12.8	2 5.1	5 12.8	1 2.6	1 2.6
	1,279 100.0	1,029 80.5	952 74.4	207 16.2	82 6.4	94 7.3	57 4.5	56 4.4
	108 100.0	81 75.0	80 74.1	17 15.7	8 7.4	7 6.5	5 4.6	3 2.8
	127 100.0	100 78.7	97 76.4	30 23.6	18 14.2	17 13.4	6 4.7	6 4.7
	2,587 100.0	2,085 80.6	1,806 69.8	426 16.5	143 5.5	167 6.5	123 4.8	107 4.1
	1,192 100.0	972 81.5	878 73.7	221 18.5	144 12.1	174 14.6	46 3.9	43 3.6
	322 100.0	269 83.5	265 82.3	56 17.4	57 17.7	94 29.2	6 1.9	9 2.8
	76 100.0	64 84.2	68 89.5	14 18.4	14 18.4	37 48.7	1 1.3	3 3.9
	129 100.0	108 83.7	96 74.4	22 17.1	9 7.0	9 7.0	7 5.4	1 0.8
	1,117 100.0	887 79.4	825 73.9	212 19.0	236 21.1	476 42.6	47 4.2	43 3.8
	3,100 100.0	2,538 81.9	2,223 71.7	515 16.6	127 4.1	2 0.1	131 4.2	119 3.8
	89 100.0	73 82.0	65 73.0	12 13.5	4 4.5	3 3.4	5 5.6	1 1.1
	2,011 100.0	1,649 82.0	1,510 75.1	483 24.0	285 14.2	398 19.8	61 3.0	67 3.3
	2,158 100.0	1,736 80.4	1,501 69.6	235 10.9	75 3.5	78 3.6	115 5.3	95 4.4
	137 100.0	113 82.5	102 74.5	21 15.3	7 5.1	5 3.6	7 5.1	1 0.7
	754 100.0	624 82.8	546 72.4	103 13.7	53 7.0	71 9.4	33 4.4	22 2.9
	3,521 100.0	2,848 80.9	2,544 72.3	630 17.9	312 8.9	408 11.6	150 4.3	139 3.9
	31 100.0	26 83.9	23 74.2	6 19.4	2 6.5	2 6.5	- -	2 6.5
	3,379 100.0	2,712 80.3	2,443 72.3	604 17.9	297 8.8	399 11.8	156 4.6	134 4.0
	688 100.0	580 84.3	504 73.3	101 14.7	55 8.0	66 9.6	19 2.8	23 3.3
	363 100.0	309 85.1	256 70.5	48 13.2	25 6.9	26 7.2	14 3.9	12 3.3
	38 100.0	30 78.9	26 68.4	6 15.8	3 7.9	1 2.6	- -	2 5.3
	1,370 100.0	1,115 81.4	995 72.6	245 17.9	116 8.5	124 9.1	56 4.1	52 3.8
	819 100.0	668 81.6	575 70.2	134 16.4	63 7.7	105 12.8	32 3.9	35 4.3
	1,836 100.0	1,496 81.5	1,342 73.1	313 17.0	169 9.2	226 12.3	83 4.5	56 3.1
	57 100.0	40 70.2	32 56.1	7 12.3	3 5.3	5 8.8	7 12.3	6 10.5
	224 100.0	179 79.9	169 75.4	40 17.9	16 7.1	21 9.4	5 2.2	14 6.3

問 1 3：懲戒処分「⑤降格・降職」
(1) 処分制度の有無 (SA)

		合計	なし	あり	無回答
	合計	5,964 100.0	1,035 17.4	3,623 60.7	1,306 21.9
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	80 19.0	258 61.1	84 19.9
	製造業	1,516 100.0	262 17.3	912 60.2	342 22.6
	情報通信業	194 100.0	34 17.5	129 66.5	31 16.0
	運輸業、郵便業	556 100.0	99 17.8	305 54.9	152 27.3
	卸売業、小売業	1,033 100.0	104 10.1	755 73.1	174 16.8
	金融業、保険業	50 100.0	4 8.0	42 84.0	4 8.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	10 16.9	37 62.7	12 20.3
	サービス業	1,786 100.0	379 21.2	977 54.7	430 24.1
	その他	149 100.0	38 25.5	78 52.3	33 22.1
	無回答	199 100.0	25 12.6	130 65.3	44 22.1
	(SA)				
問2 (b) 正規従業員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	754 19.7	2,115 55.3	959 25.1
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	188 12.8	1,046 71.4	232 15.8
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	48 13.3	279 77.5	33 9.2
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	7 9.2	66 86.8	3 3.9
	無回答	234 100.0	38 16.2	117 50.0	79 33.8
	(NA)				
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	198 15.1	897 68.6	212 16.2
	ない	4,495 100.0	810 18.0	2,645 58.8	1,040 23.1
	無回答	162 100.0	27 16.7	81 50.0	54 33.3
	(SA)				
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	414 15.4	1,733 64.4	543 20.2
	設定されていない	3,041 100.0	588 19.3	1,767 58.1	686 22.6
	無回答	233 100.0	33 14.2	123 52.8	77 33.0
	(SA)				
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	141 14.4	644 66.0	191 19.6
	ない	4,916 100.0	887 18.0	2,953 60.1	1,076 21.9
	無回答	72 100.0	7 9.7	26 36.1	39 54.2
	(SA)				
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	836 18.0	2,805 60.4	1,005 21.6
	普通解雇を実施した	953 100.0	137 14.4	613 64.3	203 21.3
	整理解雇を実施した	510 100.0	83 16.3	316 62.0	111 21.8
	無回答	85 100.0	11 12.9	28 32.9	46 54.1
	(MA)				
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	305 16.2	1,194 63.3	388 20.6
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	235 20.7	662 58.4	237 20.9
	低くなっている	2,506 100.0	399 15.9	1,557 62.1	550 21.9
	わからない	79 100.0	29 36.7	37 46.8	13 16.5
	無回答	358 100.0	67 18.7	173 48.3	118 33.0
	(SA)				

問 1 3：懲戒処分「⑤降格・降職」
(2) 懲戒制度がある場合の懲戒処分を行う際の手続き (MA)

	合計	理由の開示	本人の弁明機会付与	明従業員協議代表への説明	明労働協議機関への説明	協労働組合への説明	左記のいずれの手続	無回答
	3,623 100.0	2,996 82.7	2,669 73.7	658 18.2	317 8.7	425 11.7	120 3.3	116 3.2
	258 100.0	214 82.9	173 67.1	35 13.6	12 4.7	9 3.5	16 6.2	6 2.3
	912 100.0	730 80.0	649 71.2	160 17.5	84 9.2	117 12.8	29 3.2	34 3.7
	129 100.0	107 82.9	91 70.5	22 17.1	5 3.9	8 6.2	2 1.6	8 6.2
	305 100.0	254 83.3	222 72.8	76 24.9	54 17.7	86 28.2	9 3.0	9 3.0
	755 100.0	648 85.8	559 74.0	139 18.4	69 9.1	92 12.2	23 3.0	21 2.8
	42 100.0	36 85.7	37 88.1	6 14.3	5 11.9	6 14.3	- -	1 2.4
	37 100.0	31 83.8	26 70.3	3 8.1	1 2.7	4 10.8	1 2.7	1 2.7
	977 100.0	811 83.0	751 76.9	176 18.0	66 6.8	83 8.5	32 3.3	28 2.9
	78 100.0	64 82.1	60 76.9	11 14.1	6 7.7	4 5.1	1 1.3	1 1.3
	130 100.0	101 77.7	101 77.7	30 23.1	15 11.5	16 12.3	7 5.4	7 5.4
	2,115 100.0	1,746 82.6	1,509 71.3	371 17.5	119 5.6	143 6.8	77 3.6	73 3.5
	1,046 100.0	855 81.7	785 75.0	203 19.4	128 12.2	158 15.1	35 3.3	31 3.0
	279 100.0	237 84.9	226 81.0	50 17.9	51 18.3	83 29.7	4 1.4	8 2.9
	66 100.0	58 87.9	59 89.4	13 19.7	12 18.2	34 51.5	- -	3 4.5
	117 100.0	100 85.5	90 76.9	21 17.9	7 6.0	7 6.0	4 3.4	1 0.9
	897 100.0	720 80.3	676 75.4	183 20.4	209 23.3	417 46.5	27 3.0	27 3.0
	2,645 100.0	2,203 83.3	1,931 73.0	461 17.4	105 4.0	4 0.2	91 3.4	88 3.3
	81 100.0	73 90.1	62 76.5	14 17.3	3 3.7	4 4.9	2 2.5	1 1.2
	1,733 100.0	1,444 83.3	1,323 76.3	431 24.9	249 14.4	344 19.8	39 2.3	47 2.7
	1,767 100.0	1,446 81.8	1,254 71.0	208 11.8	62 3.5	75 4.2	78 4.4	68 3.8
	123 100.0	106 86.2	92 74.8	19 15.4	6 4.9	6 4.9	3 2.4	1 0.8
	644 100.0	540 83.9	463 71.9	98 15.2	51 7.9	65 10.1	24 3.7	19 3.0
	2,953 100.0	2,434 82.4	2,186 74.0	555 18.8	264 8.9	358 12.1	96 3.3	96 3.3
	26 100.0	22 84.6	20 76.9	5 19.2	2 7.7	2 7.7	- -	1 3.8
	2,805 100.0	2,296 81.9	2,089 74.5	530 18.9	257 9.2	350 12.5	100 3.6	87 3.1
	613 100.0	523 85.3	439 71.6	97 15.8	46 7.5	63 10.3	11 1.8	24 3.9
	316 100.0	275 87.0	220 69.6	47 14.9	24 7.6	22 7.0	11 3.5	12 3.8
	28 100.0	21 75.0	19 67.9	4 14.3	2 7.1	2 7.1	- -	2 7.1
	1,194 100.0	994 83.2	900 75.4	222 18.6	96 8.0	110 9.2	38 3.2	29 2.4
	662 100.0	549 82.9	488 73.7	117 17.7	48 7.3	90 13.6	19 2.9	25 3.8
	1,557 100.0	1,285 82.5	1,132 72.7	281 18.0	158 10.1	203 13.0	57 3.7	48 3.1
	37 100.0	23 62.2	18 48.6	5 13.5	3 8.1	4 10.8	5 13.5	5 13.5
	173 100.0	145 83.8	131 75.7	33 19.1	12 6.9	18 10.4	1 0.6	9 5.2

問 1 3 : 懲戒処分「⑥諭旨解雇」

(1) 処分制度の有無 (SA)

		合 計	な し	あ り	無 回 答
	合計	5,964 100.0	1,061 17.8	3,624 60.8	1,279 21.4
問1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	76 18.0	257 60.9	89 21.1
	製造業	1,516 100.0	288 19.0	893 58.9	335 22.1
	情報通信業	194 100.0	31 16.0	130 67.0	33 17.0
	運輸業、郵便業	556 100.0	100 18.0	339 61.0	117 21.0
	卸売業、小売業	1,033 100.0	125 12.1	719 69.6	189 18.3
	金融業、保険業	50 100.0	10 20.0	34 68.0	6 12.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	13 22.0	37 62.7	9 15.3
	サービス業	1,786 100.0	352 19.7	1,014 56.8	420 23.5
	その他	149 100.0	37 24.8	80 53.7	32 21.5
	無回答	199 100.0	29 14.6	121 60.8	49 24.6
	(SA)				
問2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	776 20.3	2,116 55.3	936 24.5
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	196 13.4	1,038 70.8	232 15.8
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	43 11.9	283 78.6	34 9.4
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	7 9.2	67 88.2	2 2.6
	無回答	234 100.0	39 16.7	120 51.3	75 32.1
問6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	182 13.9	936 71.6	189 14.5
	ない	4,495 100.0	851 18.9	2,607 58.0	1,037 23.1
	無回答	162 100.0	28 17.3	81 50.0	53 32.7
問7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	437 16.2	1,705 63.4	548 20.4
	設定されていない	3,041 100.0	584 19.2	1,805 59.4	652 21.4
	無回答	233 100.0	40 17.2	114 48.9	79 33.9
問17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	132 13.5	679 69.6	165 16.9
	ない	4,916 100.0	922 18.8	2,918 59.4	1,076 21.9
	無回答	72 100.0	7 9.7	27 37.5	38 52.8
問19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	860 18.5	2,785 59.9	1,001 21.5
	普通解雇を実施した	953 100.0	131 13.7	639 67.1	183 19.2
	整理解雇を実施した	510 100.0	99 19.4	318 62.4	93 18.2
	無回答	85 100.0	10 11.8	30 35.3	45 52.9
	(MA)				
問5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	331 17.5	1,149 60.9	407 21.6
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	231 20.4	684 60.3	219 19.3
	低くなっている	2,506 100.0	412 16.4	1,566 62.5	528 21.1
	わからない	79 100.0	23 29.1	43 54.4	13 16.5
	無回答	358 100.0	64 17.9	182 50.8	112 31.3
(SA)					

問 1 3 : 懲戒処分「⑥諭旨解雇」

(2) 懲戒制度がある場合の懲戒処分を行う際の手続き (MA)

	合 計	理 由 の 開 示	本 人 の 弁 明 機 会 付 与	明 従 ・ 業 員 協 議 代 表 へ の 説	明 労 使 協 議 機 関 へ の 説	協 労 議 働 組 合 へ の 説 明 ・	左 記 の い ず れ の 手 続 き	無 回 答
	3,624 100.0	3,029 83.6	2,734 75.4	732 20.2	369 10.2	476 13.1	111 3.1	99 2.7
	257 100.0	212 82.5	177 68.9	40 15.6	15 5.8	13 5.1	14 5.4	7 2.7
	893 100.0	730 81.7	649 72.7	179 20.0	111 12.4	130 14.6	22 2.5	23 2.6
	130 100.0	109 83.8	91 70.0	27 20.8	5 3.8	12 9.2	2 1.5	9 6.9
	339 100.0	283 83.5	259 76.4	99 29.2	61 18.0	97 28.6	6 1.8	8 2.4
	719 100.0	618 86.0	558 77.6	140 19.5	69 9.6	99 13.8	23 3.2	24 3.3
	34 100.0	30 88.2	28 82.4	3 8.8	4 11.8	5 14.7	- -	1 2.9
	37 100.0	32 86.5	26 70.3	3 8.1	1 2.7	3 8.1	1 2.7	1 2.7
	1,014 100.0	856 84.4	789 77.8	197 19.4	77 7.6	89 8.8	36 3.6	19 1.9
	80 100.0	61 76.3	62 77.5	11 13.8	7 8.8	7 8.8	2 2.5	2 2.5
	121 100.0	98 81.0	95 78.5	33 27.3	19 15.7	21 17.4	5 4.1	5 4.1
	2,116 100.0	1,763 83.3	1,539 72.7	417 19.7	159 7.5	160 7.6	71 3.4	62 2.9
	1,038 100.0	868 83.6	803 77.4	227 21.9	137 13.2	187 18.0	31 3.0	25 2.4
	283 100.0	238 84.1	238 84.1	54 19.1	55 19.4	87 30.7	5 1.8	6 2.1
	67 100.0	58 86.6	62 92.5	13 19.4	12 17.9	33 49.3	- -	2 3.0
	120 100.0	102 85.0	92 76.7	21 17.5	6 5.0	9 7.5	4 3.3	4 3.3
	936 100.0	764 81.6	719 76.8	214 22.9	235 25.1	468 50.0	28 3.0	23 2.5
	2,607 100.0	2,193 84.1	1,952 74.9	505 19.4	131 5.0	4 0.2	82 3.1	74 2.8
	81 100.0	72 88.9	63 77.8	13 16.0	3 3.7	4 4.9	1 1.2	2 2.5
	1,705 100.0	1,431 83.9	1,326 77.8	480 28.2	287 16.8	397 23.3	38 2.2	35 2.1
	1,805 100.0	1,501 83.2	1,318 73.0	235 13.0	77 4.3	73 4.0	71 3.9	61 3.4
	114 100.0	97 85.1	90 78.9	17 14.9	5 4.4	6 5.3	2 1.8	3 2.6
	679 100.0	570 83.9	505 74.4	108 15.9	58 8.5	74 10.9	29 4.3	19 2.8
	2,918 100.0	2,436 83.5	2,209 75.7	618 21.2	309 10.6	400 13.7	82 2.8	79 2.7
	27 100.0	23 85.2	20 74.1	6 22.2	2 7.4	2 7.4	- -	1 3.7
	2,785 100.0	2,302 82.7	2,110 75.8	589 21.1	298 10.7	392 14.1	89 3.2	77 2.8
	639 100.0	555 86.9	483 75.6	113 17.7	56 8.8	72 11.3	13 2.0	19 3.0
	318 100.0	274 86.2	223 70.1	53 16.7	26 8.2	23 7.2	14 4.4	13 4.1
	30 100.0	24 80.0	22 73.3	5 16.7	2 6.7	2 6.7	- -	- -
	1,149 100.0	957 83.3	878 76.4	244 21.2	112 9.7	122 10.6	35 3.0	28 2.4
	684 100.0	584 85.4	510 74.6	135 19.7	60 8.8	98 14.3	19 2.8	15 2.2
	1,566 100.0	1,304 83.3	1,180 75.4	314 20.1	182 11.6	232 14.8	52 3.3	42 2.7
	43 100.0	29 67.4	26 60.5	6 14.0	3 7.0	5 11.6	4 9.3	5 11.6
	182 100.0	155 85.2	140 76.9	33 18.1	12 6.6	19 10.4	1 0.5	9 4.9
(SA)								

問13：懲戒処分「⑦懲戒解雇」
(1) 処分制度の有無 (SA)

		合計	なし	あり	無回答
	合計	5,964 100.0	342 5.7	5,039 84.5	583 9.8
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	22 5.2	364 86.3	36 8.5
	製造業	1,516 100.0	86 5.7	1,286 84.8	144 9.5
	情報通信業	194 100.0	7 3.6	179 92.3	8 4.1
	運輸業、郵便業	556 100.0	34 6.1	467 84.0	55 9.9
	卸売業、小売業	1,033 100.0	44 4.3	905 87.6	84 8.1
	金融業、保険業	50 100.0	1 2.0	47 94.0	2 4.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	5 8.5	50 84.7	4 6.8
	サービス業	1,786 100.0	120 6.7	1,459 81.7	207 11.6
	その他	149 100.0	12 8.1	119 79.9	18 12.1
	無回答	199 100.0	11 5.5	163 81.9	25 12.6
	(SA)				
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	260 6.8	3,138 82.0	430 11.2
	100～300人未満	1,466 100.0	51 3.5	1,323 90.2	92 6.3
	300～1000人未満	360 100.0	12 3.3	336 93.3	12 3.3
	1000人以上	76 100.0	- -	76 100.0	- -
	無回答	234 100.0	19 8.1	166 70.9	49 20.9
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	26 2.0	1,224 93.6	57 4.4
	ない	4,495 100.0	305 6.8	3,703 82.4	487 10.8
	無回答	162 100.0	11 6.8	112 69.1	39 24.1
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	138 5.1	2,307 85.8	245 9.1
	設定されていない	3,041 100.0	191 6.3	2,572 84.6	278 9.1
	無回答	233 100.0	13 5.6	160 68.7	60 25.8
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	35 3.6	875 89.7	66 6.8
	ない	4,916 100.0	304 6.2	4,127 84.0	485 9.9
	無回答	72 100.0	3 4.2	37 51.4	32 44.4
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	277 6.0	3,924 84.5	445 9.6
	普通解雇を実施した	953 100.0	45 4.7	821 86.1	87 9.1
	整理解雇を実施した	510 100.0	32 6.3	436 85.5	42 8.2
	無回答	85 100.0	3 3.5	49 57.6	33 38.8
	(MA)				
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	111 5.9	1,588 84.2	188 10.0
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	76 6.7	953 84.0	105 9.3
	低くなっている	2,506 100.0	128 5.1	2,170 86.6	208 8.3
	わからない	79 100.0	7 8.9	65 82.3	7 8.9
	無回答	358 100.0	20 5.6	263 73.5	75 20.9
(SA)					

問13：懲戒処分「⑦懲戒解雇」
(2) 懲戒制度がある場合の懲戒処分を行う際の手続き (MA)

	合計	理由の開示	本人の弁明機会付与	明従業員協議代表への説明	明労働使協議機関への説明	協労働組合への説明・	き左記のいずれの手続	無回答
	5,039 100.0	4,109 81.5	3,588 71.2	966 19.2	474 9.4	600 11.9	225 4.5	181 3.6
	364 100.0	292 80.2	232 63.7	53 14.6	20 5.5	16 4.4	28 7.7	9 2.5
	1,286 100.0	1,029 80.0	891 69.3	253 19.7	149 11.6	175 13.6	53 4.1	41 3.2
	179 100.0	149 83.2	125 69.8	37 20.7	7 3.9	13 7.3	5 2.8	12 6.7
	467 100.0	389 83.3	336 71.9	121 25.9	80 17.1	127 27.2	13 2.8	16 3.4
	905 100.0	762 84.2	664 73.4	161 17.8	78 8.6	105 11.6	38 4.2	34 3.8
	47 100.0	39 83.0	38 80.9	6 12.8	6 12.8	7 14.9	1 2.1	1 2.1
	50 100.0	42 84.0	36 72.0	6 12.0	3 6.0	5 10.0	2 4.0	1 2.0
	1,459 100.0	1,188 81.4	1,061 72.7	266 18.2	102 7.0	117 8.0	70 4.8	53 3.6
	119 100.0	90 75.6	84 70.6	22 18.5	9 7.6	12 10.1	5 4.2	6 5.0
	163 100.0	129 79.1	121 74.2	41 25.2	20 12.3	23 14.1	10 6.1	8 4.9
	3,138 100.0	2,529 80.6	2,124 67.7	579 18.5	217 6.9	227 7.2	165 5.3	122 3.9
	1,323 100.0	1,091 82.5	992 75.0	280 21.2	171 12.9	220 16.6	48 3.6	43 3.3
	336 100.0	285 84.8	285 84.8	64 19.0	61 18.2	103 30.7	5 1.5	8 2.4
	76 100.0	64 84.2	70 92.1	14 18.4	16 21.1	37 48.7	- -	3 3.9
	166 100.0	140 84.3	117 70.5	29 17.5	9 5.4	13 7.8	7 4.2	5 3.0
	1,224 100.0	975 79.7	919 75.1	249 20.3	291 23.8	590 48.2	45 3.7	44 3.6
	3,703 100.0	3,037 82.0	2,594 70.1	698 18.8	179 4.8	5 0.1	176 4.8	133 3.6
	112 100.0	97 86.6	75 67.0	19 17.0	4 3.6	5 4.5	4 3.6	4 3.6
	2,307 100.0	1,896 82.2	1,713 74.3	616 26.7	359 15.6	493 21.4	73 3.2	73 3.2
	2,572 100.0	2,077 80.8	1,762 68.5	324 12.6	108 4.2	100 3.9	146 5.7	104 4.0
	160 100.0	136 85.0	113 70.6	26 16.3	7 4.4	7 4.4	6 3.8	4 2.5
	875 100.0	715 81.7	618 70.6	138 15.8	70 8.0	91 10.4	49 5.6	29 3.3
	4,127 100.0	3,363 81.5	2,944 71.3	822 19.9	402 9.7	506 12.3	176 4.3	149 3.6
	37 100.0	31 83.8	26 70.3	6 16.2	2 5.4	3 8.1	- -	3 8.1
	3,924 100.0	3,171 80.8	2,806 71.5	786 20.0	387 9.9	494 12.6	182 4.6	146 3.7
	821 100.0	692 84.3	588 71.6	134 16.3	64 7.8	85 10.4	26 3.2	25 3.0
	436 100.0	367 84.2	292 67.0	71 16.3	35 8.0	32 7.3	23 5.3	18 4.1
	49 100.0	38 77.6	32 65.3	7 14.3	3 6.1	3 6.1	2 4.1	2 4.1
	1,588 100.0	1,292 81.4	1,146 72.2	307 19.3	140 8.8	152 9.6	74 4.7	52 3.3
	953 100.0	778 81.6	666 69.9	178 18.7	78 8.2	124 13.0	44 4.6	38 4.0
	2,170 100.0	1,775 81.8	1,545 71.2	420 19.4	234 10.8	290 13.4	94 4.3	71 3.3
	65 100.0	46 70.8	40 61.5	9 13.8	5 7.7	7 10.8	7 10.8	6 9.2
	263 100.0	218 82.9	191 72.6	52 19.8	17 6.5	27 10.3	6 2.3	14 5.3
(SA)								

問 1 4：ここ 5 年間に、以下の懲戒処分を実際に行ったことがありますか。（MA）

		合 計	注 意 ・ 戒 告 ・ 譴 責	始 末 書 の 提 出	出 勤 停 止	一 時 的 減 給	降 格 ・ 降 職	諭 旨 解 雇	懲 戒 解 雇	実 い 施 ず し て い 懲 戒 い 処 分 も	無 回 答
	合計	5,964 100.0	1,986 33.3	2,523 42.3	731 12.3	1,134 19.0	891 14.9	561 9.4	789 13.2	2,328 39.0	195 3.3
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	98 23.2	150 35.5	27 6.4	75 17.8	57 13.5	22 5.2	44 10.4	199 47.2	10 2.4
	製造業	1,516 100.0	409 27.0	537 35.4	113 7.5	195 12.9	153 10.1	95 6.3	129 8.5	735 48.5	35 2.3
	情報通信業	194 100.0	76 39.2	100 51.5	24 12.4	44 22.7	28 14.4	14 7.2	10 5.2	66 34.0	5 2.6
	運輸業、郵便業	556 100.0	243 43.7	293 52.7	184 33.1	123 22.1	73 13.1	73 13.1	104 18.7	149 26.8	19 3.4
	卸売業、小売業	1,033 100.0	402 38.9	547 53.0	129 12.5	268 25.9	242 23.4	170 16.5	208 20.1	294 28.5	26 2.5
	金融業、保険業	50 100.0	30 60.0	28 56.0	6 12.0	25 50.0	16 32.0	3 6.0	14 28.0	13 26.0	3 6.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	23 39.0	26 44.1	6 10.2	11 18.6	12 20.3	7 11.9	7 11.9	24 40.7	- -
	サービス業	1,786 100.0	602 33.7	723 40.5	198 11.1	346 19.4	262 14.7	146 8.2	229 12.8	701 39.2	73 4.1
	その他	149 100.0	36 24.2	43 28.9	13 8.7	16 10.7	15 10.1	11 7.4	14 9.4	72 48.3	10 6.7
	無回答	199 100.0	67 33.7	76 38.2	31 15.6	31 15.6	33 16.6	20 10.1	30 15.1	75 37.7	14 7.0
	(SA)										
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	1,034 27.0	1,424 37.2	308 8.0	529 13.8	407 10.6	259 6.8	392 10.2	1,718 44.9	140 3.7
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	606 41.3	746 50.9	236 16.1	373 25.4	301 20.5	162 11.1	217 14.8	456 31.1	29 2.0
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	219 60.8	208 57.8	120 33.3	154 42.8	117 32.5	88 24.4	110 30.6	54 15.0	11 3.1
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	68 89.5	58 76.3	48 63.2	50 65.8	43 56.6	36 47.4	43 56.6	- -	1 1.3
	無回答	234 100.0	59 25.2	87 37.2	19 8.1	28 12.0	23 9.8	16 6.8	27 11.5	100 42.7	14 6.0
	(NA)										
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	624 47.7	660 50.5	331 25.3	398 30.5	242 18.5	190 14.5	233 17.8	377 28.8	24 1.8
	ない	4,495 100.0	1,328 29.5	1,806 40.2	386 8.6	718 16.0	637 14.2	357 7.9	541 12.0	1,881 41.8	156 3.5
	無回答	162 100.0	34 21.0	57 35.2	14 8.6	18 11.1	12 7.4	14 8.6	15 9.3	70 43.2	15 9.3
	(SA)										
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	992 36.9	1,217 45.2	424 15.8	538 20.0	424 15.8	260 9.7	369 13.7	1,012 37.6	70 2.6
	設定されていない	3,041 100.0	941 30.9	1,223 40.2	285 9.4	566 18.6	444 14.6	278 9.1	398 13.1	1,218 40.1	101 3.3
	無回答	233 100.0	53 22.7	83 35.6	22 9.4	30 12.9	23 9.9	23 9.9	22 9.4	98 42.1	24 10.3
	(SA)										
問 17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	409 41.9	512 52.5	152 15.6	254 26.0	223 22.8	193 19.8	194 19.9	262 26.8	27 2.8
	ない	4,916 100.0	1,559 31.7	1,987 40.4	570 11.6	868 17.7	657 13.4	359 7.3	585 11.9	2,055 41.8	140 2.8
	無回答	72 100.0	18 25.0	24 33.3	9 12.5	12 16.7	11 15.3	9 12.5	10 13.9	11 15.3	28 38.9
	(SA)										
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	1,469 31.6	1,858 40.0	524 11.3	818 17.6	614 13.2	275 5.9	437 9.4	2,056 44.3	116 2.5
	普通解雇を実施した	953 100.0	423 44.4	526 55.2	176 18.5	256 26.9	229 24.0	263 27.6	308 32.3	147 15.4	38 4.0
	整理解雇を実施した	510 100.0	172 33.7	236 46.3	68 13.3	111 21.8	94 18.4	79 15.5	101 19.8	155 30.4	22 4.3
	無回答	85 100.0	21 24.7	29 34.1	9 10.6	7 8.2	6 7.1	1 1.2	8 9.4	15 17.6	33 38.8
	(MA)										
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	684 36.2	855 45.3	227 12.0	370 19.6	307 16.3	186 9.9	271 14.4	687 36.4	55 2.9
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	360 31.7	458 40.4	113 10.0	201 17.7	158 13.9	86 7.6	131 11.6	485 42.8	36 3.2
	低くなっている	2,506 100.0	816 32.6	1,067 42.6	332 13.2	485 19.4	375 15.0	258 10.3	341 13.6	976 38.9	64 2.6
	わからない	79 100.0	24 30.4	23 29.1	16 20.3	15 19.0	9 11.4	4 5.1	10 12.7	37 46.8	4 5.1
	無回答	358 100.0	102 28.5	120 33.5	43 12.0	63 17.6	42 11.7	27 7.5	36 10.1	143 39.9	36 10.1
	(SA)										

問 1 4－1：ここ 5 年間に懲戒処分をめぐって労働組合との間で意見が異なり、紛争になったことはありましたか。（S A）

		合計	あった	なかった	なにもと 労働組合は	無回答
	合計	3,441 100.0	24 0.7	1,404 40.8	1,940 56.4	73 2.1
問 1 主 た る 産 業	建設業	213 100.0	－ －	71 33.3	138 64.8	4 1.9
	製造業	746 100.0	2 0.3	325 43.6	404 54.2	15 2.0
	情報通信業	123 100.0	－ －	44 35.8	78 63.4	1 0.8
	運輸業、郵便業	388 100.0	10 2.6	220 56.7	146 37.6	12 3.1
	卸売業、小売業	713 100.0	2 0.3	268 37.6	432 60.6	11 1.5
	金融業、保険業	34 100.0	－ －	17 50.0	17 50.0	－ －
	不動産業、物品賃貸業	35 100.0	－ －	14 40.0	21 60.0	－ －
	サービス業	1,012 100.0	7 0.7	363 35.9	615 60.8	27 2.7
	その他	67 100.0	－ －	24 35.8	42 62.7	1 1.5
	無回答	110 100.0	3 2.7	58 52.7	47 42.7	2 1.8
(SA)						
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	1,970 100.0	14 0.7	647 32.8	1,259 63.9	50 2.5
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	981 100.0	4 0.4	470 47.9	492 50.2	15 1.5
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	295 100.0	3 1.0	194 65.8	97 32.9	1 0.3
	1 0 0 0 人以上	75 100.0	1 1.3	59 78.7	14 18.7	1 1.3
	無回答	120 100.0	2 1.7	34 28.3	78 65.0	6 5.0
(NA)						
問 6 労 働 組 合	ある	906 100.0	12 1.3	877 96.8	7 0.8	10 1.1
	ない	2,458 100.0	11 0.4	510 20.7	1,877 76.4	60 2.4
	無回答	77 100.0	1 1.3	17 22.1	56 72.7	3 3.9
(SA)						
問 7 協 議 機 関	設定されている	1,608 100.0	13 0.8	890 55.3	677 42.1	28 1.7
	設定されていない	1,722 100.0	10 0.6	485 28.2	1,185 68.8	42 2.4
	無回答	111 100.0	1 0.9	29 26.1	78 70.3	3 2.7
(SA)						
問 17 退 職 勸 奨	ある	687 100.0	4 0.6	257 37.4	414 60.3	12 1.7
	ない	2,721 100.0	19 0.7	1,138 41.8	1,505 55.3	59 2.2
	無回答	33 100.0	1 3.0	9 27.3	21 63.6	2 6.1
(SA)						
問 19 解 雇	解雇は実施していない	2,474 100.0	11 0.4	1,051 42.5	1,362 55.1	50 2.0
	普通解雇を実施した	768 100.0	10 1.3	285 37.1	454 59.1	19 2.5
	整理解雇を実施した	333 100.0	4 1.2	112 33.6	210 63.1	7 2.1
	無回答	37 100.0	1 2.7	14 37.8	20 54.1	2 5.4
(MA)						
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,145 100.0	10 0.9	422 36.9	686 59.9	27 2.4
	ほぼ同じ程度	613 100.0	1 0.2	264 43.1	331 54.0	17 2.8
	低くなっている	1,466 100.0	9 0.6	628 42.8	804 54.8	25 1.7
	わからない	38 100.0	1 2.6	18 47.4	19 50.0	－ －
	無回答	179 100.0	3 1.7	72 40.2	100 55.9	4 2.2
(SA)						

問 1 4－2：ここ 5 年間に懲戒処分をめぐって対象となった従業員との間で紛争が起こったことはありましたか。（S A）

	合計	あった	なかった	無回答
合計	3,441 100.0	295 8.6	3,077 89.4	69 2.0
建設業	213 100.0	15 7.0	194 91.1	4 1.9
製造業	746 100.0	49 6.6	687 92.1	10 1.3
情報通信業	123 100.0	7 5.7	115 93.5	1 0.8
運輸業、郵便業	388 100.0	39 10.1	340 87.6	9 2.3
卸売業、小売業	713 100.0	58 8.1	642 90.0	13 1.8
金融業、保険業	34 100.0	1 2.9	33 97.1	－ －
不動産業、物品賃貸業	35 100.0	1 2.9	34 97.1	－ －
サービス業	1,012 100.0	106 10.5	878 86.8	28 2.8
その他	67 100.0	9 13.4	55 82.1	3 4.5
無回答	110 100.0	10 9.1	99 90.0	1 0.9
1 0 0 人未満	1,970 100.0	169 8.6	1,765 89.6	36 1.8
1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	981 100.0	76 7.7	887 90.4	18 1.8
3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	295 100.0	26 8.8	266 90.2	3 1.0
1 0 0 0 人以上	75 100.0	17 22.7	55 73.3	3 4.0
無回答	120 100.0	7 5.8	104 86.7	9 7.5
ある	906 100.0	64 7.1	827 91.3	15 1.7
ない	2,458 100.0	226 9.2	2,186 88.9	46 1.9
無回答	77 100.0	5 6.5	64 83.1	8 10.4
設定されている	1,608 100.0	117 7.3	1,461 90.9	30 1.9
設定されていない	1,722 100.0	169 9.8	1,522 88.4	31 1.8
無回答	111 100.0	9 8.1	94 84.7	8 7.2
ある	687 100.0	114 16.6	565 82.2	8 1.2
ない	2,721 100.0	178 6.5	2,499 91.8	44 1.6
無回答	33 100.0	3 9.1	13 39.4	17 51.5
解雇は実施していない	2,474 100.0	126 5.1	2,307 93.2	41 1.7
普通解雇を実施した	768 100.0	155 20.2	590 76.8	23 3.0
整理解雇を実施した	333 100.0	50 15.0	277 83.2	6 1.8
無回答	37 100.0	4 10.8	29 78.4	4 10.8
高まっている	1,145 100.0	107 9.3	1,016 88.7	22 1.9
ほぼ同じ程度	613 100.0	41 6.7	561 91.5	11 1.8
低くなっている	1,466 100.0	126 8.6	1,317 89.8	23 1.6
わからない	38 100.0	7 18.4	30 78.9	1 2.6
無回答	179 100.0	14 7.8	153 85.5	12 6.7

問1 4－2－付問：そのときどのようにして解決しましたか。（MA）

		合計	決本人との 話合いで解	を労働組合との 話合い	で社内決 の苦情処理機 関	で外部の紛争 解決機関	労働審判制で 解決	含裁判で解決 （和解を 含む）	その他	たへ解決でき ていない （従業員が離 職しない）	無回 答
	合計	295 100.0	142 48.1	19 6.4	14 4.7	47 15.9	40 13.6	54 18.3	3 1.0	15 5.1	12 4.1
問1 主 た る 産 業	建設業	15 100.0	7 46.7	1 6.7	－ －	2 13.3	2 13.3	2 13.3	－ －	－ －	1 6.7
	製造業	49 100.0	24 49.0	2 4.1	2 4.1	10 20.4	7 14.3	11 22.4	－ －	1 2.0	2 4.1
	情報通信業	7 100.0	5 71.4	－ －	－ －	－ －	1 14.3	1 14.3	－ －	－ －	－ －
	運輸業、郵便業	39 100.0	15 38.5	4 10.3	－ －	4 10.3	4 10.3	11 28.2	1 2.6	3 7.7	2 5.1
	卸売業、小売業	58 100.0	28 48.3	2 3.4	5 8.6	9 15.5	11 19.0	10 17.2	－ －	2 3.4	2 3.4
	金融業、保険業	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
	不動産業、物品賃貸業	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	サービス業	106 100.0	56 52.8	8 7.5	7 6.6	18 17.0	11 10.4	14 13.2	2 1.9	8 7.5	5 4.7
	その他	9 100.0	2 22.2	－ －	－ －	1 11.1	3 33.3	4 44.4	－ －	－ －	－ －
	無回答	10 100.0	4 40.0	2 20.0	－ －	3 30.0	1 10.0	1 10.0	－ －	－ －	－ －
	(SA)										
問2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	169 100.0	80 47.3	12 7.1	8 4.7	29 17.2	23 13.6	28 16.6	2 1.2	8 4.7	5 3.0
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	76 100.0	40 52.6	3 3.9	5 6.6	14 18.4	9 11.8	12 15.8	－ －	6 7.9	3 3.9
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	26 100.0	12 46.2	3 11.5	－ －	2 7.7	5 19.2	6 23.1	1 3.8	－ －	3 11.5
	1 0 0 0 人以上	17 100.0	5 29.4	1 5.9	－ －	1 5.9	3 17.6	7 41.2	－ －	1 5.9	1 5.9
	無回答	7 100.0	5 71.4	－ －	1 14.3	1 14.3	－ 14.3	1 14.3	－ －	－ －	－ －
	(NA)										
問6 労 働 組 合	ある	64 100.0	27 42.2	13 20.3	1 1.6	3 4.7	5 7.8	19 29.7	－ －	6 9.4	3 4.7
	ない	226 100.0	112 49.6	6 2.7	12 5.3	43 19.0	35 15.5	34 15.0	3 1.3	9 4.0	9 4.0
	無回答	5 100.0	3 60.0	－ －	1 20.0	1 20.0	－ －	1 20.0	－ －	－ －	－ －
	(SA)										
問7 協 議 機 関	設定されている	117 100.0	57 48.7	15 12.8	6 5.1	16 13.7	16 13.7	19 16.2	－ －	7 6.0	3 2.6
	設定されていない	169 100.0	79 46.7	4 2.4	7 4.1	30 17.8	24 14.2	33 19.5	3 1.8	8 4.7	9 5.3
	無回答	9 100.0	6 66.7	－ －	1 11.1	1 11.1	－ －	2 22.2	－ －	－ －	－ －
	(SA)										
問17 退 職 勧 奨	ある	114 100.0	57 50.0	6 5.3	7 6.1	18 15.8	13 11.4	26 22.8	1 0.9	3 2.6	5 4.4
	ない	178 100.0	84 47.2	11 6.2	7 3.9	28 15.7	26 14.6	28 15.7	2 1.1	12 6.7	7 3.9
	無回答	3 100.0	1 33.3	2 66.7	－ －	1 33.3	1 33.3	－ －	－ －	－ －	－ －
	(SA)										
問19 解 雇	解雇は実施していない	126 100.0	54 42.9	10 7.9	9 7.1	18 14.3	19 15.1	25 19.8	1 0.8	6 4.8	4 3.2
	普通解雇を実施した	155 100.0	80 51.6	8 5.2	3 1.9	29 18.7	21 13.5	26 16.8	2 1.3	8 5.2	8 5.2
	整理解雇を実施した	50 100.0	30 60.0	4 8.0	2 4.0	9 18.0	6 12.0	9 18.0	2 4.0	1 2.0	3 6.0
	無回答	4 100.0	2 50.0	1 25.0	－ －	－ －	－ －	1 25.0	－ －	－ －	－ －
	(MA)										
問5 (a) 売 上 高	高まっている	107 100.0	55 51.4	10 9.3	6 5.6	16 15.0	14 13.1	18 16.8	2 1.9	6 5.6	2 1.9
	ほぼ同じ程度	41 100.0	19 46.3	1 2.4	－ －	10 24.4	7 17.1	8 19.5	－ －	－ －	1 2.4
	低くなっている	126 100.0	61 48.4	8 6.3	7 5.6	18 14.3	19 15.1	22 17.5	1 0.8	6 4.8	7 5.6
	わからない	7 100.0	1 14.3	－ －	－ －	－ －	－ －	4 57.1	－ －	1 14.3	1 14.3
	無回答	14 100.0	6 42.9	－ －	1 7.1	3 21.4	－ －	2 14.3	－ －	2 14.3	1 7.1
	(SA)										

問15：従業員が自己都合により退職しようとする場合の手続きを決めていますか。（SA）

		合計	決めている	い文が書慣では決めるは決めている	の特都に度対処ておらず	無回答
	合計	5,964 100.0	5,217 87.5	269 4.5	413 6.9	65 1.1
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	362 85.8	20 4.7	38 9.0	2 0.5
	製造業	1,516 100.0	1,345 88.7	69 4.6	89 5.9	13 0.9
	情報通信業	194 100.0	180 92.8	10 5.2	4 2.1	- -
	運輸業、郵便業	556 100.0	470 84.5	27 4.9	55 9.9	4 0.7
	卸売業、小売業	1,033 100.0	937 90.7	40 3.9	44 4.3	12 1.2
	金融業、保険業	50 100.0	47 94.0	1 2.0	2 4.0	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	47 79.7	6 10.2	6 10.2	- -
	サービス業	1,786 100.0	1,540 86.2	85 4.8	138 7.7	23 1.3
	その他	149 100.0	129 86.6	3 2.0	14 9.4	3 2.0
	無回答	199 100.0	160 80.4	8 4.0	23 11.6	8 4.0
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	3,252 85.0	202 5.3	337 8.8	37 1.0
	100～300人未満	1,466 100.0	1,350 92.1	48 3.3	57 3.9	11 0.8
	300～1000人未満	360 100.0	345 95.8	9 2.5	- -	6 1.7
	1000人以上	76 100.0	73 96.1	3 3.9	- -	- -
	無回答	234 100.0	197 84.2	7 3.0	19 8.1	11 4.7
	(NA)					
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	1,204 92.1	50 3.8	47 3.6	6 0.5
	ない	4,495 100.0	3,879 86.3	213 4.7	358 8.0	45 1.0
	無回答	162 100.0	134 82.7	6 3.7	8 4.9	14 8.6
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	2,421 90.0	96 3.6	152 5.7	21 0.8
	設定されていない	3,041 100.0	2,603 85.6	160 5.3	253 8.3	25 0.8
	無回答	233 100.0	193 82.8	13 5.6	8 3.4	19 8.2
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	867 88.8	51 5.2	55 5.6	3 0.3
	ない	4,916 100.0	4,319 87.9	218 4.4	357 7.3	22 0.4
	無回答	72 100.0	31 43.1	- -	1 1.4	40 55.6
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	4,120 88.7	194 4.2	308 6.6	24 0.5
	普通解雇を実施した	953 100.0	800 83.9	56 5.9	80 8.4	17 1.8
	整理解雇を実施した	510 100.0	427 83.7	28 5.5	47 9.2	8 1.6
	無回答	85 100.0	53 62.4	1 1.2	8 9.4	23 27.1
	(MA)					
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	1,654 87.7	85 4.5	126 6.7	22 1.2
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	976 86.1	54 4.8	94 8.3	10 0.9
	低くなっている	2,506 100.0	2,212 88.3	117 4.7	165 6.6	12 0.5
	わからない	79 100.0	68 86.1	3 3.8	6 7.6	2 2.5
	無回答	358 100.0	307 85.8	10 2.8	22 6.1	19 5.3
	(SA)					

問15－付問：どこで決まっていますか。（MA）

合計	就業規則	労働協約	その他の社内規程	その他	無回答
5,217 100.0	5,037 96.5	353 6.8	361 6.9	32 0.6	37 0.7
362 100.0	353 97.5	10 2.8	17 4.7	2 0.6	1 0.3
1,345 100.0	1,301 96.7	111 8.3	83 6.2	6 0.4	8 0.6
180 100.0	177 98.3	3 1.7	14 7.8	- -	- -
470 100.0	446 94.9	65 13.8	39 8.3	2 0.4	6 1.3
937 100.0	905 96.6	53 5.7	68 7.3	6 0.6	6 0.6
47 100.0	45 95.7	2 4.3	3 6.4	- -	1 2.1
47 100.0	46 97.9	3 6.4	5 10.6	- -	- -
1,540 100.0	1,491 96.8	82 5.3	106 6.9	13 0.8	10 0.6
129 100.0	121 93.8	7 5.4	10 7.8	3 2.3	4 3.1
160 100.0	152 95.0	17 10.6	16 10.0	- -	1 0.6
3,252 100.0	3,128 96.2	163 5.0	229 7.0	25 0.8	25 0.8
1,350 100.0	1,313 97.3	104 7.7	83 6.1	4 0.3	7 0.5
345 100.0	333 96.5	63 18.3	29 8.4	1 0.3	3 0.9
73 100.0	73 100.0	17 23.3	4 5.5	- -	- -
197 100.0	190 96.4	6 3.0	16 8.1	2 1.0	2 1.0
1,204 100.0	1,161 96.4	224 18.6	68 5.6	6 0.5	11 0.9
3,879 100.0	3,745 96.5	124 3.2	282 7.3	25 0.6	25 0.6
134 100.0	131 97.8	5 3.7	11 8.2	1 0.7	1 0.7
2,421 100.0	2,330 96.2	258 10.7	191 7.9	18 0.7	18 0.7
2,603 100.0	2,517 96.7	91 3.5	156 6.0	13 0.5	18 0.7
193 100.0	190 98.4	4 2.1	14 7.3	1 0.5	1 0.5
867 100.0	842 97.1	52 6.0	65 7.5	4 0.5	6 0.7
4,319 100.0	4,165 96.4	301 7.0	295 6.8	26 0.6	31 0.7
31 100.0	30 96.8	- -	1 3.2	2 6.5	- -
4,120 100.0	3,979 96.6	274 6.7	274 6.7	25 0.6	29 0.7
800 100.0	771 96.4	63 7.9	58 7.3	3 0.4	8 1.0
427 100.0	412 96.5	25 5.9	34 8.0	3 0.7	2 0.5
53 100.0	49 92.5	5 9.4	6 11.3	2 3.8	- -
1,654 100.0	1,591 96.2	94 5.7	148 8.9	14 0.8	9 0.5
976 100.0	942 96.5	71 7.3	54 5.5	5 0.5	5 0.5
2,212 100.0	2,144 96.9	171 7.7	133 6.0	11 0.5	18 0.8
68 100.0	63 92.6	6 8.8	4 5.9	- -	2 2.9
307 100.0	297 96.7	11 3.6	22 7.2	2 0.7	3 1.0

問16：自己都合で退職しようとする場合、どれくらい事前に申し出なければならないことになっていますか。（SA）

		合計	即日・直前でよい	1週間程度前	2週間程度前	3週間程度前	1カ月程度前	2カ月程度前	3カ月程度前	3カ月より前	決まり出時期に関する	無回答
	合計	5,964 100.0	23 0.4	36 0.6	1,648 27.6	78 1.3	3,518 59.0	184 3.1	188 3.2	48 0.8	181 3.0	60 1.0
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	3 0.7	1 0.2	120 28.4	3 0.7	246 58.3	13 3.1	16 3.8	3 0.7	17 4.0	- -
	製造業	1,516 100.0	4 0.3	11 0.7	533 35.2	30 2.0	820 54.1	36 2.4	26 1.7	5 0.3	40 2.6	11 0.7
	情報通信業	194 100.0	- -	1 0.5	48 24.7	3 1.5	124 63.9	3 1.5	8 4.1	1 0.5	6 3.1	- -
	運輸業、郵便業	556 100.0	7 1.3	7 1.3	162 29.1	13 2.3	324 58.3	9 1.6	10 1.8	3 0.5	17 3.1	4 0.7
	卸売業、小売業	1,033 100.0	2 0.2	5 0.5	234 22.7	9 0.9	652 63.1	50 4.8	44 4.3	7 0.7	18 1.7	12 1.2
	金融業、保険業	50 100.0	- -	- -	13 26.0	- -	30 60.0	1 2.0	2 4.0	1 2.0	3 6.0	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	- -	- -	23 39.0	1 1.7	32 54.2	- -	- -	- -	3 5.1	- -
	サービス業	1,786 100.0	6 0.3	10 0.6	416 23.3	13 0.7	1,111 62.2	62 3.5	63 3.5	25 1.4	58 3.2	22 1.2
	その他	149 100.0	- -	1 0.7	51 34.2	2 1.3	64 43.0	4 2.7	7 4.7	3 2.0	13 8.7	4 2.7
	無回答	199 100.0	1 0.5	- -	48 24.1	4 2.0	115 57.8	6 3.0	12 6.0	- -	6 3.0	7 3.5
	(SA)											
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	16 0.4	28 0.7	958 25.0	52 1.4	2,331 60.9	124 3.2	134 3.5	32 0.8	120 3.1	33 0.9
	100～300人未満	1,466 100.0	5 0.3	8 0.5	473 32.3	16 1.1	823 56.1	42 2.9	35 2.4	14 1.0	38 2.6	12 0.8
	300～1000人未満	360 100.0	1 0.3	- -	144 40.0	4 1.1	178 49.4	10 2.8	8 2.2	- -	10 2.8	5 1.4
	1000人以上	76 100.0	- -	- -	27 35.5	1 1.3	43 56.6	2 2.6	- -	- -	3 3.9	- -
	無回答	234 100.0	1 0.4	- -	46 19.7	5 2.1	143 61.1	6 2.6	11 4.7	2 0.9	10 4.3	10 4.3
	(NA)											
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	7 0.5	4 0.3	474 36.3	24 1.8	673 51.5	28 2.1	34 2.6	14 1.1	43 3.3	6 0.5
	ない	4,495 100.0	15 0.3	32 0.7	1,146 25.5	51 1.1	2,745 61.1	153 3.4	146 3.2	32 0.7	134 3.0	41 0.9
	無回答	162 100.0	1 0.6	- -	28 17.3	3 1.9	100 61.7	3 1.9	8 4.9	2 1.2	4 2.5	13 8.0
	(SA)											
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	12 0.4	17 0.6	822 30.6	46 1.7	1,515 56.3	87 3.2	81 3.0	20 0.7	71 2.6	19 0.7
	設定されていない	3,041 100.0	9 0.3	18 0.6	777 25.6	27 0.9	1,864 61.3	93 3.1	99 3.3	24 0.8	104 3.4	26 0.9
	無回答	233 100.0	2 0.9	1 0.4	49 21.0	5 2.1	139 59.7	4 1.7	8 3.4	4 1.7	6 2.6	15 6.4
	(SA)											
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	5 0.5	4 0.4	242 24.8	16 1.6	603 61.8	38 3.9	33 3.4	7 0.7	25 2.6	3 0.3
	ない	4,916 100.0	18 0.4	32 0.7	1,393 28.3	62 1.3	2,897 58.9	146 3.0	155 3.2	41 0.8	155 3.2	17 0.3
	無回答	72 100.0	- -	- -	13 18.1	- -	18 25.0	- -	- -	- -	1 1.4	40 55.6
	(SA)											
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	18 0.4	29 0.6	1,328 28.6	59 1.3	2,710 58.3	145 3.1	147 3.2	42 0.9	147 3.2	21 0.5
	普通解雇を実施した	953 100.0	5 0.5	7 0.7	231 24.2	16 1.7	583 61.2	32 3.4	32 3.4	5 0.5	25 2.6	17 1.8
	整理解雇を実施した	510 100.0	- -	1 0.2	126 24.7	4 0.8	332 65.1	11 2.2	15 2.9	4 0.8	11 2.2	6 1.2
	無回答	85 100.0	- -	- -	17 20.0	1 1.2	36 42.4	- -	3 3.5	1 1.2	5 5.9	22 25.9
	(MA)											
	(SA)											
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	6 0.3	16 0.8	503 26.7	18 1.0	1,124 59.6	83 4.4	62 3.3	12 0.6	45 2.4	18 1.0
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	- -	6 0.5	309 27.2	11 1.0	674 59.4	33 2.9	31 2.7	9 0.8	49 4.3	12 1.1
	低くなっている	2,506 100.0	15 0.6	14 0.6	753 30.0	45 1.8	1,449 57.8	61 2.4	75 3.0	19 0.8	62 2.5	13 0.5
	わからない	79 100.0	1 1.3	- -	15 19.0	- -	46 58.2	- -	3 3.8	3 3.8	9 11.4	2 2.5
	無回答	358 100.0	1 0.3	- -	68 19.0	4 1.1	225 62.8	7 2.0	17 4.7	5 1.4	16 4.5	15 4.2
	(SA)											

問１７：ここ５年間に、個別に正規従業員の退職勧奨をしたことがありますか。（SA）

		合計	ある	ない	無回答
	合計	5,964 100.0	976 16.4	4,916 82.4	72 1.2
問１ 主たる産業	建設業	422 100.0	74 17.5	347 82.2	1 0.2
	製造業	1,516 100.0	251 16.6	1,255 82.8	10 0.7
	情報通信業	194 100.0	44 22.7	148 76.3	2 1.0
	運輸業、郵便業	556 100.0	79 14.2	472 84.9	5 0.9
	卸売業、小売業	1,033 100.0	182 17.6	836 80.9	15 1.5
	金融業、保険業	50 100.0	8 16.0	42 84.0	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	7 11.9	52 88.1	- -
	サービス業	1,786 100.0	276 15.5	1,484 83.1	26 1.5
	その他	149 100.0	20 13.4	126 84.6	3 2.0
	無回答	199 100.0	35 17.6	154 77.4	10 5.0
(SA)					
問２ (b) 正規従業員	１００人未満	3,828 100.0	585 15.3	3,200 83.6	43 1.1
	１００～３００人未満	1,466 100.0	256 17.5	1,197 81.7	13 0.9
	３００～１０００人未満	360 100.0	83 23.1	273 75.8	4 1.1
	１０００人以上	76 100.0	23 30.3	52 68.4	1 1.3
	無回答	234 100.0	29 12.4	194 82.9	11 4.7
	(NA)				
問６ 労働組合	ある	1,307 100.0	204 15.6	1,091 83.5	12 0.9
	ない	4,495 100.0	749 16.7	3,699 82.3	47 1.0
	無回答	162 100.0	23 14.2	126 77.8	13 8.0
(SA)					
問７ 協議機関	設定されている	2,690 100.0	392 14.6	2,275 84.6	23 0.9
	設定されていない	3,041 100.0	548 18.0	2,464 81.0	29 1.0
	無回答	233 100.0	36 15.5	177 76.0	20 8.6
(SA)					
問１７ 退職勧奨	ある	976 100.0	976 100.0	- -	- -
	ない	4,916 100.0	- -	4,916 100.0	- -
	無回答	72 100.0	- -	- -	72 100.0
(SA)					
問１９ 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	415 8.9	4,215 90.7	16 0.3
	普通解雇を実施した	953 100.0	400 42.0	531 55.7	22 2.3
	整理解雇を実施した	510 100.0	282 55.3	217 42.5	11 2.2
	無回答	85 100.0	8 9.4	47 55.3	30 35.3
	(MA)				
問５ (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	227 12.0	1,638 86.8	22 1.2
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	161 14.2	962 84.8	11 1.0
	低くなっている	2,506 100.0	525 20.9	1,969 78.6	12 0.5
	わからない	79 100.0	20 25.3	58 73.4	1 1.3
	無回答	358 100.0	43 12.0	289 80.7	26 7.3
	(SA)				

問１７－付問：その際どのような手続きをとりましたか。（MA）

合計	労働組合と協議した	労使協議機関で協議した	従業員の代表を選んだ	特に協議はしなかった	無回答
976 100.0	115 11.8	99 10.1	147 15.1	613 62.8	40 4.1
74 100.0	1 1.4	7 9.5	8 10.8	57 77.0	2 2.7
251 100.0	36 14.3	30 12.0	45 17.9	147 58.6	7 2.8
44 100.0	1 2.3	3 6.8	5 11.4	34 77.3	1 2.3
79 100.0	25 31.6	12 15.2	18 22.8	31 39.2	3 3.8
182 100.0	24 13.2	16 8.8	20 11.0	120 65.9	6 3.3
8 100.0	1 12.5	1 12.5	- -	5 62.5	1 12.5
7 100.0	- -	- -	- -	7 100.0	- -
276 100.0	24 8.7	27 9.8	45 16.3	173 62.7	15 5.4
20 100.0	- -	- -	1 5.0	16 80.0	3 15.0
35 100.0	3 8.6	3 8.6	5 14.3	23 65.7	2 5.7
585 100.0	42 7.2	58 9.9	97 16.6	386 66.0	21 3.6
256 100.0	44 17.2	26 10.2	36 14.1	152 59.4	10 3.9
83 100.0	21 25.3	12 14.5	10 12.0	43 51.8	4 4.8
23 100.0	7 30.4	3 13.0	- -	12 52.2	1 4.3
29 100.0	1 3.4	- -	4 13.8	20 69.0	4 13.8
204 100.0	111 54.4	30 14.7	12 5.9	72 35.3	8 3.9
749 100.0	4 0.5	68 9.1	132 17.6	524 70.0	30 4.0
23 100.0	- -	1 4.3	3 13.0	17 73.9	2 8.7
392 100.0	87 22.2	64 16.3	75 19.1	185 47.2	12 3.1
548 100.0	28 5.1	32 5.8	66 12.0	404 73.7	25 4.6
36 100.0	- -	3 8.3	6 16.7	24 66.7	3 8.3
976 100.0	115 11.8	99 10.1	147 15.1	613 62.8	40 4.1
- -	- -	- -	- -	- -	- -
- -	- -	- -	- -	- -	- -
- -	- -	- -	- -	- -	- -
415 100.0	57 13.7	45 10.8	50 12.0	260 62.7	15 3.6
400 100.0	35 8.8	37 9.3	61 15.3	264 66.0	18 4.5
282 100.0	38 13.5	33 11.7	62 22.0	160 56.7	10 3.5
8 100.0	- -	1 12.5	- -	5 62.5	2 25.0
227 100.0	23 10.1	23 10.1	33 14.5	145 63.9	9 4.0
161 100.0	21 13.0	11 6.8	26 16.1	97 60.2	9 5.6
525 100.0	69 13.1	64 12.2	80 15.2	322 61.3	17 3.2
20 100.0	2 10.0	1 5.0	1 5.0	16 80.0	2 10.0
43 100.0	- -	- -	7 16.3	33 76.7	3 7.0

問１８：一般的に従業員を解雇しようとする場合の手続きを
決めていますか。（ＳＡ）

		合 計	決 め て い る	い 文 が 書 で は 決 め て い な い	の 特 都 に 度 決 め て お て ら い ず そ	無 回 答
合計		5,964 100.0	4,668 78.3	200 3.4	1,012 17.0	84 1.4
問１ 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	328 77.7	20 4.7	72 17.1	2 0.5
	製造業	1,516 100.0	1,191 78.6	54 3.6	255 16.8	16 1.1
	情報通信業	194 100.0	159 82.0	8 4.1	25 12.9	2 1.0
	運輸業、郵便業	556 100.0	451 81.1	17 3.1	79 14.2	9 1.6
	卸売業、小売業	1,033 100.0	802 77.6	40 3.9	178 17.2	13 1.3
	金融業、保険業	50 100.0	45 90.0	1 2.0	4 8.0	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	41 69.5	4 6.8	14 23.7	- -
	サービス業	1,786 100.0	1,392 77.9	46 2.6	319 17.9	29 1.6
	その他	149 100.0	109 73.2	1 0.7	35 23.5	4 2.7
	無回答	199 100.0	150 75.4	9 4.5	31 15.6	9 4.5
(SA)						
問２ (b) 正 規 従 業 員	１００人未満	3,828 100.0	2,938 76.8	123 3.2	716 18.7	51 1.3
	１００～３００人未満	1,466 100.0	1,201 81.9	58 4.0	191 13.0	16 1.1
	３００～１０００人未満	360 100.0	293 81.4	14 3.9	49 13.6	4 1.1
	１０００人以上	76 100.0	65 85.5	3 3.9	8 10.5	- -
	無回答	234 100.0	171 73.1	2 0.9	48 20.5	13 5.6
(NA)						
問６ 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	1,107 84.7	31 2.4	160 12.2	9 0.7
	ない	4,495 100.0	3,446 76.7	167 3.7	821 18.3	61 1.4
	無回答	162 100.0	115 71.0	2 1.2	31 19.1	14 8.6
(SA)						
問７ 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	2,210 82.2	80 3.0	376 14.0	24 0.9
	設定されていない	3,041 100.0	2,283 75.1	117 3.8	599 19.7	42 1.4
	無回答	233 100.0	175 75.1	3 1.3	37 15.9	18 7.7
(SA)						
問１７ 退 職 勧 奨	ある	976 100.0	798 81.8	61 6.3	116 11.9	1 0.1
	ない	4,916 100.0	3,844 78.2	138 2.8	896 18.2	38 0.8
	無回答	72 100.0	26 36.1	1 1.4	- -	45 62.5
(SA)						
問１９ 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	3,668 78.9	118 2.5	825 17.8	35 0.8
	普通解雇を実施した	953 100.0	739 77.5	64 6.7	132 13.9	18 1.9
	整理解雇を実施した	510 100.0	385 75.5	37 7.3	80 15.7	8 1.6
	無回答	85 100.0	40 47.1	2 2.4	14 16.5	29 34.1
(MA)						
問５ (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	1,484 78.6	63 3.3	317 16.8	23 1.2
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	851 75.0	41 3.6	225 19.8	17 1.5
	低くなっている	2,506 100.0	2,000 79.8	93 3.7	395 15.8	18 0.7
	わからない	79 100.0	61 77.2	2 2.5	14 17.7	2 2.5
	無回答	358 100.0	272 76.0	1 0.3	61 17.0	24 6.7
(SA)						

問１８－付問：どこで決まっていますか。（MA）

	合 計	就 業 規 則	労 働 協 約	そ の 他 の 社 内 規 程	そ の 他	無 回 答
合計		4,668 100.0	4,572 97.9	337 7.2	290 6.2	14 0.3
問１ 主 た る 産 業	建設業	328 100.0	318 97.0	12 3.7	21 6.4	- 0.3
	製造業	1,191 100.0	1,177 98.8	109 9.2	49 4.1	2 0.2
	情報通信業	159 100.0	152 95.6	4 2.5	14 8.8	- 1.3
	運輸業、郵便業	451 100.0	436 96.7	67 14.9	40 8.9	2 0.4
	卸売業、小売業	802 100.0	789 98.4	59 7.4	43 5.4	4 0.5
	金融業、保険業	45 100.0	44 97.8	1 2.2	5 11.1	- -
	不動産業、物品賃貸業	41 100.0	38 92.7	4 9.8	5 12.2	- -
	サービス業	1,392 100.0	1,368 98.3	65 4.7	96 6.9	4 0.3
	その他	109 100.0	107 98.2	6 5.5	4 3.7	2 1.8
	無回答	150 100.0	143 95.3	10 6.7	13 8.7	- 0.7
(SA)						
問２ (b) 正 規 従 業 員	１００人未満	2,938 100.0	2,882 98.1	155 5.3	161 5.5	8 0.3
	１００～３００人未満	1,201 100.0	1,178 98.1	94 7.8	85 7.1	4 0.3
	３００～１０００人未満	293 100.0	284 96.9	62 21.2	26 8.9	2 0.7
	１０００人以上	65 100.0	62 95.4	17 26.2	4 6.2	- -
	無回答	171 100.0	166 97.1	9 5.3	14 8.2	- 0.6
(NA)						
問６ 労 働 組 合	ある	1,107 100.0	1,073 96.9	245 22.1	76 6.9	4 0.4
	ない	3,446 100.0	3,387 98.3	83 2.4	203 5.9	10 0.3
	無回答	115 100.0	112 97.4	9 7.8	11 9.6	- -
(SA)						
問７ 協 議 機 関	設定されている	2,210 100.0	2,160 97.7	255 11.5	159 7.2	8 0.4
	設定されていない	2,283 100.0	2,241 98.2	72 3.2	118 5.2	6 0.3
	無回答	175 100.0	171 97.7	10 5.7	13 7.4	- -
(SA)						
問１７ 退 職 勧 奨	ある	798 100.0	770 96.5	53 6.6	71 8.9	3 0.4
	ない	3,844 100.0	3,777 98.3	284 7.4	218 5.7	11 0.3
	無回答	26 100.0	25 96.2	- -	1 3.8	- -
(SA)						
問１９ 解 雇	解雇は実施していない	3,668 100.0	3,599 98.1	262 7.1	209 5.7	11 0.3
	普通解雇を実施した	739 100.0	718 97.2	60 8.1	59 8.0	3 0.4
	整理解雇を実施した	385 100.0	376 97.7	23 6.0	34 8.8	- 0.3
	無回答	40 100.0	37 92.5	5 12.5	2 5.0	- 2.5
(MA)						
問５ (a) 売 上 高	高まっている	1,484 100.0	1,450 97.7	85 5.7	112 7.5	4 0.3
	ほぼ同じ程度	851 100.0	832 97.8	68 8.0	46 5.4	4 0.5
	低くなっている	2,000 100.0	1,967 98.4	165 8.3	103 5.2	6 0.3
	わからない	61 100.0	60 98.4	4 6.6	5 8.2	- -
	無回答	272 100.0	263 96.7	15 5.5	24 8.8	- -
(SA)						

問１９：ここ５年間に於いて、正規従業員を解雇（懲戒解雇を除く）したことがありますか。（MA）

		合計	い 解 雇 は 実 施 し て い な	普 通 解 雇 を 実 施 し た	整 理 解 雇 を 実 施 し た	無 回 答
合計		5,964 100.0	4,646 77.9	953 16.0	510 8.6	85 1.4
問１ 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	324 76.8	73 17.3	35 8.3	3 0.7
	製造業	1,516 100.0	1,188 78.4	206 13.6	164 10.8	20 1.3
	情報通信業	194 100.0	164 84.5	23 11.9	11 5.7	-
	運輸業、郵便業	556 100.0	426 76.6	101 18.2	42 7.6	8 1.4
	卸売業、小売業	1,033 100.0	772 74.7	206 19.9	86 8.3	12 1.2
	金融業、保険業	50 100.0	41 82.0	9 18.0	2 4.0	-
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	43 72.9	13 22.0	6 10.2	-
	サービス業	1,786 100.0	1,426 79.8	264 14.8	136 7.6	27 1.5
	その他	149 100.0	117 78.5	21 14.1	8 5.4	7 4.7
	無回答	199 100.0	145 72.9	37 18.6	20 10.1	8 4.0
(SA)						
問２ (b) 正 規 従 業 員	１００人未満	3,828 100.0	3,001 78.4	572 14.9	337 8.8	59 1.5
	１００～３００人未満	1,466 100.0	1,143 78.0	249 17.0	115 7.8	13 0.9
	３００～１０００人未満	360 100.0	265 73.6	78 21.7	32 8.9	4 1.1
	１０００人以上	76 100.0	52 68.4	23 30.3	6 7.9	1 1.3
	無回答	234 100.0	185 79.1	31 13.2	20 8.5	8 3.4
(NA)						
問６ 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	1,080 82.6	168 12.9	83 6.4	10 0.8
	ない	4,495 100.0	3,446 76.7	761 16.9	408 9.1	67 1.5
	無回答	162 100.0	120 74.1	24 14.8	19 11.7	8 4.9
(SA)						
問７ 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	2,155 80.1	400 14.9	193 7.2	29 1.1
	設定されていない	3,041 100.0	2,314 76.1	523 17.2	294 9.7	44 1.4
	無回答	233 100.0	177 76.0	30 12.9	23 9.9	12 5.2
(SA)						
問１７ 退 職 勧 奨	ある	976 100.0	415 42.5	400 41.0	282 28.9	8 0.8
	ない	4,916 100.0	4,215 85.7	531 10.8	217 4.4	47 1.0
	無回答	72 100.0	16 22.2	22 30.6	11 15.3	30 41.7
(SA)						
問１９ 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	4,646 100.0	-	-	-
	普通解雇を実施した	953 100.0	-	953 100.0	230 24.1	-
	整理解雇を実施した	510 100.0	-	230 45.1	510 100.0	-
	無回答	85 100.0	-	-	-	85 100.0
(MA)						
問５ (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	1,509 80.0	312 16.5	105 5.6	20 1.1
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	927 81.7	167 14.7	57 5.0	17 1.5
	低くなっている	2,506 100.0	1,855 74.0	430 17.2	323 12.9	23 0.9
	わからない	79 100.0	67 84.8	6 7.6	4 5.1	3 3.8
	無回答	358 100.0	288 80.4	38 10.6	21 5.9	22 6.1
(SA)						

問１９－１：普通解雇を実施した企業にお聞します。普通解雇を行うこととした理由は何でしたか。（MA）

合計	本人の 非行	頻 繁 な 無 断 欠 勤	職 場 規 律 の 紊 乱	欠 仕 如 事 に 必 要 な 能 力 の	休 職 期 間 の 満 了	健 康 上 の 問 題	そ の 他	無 回 答
953 100.0	294 30.8	143 15.0	229 24.0	267 28.0	83 8.7	116 12.2	38 4.0	264 27.7
73 100.0	18 24.7	8 11.0	17 23.3	28 38.4	2 2.7	12 16.4	7 9.6	18 24.7
206 100.0	55 26.7	43 20.9	43 20.9	54 26.2	18 8.7	23 11.2	5 2.4	68 33.0
23 100.0	4 17.4	5 21.7	3 13.0	10 43.5	2 8.7	4 17.4	2 8.7	6 26.1
101 100.0	32 31.7	18 17.8	29 28.7	24 23.8	10 9.9	13 12.9	3 3.0	28 27.7
206 100.0	72 35.0	20 9.7	46 22.3	52 25.2	20 9.7	24 11.7	9 4.4	57 27.7
9 100.0	2 22.2	-	1 11.1	2 22.2	2 22.2	1 11.1	-	2 22.2
13 100.0	3 23.1	-	1 7.7	7 53.8	2 15.4	-	2 15.4	2 15.4
264 100.0	86 32.6	44 16.7	77 29.2	71 26.9	21 8.0	32 12.1	10 3.8	67 25.4
21 100.0	7 33.3	1 4.8	4 19.0	7 33.3	1 4.8	3 14.3	-	6 28.6
37 100.0	15 40.5	4 10.8	8 21.6	12 32.4	5 13.5	4 10.8	-	10 27.0
572 100.0	157 27.4	79 13.8	139 24.3	179 31.3	27 4.7	68 11.9	26 4.5	169 29.5
249 100.0	82 32.9	45 18.1	56 22.5	60 24.1	26 10.4	36 14.5	11 4.4	65 26.1
78 100.0	34 43.6	14 17.9	20 25.6	16 20.5	19 24.4	4 5.1	1 1.3	14 17.9
23 100.0	10 43.5	2 8.7	7 30.4	4 17.4	9 39.1	5 21.7	-	4 17.4
31 100.0	11 35.5	3 9.7	7 22.6	8 25.8	2 6.5	3 9.7	-	12 38.7
168 100.0	62 36.9	24 14.3	40 23.8	31 18.5	30 17.9	17 10.1	4 2.4	40 23.8
761 100.0	227 29.8	117 15.4	186 24.4	231 30.4	51 6.7	97 12.7	34 4.5	212 27.9
24 100.0	5 20.8	2 8.3	3 12.5	5 20.8	2 8.3	2 8.3	-	12 50.0
400 100.0	124 31.0	60 15.0	91 22.8	109 27.3	38 9.5	47 11.8	17 4.3	109 27.3
523 100.0	162 31.0	79 15.1	132 25.2	150 28.7	42 8.0	64 12.2	21 4.0	143 27.3
30 100.0	8 26.7	4 13.3	6 20.0	8 26.7	3 10.0	5 16.7	-	12 40.0
400 100.0	104 26.0	58 14.5	99 24.8	151 37.8	36 9.0	54 13.5	11 2.8	114 28.5
531 100.0	188 35.4	84 15.8	128 24.1	115 21.7	47 8.9	61 11.5	27 5.1	134 25.2
22 100.0	2 9.1	1 4.5	2 9.1	1 4.5	-	1 4.5	-	16 72.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
953 100.0	294 30.8	143 15.0	229 24.0	267 28.0	83 8.7	116 12.2	38 4.0	264 27.7
230 100.0	48 20.9	26 11.3	51 22.2	54 23.5	23 10.0	30 13.0	5 2.2	96 41.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
312 100.0	104 33.3	45 14.4	83 26.6	88 28.2	27 8.7	42 13.5	13 4.2	75 24.0
167 100.0	53 31.7	25 15.0	37 22.2	45 26.9	13 7.8	20 12.0	3 1.8	45 26.9
430 100.0	127 29.5	67 15.6	101 23.5	123 28.6	40 9.3	53 12.3	21 4.9	129 30.0
6 100.0	1 16.7	1 16.7	2 33.3	3 50.0	-	-	-	-
38 100.0	9 23.7	5 13.2	6 15.8	8 21.1	3 7.9	1 2.6	1 2.6	15 39.5

問 1 9－2：普通解雇に先立ち、次のような措置を講じましたか。(MA)

		合 計	警 告	是 正 機 会 の 付 与	診 他 の 部 署 へ の 配 転 打	退 職 勧 奨 を し た	そ の 他	も 以 講 上 じ の て い ず れ の 措 置	無 回 答
	合計	953 100.0	473 49.6	375 39.3	195 20.5	367 38.5	49 5.1	55 5.8	137 14.4
問 1 主 た る 産 業	建設業	73 100.0	31 42.5	30 41.1	11 15.1	34 46.6	6 8.2	5 6.8	6 8.2
	製造業	206 100.0	102 49.5	77 37.4	48 23.3	71 34.5	6 2.9	8 3.9	39 18.9
	情報通信業	23 100.0	9 39.1	10 43.5	4 17.4	13 56.5	－ －	－ －	2 8.7
	運輸業、郵便業	101 100.0	59 58.4	44 43.6	13 12.9	39 38.6	5 5.0	5 5.0	10 9.9
	卸売業、小売業	206 100.0	101 49.0	76 36.9	43 20.9	88 42.7	14 6.8	9 4.4	30 14.6
	金融業、保険業	9 100.0	3 33.3	2 22.2	1 11.1	3 33.3	1 11.1	3 33.3	1 11.1
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	6 46.2	4 30.8	4 30.8	1 7.7	1 7.7	2 15.4	1 7.7
	サービス業	264 100.0	136 51.5	111 42.0	60 22.7	96 36.4	13 4.9	17 6.4	37 14.0
	その他	21 100.0	9 42.9	8 38.1	5 23.8	8 38.1	1 4.8	4 19.0	2 9.5
	無回答	37 100.0	17 45.9	13 35.1	6 16.2	14 37.8	2 5.4	2 5.4	9 24.3
	(SA)								
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	572 100.0	280 49.0	220 38.5	106 18.5	243 42.5	29 5.1	26 4.5	79 13.8
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	249 100.0	136 54.6	104 41.8	59 23.7	81 32.5	10 4.0	18 7.2	34 13.7
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	78 100.0	38 48.7	30 38.5	17 21.8	24 30.8	7 9.0	5 6.4	11 14.1
	1 0 0 0 人以上	23 100.0	11 47.8	9 39.1	9 39.1	9 39.1	1 4.3	3 13.0	4 17.4
	無回答	31 100.0	8 25.8	12 38.7	4 12.9	10 32.3	2 6.5	3 9.7	9 29.0
	(NA)								
問 6 労 働 組 合	ある	168 100.0	83 49.4	63 37.5	29 17.3	54 32.1	14 8.3	10 6.0	27 16.1
	ない	761 100.0	384 50.5	304 39.9	163 21.4	304 39.9	34 4.5	43 5.7	102 13.4
	無回答	24 100.0	6 25.0	8 33.3	3 12.5	9 37.5	1 4.2	2 8.3	8 33.3
問 7 協 議 機 関	設定されている	400 100.0	212 53.0	171 42.8	95 23.8	152 38.0	20 5.0	16 4.0	60 15.0
	設定されていない	523 100.0	249 47.6	193 36.9	97 18.5	207 39.6	25 4.8	37 7.1	69 13.2
	無回答	30 100.0	12 40.0	11 36.7	3 10.0	8 26.7	4 13.3	2 6.7	8 26.7
問 17 退 職 勧 奨	ある	400 100.0	188 47.0	158 39.5	93 23.3	226 56.5	8 2.0	15 3.8	59 14.8
	ない	531 100.0	282 53.1	215 40.5	101 19.0	140 26.4	39 7.3	40 7.5	62 11.7
	無回答	22 100.0	3 13.6	2 9.1	1 4.5	1 4.5	2 9.1	－ －	16 72.7
問 19 解 雇	解雇は実施していない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	普通解雇を実施した	953 100.0	473 49.6	375 39.3	195 20.5	367 38.5	49 5.1	55 5.8	137 14.4
	整理解雇を実施した	230 100.0	83 36.1	61 26.5	38 16.5	78 33.9	4 1.7	12 5.2	82 35.7
	無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	312 100.0	161 51.6	129 41.3	66 21.2	125 40.1	12 3.8	18 5.8	38 12.2
	ほぼ同じ程度	167 100.0	83 49.7	67 40.1	35 21.0	61 36.5	10 6.0	12 7.2	20 12.0
	低くなっている	430 100.0	214 49.8	164 38.1	84 19.5	171 39.8	22 5.1	22 5.1	69 16.0
	わからない	6 100.0	2 33.3	4 66.7	2 33.3	1 16.7	1 16.7	－ －	－ －
	無回答	38 100.0	13 34.2	11 28.9	8 21.1	9 23.7	4 10.5	3 7.9	10 26.3
	(SA)								

問 1 9－3：整理解雇に至る前に、以下の解雇回避措置を講じましたか。（MA）

		合計	新規採用抑制	配置転換	出向、転籍	一時金カット	賃上げ抑制	賃下げ	一時休業	残業規制	廃止、算部門の縮小・閉鎖	契約正不規従新業員の雇用	の派遣約社員、請負社員	む期希望退職の募集（含）	その他	解雇回避措置は実施	無回答
	合計	510 100.0	198 38.8	186 36.5	58 11.4	116 22.7	114 22.4	115 22.5	108 21.2	122 23.9	188 36.9	109 21.4	87 17.1	129 25.3	12 2.4	33 6.5	76 14.9
問 1 主 た る 産 業	建設業	35 100.0	11 31.4	12 34.3	3 8.6	7 20.0	7 20.0	11 31.4	2 5.7	5 14.3	10 28.6	6 17.1	4 11.4	5 14.3	1 2.9	3 8.6	4 11.4
	製造業	164 100.0	82 50.0	51 31.1	19 11.6	57 34.8	43 26.2	43 26.2	70 42.7	69 42.1	57 34.8	52 31.7	50 30.5	58 35.4	-	12 7.3	18 11.0
	情報通信業	11 100.0	4 36.4	4 36.4	1 9.1	1 9.1	2 18.2	3 27.3	4 36.4	3 27.3	2 18.2	1 9.1	1 9.1	2 18.2	-	1 9.1	-
	運輸業、郵便業	42 100.0	10 23.8	19 45.2	4 9.5	6 14.3	5 11.9	8 19.0	5 11.9	3 7.1	15 35.7	5 11.9	6 14.3	9 21.4	2 4.8	3 7.1	8 19.0
	卸売業、小売業	86 100.0	37 43.0	33 38.4	11 12.8	17 19.8	21 24.4	18 20.9	4 4.7	18 20.9	44 51.2	18 20.9	6 7.0	15 17.4	3 3.5	2 2.3	13 15.1
	金融業、保険業	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	1 50.0
	不動産業、物品賃貸業	6 100.0	2 33.3	1 16.7	-	-	-	-	-	-	2 33.3	2 33.3	2 33.3	1 16.7	-	1 16.7	1 16.7
	サービス業	136 100.0	43 31.6	57 41.9	14 10.3	25 18.4	30 22.1	25 18.4	19 14.0	21 15.4	48 35.3	18 13.2	15 11.0	33 24.3	5 3.7	8 5.9	25 18.4
	その他	8 100.0	2 25.0	2 25.0	-	-	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5	4 50.0	2 25.0	1 12.5	4 50.0	-	2 25.0	1 12.5
	無回答	20 100.0	6 30.0	7 35.0	6 30.0	3 15.0	5 25.0	5 25.0	4 20.0	2 10.0	5 25.0	5 25.0	2 10.0	2 10.0	1 5.0	1 5.0	5 25.0
	(SA)																
	問 2 (b)																
	1 0 0 人未満	337 100.0	130 38.6	102 30.3	32 9.5	78 23.1	78 23.1	83 24.6	69 20.5	78 23.1	120 35.6	58 17.2	49 14.5	71 21.1	8 2.4	29 8.6	48 14.2
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	115 100.0	51 44.3	53 46.1	19 16.5	28 24.3	27 23.5	22 19.1	29 25.2	30 26.1	49 42.6	35 30.4	26 22.6	37 32.2	3 2.6	3 2.6	14 12.2
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	32 100.0	11 34.4	19 59.4	3 9.4	6 18.8	7 21.9	3 9.4	4 12.5	7 21.9	11 34.4	9 28.1	8 25.0	14 43.8	1 3.1	-	8 25.0
	1 0 0 0 人以上	6 100.0	3 50.0	3 50.0	3 50.0	2 33.3	-	1 16.7	2 33.3	3 50.0	4 66.7	4 66.7	2 33.3	4 66.7	-	-	1 16.7
	無回答	20 100.0	3 15.0	9 45.0	1 5.0	2 10.0	2 10.0	6 30.0	4 20.0	4 20.0	4 20.0	3 15.0	2 10.0	3 15.0	-	1 5.0	5 25.0
	(NA)																
問 6 労 働 組 合	ある	83 100.0	40 48.2	36 43.4	10 12.0	33 39.8	24 28.9	24 28.9	22 26.5	20 24.1	38 45.8	29 34.9	22 26.5	41 49.4	2 2.4	2 2.4	11 13.3
	ない	408 100.0	155 38.0	142 34.8	47 11.5	80 19.6	88 21.6	85 20.8	83 20.3	100 24.5	146 35.8	76 18.6	63 15.4	85 20.8	10 2.5	30 7.4	61 15.0
	無回答	19 100.0	3 15.8	8 42.1	1 5.3	3 15.8	2 10.5	6 31.6	3 15.8	2 10.5	4 21.1	4 21.1	2 10.5	3 15.8	-	1 5.3	4 21.1
	(SA)																
問 7 協 議 機 関	設定されている	193 100.0	80 41.5	70 36.3	26 13.5	53 27.5	45 23.3	43 22.3	48 24.9	53 27.5	79 40.9	46 23.8	41 21.2	73 37.8	5 2.6	6 3.1	30 15.5
	設定されていない	294 100.0	111 37.8	106 36.1	31 10.5	59 20.1	65 22.1	65 22.1	55 18.7	66 22.4	103 35.0	57 19.4	43 14.6	54 18.4	7 2.4	26 8.8	42 14.3
	無回答	23 100.0	7 30.4	10 43.5	1 4.3	4 17.4	4 17.4	7 30.4	5 21.7	3 13.0	6 26.1	6 26.1	3 13.0	2 8.7	-	1 4.3	4 17.4
	(SA)																
問 17 退 職 勧 奨	ある	282 100.0	132 46.8	123 43.6	36 12.8	83 29.4	76 27.0	75 26.6	66 23.4	82 29.1	126 44.7	73 25.9	56 19.9	93 33.0	6 2.1	15 5.3	22 7.8
	ない	217 100.0	65 30.0	63 29.0	22 10.1	32 14.7	37 17.1	39 18.0	40 18.4	39 18.0	61 28.1	35 16.1	30 13.8	36 16.6	6 2.8	18 8.3	47 21.7
	無回答	11 100.0	1 9.1	-	-	1 9.1	1 9.1	1 9.1	2 18.2	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	-	-	-	7 63.6
	(SA)																
問 19 解 雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	230 100.0	62 27.0	80 34.8	22 9.6	34 14.8	35 15.2	41 17.8	36 15.7	42 18.3	60 26.1	34 14.8	27 11.7	37 16.1	6 2.6	20 8.7	68 29.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	198 38.8	186 36.5	58 11.4	116 22.7	114 22.4	115 22.5	108 21.2	122 23.9	188 36.9	109 21.4	87 17.1	129 25.3	12 2.4	33 6.5	76 14.9
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	(MA)																
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	105 100.0	33 31.4	38 36.2	13 12.4	20 19.0	14 13.3	18 17.1	18 17.1	21 20.0	29 27.6	17 16.2	15 14.3	21 20.0	3 2.9	6 5.7	26 24.8
	ほぼ同じ程度	57 100.0	16 28.1	22 38.6	6 10.5	8 14.0	9 15.8	7 12.3	6 10.5	10 17.5	19 33.3	14 24.6	11 19.3	11 19.3	2 3.5	5 8.8	11 19.3
	低くなっている	323 100.0	145 44.9	118 36.5	39 12.1	86 26.6	88 27.2	83 25.7	81 25.1	88 27.2	135 41.8	73 22.6	57 17.6	93 28.8	7 2.2	19 5.9	33 10.2
	わからない	4 100.0	1 25.0	2 50.0	-	-	1 25.0	-	-	-	1 25.0	-	-	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0
	無回答	21 100.0	3 14.3	6 28.6	-	2 9.5	2 9.5	7 33.3	3 14.3	3 14.3	4 19.0	5 23.8	4 19.0	3 14.3	-	2 9.5	5 23.8
	(SA)																

問 1 9 - 4 : 整理解雇を実施する対象の正規従業員に対して、以下の特別な措置を講じましたか。(MA)

		合 計	退 職 金 の 割 り 増 し	付 退 与 職 前 の 特 別 休 暇 の	再 就 職 先 の あ つ せ ん	託 入 材 紹 介 機 関 へ の 委	そ の 他	い て 上 の い い ず れ も 実 施	無 回 答
	合計	510 100.0	175 34.3	97 19.0	124 24.3	36 7.1	23 4.5	126 24.7	67 13.1
問 1 主 た る 産 業	建設業	35 100.0	11 31.4	7 20.0	12 34.3	3 8.6	- -	12 34.3	3 8.6
	製造業	164 100.0	63 38.4	35 21.3	36 22.0	13 7.9	8 4.9	49 29.9	13 7.9
	情報通信業	11 100.0	1 9.1	2 18.2	3 27.3	1 9.1	2 18.2	3 27.3	- -
	運輸業、郵便業	42 100.0	13 31.0	8 19.0	12 28.6	1 2.4	2 4.8	6 14.3	8 19.0
	卸売業、小売業	86 100.0	34 39.5	13 15.1	16 18.6	7 8.1	3 3.5	19 22.1	13 15.1
	金融業、保険業	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0
	不動産業、物品賃貸業	6 100.0	3 50.0	1 16.7	- -	- -	- -	2 33.3	1 16.7
	サービス業	136 100.0	42 30.9	26 19.1	35 25.7	10 7.4	5 3.7	33 24.3	22 16.2
	その他	8 100.0	3 37.5	1 12.5	5 62.5	1 12.5	2 25.0	- -	1 12.5
	無回答	20 100.0	4 20.0	4 20.0	5 25.0	- -	1 5.0	2 10.0	5 25.0
	(SA)								
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	337 100.0	108 32.0	67 19.9	81 24.0	17 5.0	17 5.0	90 26.7	39 11.6
	1 0 0 ~ 3 0 0 人未満	115 100.0	52 45.2	22 19.1	29 25.2	11 9.6	5 4.3	21 18.3	13 11.3
	3 0 0 ~ 1 0 0 0 人未満	32 100.0	10 31.3	6 18.8	10 31.3	6 18.8	- -	5 15.6	9 28.1
	1 0 0 0 人以上	6 100.0	3 50.0	- -	2 33.3	2 33.3	- -	2 33.3	1 16.7
	無回答	20 100.0	2 10.0	2 10.0	2 10.0	- -	1 5.0	8 40.0	5 25.0
	(NA)								
問 6 労 働 組 合	ある	83 100.0	44 53.0	15 18.1	24 28.9	14 16.9	1 1.2	13 15.7	9 10.8
	ない	408 100.0	128 31.4	79 19.4	97 23.8	22 5.4	21 5.1	106 26.0	54 13.2
	無回答	19 100.0	3 15.8	3 15.8	3 15.8	- -	1 5.3	7 36.8	4 21.1
	(SA)								
問 7 協 議 機 関	設定されている	193 100.0	88 45.6	41 21.2	51 26.4	19 9.8	6 3.1	31 16.1	28 14.5
	設定されていない	294 100.0	80 27.2	51 17.3	70 23.8	16 5.4	16 5.4	89 30.3	35 11.9
	無回答	23 100.0	7 30.4	5 21.7	3 13.0	1 4.3	1 4.3	6 26.1	4 17.4
	(SA)								
問 17 退 職 勧 奨	ある	282 100.0	124 44.0	62 22.0	65 23.0	26 9.2	17 6.0	64 22.7	15 5.3
	ない	217 100.0	51 23.5	34 15.7	56 25.8	9 4.1	5 2.3	62 28.6	45 20.7
	無回答	11 100.0	- -	1 9.1	3 27.3	1 9.1	1 9.1	- -	7 63.6
	(SA)								
問 19 解 雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	230 100.0	54 23.5	38 16.5	41 17.8	7 3.0	6 2.6	59 25.7	64 27.8
	整理解雇を実施した	510 100.0	175 34.3	97 19.0	124 24.3	36 7.1	23 4.5	126 24.7	67 13.1
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	(MA)								
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	105 100.0	29 27.6	18 17.1	24 22.9	5 4.8	4 3.8	29 27.6	24 22.9
	ほぼ同じ程度	57 100.0	16 28.1	10 17.5	13 22.8	7 12.3	3 5.3	15 26.3	10 17.5
	低くなっている	323 100.0	123 38.1	67 20.7	81 25.1	24 7.4	15 4.6	77 23.8	27 8.4
	わからない	4 100.0	2 50.0	- -	2 50.0	- -	- -	- -	1 25.0
	無回答	21 100.0	5 23.8	2 9.5	4 19.0	- -	1 4.8	5 23.8	5 23.8
	(SA)								

問19-4-付問：退職金の割り増しどれくらいでしょうか。（SA）

		合計	水定 準を 保証 退職 金	算賃 金の 数ヶ 月分 を加	加賃 金の 半年 分程 度を	加賃 金の 1年 分程 度を	度賃 金の 2 3 年分 程	それ 以上	その 他	無 回 答
	合計	175 100.0	22 12.6	37 21.1	45 25.7	20 11.4	7 4.0	- -	38 21.7	6 3.4
問1 主 た る 産 業	建設業	11 100.0	3 27.3	- -	2 18.2	2 18.2	1 9.1	- -	2 18.2	1 9.1
	製造業	63 100.0	5 7.9	14 22.2	19 30.2	3 4.8	4 6.3	- -	17 27.0	1 1.6
	情報通信業	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -
	運輸業、郵便業	13 100.0	5 38.5	2 15.4	2 15.4	2 15.4	- -	- -	2 15.4	- -
	卸売業、小売業	34 100.0	3 8.8	4 11.8	9 26.5	7 20.6	1 2.9	- -	10 29.4	- -
	金融業、保険業	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	不動産業、物品賃貸業	3 100.0	1 33.3	1 33.3	- -	- -	- -	- -	1 33.3	- -
	サービス業	42 100.0	4 9.5	13 31.0	12 28.6	6 14.3	- -	- -	4 9.5	3 7.1
	その他	3 100.0	- -	1 33.3	1 33.3	- -	- -	- -	1 33.3	- -
	無回答	4 100.0	1 25.0	1 25.0	- -	- -	- -	- -	1 25.0	1 25.0
	(SA)									
問2 (b) 正 規 従 業 員	100人未満	108 100.0	16 14.8	30 27.8	19 17.6	14 13.0	3 2.8	- -	23 21.3	3 2.8
	100～300人未満	52 100.0	6 11.5	4 7.7	21 40.4	2 3.8	2 3.8	- -	14 26.9	3 5.8
	300～1000人未満	10 100.0	- -	3 30.0	3 30.0	2 20.0	2 20.0	- -	- -	- -
	1000人以上	3 100.0	- -	- -	1 33.3	2 66.7	- -	- -	- -	- -
	無回答	2 100.0	- -	- -	1 50.0	- -	- -	- -	1 50.0	- -
	(NA)									
問6 労 働 組 合	ある	44 100.0	6 13.6	8 18.2	12 27.3	7 15.9	3 6.8	- -	7 15.9	1 2.3
	ない	128 100.0	16 12.5	28 21.9	32 25.0	13 10.2	4 3.1	- -	30 23.4	5 3.9
	無回答	3 100.0	- -	1 33.3	1 33.3	- -	- -	- -	1 33.3	- -
	(SA)									
問7 協 議 機 関	設定されている	88 100.0	9 10.2	18 20.5	23 26.1	9 10.2	7 8.0	- -	19 21.6	3 3.4
	設定されていない	80 100.0	11 13.8	18 22.5	20 25.0	11 13.8	- -	- -	17 21.3	3 3.8
	無回答	7 100.0	2 28.6	1 14.3	2 28.6	- -	- -	- -	2 28.6	- -
	(SA)									
問17 退 職 勸 奨	ある	124 100.0	17 13.7	25 20.2	32 25.8	16 12.9	5 4.0	- -	25 20.2	4 3.2
	ない	51 100.0	5 9.8	12 23.5	13 25.5	4 7.8	2 3.9	- -	13 25.5	2 3.9
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	(SA)									
問19 解 雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	54 100.0	9 16.7	12 22.2	11 20.4	6 11.1	- -	- -	12 22.2	4 7.4
	整理解雇を実施した	175 100.0	22 12.6	37 21.1	45 25.7	20 11.4	7 4.0	- -	38 21.7	6 3.4
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	(MA)									
問5 (a) 売 上 高	高まっている	29 100.0	4 13.8	3 10.3	8 27.6	6 20.7	1 3.4	- -	6 20.7	1 3.4
	ほぼ同じ程度	16 100.0	2 12.5	4 25.0	4 25.0	1 6.3	2 12.5	- -	3 18.8	- -
	低くなっている	123 100.0	15 12.2	28 22.8	32 26.0	12 9.8	4 3.3	- -	27 22.0	5 4.1
	わからない	2 100.0	- -	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	無回答	5 100.0	1 20.0	- -	1 20.0	1 20.0	- -	- -	2 40.0	- -
	(SA)									

※「賃金の数ヶ月分を加算」は、調査票の選択しではなく、「その他」自由記述をアフターコーディングして作成。

問19-5：解雇する日のどれくらい前に解雇の通告を本人にしましたか。（SA）

●普通解雇

		合計	1 週 間 以 内 前	1 週 間 前 超 2 週 間 程	3 週 間 程 度 前	1 カ 月 程 度 前	1 カ 月 超 2 カ 月 程 度 前	3 カ 月 程 度 前	5 カ 月 程 度 前	6 カ 月 以 前	無 回 答
合計		953 100.0	93 9.8	47 4.9	29 3.0	453 47.5	213 22.4	34 3.6	5 0.5	10 1.0	69 7.2
問1 主 た る 産 業	建設業	73 100.0	6 8.2	3 4.1	－ －	41 56.2	15 20.5	－ －	1 1.4	1 1.4	6 8.2
	製造業	206 100.0	22 10.7	4 1.9	5 2.4	100 48.5	45 21.8	8 3.9	－ －	2 1.0	20 9.7
	情報通信業	23 100.0	－ －	1 4.3	－ －	15 65.2	5 21.7	1 4.3	－ －	－ －	1 4.3
	運輸業、郵便業	101 100.0	14 13.9	6 5.9	7 6.9	47 46.5	17 16.8	5 5.0	－ －	1 1.0	4 4.0
	卸売業、小売業	206 100.0	13 6.3	16 7.8	7 3.4	93 45.1	52 25.2	9 4.4	2 1.0	2 1.0	12 5.8
	金融業、保険業	9 100.0	－ －	1 11.1	－ －	5 55.6	1 11.1	－ －	－ －	1 11.1	1 11.1
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	3 23.1	2 15.4	1 7.7	4 30.8	2 15.4	1 7.7	－ －	－ －	－ －
	サービス業	264 100.0	29 11.0	11 4.2	3 1.1	129 48.9	61 23.1	6 2.3	1 0.4	3 1.1	21 8.0
	その他	21 100.0	2 9.5	1 4.8	4 19.0	5 23.8	6 28.6	2 9.5	1 4.8	－ －	－ －
	無回答	37 100.0	4 10.8	2 5.4	2 5.4	14 37.8	9 24.3	2 5.4	－ －	－ －	4 10.8
	(SA)										
	問2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	572 100.0	56 9.8	26 4.5	19 3.3	282 49.3	119 20.8	20 3.5	2 0.3	4 0.7
1 0 0 ～ 3 0 0 人未満		249 100.0	28 11.2	16 6.4	6 2.4	106 42.6	59 23.7	10 4.0	2 0.8	4 1.6	18 7.2
3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満		78 100.0	3 3.8	4 5.1	2 2.6	43 55.1	20 25.6	3 3.8	－ －	－ －	3 3.8
1 0 0 0 人以上		23 100.0	3 13.0	1 4.3	1 4.3	8 34.8	7 30.4	1 4.3	－ －	1 4.3	1 4.3
無回答		31 100.0	3 9.7	－ －	1 3.2	14 45.2	8 25.8	－ －	1 3.2	1 3.2	3 9.7
(NA)											
問6 労 働 組 合	ある	168 100.0	19 11.3	10 6.0	8 4.8	67 39.9	42 25.0	7 4.2	1 0.6	－ －	14 8.3
	ない	761 100.0	70 9.2	37 4.9	21 2.8	375 49.3	166 21.8	25 3.3	3 0.4	10 1.3	54 7.1
	無回答	24 100.0	4 16.7	－ －	－ －	11 45.8	5 20.8	2 8.3	1 4.2	－ －	1 4.2
	(SA)										
問7 協 議 機 関	設定されている	400 100.0	33 8.3	24 6.0	13 3.3	177 44.3	94 23.5	21 5.3	3 0.8	4 1.0	31 7.8
	設定されていない	523 100.0	55 10.5	23 4.4	16 3.1	263 50.3	110 21.0	12 2.3	1 0.2	6 1.1	37 7.1
	無回答	30 100.0	5 16.7	－ －	－ －	13 43.3	9 30.0	1 3.3	1 3.3	－ －	1 3.3
	(SA)										
問17 退 職 勧 奨	ある	400 100.0	30 7.5	14 3.5	11 2.8	198 49.5	96 24.0	15 3.8	2 0.5	7 1.8	27 6.8
	ない	531 100.0	60 11.3	32 6.0	16 3.0	248 46.7	111 20.9	19 3.6	3 0.6	3 0.6	39 7.3
	無回答	22 100.0	3 13.6	1 4.5	2 9.1	7 31.8	6 27.3	－ －	－ －	－ －	3 13.6
問19 解 雇	解雇は実施していない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	普通解雇を実施した	953 100.0	93 9.8	47 4.9	29 3.0	453 47.5	213 22.4	34 3.6	5 0.5	10 1.0	69 7.2
	整理解雇を実施した	230 100.0	10 4.3	6 2.6	3 1.3	118 51.3	58 25.2	10 4.3	－ －	2 0.9	23 10.0
	無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	(MA)										
問5 (a) 売 上 高	高まっている	312 100.0	37 11.9	22 7.1	11 3.5	152 48.7	59 18.9	7 2.2	1 0.3	2 0.6	21 6.7
	ほぼ同じ程度	167 100.0	13 7.8	8 4.8	7 4.2	68 40.7	47 28.1	5 3.0	1 0.6	2 1.2	16 9.6
	低くなっている	430 100.0	39 9.1	17 4.0	11 2.6	205 47.7	99 23.0	21 4.9	2 0.5	6 1.4	30 7.0
	わからない	6 100.0	－ －	－ －	－ －	6 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	無回答	38 100.0	4 10.5	－ －	－ －	22 57.9	8 21.1	1 2.6	1 2.6	－ －	2 5.3
	(SA)										

問 1 9－5：解雇する日のどれくらい前に解雇の通告を本人にしましたか。（SA）

●整理解雇

		合計	1 週 間 以 内 前	1 週 間 超 〜 2 週 間 前	3 週 間 前	1 カ 月 前	1 カ 月 超 〜 2 カ 月 前	3 カ 月 前	4 カ 月 前	5 カ 月 前	6 カ 月 前	無 回 答
合計		510 100.0	8 1.6	2 0.4	3 0.6	177 34.7	174 34.1	68 13.3	6 1.2	19 3.7	53 10.4	
問 1 主 た る 産 業	建設業	35 100.0	1 2.9	1 2.9	1 2.9	11 31.4	15 42.9	2 5.7	- -	1 2.9	3 8.6	
	製造業	164 100.0	- -	- -	- -	63 38.4	63 38.4	17 10.4	1 0.6	4 2.4	16 9.8	
	情報通信業	11 100.0	- -	- -	- -	6 54.5	2 18.2	2 18.2	- -	1 9.1	- -	
	運輸業、郵便業	42 100.0	2 4.8	- -	- -	17 40.5	10 23.8	6 14.3	1 2.4	1 2.4	5 11.9	
	卸売業、小売業	86 100.0	2 2.3	- -	2 2.3	25 29.1	28 32.6	13 15.1	1 1.2	6 7.0	9 10.5	
	金融業、保険業	2 100.0	- -	- -	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -	
	不動産業、物品賃貸業	6 100.0	- -	- -	- -	2 33.3	3 50.0	- -	- -	- -	1 16.7	
	サービス業	136 100.0	2 1.5	1 0.7	- -	45 33.1	43 31.6	23 16.9	2 1.5	3 2.2	17 12.5	
	その他	8 100.0	- -	- -	- -	- -	3 37.5	1 12.5	1 12.5	3 37.5	- -	
	無回答	20 100.0	1 5.0	- -	- -	7 35.0	6 30.0	4 20.0	- -	- -	2 10.0	
	(SA)											
	問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	337 100.0	7 2.1	1 0.3	2 0.6	125 37.1	113 33.5	44 13.1	3 0.9	8 2.4	34 10.1
		1 0 0 〜 3 0 0 人未満	115 100.0	1 0.9	1 0.9	1 0.9	33 28.7	41 35.7	19 16.5	2 1.7	7 6.1	10 8.7
		3 0 0 〜 1 0 0 0 人未満	32 100.0	- -	- -	- -	8 25.0	12 37.5	2 6.3	1 3.1	3 9.4	6 18.8
1 0 0 0 人以上		6 100.0	- -	- -	- -	3 50.0	2 33.3	1 16.7	- -	- -	- -	
無回答		20 100.0	- -	- -	- -	8 40.0	6 30.0	2 10.0	- -	1 5.0	3 15.0	
(NA)												
問 6 労 働 組 合	ある	83 100.0	- -	- -	- -	23 27.7	28 33.7	18 21.7	2 2.4	3 3.6	9 10.8	
	ない	408 100.0	8 2.0	2 0.5	3 0.7	149 36.5	140 34.3	47 11.5	4 1.0	13 3.2	42 10.3	
	無回答	19 100.0	- -	- -	- -	5 26.3	6 31.6	3 15.8	- -	3 15.8	2 10.5	
(SA)												
問 7 協 議 機 関	設定されている	193 100.0	3 1.6	1 0.5	1 0.5	61 31.6	56 29.0	35 18.1	3 1.6	11 5.7	22 11.4	
	設定されていない	294 100.0	5 1.7	1 0.3	2 0.7	108 36.7	108 36.7	31 10.5	3 1.0	6 2.0	30 10.2	
	無回答	23 100.0	- -	- -	- -	8 34.8	10 43.5	2 8.7	- -	2 8.7	1 4.3	
(SA)												
問17 退 職 勧 奨	ある	282 100.0	4 1.4	2 0.7	1 0.4	90 31.9	112 39.7	40 14.2	6 2.1	11 3.9	16 5.7	
	ない	217 100.0	4 1.8	- -	2 0.9	85 39.2	57 26.3	26 12.0	- -	8 3.7	35 16.1	
	無回答	11 100.0	- -	- -	- -	2 18.2	5 45.5	2 18.2	- -	- -	2 18.2	
(SA)												
問19 解 雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	普通解雇を実施した	230 100.0	5 2.2	2 0.9	1 0.4	81 35.2	65 28.3	23 10.0	2 0.9	5 2.2	46 20.0	
	整理解雇を実施した	510 100.0	8 1.6	2 0.4	3 0.6	177 34.7	174 34.1	68 13.3	6 1.2	19 3.7	53 10.4	
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
(MA)												
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	105 100.0	- -	2 1.9	- -	36 34.3	29 27.6	11 10.5	2 1.9	2 1.9	23 21.9	
	ほぼ同じ程度	57 100.0	1 1.8	- -	1 1.8	18 31.6	20 35.1	7 12.3	- -	2 3.5	8 14.0	
	低くなっている	323 100.0	7 2.2	- -	2 0.6	114 35.3	117 36.2	47 14.6	4 1.2	12 3.7	20 6.2	
	わからない	4 100.0	- -	- -	- -	2 50.0	- -	- -	- -	1 25.0	1 25.0	
	無回答	21 100.0	- -	- -	- -	7 33.3	8 38.1	3 14.3	- -	2 9.5	1 4.8	
(SA)												

問19-6：解雇に当たって、どのような手続きを採りましたか。(MA)

●普通解雇

		合計	解雇理由の明示	解雇日の明示	退職時期の明示及び支払	準解の雇明対象者の選定基	見従業員本人からの同意	予告手当の支払い	議労働組合等との協	その他	左記のいずれの手続	無回答
	合計	953 100.0	780 81.8	717 75.2	360 37.8	126 13.2	516 54.1	332 34.8	79 8.3	11 1.2	8 0.8	72 7.6
問1 主たる産業	建設業	73 100.0	56 76.7	58 79.5	28 38.4	8 11.0	39 53.4	33 45.2	2 2.7	1 1.4	1 1.4	4 5.5
	製造業	206 100.0	160 77.7	151 73.3	80 38.8	26 12.6	110 53.4	55 26.7	20 9.7	3 1.5	-	24 11.7
	情報通信業	23 100.0	20 87.0	16 69.6	9 39.1	4 17.4	18 78.3	11 47.8	1 4.3	-	-	1 4.3
	運輸業、郵便業	101 100.0	87 86.1	70 69.3	29 28.7	15 14.9	42 41.6	31 30.7	22 21.8	3 3.0	1 1.0	5 5.0
	卸売業、小売業	206 100.0	178 86.4	162 78.6	91 44.2	29 14.1	123 59.7	66 32.0	17 8.3	1 0.5	2 1.0	14 6.8
	金融業、保険業	9 100.0	8 88.9	8 88.9	7 77.8	3 33.3	6 66.7	4 44.4	-	-	-	1 11.1
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	11 84.6	9 69.2	4 30.8	-	5 38.5	6 46.2	1 7.7	-	-	1 7.7
	サービス業	264 100.0	211 79.9	197 74.6	85 32.2	31 11.7	138 52.3	99 37.5	11 4.2	3 1.1	4 1.5	18 6.8
	その他	21 100.0	19 90.5	16 76.2	9 42.9	5 23.8	12 57.1	13 61.9	1 4.8	-	-	1 4.8
	無回答	37 100.0	30 81.1	30 81.1	18 48.6	5 13.5	23 62.2	14 37.8	4 10.8	-	-	3 8.1
	(SA)											
問2 (b) 正規従業員	100人未満	572 100.0	461 80.6	415 72.6	195 34.1	72 12.6	292 51.0	207 36.2	28 4.9	3 0.5	6 1.0	46 8.0
	100～300人未満	249 100.0	205 82.3	188 75.5	104 41.8	30 12.0	148 59.4	75 30.1	26 10.4	5 2.0	1 0.4	19 7.6
	300～1000人未満	78 100.0	70 89.7	67 85.9	33 42.3	13 16.7	47 60.3	30 38.5	16 20.5	2 2.6	-	3 3.8
	1000人以上	23 100.0	21 91.3	21 91.3	11 47.8	8 34.8	13 56.5	9 39.1	9 39.1	-	-	1 4.3
	無回答	31 100.0	23 74.2	26 83.9	17 54.8	3 9.7	16 51.6	11 35.5	-	1 3.2	1 3.2	3 9.7
	(NA)											
問6 労働組合	ある	168 100.0	133 79.2	125 74.4	73 43.5	33 19.6	84 50.0	45 26.8	67 39.9	4 2.4	2 1.2	18 10.7
	ない	761 100.0	627 82.4	571 75.0	272 35.7	89 11.7	418 54.9	277 36.4	12 1.6	6 0.8	6 0.8	52 6.8
	無回答	24 100.0	20 83.3	21 87.5	15 62.5	4 16.7	14 58.3	10 41.7	-	1 4.2	-	2 8.3
	(SA)											
問7 協議機関	設定されている	400 100.0	327 81.8	300 75.0	164 41.0	71 17.8	236 59.0	129 32.3	65 16.3	6 1.5	1 0.3	32 8.0
	設定されていない	523 100.0	427 81.6	389 74.4	179 34.2	52 9.9	264 50.5	192 36.7	14 2.7	4 0.8	7 1.3	38 7.3
	無回答	30 100.0	26 86.7	28 93.3	17 56.7	3 10.0	16 53.3	11 36.7	-	1 3.3	-	2 6.7
	(SA)											
問17 退職勧奨	ある	400 100.0	330 82.5	306 76.5	163 40.8	58 14.5	230 57.5	151 37.8	30 7.5	4 1.0	1 0.3	28 7.0
	ない	531 100.0	432 81.4	396 74.6	188 35.4	66 12.4	276 52.0	176 33.1	48 9.0	6 1.1	6 1.1	42 7.9
	無回答	22 100.0	18 81.8	15 68.2	9 40.9	2 9.1	10 45.5	5 22.7	1 4.5	1 4.5	1 4.5	2 9.1
	(SA)											
問19 解雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	953 100.0	780 81.8	717 75.2	360 37.8	126 13.2	516 54.1	332 34.8	79 8.3	11 1.2	8 0.8	72 7.6
	整理解雇を実施した	230 100.0	171 74.3	165 71.7	74 32.2	39 17.0	105 45.7	75 32.6	9 3.9	-	4 1.7	29 12.6
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	(MA)											
問5 (a) 売上高	高まっている	312 100.0	263 84.3	239 76.6	104 33.3	29 9.3	176 56.4	125 40.1	24 7.7	-	2 0.6	19 6.1
	ほぼ同じ程度	167 100.0	135 80.8	122 73.1	61 36.5	23 13.8	96 57.5	52 31.1	14 8.4	3 1.8	2 1.2	17 10.2
	低くなっている	430 100.0	345 80.2	323 75.1	175 40.7	69 16.0	225 52.3	142 33.0	39 9.1	7 1.6	3 0.7	33 7.7
	わからない	6 100.0	5 83.3	5 83.3	1 16.7	1 16.7	2 33.3	-	1 16.7	-	1 16.7	-
	無回答	38 100.0	32 84.2	28 73.7	19 50.0	4 10.5	17 44.7	13 34.2	1 2.6	1 2.6	-	3 7.9
	(SA)											

問19-6：解雇に当たって、どのような手続きを採りましたか。(MA)

●整理解雇

		合計	解雇理由の明示	解雇日の明示	退職職期の明示及び支払	準解雇明対象者の選定基	見従業員本人からの意	予告手当の支払い	議労働組合等との協	その他	左記のいずれの手続	無回答
	合計	510 100.0	405 79.4	405 79.4	237 46.5	150 29.4	252 49.4	145 28.4	62 12.2	4 0.8	2 0.4	57 11.2
問1 主たる産業	建設業	35 100.0	26 74.3	28 80.0	14 40.0	6 17.1	16 45.7	6 17.1	2 5.7	- -	- -	4 11.4
	製造業	164 100.0	128 78.0	133 81.1	82 50.0	58 35.4	81 49.4	48 29.3	28 17.1	- -	- -	19 11.6
	情報通信業	11 100.0	10 90.9	10 90.9	4 36.4	3 27.3	11 100.0	2 18.2	1 9.1	- -	- -	- -
	運輸業、郵便業	42 100.0	33 78.6	31 73.8	20 47.6	12 28.6	15 35.7	14 33.3	11 26.2	- -	- -	7 16.7
	卸売業、小売業	86 100.0	71 82.6	69 80.2	40 46.5	28 32.6	48 55.8	20 23.3	11 12.8	2 2.3	- -	9 10.5
	金融業、保険業	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -
	不動産業、物品賃貸業	6 100.0	6 100.0	4 66.7	3 50.0	2 33.3	6 100.0	- -	- -	- -	- -	- -
	サービス業	136 100.0	107 78.7	108 79.4	59 43.4	37 27.2	62 45.6	45 33.1	7 5.1	2 1.5	2 1.5	15 11.0
	その他	8 100.0	8 100.0	7 87.5	6 75.0	2 25.0	4 50.0	3 37.5	1 12.5	- -	- -	- -
	無回答	20 100.0	14 70.0	13 65.0	7 35.0	1 5.0	8 40.0	6 30.0	1 5.0	- -	- -	3 15.0
	(SA)											
問2 (b) 正規従業員	100人未満	337 100.0	274 81.3	271 80.4	147 43.6	96 28.5	166 49.3	98 29.1	29 8.6	3 0.9	2 0.6	33 9.8
	100～300人未満	115 100.0	86 74.8	88 76.5	64 55.7	37 32.2	61 53.0	32 27.8	20 17.4	1 0.9	- -	14 12.2
	300～1000人未満	32 100.0	24 75.0	24 75.0	15 46.9	11 34.4	13 40.6	7 21.9	10 31.3	- -	- -	6 18.8
	1000人以上	6 100.0	6 100.0	6 100.0	4 66.7	3 50.0	5 83.3	4 66.7	3 50.0	- -	- -	- -
	無回答	20 100.0	15 75.0	16 80.0	7 35.0	3 15.0	7 35.0	4 20.0	- -	- -	- -	4 20.0
	(NA)											
問6 労働組合	ある	83 100.0	60 72.3	66 79.5	55 66.3	36 43.4	44 53.0	26 31.3	44 53.0	- -	- -	11 13.3
	ない	408 100.0	330 80.9	324 79.4	173 42.4	111 27.2	201 49.3	115 28.2	18 4.4	4 1.0	2 0.5	43 10.5
	無回答	19 100.0	15 78.9	15 78.9	9 47.4	3 15.8	7 36.8	4 21.1	- -	- -	- -	3 15.8
	(SA)											
問7 協議機関	設定されている	193 100.0	152 78.8	149 77.2	111 57.5	75 38.9	107 55.4	55 28.5	48 24.9	1 0.5	1 0.5	26 13.5
	設定されていない	294 100.0	233 79.3	236 80.3	114 38.8	71 24.1	132 44.9	82 27.9	14 4.8	2 0.7	1 0.3	29 9.9
	無回答	23 100.0	20 87.0	20 87.0	12 52.2	4 17.4	13 56.5	8 34.8	- -	1 4.3	- -	2 8.7
	(SA)											
問17 退職勧奨	ある	282 100.0	242 85.8	237 84.0	156 55.3	99 35.1	159 56.4	89 31.6	43 15.2	2 0.7	1 0.4	17 6.0
	ない	217 100.0	156 71.9	161 74.2	75 34.6	47 21.7	87 40.1	54 24.9	18 8.3	2 0.9	- -	38 17.5
	無回答	11 100.0	7 63.6	7 63.6	6 54.5	4 36.4	6 54.5	2 18.2	1 9.1	- -	1 9.1	2 18.2
	(SA)											
問19 解雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	230 100.0	157 68.3	156 67.8	82 35.7	46 20.0	84 36.5	74 32.2	18 7.8	1 0.4	2 0.9	49 21.3
	整理解雇を実施した	510 100.0	405 79.4	405 79.4	237 46.5	150 29.4	252 49.4	145 28.4	62 12.2	4 0.8	2 0.4	57 11.2
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	(MA)											
問5 (a) 売上高	高まっている	105 100.0	69 65.7	74 70.5	32 30.5	19 18.1	46 43.8	24 22.9	7 6.7	2 1.9	1 1.0	23 21.9
	ほぼ同じ程度	57 100.0	42 73.7	41 71.9	22 38.6	22 38.6	27 47.4	17 29.8	6 10.5	- -	- -	9 15.8
	低くなっている	323 100.0	275 85.1	270 83.6	170 52.6	104 32.2	167 51.7	98 30.3	49 15.2	2 0.6	- -	22 6.8
	わからない	4 100.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0	- -	- -	- -	2 50.0
	無回答	21 100.0	17 81.0	18 85.7	11 52.4	3 14.3	10 47.6	5 23.8	- -	- -	1 4.8	1 4.8
	(SA)											

問 1 9 - 7 : 【普通解雇】解雇の際の手続きと紛争の有無
(1) 解雇の際の手続き (MA)

		合 計	た 特 に 特 に 協 議 は し な か つ	協 従 業 員 の 代 表 を 選 び	し 労 使 協 議 機 関 で 協 議	労 働 組 合 と 協 議 し た	無 回 答
	合計	953 100.0	534 56.0	133 14.0	34 3.6	162 17.0	133 14.0
問 1 主 た る 産 業	建設業	73 100.0	45 61.6	12 16.4	3 4.1	8 11.0	7 9.6
	製造業	206 100.0	100 48.5	30 14.6	9 4.4	40 19.4	35 17.0
	情報通信業	23 100.0	14 60.9	4 17.4	- -	2 8.7	3 13.0
	運輸業、郵便業	101 100.0	50 49.5	20 19.8	3 3.0	36 35.6	5 5.0
	卸売業、小売業	206 100.0	120 58.3	21 10.2	8 3.9	33 16.0	32 15.5
	金融業、保険業	9 100.0	5 55.6	- -	- -	2 22.2	2 22.2
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	10 76.9	- -	- -	1 7.7	2 15.4
	サービス業	264 100.0	157 59.5	35 13.3	9 3.4	33 12.5	40 15.2
	その他	21 100.0	13 61.9	5 23.8	- -	- -	3 14.3
	無回答	37 100.0	20 54.1	6 16.2	2 5.4	7 18.9	4 10.8
	(SA)						
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	572 100.0	329 57.5	91 15.9	18 3.1	78 13.6	81 14.2
	1 0 0 ~ 3 0 0 人未満	249 100.0	134 53.8	32 12.9	9 3.6	48 19.3	39 15.7
	3 0 0 ~ 1 0 0 0 人未満	78 100.0	38 48.7	8 10.3	6 7.7	25 32.1	6 7.7
	1 0 0 0 人以上	23 100.0	10 43.5	- -	1 4.3	9 39.1	3 13.0
	無回答	31 100.0	23 74.2	2 6.5	- -	2 6.5	4 12.9
	(NA)						
問 6 労 働 組 合	ある	168 100.0	52 31.0	16 9.5	12 7.1	90 53.6	16 9.5
	ない	761 100.0	467 61.4	113 14.8	22 2.9	69 9.1	114 15.0
	無回答	24 100.0	15 62.5	4 16.7	- -	3 12.5	3 12.5
問 7 協 議 機 関	設定されている	400 100.0	174 43.5	79 19.8	25 6.3	110 27.5	47 11.8
	設定されていない	523 100.0	341 65.2	50 9.6	9 1.7	51 9.8	80 15.3
	無回答	30 100.0	19 63.3	4 13.3	- -	1 3.3	6 20.0
問 17 退 職 勸 奨	ある	400 100.0	236 59.0	58 14.5	18 4.5	59 14.8	51 12.8
	ない	531 100.0	288 54.2	72 13.6	15 2.8	100 18.8	76 14.3
	無回答	22 100.0	10 45.5	3 13.6	1 4.5	3 13.6	6 27.3
問 19 解 雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	953 100.0	534 56.0	133 14.0	34 3.6	162 17.0	133 14.0
	整理解雇を実施した	230 100.0	128 55.7	30 13.0	14 6.1	38 16.5	36 15.7
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	312 100.0	164 52.6	50 16.0	9 2.9	56 17.9	43 13.8
	ほぼ同じ程度	167 100.0	97 58.1	22 13.2	7 4.2	28 16.8	26 15.6
	低くなっている	430 100.0	245 57.0	58 13.5	18 4.2	72 16.7	57 13.3
	わからない	6 100.0	4 66.7	- -	- -	2 33.3	- -
	無回答	38 100.0	24 63.2	3 7.9	- -	4 10.5	7 18.4
	(SA)						

問 1 9 - 7 : 【普通解雇】解雇の際の手続きと紛争の有無
(2) 労働組合と協議した場合の紛争の有無 (S A)

	合 計	な つ た	な ら な か つ た	無 回 答
	162 100.0	17 10.5	145 89.5	- -
	8 100.0	1 12.5	7 87.5	- -
	40 100.0	4 10.0	36 90.0	- -
	2 100.0	- -	2 100.0	- -
	36 100.0	4 11.1	32 88.9	- -
	33 100.0	3 9.1	30 90.9	- -
	2 100.0	- -	2 100.0	- -
	1 100.0	- -	1 100.0	- -
	33 100.0	4 12.1	29 87.9	- -
	- -	- -	- -	- -
	7 100.0	1 14.3	6 85.7	- -
	78 100.0	13 16.7	65 83.3	- -
	48 100.0	2 4.2	46 95.8	- -
	25 100.0	1 4.0	24 96.0	- -
	9 100.0	- -	9 100.0	- -
	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -
	90 100.0	5 5.6	85 94.4	- -
	69 100.0	11 15.9	58 84.1	- -
	3 100.0	1 33.3	2 66.7	- -
	110 100.0	11 10.0	99 90.0	- -
	51 100.0	5 9.8	46 90.2	- -
	1 100.0	1 100.0	- -	- -
	59 100.0	10 16.9	49 83.1	- -
	100 100.0	7 7.0	93 93.0	- -
	3 100.0	- -	3 100.0	- -
	- -	- -	- -	- -
	162 100.0	17 10.5	145 89.5	- -
	38 100.0	7 18.4	31 81.6	- -
	- -	- -	- -	- -
	56 100.0	7 12.5	49 87.5	- -
	28 100.0	2 7.1	26 92.9	- -
	72 100.0	5 6.9	67 93.1	- -
	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -
	4 100.0	2 50.0	2 50.0	- -

問 1 9 - 7 : 【整理解雇】解雇の際の手続きと紛争の有無
(1) 解雇の際の手続き (MA)

		合 計	た 特 に 協 議 は し な か つ	協 従 業 員 の 代 表 を 選 び	し 労 使 協 議 機 関 で 協 議	労 働 組 合 と 協 議 し た	無 回 答
	合計	510 100.0	239 46.9	95 18.6	40 7.8	107 21.0	72 14.1
問 1 主 た る 産 業	建設業	35 100.0	20 57.1	4 11.4	2 5.7	5 14.3	6 17.1
	製造業	164 100.0	63 38.4	31 18.9	18 11.0	50 30.5	18 11.0
	情報通信業	11 100.0	5 45.5	6 54.5	- -	1 9.1	- -
	運輸業、郵便業	42 100.0	8 19.0	13 31.0	3 7.1	14 33.3	11 26.2
	卸売業、小売業	86 100.0	43 50.0	16 18.6	6 7.0	16 18.6	13 15.1
	金融業、保険業	2 100.0	2 100.0	- -	- -	- -	- -
	不動産業、物品賃貸業	6 100.0	4 66.7	1 16.7	- -	- -	1 16.7
	サービス業	136 100.0	78 57.4	22 16.2	8 5.9	18 13.2	18 13.2
	その他	8 100.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5	2 25.0	2 25.0
	無回答	20 100.0	13 65.0	1 5.0	2 10.0	1 5.0	3 15.0
	(SA)						
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	337 100.0	162 48.1	69 20.5	27 8.0	61 18.1	46 13.6
	1 0 0 ~ 3 0 0 人未満	115 100.0	54 47.0	17 14.8	9 7.8	32 27.8	15 13.0
	3 0 0 ~ 1 0 0 0 人未満	32 100.0	9 28.1	7 21.9	4 12.5	9 28.1	6 18.8
	1 0 0 0 人以上	6 100.0	3 50.0	- -	- -	3 50.0	- -
	無回答	20 100.0	11 55.0	2 10.0	- -	2 10.0	5 25.0
	(NA)						
問 6 労 働 組 合	ある	83 100.0	11 13.3	10 12.0	10 12.0	57 68.7	8 9.6
	ない	408 100.0	220 53.9	81 19.9	29 7.1	48 11.8	59 14.5
	無回答	19 100.0	8 42.1	4 21.1	1 5.3	2 10.5	5 26.3
問 7 協 議 機 関	設定されている	193 100.0	53 27.5	47 24.4	25 13.0	70 36.3	25 13.0
	設定されていない	294 100.0	172 58.5	46 15.6	14 4.8	35 11.9	42 14.3
	無回答	23 100.0	14 60.9	2 8.7	1 4.3	2 8.7	5 21.7
問 17 退 職 勧 奨	ある	282 100.0	136 48.2	58 20.6	24 8.5	69 24.5	21 7.4
	ない	217 100.0	98 45.2	34 15.7	15 6.9	37 17.1	49 22.6
	無回答	11 100.0	5 45.5	3 27.3	1 9.1	1 9.1	2 18.2
問 19 解 雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	230 100.0	100 43.5	40 17.4	17 7.4	38 16.5	56 24.3
	整理解雇を実施した	510 100.0	239 46.9	95 18.6	40 7.8	107 21.0	72 14.1
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	(MA)						
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	105 100.0	47 44.8	19 18.1	9 8.6	18 17.1	20 19.0
	ほぼ同じ程度	57 100.0	20 35.1	14 24.6	3 5.3	12 21.1	15 26.3
	低くなっている	323 100.0	161 49.8	56 17.3	28 8.7	74 22.9	32 9.9
	わからない	4 100.0	- -	- -	- -	2 50.0	2 50.0
	無回答	21 100.0	11 52.4	6 28.6	- -	1 4.8	3 14.3
	(SA)						

問 1 9 - 7 : 【整理解雇】解雇の際の手続きと紛争の有無
(2) 労働組合と協議した場合の紛争の有無 (SA)

	合 計	な つ た	な ら な か つ た	無 回 答
	107 100.0	15 14.0	90 84.1	2 1.9
	5 100.0	- -	5 100.0	- -
	50 100.0	7 14.0	41 82.0	2 4.0
	1 100.0	- -	1 100.0	- -
	14 100.0	3 21.4	11 78.6	- -
	16 100.0	3 18.8	13 81.3	- -
	- -	- -	- -	- -
	- -	- -	- -	- -
	18 100.0	2 11.1	16 88.9	- -
	2 100.0	- -	2 100.0	- -
	1 100.0	- -	1 100.0	- -
	61 100.0	9 14.8	52 85.2	- -
	32 100.0	4 12.5	26 81.3	2 6.3
	9 100.0	2 22.2	7 77.8	- -
	3 100.0	- -	3 100.0	- -
	2 100.0	- -	2 100.0	- -
	57 100.0	9 15.8	46 80.7	2 3.5
	48 100.0	6 12.5	42 87.5	- -
	2 100.0	- -	2 100.0	- -
	70 100.0	11 15.7	57 81.4	2 2.9
	35 100.0	4 11.4	31 88.6	- -
	2 100.0	- -	2 100.0	- -
	69 100.0	8 11.6	60 87.0	1 1.4
	37 100.0	7 18.9	29 78.4	1 2.7
	1 100.0	- -	1 100.0	- -
	- -	- -	- -	- -
	38 100.0	8 21.1	30 78.9	- -
	107 100.0	15 14.0	90 84.1	2 1.9
	- -	- -	- -	- -
	18 100.0	4 22.2	14 77.8	- -
	12 100.0	1 8.3	11 91.7	- -
	74 100.0	10 13.5	62 83.8	2 2.7
	2 100.0	- -	2 100.0	- -
	1 100.0	- -	1 100.0	- -
	- -	- -	- -	- -

問 1 9－8：【普通解雇】解雇をめぐる紛争の有無とその解決策

(1) 紛争の有無 (SA)

		合計	なかった	あった	無回答
	合計	953 100.0	747 78.4	143 15.0	63 6.6
問 1 主 た る 産 業	建設業	73 100.0	58 79.5	11 15.1	4 5.5
	製造業	206 100.0	161 78.2	29 14.1	16 7.8
	情報通信業	23 100.0	17 73.9	5 21.7	1 4.3
	運輸業、郵便業	101 100.0	81 80.2	16 15.8	4 4.0
	卸売業、小売業	206 100.0	167 81.1	24 11.7	15 7.3
	金融業、保険業	9 100.0	6 66.7	1 11.1	2 22.2
	不動産業、物品賃貸業	13 100.0	12 92.3	1 7.7	-
	サービス業	264 100.0	201 76.1	47 17.8	16 6.1
	その他	21 100.0	13 61.9	6 28.6	2 9.5
	無回答	37 100.0	31 83.8	3 8.1	3 8.1
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	572 100.0	444 77.6	89 15.6	39 6.8
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	249 100.0	195 78.3	36 14.5	18 7.2
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	78 100.0	61 78.2	13 16.7	4 5.1
	1 0 0 0 人以上	23 100.0	20 87.0	2 8.7	1 4.3
	無回答	31 100.0	27 87.1	3 9.7	1 3.2
問 6 労 働 組 合	ある	168 100.0	131 78.0	23 13.7	14 8.3
	ない	761 100.0	596 78.3	118 15.5	47 6.2
	無回答	24 100.0	20 83.3	2 8.3	2 8.3
問 7 協 議 機 関	設定されている	400 100.0	326 81.5	47 11.8	27 6.8
	設定されていない	523 100.0	397 75.9	93 17.8	33 6.3
	無回答	30 100.0	24 80.0	3 10.0	3 10.0
問 17 退 職 勧 奨	ある	400 100.0	298 74.5	78 19.5	24 6.0
	ない	531 100.0	431 81.2	62 11.7	38 7.2
	無回答	22 100.0	18 81.8	3 13.6	1 4.5
問 19 解 雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	953 100.0	747 78.4	143 15.0	63 6.6
	整理解雇を実施した	230 100.0	177 77.0	35 15.2	18 7.8
	無回答	- -	- -	- -	- -
	(MA)	- -	- -	- -	- -
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	312 100.0	244 78.2	48 15.4	20 6.4
	ほぼ同じ程度	167 100.0	131 78.4	20 12.0	16 9.6
	低くなっている	430 100.0	337 78.4	70 16.3	23 5.3
	わからない	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-
	無回答	38 100.0	30 78.9	4 10.5	4 10.5

問 1 9－8：【普通解雇】解雇をめぐる紛争の有無とその解決策

(2) 解決の状況 (MA)

合計	解本人との話し合いで	い労働組合との話し合	で社内の苦情処理機関	等)で外部の紛争解決(地方解決労働機関)	労働審判制で解決	含裁判で解決(和解を含む)	その他	解決できていない	無回答
143 100.0	65 45.5	1 0.7	3 2.1	32 22.4	15 10.5	26 18.2	1 0.7	10 7.0	5 3.5
11 100.0	7 63.6	-	-	2 18.2	-	2 18.2	-	-	-
29 100.0	9 31.0	-	-	9 31.0	4 13.8	7 24.1	-	2 6.9	4 13.8
5 100.0	3 60.0	-	-	-	2 40.0	-	-	-	-
16 100.0	6 37.5	-	-	3 18.8	2 12.5	4 25.0	-	2 12.5	-
24 100.0	11 45.8	-	2 8.3	6 25.0	1 4.2	3 12.5	-	2 8.3	-
1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
47 100.0	25 53.2	1 2.1	1 2.1	9 19.1	5 10.6	8 17.0	1 2.1	3 6.4	-
6 100.0	2 33.3	-	-	2 33.3	1 16.7	1 16.7	-	-	-
3 100.0	1 33.3	-	-	1 33.3	-	1 33.3	-	-	1 33.3
89 100.0	39 43.8	-	-	17 19.1	7 7.9	16 18.0	-	6 6.7	5 5.6
36 100.0	15 41.7	-	1 2.8	12 33.3	4 11.1	7 19.4	1 2.8	4 11.1	-
13 100.0	6 46.2	1 7.7	2 15.4	3 23.1	4 30.8	3 23.1	-	-	-
2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
23 100.0	7 30.4	-	1 4.3	4 17.4	3 13.0	6 26.1	-	2 8.7	-
118 100.0	56 47.5	1 0.8	2 1.7	28 23.7	12 10.2	20 16.9	1 0.8	8 6.8	5 4.2
2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
47 100.0	22 46.8	-	-	7 14.9	6 12.8	7 14.9	-	4 8.5	3 6.4
93 100.0	40 43.0	1 1.1	3 3.2	25 26.9	9 9.7	19 20.4	1 1.1	6 6.5	2 2.2
3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
78 100.0	33 42.3	1 1.3	3 3.8	21 26.9	8 10.3	15 19.2	-	5 6.4	2 2.6
62 100.0	31 50.0	-	-	11 17.7	6 9.7	11 17.7	1 1.6	5 8.1	2 3.2
3 100.0	1 33.3	-	-	-	1 33.3	-	-	-	1 33.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
143 100.0	65 45.5	1 0.7	3 2.1	32 22.4	15 10.5	26 18.2	1 0.7	10 7.0	5 3.5
35 100.0	19 54.3	1 2.9	1 2.9	9 25.7	2 5.7	7 20.0	-	-	4 11.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48 100.0	16 33.3	-	1 2.1	12 25.0	7 14.6	10 20.8	1 2.1	4 8.3	-
20 100.0	11 55.0	-	-	6 30.0	-	3 15.0	-	-	1 5.0
70 100.0	35 50.0	1 1.4	2 2.9	14 20.0	8 11.4	12 17.1	-	5 7.1	4 5.7
1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-
4 100.0	3 75.0	-	-	-	-	-	-	1 25.0	-

問19-8:【整理解雇】解雇をめぐる紛争の有無とその解決策

(1) 紛争の有無 (SA)

		合計	なかった	あった	無回答
	合計	510 100.0	405 79.4	52 10.2	53 10.4
問1 主たる産業	建設業	35 100.0	25 71.4	6 17.1	4 11.4
	製造業	164 100.0	137 83.5	12 7.3	15 9.1
	情報通信業	11 100.0	10 90.9	1 9.1	-
	運輸業、郵便業	42 100.0	30 71.4	4 9.5	8 19.0
	卸売業、小売業	86 100.0	68 79.1	10 11.6	8 9.3
	金融業、保険業	2 100.0	2 100.0	-	-
	不動産業、物品賃貸業	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7
	サービス業	136 100.0	107 78.7	16 11.8	13 9.6
	その他	8 100.0	5 62.5	1 12.5	2 25.0
	無回答	20 100.0	17 85.0	1 5.0	2 10.0
問2 (b) 正規従業員	100人未満	337 100.0	263 78.0	37 11.0	37 11.0
	100～300人未満	115 100.0	97 84.3	9 7.8	9 7.8
	300～1000人未満	32 100.0	24 75.0	3 9.4	5 15.6
	1000人以上	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-
	無回答	20 100.0	16 80.0	2 10.0	2 10.0
問6 労働組合	ある	83 100.0	70 84.3	5 6.0	8 9.6
	ない	408 100.0	321 78.7	45 11.0	42 10.3
	無回答	19 100.0	14 73.7	2 10.5	3 15.8
問7 協議機関	設定されている	193 100.0	157 81.3	16 8.3	20 10.4
	設定されていない	294 100.0	232 78.9	32 10.9	30 10.2
	無回答	23 100.0	16 69.6	4 17.4	3 13.0
問17 退職勧奨	ある	282 100.0	226 80.1	39 13.8	17 6.0
	ない	217 100.0	169 77.9	13 6.0	35 16.1
	無回答	11 100.0	10 90.9	-	1 9.1
問19 解雇	解雇は実施していない	- -	- -	- -	- -
	普通解雇を実施した	230 100.0	160 69.6	25 10.9	45 19.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	405 79.4	52 10.2	53 10.4
	無回答	- -	- -	- -	- -
		- -	- -	- -	- -
問5 (a) 売上高	高まっている	105 100.0	78 74.3	10 9.5	17 16.2
	ほぼ同じ程度	57 100.0	42 73.7	6 10.5	9 15.8
	低くなっている	323 100.0	266 82.4	34 10.5	23 7.1
	わからない	4 100.0	2 50.0	-	2 50.0
	無回答	21 100.0	17 81.0	2 9.5	2 9.5
		- -	- -	- -	- -

問19-8:【整理解雇】解雇をめぐる紛争の有無とその解決策

(2) 解決の状況 (MA)

合計	解本人との話し合いで	い労働組合との話し合	で社内の苦情処理機関	等で外部の紛争解決機関	労働審判制で解決	含裁判で解決（和解を含む）	その他	解決できていない	無回答
52 100.0	28 53.8	-	3 5.8	11 21.2	4 7.7	12 23.1	-	-	3 5.8
6 100.0	5 83.3	-	-	-	1 16.7	-	-	-	-
12 100.0	7 58.3	-	-	3 25.0	1 8.3	3 25.0	-	-	1 8.3
1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-
4 100.0	1 25.0	-	-	2 50.0	-	2 50.0	-	-	1 25.0
10 100.0	4 40.0	-	-	3 30.0	-	4 40.0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
16 100.0	9 56.3	-	2 12.5	3 18.8	1 6.3	2 12.5	-	-	1 6.3
1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-
1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-
37 100.0	20 54.1	-	3 8.1	11 29.7	2 5.4	6 16.2	-	-	2 5.4
9 100.0	5 55.6	-	-	-	2 22.2	4 44.4	-	-	-
3 100.0	-	-	-	-	-	2 66.7	-	-	1 33.3
1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
5 100.0	2 40.0	-	-	2 40.0	-	3 60.0	-	-	-
45 100.0	24 53.3	-	3 6.7	9 20.0	4 8.9	9 20.0	-	-	3 6.7
2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
16 100.0	5 31.3	-	2 12.5	4 25.0	1 6.3	5 31.3	-	-	1 6.3
32 100.0	19 59.4	-	1 3.1	6 18.8	3 9.4	7 21.9	-	-	2 6.3
4 100.0	4 100.0	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-
39 100.0	23 59.0	-	2 5.1	7 17.9	4 10.3	7 17.9	-	-	2 5.1
13 100.0	5 38.5	-	1 7.7	4 30.8	-	5 38.5	-	-	1 7.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25 100.0	14 56.0	-	-	5 20.0	2 8.0	6 24.0	-	-	3 12.0
52 100.0	28 53.8	-	3 5.8	11 21.2	4 7.7	12 23.1	-	-	3 5.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 100.0	5 50.0	-	-	2 20.0	-	2 20.0	-	-	1 10.0
6 100.0	5 83.3	-	1 16.7	-	-	1 16.7	-	-	-
34 100.0	16 47.1	-	2 5.9	9 26.5	4 11.8	9 26.5	-	-	2 5.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-

問 1 9－8－付問：解決のために特別の措置を講じましたか。（MA）

●普通解雇

		合 計	解 決 金 の 支 払 い	退 職 理 由 の 変 更	職 解 雇 の と り や め （ 原 ）	そ の 他	も 上 し 記 て い な い の 措 置	無 回 答
	合計	143 100.0	63 44.1	29 20.3	7 4.9	7 4.9	36 25.2	15 10.5
問 1 主 た る 産 業	建設業	11 100.0	6 54.5	3 27.3	－ －	－ －	2 18.2	2 18.2
	製造業	29 100.0	15 51.7	6 20.7	2 6.9	2 6.9	2 6.9	4 13.8
	情報通信業	5 100.0	3 60.0	3 60.0	－ －	－ －	－ －	1 20.0
	運輸業、郵便業	16 100.0	5 31.3	1 6.3	1 6.3	2 12.5	5 31.3	3 18.8
	卸売業、小売業	24 100.0	8 33.3	4 16.7	－ －	－ －	11 45.8	2 8.3
	金融業、保険業	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
	不動産業、物品賃貸業	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
	サービス業	47 100.0	22 46.8	11 23.4	3 6.4	1 2.1	12 25.5	3 6.4
	その他	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	1 16.7	－ －
	無回答	3 100.0	1 33.3	－ －	－ －	1 33.3	1 33.3	－ －
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	89 100.0	40 44.9	20 22.5	5 5.6	5 5.6	17 19.1	13 14.6
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	36 100.0	15 41.7	5 13.9	2 5.6	2 5.6	14 38.9	1 2.8
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	13 100.0	7 53.8	2 15.4	－ －	－ －	3 23.1	1 7.7
	1 0 0 0 人以上	2 100.0	－ －	1 50.0	－ －	－ －	1 50.0	－ －
	無回答	3 100.0	1 33.3	1 33.3	－ －	－ －	1 33.3	－ －
	(NA)							
問 6 労 働 組 合	ある	23 100.0	5 21.7	3 13.0	1 4.3	2 8.7	12 52.2	1 4.3
	ない	118 100.0	57 48.3	26 22.0	6 5.1	5 4.2	23 19.5	14 11.9
	無回答	2 100.0	1 50.0	－ －	－ －	－ －	1 50.0	－ －
	(SA)							
問 7 協 議 機 関	設定されている	47 100.0	16 34.0	11 23.4	3 6.4	2 4.3	15 31.9	4 8.5
	設定されていない	93 100.0	46 49.5	18 19.4	4 4.3	5 5.4	20 21.5	10 10.8
	無回答	3 100.0	1 33.3	－ －	－ －	－ －	1 33.3	1 33.3
	(SA)							
問 17 退 職 勧 奨	ある	78 100.0	41 52.6	18 23.1	4 5.1	4 5.1	18 23.1	5 6.4
	ない	62 100.0	20 32.3	11 17.7	3 4.8	3 4.8	17 27.4	10 16.1
	無回答	3 100.0	2 66.7	－ －	－ －	－ －	1 33.3	－ －
	(SA)							
問 19 解 雇	解雇は実施していない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	普通解雇を実施した	143 100.0	63 44.1	29 20.3	7 4.9	7 4.9	36 25.2	15 10.5
	整理解雇を実施した	35 100.0	13 37.1	5 14.3	2 5.7	2 5.7	11 31.4	3 8.6
	無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	(MA)							
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	48 100.0	23 47.9	6 12.5	3 6.3	1 2.1	14 29.2	6 12.5
	ほぼ同じ程度	20 100.0	9 45.0	6 30.0	1 5.0	－ －	6 30.0	2 10.0
	低くなっている	70 100.0	28 40.0	17 24.3	3 4.3	6 8.6	14 20.0	7 10.0
	わからない	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	無回答	4 100.0	2 50.0	－ －	－ －	－ －	2 50.0	－ －
	(SA)							

問 1 9－8－付問：解決のために特別の措置を講じましたか。（MA）

●整理解雇

		合 計	解 決 金 の 支 払 い	退 職 理 由 の 変 更	職 解 雇 の と り や め （ 原 ）	そ の 他	も 上 し 記 て い な い の 措 置	無 回 答
	合計	52 100.0	29 55.8	5 9.6	3 5.8	2 3.8	9 17.3	6 11.5
	建設業	6 100.0	2 33.3	1 16.7	－ －	－ －	3 50.0	－ －
	製造業	12 100.0	4 33.3	1 8.3	1 8.3	2 16.7	2 16.7	2 16.7
	情報通信業	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	運輸業、郵便業	4 100.0	2 50.0	－ －	－ －	－ －	－ －	2 50.0
	卸売業、小売業	10 100.0	9 90.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 10.0
	金融業、保険業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	不動産業、物品賃貸業	1 100.0	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －
	サービス業	16 100.0	10 62.5	2 12.5	1 6.3	－ －	3 18.8	1 6.3
	その他	1 100.0	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －
	無回答	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
	1 0 0 人未満	37 100.0	17 45.9	4 10.8	3 8.1	1 2.7	8 21.6	5 13.5
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	9 100.0	7 77.8	1 11.1	－ －	1 11.1	1 11.1	－ －
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	3 100.0	2 66.7	－ －	－ －	－ －	－ －	1 33.3
	1 0 0 0 人以上	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	無回答	2 100.0	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	(NA)							
	ある	5 100.0	3 60.0	－ －	－ －	－ －	1 20.0	1 20.0
	ない	45 100.0	24 53.3	5 11.1	3 6.7	2 4.4	8 17.8	5 11.1
	無回答	2 100.0	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	(SA)							
	設定されている	16 100.0	10 62.5	3 18.8	1 6.3	－ －	2 12.5	2 12.5
	設定されていない	32 100.0	16 50.0	2 6.3	2 6.3	2 6.3	6 18.8	4 12.5
	無回答	4 100.0	3 75.0	－ －	－ －	－ －	1 25.0	－ －
	(SA)							
	ある	39 100.0	22 56.4	2 5.1	3 7.7	2 5.1	7 17.9	4 10.3
	ない	13 100.0	7 53.8	3 23.1	－ －	－ －	2 15.4	2 15.4
	無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	(SA)							
	解雇は実施していない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	普通解雇を実施した	25 100.0	11 44.0	4 16.0	1 4.0	1 4.0	3 12.0	6 24.0
	整理解雇を実施した	52 100.0	29 55.8	5 9.6	3 5.8	2 3.8	9 17.3	6 11.5
	無回答	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	(MA)							
	高まっている	10 100.0	5 50.0	－ －	－ －	－ －	3 30.0	2 20.0
	ほぼ同じ程度	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	－ －	－ －
	低くなっている	34 100.0	19 55.9	3 8.8	2 5.9	1 2.9	6 17.6	4 11.8
	わからない	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	無回答	2 100.0	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	(SA)							

問２０：ここ５年間で労働条件の変更を受け入れなければ退職をされることを説明しつつ、労働条件の変更をしたことがありますか。（ＳＡ）

		合計	あった	なかった （そうだったことが、今後 は考えられ	なかった	無回答
	合計	5,964 100.0	482 8.1	489 8.2	4,865 81.6	128 2.1
問１ 主たる産業	建設業	422 100.0	38 9.0	29 6.9	352 83.4	3 0.7
	製造業	1,516 100.0	119 7.8	115 7.6	1,255 82.8	27 1.8
	情報通信業	194 100.0	14 7.2	18 9.3	159 82.0	3 1.5
	運輸業、郵便業	556 100.0	50 9.0	62 11.2	429 77.2	15 2.7
	卸売業、小売業	1,033 100.0	93 9.0	79 7.6	842 81.5	19 1.8
	金融業、保険業	50 100.0	2 4.0	3 6.0	45 90.0	－ －
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	3 5.1	2 3.4	53 89.8	1 1.7
	サービス業	1,786 100.0	144 8.1	154 8.6	1,445 80.9	43 2.4
	その他	149 100.0	4 2.7	10 6.7	130 87.2	5 3.4
	無回答	199 100.0	15 7.5	17 8.5	155 77.9	12 6.0
問２ (b) 正規従業員	１００人未満	3,828 100.0	283 7.4	322 8.4	3,130 81.8	93 2.4
	１００～３００人未満	1,466 100.0	139 9.5	110 7.5	1,198 81.7	19 1.3
	３００～１０００人未満	360 100.0	34 9.4	32 8.9	291 80.8	3 0.8
	１０００人以上	76 100.0	9 11.8	8 10.5	56 73.7	3 3.9
	無回答	234 100.0	17 7.3	17 7.3	190 81.2	10 4.3
	(NA)					
問６ 労働組合	ある	1,307 100.0	81 6.2	104 8.0	1,100 84.2	22 1.7
	ない	4,495 100.0	388 8.6	375 8.3	3,636 80.9	96 2.1
	無回答	162 100.0	13 8.0	10 6.2	129 79.6	10 6.2
問７ 協議機関	設定されている	2,690 100.0	189 7.0	205 7.6	2,252 83.7	44 1.6
	設定されていない	3,041 100.0	276 9.1	263 8.6	2,434 80.0	68 2.2
	無回答	233 100.0	17 7.3	21 9.0	179 76.8	16 6.9
問１７ 退職勧奨	ある	976 100.0	179 18.3	117 12.0	666 68.2	14 1.4
	ない	4,916 100.0	301 6.1	368 7.5	4,160 84.6	87 1.8
	無回答	72 100.0	2 2.8	4 5.6	39 54.2	27 37.5
問１９ 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	293 6.3	358 7.7	3,935 84.7	60 1.3
	普通解雇を実施した	953 100.0	148 15.5	105 11.0	678 71.1	22 2.3
	整理解雇を実施した	510 100.0	86 16.9	50 9.8	366 71.8	8 1.6
	無回答	85 100.0	3 3.5	2 2.4	38 44.7	42 49.4
	(MA)					
問５ (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	143 7.6	166 8.8	1,542 81.7	36 1.9
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	72 6.3	83 7.3	957 84.4	22 1.9
	低くなっている	2,506 100.0	237 9.5	217 8.7	2,017 80.5	35 1.4
	わからない	79 100.0	5 6.3	5 6.3	65 82.3	4 5.1
	無回答	358 100.0	25 7.0	18 5.0	284 79.3	31 8.7
	(SA)					

問２０－付問１：労働条件変更の際の当該従業員の対応はどうでしたか。（MA）

	合計	異議なく変更を受け 入れた	異議を述べたが結局 変更を受け入れた	職変 更を受け入れず退 社した	その他	無回答
	482 100.0	336 69.7	112 23.2	145 30.1	7 1.5	14 2.9
	38 100.0	30 78.9	4 10.5	5 13.2	1 2.6	1 2.6
	119 100.0	86 72.3	26 21.8	30 25.2	2 1.7	5 4.2
	14 100.0	9 64.3	4 28.6	5 35.7	－ －	－ －
	50 100.0	39 78.0	17 34.0	11 22.0	－ －	－ －
	93 100.0	57 61.3	26 28.0	34 36.6	2 2.2	3 3.2
	2 100.0	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －
	3 100.0	3 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －
	144 100.0	96 66.7	29 20.1	52 36.1	2 1.4	4 2.8
	4 100.0	3 75.0	－ －	－ －	－ －	1 25.0
	15 100.0	11 73.3	6 40.0	8 53.3	－ －	－ －
	283 100.0	194 68.6	53 18.7	78 27.6	5 1.8	8 2.8
	139 100.0	96 69.1	42 30.2	44 31.7	2 1.4	5 3.6
	34 100.0	25 73.5	10 29.4	12 35.3	－ －	－ －
	9 100.0	8 88.9	5 55.6	7 77.8	－ －	－ －
	17 100.0	13 76.5	2 11.8	4 23.5	－ －	1 5.9
	81 100.0	59 72.8	27 33.3	24 29.6	2 2.5	2 2.5
	388 100.0	267 68.8	85 21.9	118 30.4	5 1.3	11 2.8
	13 100.0	10 76.9	－ －	3 23.1	－ －	1 7.7
	189 100.0	138 73.0	47 24.9	46 24.3	3 1.6	7 3.7
	276 100.0	185 67.0	65 23.6	95 34.4	4 1.4	6 2.2
	17 100.0	13 76.5	－ －	4 23.5	－ －	1 5.9
	179 100.0	113 63.1	48 26.8	62 34.6	5 2.8	6 3.4
	301 100.0	222 73.8	63 20.9	83 27.6	2 0.7	8 2.7
	2 100.0	1 50.0	1 50.0	－ －	－ －	－ －
	293 100.0	208 71.0	57 19.5	80 27.3	4 1.4	7 2.4
	148 100.0	97 65.5	45 30.4	52 35.1	2 1.4	7 4.7
	86 100.0	57 66.3	27 31.4	37 43.0	2 2.3	2 2.3
	3 100.0	2 66.7	1 33.3	－ －	－ －	－ －
	143 100.0	105 73.4	26 18.2	35 24.5	1 0.7	3 2.1
	72 100.0	48 66.7	20 27.8	25 34.7	2 2.8	2 2.8
	237 100.0	159 67.1	63 26.6	77 32.5	3 1.3	8 3.4
	5 100.0	4 80.0	1 20.0	2 40.0	－ －	－ －
	25 100.0	20 80.0	2 8.0	6 24.0	1 4.0	1 4.0

問 2 0 - 付問 2 : 労働条件変更はどのような変更でしたか。(MA)

		合 計	賃 金	労働時間	職 種	就業場所 (転勤な ど)	その他	無回答
	合計	482 100.0	262 54.4	124 25.7	114 23.7	171 35.5	36 7.5	60 12.4
問 1 主 た る 産 業	建設業	38 100.0	25 65.8	4 10.5	3 7.9	8 21.1	3 7.9	5 13.2
	製造業	119 100.0	62 52.1	35 29.4	27 22.7	28 23.5	11 9.2	17 14.3
	情報通信業	14 100.0	7 50.0	2 14.3	2 14.3	3 21.4	- -	4 28.6
	運輸業、郵便業	50 100.0	35 70.0	10 20.0	14 28.0	18 36.0	4 8.0	4 8.0
	卸売業、小売業	93 100.0	47 50.5	25 26.9	21 22.6	35 37.6	4 4.3	14 15.1
	金融業、保険業	2 100.0	2 100.0	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -
	不動産業、物品賃貸業	3 100.0	- -	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	- -
	サービス業	144 100.0	77 53.5	45 31.3	40 27.8	66 45.8	13 9.0	12 8.3
	その他	4 100.0	2 50.0	2 50.0	- -	1 25.0	- -	1 25.0
	無回答	15 100.0	5 33.3	- -	5 33.3	10 66.7	- -	3 20.0
	(SA)							
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	283 100.0	144 50.9	70 24.7	54 19.1	82 29.0	24 8.5	40 14.1
	1 0 0 ~ 3 0 0 人未満	139 100.0	85 61.2	38 27.3	35 25.2	63 45.3	9 6.5	16 11.5
	3 0 0 ~ 1 0 0 0 人未満	34 100.0	22 64.7	9 26.5	15 44.1	16 47.1	- -	2 5.9
	1 0 0 0 人以上	9 100.0	2 22.2	1 11.1	8 88.9	6 66.7	1 11.1	- -
	無回答	17 100.0	9 52.9	6 35.3	2 11.8	4 23.5	2 11.8	2 11.8
	(NA)							
問 6 労 働 組 合	ある	81 100.0	49 60.5	19 23.5	31 38.3	33 40.7	5 6.2	7 8.6
	ない	388 100.0	206 53.1	101 26.0	81 20.9	136 35.1	30 7.7	52 13.4
	無回答	13 100.0	7 53.8	4 30.8	2 15.4	2 15.4	1 7.7	1 7.7
	(SA)							
問 7 協 議 機 関	設定されている	189 100.0	101 53.4	49 25.9	47 24.9	75 39.7	16 8.5	24 12.7
	設定されていない	276 100.0	153 55.4	69 25.0	63 22.8	92 33.3	18 6.5	35 12.7
	無回答	17 100.0	8 47.1	6 35.3	4 23.5	4 23.5	2 11.8	1 5.9
	(SA)							
問 17 退 職 勧 奨	ある	179 100.0	95 53.1	41 22.9	53 29.6	68 38.0	8 4.5	25 14.0
	ない	301 100.0	166 55.1	83 27.6	61 20.3	103 34.2	28 9.3	34 11.3
	無回答	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -	1 50.0
	(SA)							
問 19 解 雇	解雇は実施していない	293 100.0	149 50.9	74 25.3	61 20.8	100 34.1	28 9.6	33 11.3
	普通解雇を実施した	148 100.0	89 60.1	41 27.7	43 29.1	59 39.9	6 4.1	20 13.5
	整理解雇を実施した	86 100.0	56 65.1	25 29.1	20 23.3	35 40.7	3 3.5	9 10.5
	無回答	3 100.0	2 66.7	- -	1 33.3	- -	- -	1 33.3
	(MA)							
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	143 100.0	80 55.9	27 18.9	43 30.1	61 42.7	13 9.1	17 11.9
	ほぼ同じ程度	72 100.0	23 31.9	19 26.4	12 16.7	27 37.5	12 16.7	11 15.3
	低くなっている	237 100.0	146 61.6	70 29.5	52 21.9	72 30.4	8 3.4	28 11.8
	わからない	5 100.0	3 60.0	1 20.0	- -	1 20.0	- -	2 40.0
	無回答	25 100.0	10 40.0	7 28.0	7 28.0	10 40.0	3 12.0	2 8.0
	(SA)							

問 2 1 : 退職していく従業員に次のような義務を課す取り決めをしていますか。(MA)

		合 計	いよ退 う職 な後 に取 り義 務を は課 なす	競 業 避 止 義 務	秘 密 保 持 義 務	とを退 は傷職 行つ後 わける るよう な名 こ 誉	そ の 他	無 回 答
	合計	5,964 100.0	1,991 33.4	1,291 21.6	3,791 63.6	1,720 28.8	41 0.7	138 2.3
問 1 主 た る 産 業	建設業	422 100.0	156 37.0	95 22.5	253 60.0	121 28.7	5 1.2	6 1.4
	製造業	1,516 100.0	604 39.8	355 23.4	874 57.7	399 26.3	6 0.4	29 1.9
	情報通信業	194 100.0	20 10.3	57 29.4	172 88.7	79 40.7	3 1.5	2 1.0
	運輸業、郵便業	556 100.0	291 52.3	80 14.4	244 43.9	130 23.4	- -	19 3.4
	卸売業、小売業	1,033 100.0	281 27.2	282 27.3	721 69.8	336 32.5	4 0.4	21 2.0
	金融業、保険業	50 100.0	1 2.0	10 20.0	49 98.0	19 38.0	- -	- -
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	20 33.9	17 28.8	39 66.1	18 30.5	- -	- -
	サービス業	1,786 100.0	514 28.8	318 17.8	1,221 68.4	519 29.1	18 1.0	39 2.2
	その他	149 100.0	46 30.9	27 18.1	93 62.4	40 26.8	3 2.0	9 6.0
	無回答	199 100.0	58 29.1	50 25.1	125 62.8	59 29.6	2 1.0	13 6.5
	(SA)							
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	3,828 100.0	1,398 36.5	768 20.1	2,303 60.2	1,081 28.2	25 0.7	96 2.5
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	1,466 100.0	447 30.5	358 24.4	981 66.9	432 29.5	11 0.8	30 2.0
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	360 100.0	64 17.8	95 26.4	291 80.8	112 31.1	3 0.8	2 0.6
	1 0 0 0 人以上	76 100.0	5 6.6	23 30.3	70 92.1	20 26.3	2 2.6	1 1.3
	無回答	234 100.0	77 32.9	47 20.1	146 62.4	75 32.1	- -	9 3.8
	(NA)							
問 6 労 働 組 合	ある	1,307 100.0	419 32.1	250 19.1	853 65.3	329 25.2	13 1.0	26 2.0
	ない	4,495 100.0	1,520 33.8	1,008 22.4	2,840 63.2	1,343 29.9	28 0.6	102 2.3
	無回答	162 100.0	52 32.1	33 20.4	98 60.5	48 29.6	- -	10 6.2
	(SA)							
問 7 協 議 機 関	設定されている	2,690 100.0	839 31.2	589 21.9	1,773 65.9	787 29.3	22 0.8	57 2.1
	設定されていない	3,041 100.0	1,083 35.6	655 21.5	1,872 61.6	868 28.5	19 0.6	65 2.1
	無回答	233 100.0	69 29.6	47 20.2	146 62.7	65 27.9	- -	16 6.9
	(SA)							
問 17 退 職 勸 奨	ある	976 100.0	304 31.1	249 25.5	652 66.8	317 32.5	6 0.6	16 1.6
	ない	4,916 100.0	1,671 34.0	1,031 21.0	3,105 63.2	1,389 28.3	35 0.7	100 2.0
	無回答	72 100.0	16 22.2	11 15.3	34 47.2	14 19.4	- -	22 30.6
	(SA)							
問 19 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	1,528 32.9	968 20.8	3,007 64.7	1,310 28.2	32 0.7	79 1.7
	普通解雇を実施した	953 100.0	324 34.0	262 27.5	594 62.3	320 33.6	6 0.6	25 2.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	202 39.6	116 22.7	299 58.6	164 32.2	2 0.4	6 1.2
	無回答	85 100.0	20 23.5	11 12.9	32 37.6	14 16.5	2 2.4	32 37.6
	(MA)							
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	545 28.9	460 24.4	1,295 68.6	605 32.1	9 0.5	37 2.0
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	391 34.5	237 20.9	702 61.9	298 26.3	14 1.2	30 2.6
	低くなっている	2,506 100.0	933 37.2	523 20.9	1,511 60.3	699 27.9	14 0.6	41 1.6
	わからない	79 100.0	27 34.2	11 13.9	48 60.8	19 24.1	1 1.3	3 3.8
	無回答	358 100.0	95 26.5	60 16.8	235 65.6	99 27.7	3 0.8	27 7.5
	(SA)							

問 2 1－付問：退職者に義務を課す取り決めは、どのような形で行っていますか。（MA）

●競業禁止義務

		合 計	就 業 規 則	労 働 協 約	労 使 協 定	面 談 を 交 員 の 入 社 時 に 書	交 業 そ の 他 の 都 度 間 退 で 職 す 面 を 従	ら 特 に 形 式 は 定 め て お	そ の 他	無 回 答
	合計	1,291 100.0	723 56.0	37 2.9	16 1.2	269 20.8	386 29.9	157 12.2	18 1.4	20 1.5
問 1 主 た る 産 業	建設業	95 100.0	55 57.9	2 2.1	1 1.1	13 13.7	26 27.4	19 20.0	1 1.1	2 2.1
	製造業	355 100.0	197 55.5	11 3.1	3 0.8	61 17.2	113 31.8	32 9.0	8 2.3	7 2.0
	情報通信業	57 100.0	26 45.6	1 1.8	1 1.8	15 26.3	26 45.6	5 8.8	－ －	1 1.8
	運輸業、郵便業	80 100.0	49 61.3	2 2.5	3 3.8	11 13.8	13 16.3	13 16.3	2 2.5	2 2.5
	卸売業、小売業	282 100.0	160 56.7	4 1.4	4 1.4	66 23.4	97 34.4	27 9.6	2 0.7	3 1.1
	金融業、保険業	10 100.0	4 40.0	－ －	－ －	3 30.0	4 40.0	－ －	－ －	1 10.0
	不動産業、物品賃貸業	17 100.0	6 35.3	－ －	－ －	4 23.5	7 41.2	4 23.5	－ －	－ －
	サービス業	318 100.0	187 58.8	11 3.5	3 0.9	75 23.6	77 24.2	49 15.4	4 1.3	1 0.3
	その他	27 100.0	13 48.1	2 7.4	－ －	7 25.9	10 37.0	2 7.4	1 3.7	1 3.7
	無回答	50 100.0	26 52.0	4 8.0	1 2.0	14 28.0	13 26.0	6 12.0	－ －	2 4.0
	(SA)									
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	768 100.0	435 56.6	16 2.1	11 1.4	161 21.0	202 26.3	104 13.5	9 1.2	16 2.1
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	358 100.0	197 55.0	15 4.2	3 0.8	85 23.7	124 34.6	33 9.2	6 1.7	3 0.8
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	95 100.0	55 57.9	6 6.3	1 1.1	17 17.9	39 41.1	8 8.4	－ －	－ －
	1 0 0 0 人以上	23 100.0	13 56.5	－ －	－ －	3 13.0	9 39.1	3 13.0	2 8.7	－ －
	無回答	47 100.0	23 48.9	－ －	1 2.1	3 6.4	12 25.5	9 19.1	1 2.1	1 2.1
	(NA)									
問 6 労 働 組 合	ある	250 100.0	141 56.4	19 7.6	5 2.0	36 14.4	78 31.2	29 11.6	5 2.0	5 2.0
	ない	1,008 100.0	567 56.3	17 1.7	10 1.0	228 22.6	298 29.6	124 12.3	11 1.1	14 1.4
	無回答	33 100.0	15 45.5	1 3.0	1 3.0	5 15.2	10 30.3	4 12.1	2 6.1	1 3.0
	(SA)									
問 7 協 議 機 関	設定されている	589 100.0	336 57.0	24 4.1	8 1.4	138 23.4	178 30.2	66 11.2	6 1.0	8 1.4
	設定されていない	655 100.0	368 56.2	13 2.0	7 1.1	124 18.9	190 29.0	84 12.8	10 1.5	11 1.7
	無回答	47 100.0	19 40.4	－ －	1 2.1	7 14.9	18 38.3	7 14.9	2 4.3	1 2.1
	(SA)									
問 17 退 職 勧 奨	ある	249 100.0	136 54.6	7 2.8	3 1.2	61 24.5	85 34.1	26 10.4	6 2.4	4 1.6
	ない	1,031 100.0	579 56.2	30 2.9	12 1.2	206 20.0	300 29.1	131 12.7	12 1.2	15 1.5
	無回答	11 100.0	8 72.7	－ －	1 9.1	2 18.2	1 9.1	－ －	－ －	1 9.1
	(SA)									
問 19 解 雇	解雇は実施していない	968 100.0	548 56.6	26 2.7	14 1.4	191 19.7	289 29.9	111 11.5	14 1.4	13 1.3
	普通解雇を実施した	262 100.0	147 56.1	9 3.4	1 0.4	63 24.0	78 29.8	33 12.6	4 1.5	6 2.3
	整理解雇を実施した	116 100.0	55 47.4	2 1.7	1 0.9	25 21.6	31 26.7	21 18.1	3 2.6	4 3.4
	無回答	11 100.0	4 36.4	1 9.1	－ －	4 36.4	4 36.4	2 18.2	－ －	－ －
	(MA)									
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	460 100.0	258 56.1	9 2.0	7 1.5	127 27.6	149 32.4	47 10.2	4 0.9	7 1.5
	ほぼ同じ程度	237 100.0	137 57.8	6 2.5	2 0.8	46 19.4	75 31.6	22 9.3	4 1.7	1 0.4
	低くなっている	523 100.0	297 56.8	22 4.2	6 1.1	85 16.3	143 27.3	76 14.5	7 1.3	10 1.9
	わからない	11 100.0	5 45.5	－ －	－ －	2 18.2	2 18.2	3 27.3	－ －	－ －
	無回答	60 100.0	26 43.3	－ －	1 1.7	9 15.0	17 28.3	9 15.0	3 5.0	2 3.3
	(SA)									

問 2 1 ー付問：退職者に義務を課す取り決めは、どのような形で行っていますか。（MA）

●秘密保持義務

		合 計	就 業 規 則	労 働 協 約	労 使 協 定	面 談 を 交 員 の 入 社 時 に 書	交 業 そ わ の 都 度 間 退 で 職 す 面 を 従	ら 特 に 形 式 は 定 め て お	そ の 他	無 回 答
	合計	3,791 100.0	2,134 56.3	125 3.3	45 1.2	1,353 35.7	1,090 28.8	218 5.8	62 1.6	46 1.2
問 1 主 た る 産 業	建設業	253 100.0	145 57.3	7 2.8	3 1.2	63 24.9	68 26.9	26 10.3	3 1.2	2 0.8
	製造業	874 100.0	466 53.3	38 4.3	5 0.6	246 28.1	276 31.6	59 6.8	14 1.6	8 0.9
	情報通信業	172 100.0	74 43.0	3 1.7	2 1.2	94 54.7	77 44.8	5 2.9	- -	- -
	運輸業、郵便業	244 100.0	158 64.8	13 5.3	7 2.9	85 34.8	44 18.0	17 7.0	5 2.0	2 0.8
	卸売業、小売業	721 100.0	405 56.2	17 2.4	10 1.4	278 38.6	247 34.3	33 4.6	6 0.8	11 1.5
	金融業、保険業	49 100.0	20 40.8	- -	- -	24 49.0	19 38.8	1 2.0	1 2.0	2 4.1
	不動産業、物品賃貸業	39 100.0	19 48.7	- -	- -	13 33.3	21 53.8	5 12.8	- -	- -
	サービス業	1,221 100.0	736 60.3	37 3.0	17 1.4	480 39.3	277 22.7	63 5.2	26 2.1	17 1.4
	その他	93 100.0	53 57.0	5 5.4	- -	32 34.4	22 23.7	3 3.2	4 4.3	3 3.2
	無回答	125 100.0	58 46.4	5 4.0	1 0.8	38 30.4	39 31.2	6 4.8	3 2.4	1 0.8
	(SA)									
問 2 (b) 正 規 従 業 員	1 0 0 人未満	2,303 100.0	1,308 56.8	57 2.5	21 0.9	810 35.2	565 24.5	160 6.9	34 1.5	33 1.4
	1 0 0 ～ 3 0 0 人未満	981 100.0	540 55.0	35 3.6	13 1.3	391 39.9	337 34.4	39 4.0	16 1.6	9 0.9
	3 0 0 ～ 1 0 0 0 人未満	291 100.0	165 56.7	23 7.9	4 1.4	99 34.0	119 40.9	7 2.4	5 1.7	1 0.3
	1 0 0 0 人以上	70 100.0	38 54.3	5 7.1	1 1.4	14 20.0	42 60.0	1 1.4	2 2.9	- -
	無回答	146 100.0	83 56.8	5 3.4	6 4.1	39 26.7	27 18.5	11 7.5	5 3.4	3 2.1
	(NA)									
問 6 労 働 組 合	ある	853 100.0	469 55.0	63 7.4	17 2.0	259 30.4	303 35.5	42 4.9	23 2.7	5 0.6
	ない	2,840 100.0	1,608 56.6	56 2.0	23 0.8	1,062 37.4	769 27.1	171 6.0	36 1.3	40 1.4
	無回答	98 100.0	57 58.2	6 6.1	5 5.1	32 32.7	18 18.4	5 5.1	3 3.1	1 1.0
	(SA)									
問 7 協 議 機 関	設定されている	1,773 100.0	1,012 57.1	85 4.8	27 1.5	655 36.9	567 32.0	79 4.5	24 1.4	17 1.0
	設定されていない	1,872 100.0	1,046 55.9	34 1.8	13 0.7	650 34.7	486 26.0	130 6.9	35 1.9	26 1.4
	無回答	146 100.0	76 52.1	6 4.1	5 3.4	48 32.9	37 25.3	9 6.2	3 2.1	3 2.1
	(SA)									
問17 退 職 勧 奨	ある	652 100.0	363 55.7	20 3.1	9 1.4	250 38.3	208 31.9	29 4.4	12 1.8	8 1.2
	ない	3,105 100.0	1,751 56.4	105 3.4	35 1.1	1,091 35.1	873 28.1	188 6.1	50 1.6	37 1.2
	無回答	34 100.0	20 58.8	- -	1 2.9	12 35.3	9 26.5	1 2.9	- -	1 2.9
	(SA)									
問19 解 雇	解雇は実施していない	3,007 100.0	1,677 55.8	89 3.0	33 1.1	1,061 35.3	853 28.4	171 5.7	51 1.7	31 1.0
	普通解雇を実施した	594 100.0	354 59.6	30 5.1	9 1.5	216 36.4	184 31.0	33 5.6	9 1.5	11 1.9
	整理解雇を実施した	299 100.0	165 55.2	12 4.0	5 1.7	105 35.1	81 27.1	22 7.4	5 1.7	6 2.0
	無回答	32 100.0	15 46.9	1 3.1	- -	9 28.1	10 31.3	4 12.5	1 3.1	2 6.3
	(MA)									
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	1,295 100.0	729 56.3	37 2.9	12 0.9	519 40.1	392 30.3	60 4.6	18 1.4	20 1.5
	ほぼ同じ程度	702 100.0	405 57.7	25 3.6	10 1.4	255 36.3	192 27.4	42 6.0	12 1.7	6 0.9
	低くなっている	1,511 100.0	841 55.7	58 3.8	17 1.1	491 32.5	445 29.5	99 6.6	25 1.7	13 0.9
	わからない	48 100.0	26 54.2	- -	- -	11 22.9	10 20.8	5 10.4	1 2.1	1 2.1
	無回答	235 100.0	133 56.6	5 2.1	6 2.6	77 32.8	51 21.7	12 5.1	6 2.6	6 2.6
	(SA)									

問 2 1－付問：退職者に義務を課す取り決めは、どのような形で行っていますか。（MA）

●退職後も貴社の名誉を傷つけるようなことは行わないこと

		合 計	就 業 規 則	労 働 協 約	労 使 協 定	面 談 を 交 員 の 入 社 時 に 書	交 業 そ わ 員 の 都 の 度 間 退 で 職 す 面 を 従	ら 特 に 形 式 慣 行 は 定 め て お	そ の 他	無 回 答
	合計	1,720 100.0	907 52.7	64 3.7	27 1.6	470 27.3	451 26.2	248 14.4	17 1.0	40 2.3
問 1 主 た る 産 業	建設業	121 100.0	67 55.4	5 4.1	1 0.8	22 18.2	27 22.3	23 19.0	2 1.7	－ －
	製造業	399 100.0	209 52.4	17 4.3	3 0.8	75 18.8	102 25.6	65 16.3	3 0.8	9 2.3
	情報通信業	79 100.0	31 39.2	2 2.5	1 1.3	26 32.9	35 44.3	10 12.7	－ －	1 1.3
	運輸業、郵便業	130 100.0	79 60.8	7 5.4	7 5.4	42 32.3	19 14.6	19 14.6	2 1.5	3 2.3
	卸売業、小売業	336 100.0	173 51.5	5 1.5	4 1.2	98 29.2	116 34.5	42 12.5	4 1.2	5 1.5
	金融業、保険業	19 100.0	8 42.1	－ －	－ －	11 57.9	3 15.8	2 10.5	－ －	1 5.3
	不動産業、物品賃貸業	18 100.0	6 33.3	－ －	－ －	5 27.8	7 38.9	5 27.8	－ －	－ －
	サービス業	519 100.0	280 53.9	23 4.4	10 1.9	173 33.3	114 22.0	71 13.7	6 1.2	17 3.3
	その他	40 100.0	22 55.0	3 7.5	－ －	8 20.0	11 27.5	4 10.0	－ －	3 7.5
	無回答	59 100.0	32 54.2	2 3.4	1 1.7	10 16.9	17 28.8	7 11.9	－ －	1 1.7
	(SA)									
	問 2 (b) 正 規 従 業 員	1,081 100.0	585 54.1	36 3.3	15 1.4	284 26.3	259 24.0	158 14.6	8 0.7	28 2.6
問 2 (b) 正 規 従 業 員	100～300人未満	432 100.0	221 51.2	15 3.5	7 1.6	144 33.3	127 29.4	55 12.7	7 1.6	10 2.3
	300～1000人未満	112 100.0	54 48.2	10 8.9	1 0.9	29 25.9	42 37.5	12 10.7	1 0.9	1 0.9
	1000人以上	20 100.0	10 50.0	2 10.0	1 5.0	2 10.0	8 40.0	5 25.0	－ －	－ －
	無回答	75 100.0	37 49.3	1 1.3	3 4.0	11 14.7	15 20.0	18 24.0	1 1.3	1 1.3
	(NA)									
問 6 労 働 組 合	ある	329 100.0	158 48.0	29 8.8	11 3.3	84 25.5	90 27.4	44 13.4	4 1.2	12 3.6
	ない	1,343 100.0	726 54.1	34 2.5	14 1.0	377 28.1	352 26.2	193 14.4	12 0.9	28 2.1
	無回答	48 100.0	23 47.9	1 2.1	2 4.2	9 18.8	9 18.8	11 22.9	1 2.1	－ －
	(SA)									
問 7 協 議 機 関	設定されている	787 100.0	421 53.5	44 5.6	18 2.3	234 29.7	211 26.8	105 13.3	4 0.5	24 3.0
	設定されていない	868 100.0	454 52.3	18 2.1	7 0.8	222 25.6	225 25.9	129 14.9	12 1.4	16 1.8
	無回答	65 100.0	32 49.2	2 3.1	2 3.1	14 21.5	15 23.1	14 21.5	1 1.5	－ －
	(SA)									
問 17 退 職 勸 奨	ある	317 100.0	161 50.8	12 3.8	4 1.3	96 30.3	97 30.6	33 10.4	5 1.6	14 4.4
	ない	1,389 100.0	737 53.1	52 3.7	22 1.6	369 26.6	350 25.2	215 15.5	12 0.9	26 1.9
	無回答	14 100.0	9 64.3	－ －	1 7.1	5 35.7	4 28.6	－ －	－ －	－ －
	(SA)									
問 19 解 雇	解雇は実施していない	1,310 100.0	693 52.9	42 3.2	21 1.6	356 27.2	325 24.8	195 14.9	13 1.0	26 2.0
	普通解雇を実施した	320 100.0	172 53.8	17 5.3	4 1.3	86 26.9	96 30.0	40 12.5	4 1.3	10 3.1
	整理解雇を実施した	164 100.0	79 48.2	8 4.9	3 1.8	47 28.7	47 28.7	22 13.4	1 0.6	6 3.7
	無回答	14 100.0	7 50.0	1 7.1	－ －	5 35.7	5 35.7	2 14.3	－ －	1 7.1
	(MA)									
問 5 (a) 売 上 高	高まっている	605 100.0	322 53.2	19 3.1	9 1.5	195 32.2	177 29.3	66 10.9	7 1.2	12 2.0
	ほぼ同じ程度	298 100.0	168 56.4	11 3.7	6 2.0	78 26.2	72 24.2	39 13.1	5 1.7	5 1.7
	低くなっている	699 100.0	359 51.4	32 4.6	10 1.4	166 23.7	183 26.2	118 16.9	3 0.4	22 3.1
	わからない	19 100.0	7 36.8	－ －	－ －	7 36.8	1 5.3	5 26.3	－ －	－ －
	無回答	99 100.0	51 51.5	2 2.0	2 2.0	24 24.2	18 18.2	20 20.2	2 2.0	1 1.0
	(SA)									

問２２：５年前と現在を比べて経営上重視するようになった課題にはどのようなものがありますか。（MA）

		合計	大既存事業の強化・拡大	新規事業分野への進出	撤退採算事業の整理	他社との経営統合・業務提携	売却、譲渡、合併	海外拠点の新設、拡大	本社機能の強化による本社機能の強化による	カンパニー制の導入・社内分社化	社内組織のフラット化	支店・支社・事業所の統合・支社・事業所の統合	統一会社・関連会社の統合	業務のアウトソーシングの推進	直接生産性の向上・コスト削減	間接生産性の向上・コスト削減	その他	無回答
	合計	5,964 100.0	3,535 59.3	1,821 30.5	1,316 22.1	323 5.4	248 4.2	313 5.2	73 1.2	67 1.1	765 12.8	428 7.2	220 3.7	466 7.8	2,852 47.8	2,432 40.8	95 1.6	377 6.3
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	261 61.8	140 33.2	82 19.4	22 5.2	13 3.1	6 1.4	5 1.2	4 0.9	56 13.3	52 12.3	21 5.0	24 5.7	221 52.4	193 45.7	3 0.7	17 4.0
	製造業	1,516 100.0	885 58.4	510 33.6	300 19.8	55 3.6	51 3.4	168 11.1	10 0.7	8 0.5	192 12.7	73 4.8	60 4.0	80 5.3	1,001 66.0	831 54.8	16 1.1	50 3.3
	情報通信業	194 100.0	137 70.6	91 46.9	43 22.2	22 11.3	6 3.1	10 5.2	5 2.6	4 2.1	37 19.1	16 8.2	11 5.7	24 12.4	83 42.8	75 38.7	2 1.0	11 5.7
	運輸業、郵便業	556 100.0	315 56.7	132 23.7	163 29.3	37 6.7	34 6.1	6 1.1	12 2.2	11 2.0	58 10.4	41 7.4	12 2.2	33 5.9	241 43.3	187 33.6	10 1.8	39 7.0
	卸売業、小売業	1,033 100.0	646 62.5	314 30.4	243 23.5	75 7.3	65 6.3	60 5.8	19 1.8	15 1.5	143 13.8	121 11.7	56 5.4	90 8.7	402 38.9	422 40.9	12 1.2	59 5.7
	金融業、保険業	50 100.0	29 58.0	4 8.0	1 2.0	2 4.0	2 4.0	1 2.0	- -	- -	8 16.0	12 24.0	3 6.0	4 8.0	16 32.0	18 36.0	1 2.0	5 10.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	30 50.8	14 23.7	16 27.1	3 5.1	3 5.1	2 3.4	1 1.7	1 1.7	8 13.6	10 16.9	- -	6 10.2	19 32.2	16 27.1	3 5.1	5 8.5
	サービス業	1,786 100.0	1,033 57.8	517 28.9	387 21.7	82 4.6	61 3.4	44 2.5	16 0.9	18 1.0	220 12.3	79 4.4	45 2.5	171 9.6	730 40.9	574 32.1	38 2.1	155 8.7
	その他	149 100.0	87 58.4	48 32.2	34 22.8	8 5.4	7 4.7	1 0.7	2 1.3	3 2.0	17 11.4	13 8.7	5 3.4	15 10.1	57 38.3	51 34.2	8 5.4	19 12.8
	無回答	199 100.0	112 56.3	51 25.6	47 23.6	17 8.5	6 3.0	15 7.5	3 1.5	3 1.5	26 13.1	11 5.5	7 3.5	19 9.5	82 41.2	65 32.7	2 1.0	17 8.5
	(SA)																	
	問2 (b)																	
	100人未満	3,828 100.0	2,274 59.4	1,152 30.1	832 21.7	192 5.0	139 3.6	137 3.6	38 1.0	33 0.9	475 12.4	223 5.8	97 2.5	260 6.8	1,789 46.7	1,413 36.9	64 1.7	262 6.8
	100～300人未満	1,466 100.0	892 60.8	487 33.2	338 23.1	79 5.4	62 4.2	108 7.4	22 1.5	24 1.6	212 14.5	125 8.5	78 5.3	131 8.9	761 51.9	710 48.4	22 1.5	66 4.5
	300～1000人未満	360 100.0	195 54.2	105 29.2	90 25.0	31 8.6	26 7.2	41 11.4	9 2.5	5 1.4	43 11.9	55 15.3	25 6.9	47 13.1	175 48.6	187 51.9	2 0.6	19 5.3
	1000人以上	76 100.0	48 63.2	21 27.6	18 23.7	13 17.1	14 18.4	17 22.4	3 3.9	3 3.9	5 6.6	16 21.1	11 14.5	10 13.2	35 46.1	48 63.2	- -	2 2.6
	無回答	234 100.0	126 53.8	56 23.9	38 16.2	8 3.4	7 3.0	10 4.3	1 0.4	2 0.9	30 12.8	9 3.8	9 3.8	18 7.7	92 39.3	74 31.6	7 3.0	28 12.0
	(NA)																	
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	725 55.5	355 27.2	307 23.5	85 6.5	54 4.1	91 7.0	20 1.5	14 1.1	173 13.2	132 10.1	58 4.4	129 9.9	693 53.0	664 50.8	20 1.5	70 5.4
	ない	4,495 100.0	2,731 60.8	1,423 31.7	983 21.9	232 5.2	191 4.2	216 4.8	53 1.2	53 1.2	568 12.6	287 6.4	154 3.4	319 7.1	2,088 46.5	1,726 38.4	72 1.6	288 6.4
	無回答	162 100.0	79 48.8	43 26.5	26 16.0	6 3.7	3 1.9	6 3.7	- -	- -	24 14.8	9 5.6	8 4.9	18 11.1	71 43.8	42 25.9	3 1.9	19 11.7
	(SA)																	
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	1,630 60.6	829 30.8	605 22.5	159 5.9	106 3.9	163 6.1	41 1.5	33 1.2	381 14.2	192 7.1	105 3.9	208 7.7	1,367 50.8	1,190 44.2	47 1.7	141 5.2
	設定されていない	3,041 100.0	1,796 59.1	934 30.7	668 22.0	155 5.1	138 4.5	141 4.6	29 1.0	32 1.1	355 11.7	221 7.3	103 3.4	233 7.7	1,384 45.5	1,172 38.5	43 1.4	202 6.6
	無回答	233 100.0	109 46.8	58 24.9	43 18.5	9 3.9	4 1.7	9 3.9	3 1.3	2 0.9	29 12.4	15 6.4	12 5.2	25 10.7	101 43.3	70 30.0	5 2.1	34 14.6
	(SA)																	
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	549 56.3	345 35.3	307 31.5	72 7.4	57 5.8	44 4.5	14 1.4	17 1.7	141 14.4	93 9.5	59 6.0	107 11.0	489 50.1	463 47.4	18 1.8	49 5.0
	ない	4,916 100.0	2,962 60.3	1,457 29.6	994 20.2	251 5.1	187 3.8	268 5.5	59 1.2	49 1.0	622 12.7	333 6.8	160 3.3	357 7.3	2,344 47.7	1,951 39.7	77 1.6	298 6.1
	無回答	72 100.0	24 33.3	19 26.4	15 20.8	- -	4 5.6	1 1.4	- -	1 1.4	2 2.8	2 2.8	1 1.4	2 2.8	19 26.4	18 25.0	- -	30 41.7
	(SA)																	
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	2,794 60.1	1,383 29.8	899 19.3	237 5.1	174 3.7	247 5.3	56 1.2	48 1.0	585 12.6	307 6.6	142 3.1	360 7.7	2,232 48.0	1,898 40.9	76 1.6	294 6.3
	普通解雇を実施した	953 100.0	570 59.8	308 32.3	282 29.6	61 6.4	53 5.6	49 5.1	13 1.4	17 1.8	126 13.2	75 7.9	55 5.8	77 8.1	458 48.1	380 39.9	18 1.9	45 4.7
	整理解雇を実施した	510 100.0	261 51.2	175 34.3	215 42.2	43 8.4	37 7.3	26 5.1	4 0.8	8 1.6	81 15.9	67 13.1	38 7.5	45 8.8	264 51.8	233 45.7	6 1.2	18 3.5
	無回答	85 100.0	35 41.2	22 25.9	15 17.6	3 3.5	2 2.4	4 4.7	- -	1 1.2	5 5.9	3 3.5	1 1.2	4 4.7	16 18.8	19 22.4	- -	30 35.3
	(MA)																	
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	1,347 71.4	675 35.8	349 18.5	129 6.8	100 5.3	117 6.2	27 1.4	30 1.6	228 12.1	107 5.7	55 2.9	155 8.2	825 43.7	688 36.5	22 1.2	80 4.2
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	661 58.3	315 27.8	219 19.3	51 4.5	45 4.0	65 5.7	17 1.5	8 0.7	127 11.2	55 4.9	42 3.7	74 6.5	523 46.1	442 39.0	23 2.0	78 6.9
	低くなっている	2,506 100.0	1,344 53.6	737 29.4	692 27.6	131 5.2	94 3.8	117 4.7	28 1.1	26 1.0	362 14.4	237 9.5	113 4.5	193 7.7	1,376 54.9	1,198 47.8	33 1.3	109 4.3
	わからない	79 100.0	30 38.0	19 24.1	11 13.9	1 1.3	3 3.8	1 1.3	- -	- -	6 7.6	5 6.3	2 2.5	9 11.4	18 22.8	17 21.5	6 7.6	20 25.3
	無回答	358 100.0	153 42.7	75 20.9	45 12.6	11 3.1	6 1.7	13 3.6	1 0.3	3 0.8	42 11.7	24 6.7	8 2.2	35 9.8	110 30.7	87 24.3	11 3.1	90 25.1
	(SA)																	

問２３：５年前と現在を比べて人事労務管理上重視するようになった課題にはどのようなものがありますか。（MA）（１／２）

		合計	処遇 制度 成果を 構築し た	公正 な評価 の構築 ・考	上賃 金の 全体的 な引き	総額 人件費 の削減	早期 の昇進 ・抜擢	時間 管理の 柔軟化	労働 時間の 短縮	体長 制時間 労働者 の相談	のメン タル ヘルス 対策	の仕事 と私生活 の調和	間育 制度の 充実・短	介護 支援 制度の 充実	女性 の管理 職登用の	従業 正員 への登 録・促 進
	合計	5,964 100.0	1,573 26.4	2,165 36.3	880 14.8	1,842 30.9	620 10.4	293 4.9	1,533 25.7	734 12.3	1,707 28.6	445 7.5	1,860 31.2	932 15.6	584 9.8	1,156 19.4
問１ 主たる 産業	建設業	422 100.0	116 27.5	130 30.8	70 16.6	112 26.5	51 12.1	20 4.7	69 16.4	60 14.2	112 26.5	30 7.1	120 28.4	73 17.3	27 6.4	37 8.8
	製造業	1,516 100.0	361 23.8	547 36.1	226 14.9	435 28.7	152 10.0	59 3.9	361 23.8	239 15.8	511 33.7	103 6.8	492 32.5	277 18.3	129 8.5	331 21.8
	情報通信業	194 100.0	73 37.6	103 53.1	20 10.3	49 25.3	35 18.0	24 12.4	57 29.4	50 25.8	107 55.2	31 16.0	85 43.8	40 20.6	23 11.9	27 13.9
	運輸業、郵便業	556 100.0	101 18.2	131 23.6	63 11.3	202 36.3	39 7.0	27 4.9	194 34.9	85 15.3	124 22.3	24 4.3	118 21.2	60 10.8	35 6.3	88 15.8
	卸売業、小売業	1,033 100.0	333 32.2	450 43.6	157 15.2	304 29.4	130 12.6	50 4.8	321 31.1	91 8.8	249 24.1	77 7.5	349 33.8	139 13.5	125 12.1	204 19.7
	金融業、保険業	50 100.0	11 22.0	21 42.0	4 8.0	17 34.0	7 14.0	1 2.0	11 22.0	4 8.0	23 46.0	6 12.0	21 42.0	9 18.0	13 26.0	11 22.0
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	13 22.0	22 37.3	9 15.3	12 20.3	7 11.9	1 1.7	21 35.6	4 6.8	18 30.5	7 11.9	24 40.7	8 13.6	8 13.6	10 16.9
	サービス業	1,786 100.0	468 26.2	632 35.4	276 15.5	614 34.4	163 9.1	101 5.7	417 23.3	160 9.0	460 25.8	137 7.7	546 30.6	267 14.9	189 10.6	393 22.0
	その他	149 100.0	39 26.2	54 36.2	22 14.8	41 27.5	14 9.4	1 0.7	32 21.5	19 12.8	47 31.5	15 10.1	36 24.2	26 17.4	14 9.4	10 6.7
	無回答	199 100.0	58 29.1	75 37.7	33 16.6	56 28.1	22 11.1	9 4.5	50 25.1	22 11.1	56 28.1	15 7.5	69 34.7	33 16.6	21 10.6	45 22.6
問２ (b) 正 規従 業員	１００人未満	3,828 100.0	1,000 26.1	1,244 32.5	604 15.8	1,159 30.3	360 9.4	178 4.6	887 23.2	329 8.6	843 22.0	209 5.5	1,019 26.6	521 13.6	314 8.2	680 17.8
	１００～３００人未満	1,466 100.0	406 27.7	642 43.8	201 13.7	441 30.1	196 13.4	76 5.2	436 29.7	253 17.3	543 37.0	149 10.2	595 40.6	296 20.2	175 11.9	334 22.8
	３００～１０００人未満	360 100.0	101 28.1	172 47.8	34 9.4	137 38.1	35 9.7	21 5.8	133 36.9	97 26.9	201 55.8	49 13.6	150 41.7	66 18.3	54 15.0	84 23.3
	１０００人以上	76 100.0	23 30.3	35 46.1	3 3.9	32 42.1	11 14.5	7 9.2	26 34.2	29 38.2	58 76.3	22 28.9	33 43.4	17 22.4	16 21.1	17 22.4
	無回答	234 100.0	43 18.4	72 30.8	38 16.2	73 31.2	18 7.7	11 4.7	51 21.8	26 11.1	62 26.5	16 6.8	63 26.9	32 13.7	25 10.7	41 17.5
	(NA)															
問６ 労働 組合	ある	1,307 100.0	343 26.2	500 38.3	143 10.9	486 37.2	145 11.1	62 4.7	358 27.4	248 19.0	567 43.4	154 11.8	480 36.7	269 20.6	124 9.5	268 20.5
	ない	4,495 100.0	1,191 26.5	1,612 35.9	719 16.0	1,306 29.1	460 10.2	226 5.0	1,143 25.4	473 10.5	1,104 24.6	282 6.3	1,335 29.7	641 14.3	444 9.9	863 19.2
	無回答	162 100.0	39 24.1	53 32.7	18 11.1	50 30.9	15 9.3	5 3.1	32 19.8	13 8.0	36 22.2	9 5.6	45 27.8	22 13.6	16 9.9	25 15.4
問７ 協議 機関	設定されている	2,690 100.0	759 28.2	1,090 40.5	405 15.1	817 30.4	316 11.7	153 5.7	716 26.6	428 15.9	945 35.1	258 9.6	938 34.9	478 17.8	302 11.2	592 22.0
	設定されていない	3,041 100.0	766 25.2	1,004 33.0	446 14.7	952 31.3	284 9.3	133 4.4	771 25.4	285 9.4	709 23.3	176 5.8	855 28.1	422 13.9	262 8.6	527 17.3
	無回答	233 100.0	48 20.6	71 30.5	29 12.4	73 31.3	20 8.6	7 3.0	46 19.7	21 9.0	53 22.7	11 4.7	67 28.8	32 13.7	20 8.6	37 15.9
問１７ 退職 勧奨	ある	976 100.0	271 27.8	363 37.2	139 14.2	412 42.2	105 10.8	55 5.6	247 25.3	135 13.8	282 28.9	73 7.5	305 31.3	145 14.9	98 10.0	173 17.7
	ない	4,916 100.0	1,288 26.2	1,789 36.4	732 14.9	1,417 28.8	512 10.4	236 4.8	1,276 26.0	596 12.1	1,409 28.7	369 7.5	1,536 31.2	779 15.8	479 9.7	971 19.8
	無回答	72 100.0	14 19.4	13 18.1	9 12.5	13 18.1	3 4.2	2 2.8	10 13.9	3 4.2	16 22.2	3 4.2	19 26.4	8 11.1	7 9.7	12 16.7
問１９ 解 雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	1,236 26.6	1,715 36.9	675 14.5	1,367 29.4	480 10.3	229 4.9	1,202 25.9	581 12.5	1,391 29.9	362 7.8	1,505 32.4	770 16.6	452 9.7	900 19.4
	普通解雇を実施した	953 100.0	260 27.3	354 37.1	149 15.6	337 35.4	114 12.0	51 5.4	265 27.8	112 11.8	231 24.2	58 6.1	265 27.8	117 12.3	104 10.9	196 20.6
	整理解雇を実施した	510 100.0	127 24.9	154 30.2	80 15.7	223 43.7	52 10.2	24 4.7	125 24.5	53 10.4	111 21.8	28 5.5	131 25.7	59 11.6	44 8.6	94 18.4
	無回答	85 100.0	15 17.6	20 23.5	10 11.8	16 18.8	2 2.4	1 1.2	4 4.7	8 9.4	18 21.2	7 8.2	14 16.5	7 8.2	3 3.5	12 14.1
	(MA)															
問５ (a) 売 上 高	高まっている	1,887 100.0	559 29.6	829 43.9	428 22.7	375 19.9	245 13.0	110 5.8	528 28.0	250 13.2	565 29.9	152 8.1	630 33.4	287 15.2	232 12.3	475 25.2
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	288 25.4	395 34.8	157 13.8	281 24.8	124 10.9	53 4.7	264 23.3	139 12.3	345 30.4	93 8.2	363 32.0	183 16.1	106 9.3	218 19.2
	低くなっている	2,506 100.0	642 25.6	805 32.1	253 10.1	1,067 42.6	228 9.1	108 4.3	650 25.9	309 12.3	681 27.2	162 6.5	748 29.8	405 16.2	211 8.4	407 16.2
	わからない	79 100.0	18 22.8	25 31.6	6 7.6	26 32.9	5 6.3	4 5.1	16 20.3	5 6.3	23 29.1	11 13.9	26 32.9	14 17.7	10 12.7	10 12.7
	無回答	358 100.0	66 18.4	111 31.0	36 10.1	93 26.0	18 5.0	18 5.0	75 20.9	31 8.7	93 26.0	27 7.5	93 26.0	43 12.0	25 7.0	46 12.8
	(SA)															

問23：5年前と現在を比べて人事労務管理上重視するようになった課題にはどのようなものがありますか。（MA）（2／2）
（続き）

		合計	理想の構造	職種限定社員など多様なコース別人事管理	短時間正社員制度の構築	能力開発、OJT、FFJTの強化	技能継承の円滑化	グローバル人材の養成・強化	非正規従業員の戦力化	若年者等の定着率の向上	非正規従業員の定着率の向上	正正規従業員の均等処遇	高齢者の雇用（定年後の再雇用）の促進	福利厚生制度の充実	その他	無回答
合計		5,964 100.0	99 1.7	172 2.9	1,606 26.9	658 11.0	381 6.4	407 6.8	986 16.5	335 5.6	292 4.9	2,459 41.2	751 12.6	56 0.9	301 5.0	
問1 主たる産業	建設業	422 100.0	8 1.9	3 0.7	115 27.3	69 16.4	14 3.3	11 2.6	106 25.1	4 0.9	13 3.1	202 47.9	59 14.0	3 0.7	13 3.1	
	製造業	1,516 100.0	19 1.3	25 1.6	447 29.5	299 19.7	156 10.3	105 6.9	233 15.4	55 3.6	60 4.0	677 44.7	160 10.6	8 0.5	75 4.9	
	情報通信業	194 100.0	6 3.1	18 9.3	74 38.1	18 9.3	18 9.3	21 10.8	27 13.9	7 3.6	6 3.1	57 29.4	33 17.0	1 0.5	4 2.1	
	運輸業、郵便業	556 100.0	8 1.4	21 3.8	92 16.5	30 5.4	22 4.0	32 5.8	93 16.7	30 5.4	27 4.9	284 51.1	70 12.6	6 1.1	33 5.9	
	卸売業、小売業	1,033 100.0	18 1.7	25 2.4	293 28.4	55 5.3	59 5.7	65 6.3	163 15.8	43 4.2	44 4.3	423 40.9	140 13.6	4 0.4	46 4.5	
	金融業、保険業	50 100.0	2 4.0	1 2.0	19 38.0	2 4.0	2 4.0	1 2.0	2 4.0	-	3 6.0	25 50.0	6 12.0	-	1 2.0	
	不動産業、物品賃貸業	59 100.0	1 1.7	1 1.7	8 13.6	2 3.4	2 3.4	3 5.1	12 20.3	5 8.5	1 1.7	25 42.4	8 13.6	-	1 1.7	
	サービス業	1,786 100.0	28 1.6	61 3.4	472 26.4	144 8.1	83 4.6	145 8.1	302 16.9	173 9.7	121 6.8	636 35.6	243 13.6	28 1.6	97 5.4	
	その他	149 100.0	4 2.7	6 4.0	37 24.8	21 14.1	11 7.4	13 8.7	18 12.1	4 2.7	9 6.0	55 36.9	17 11.4	2 1.3	15 10.1	
	無回答	199 100.0	5 2.5	11 5.5	49 24.6	18 9.0	14 7.0	11 5.5	30 15.1	14 7.0	8 4.0	75 37.7	15 7.5	4 2.0	16 8.0	
(SA)																
問2 (b) 正規従業員	100人未満	3,828 100.0	48 1.3	108 2.8	923 24.1	419 10.9	188 4.9	262 6.8	649 17.0	219 5.7	200 5.2	1,539 40.2	492 12.9	38 1.0	223 5.8	
	100～300人未満	1,466 100.0	29 2.0	44 3.0	498 34.0	165 11.3	123 8.4	107 7.3	225 15.3	78 5.3	58 4.0	624 42.6	180 12.3	13 0.9	49 3.3	
	300～1000人未満	360 100.0	12 3.3	10 2.8	111 30.8	41 11.4	42 11.7	20 5.6	62 17.2	18 5.0	13 3.6	162 45.0	45 12.5	1 0.3	6 1.7	
	1000人以上	76 100.0	7 9.2	3 3.9	29 38.2	9 11.8	19 25.0	6 7.9	12 15.8	7 9.2	5 6.6	38 50.0	7 9.2	2 2.6	1 1.3	
	無回答	234 100.0	3 1.3	7 3.0	45 19.2	24 10.3	9 3.8	12 5.1	38 16.2	13 5.6	16 6.8	96 41.0	27 11.5	2 0.9	22 9.4	
	(NA)															
問6 労働組合	ある	1,307 100.0	27 2.1	29 2.2	389 29.8	169 12.9	116 8.9	111 8.5	162 12.4	68 5.2	58 4.4	628 48.0	137 10.5	13 1.0	36 2.8	
	ない	4,495 100.0	69 1.5	137 3.0	1,182 26.3	475 10.6	256 5.7	287 6.4	797 17.7	262 5.8	224 5.0	1,764 39.2	594 13.2	42 0.9	248 5.5	
	無回答	162 100.0	3 1.9	6 3.7	35 21.6	14 8.6	9 5.6	9 5.6	27 16.7	5 3.1	10 6.2	67 41.4	20 12.3	1 0.6	17 10.5	
	(SA)															
問7 協議機関	設定されている	2,690 100.0	49 1.8	84 3.1	823 30.6	351 13.0	202 7.5	187 7.0	470 17.5	176 6.5	137 5.1	1,192 44.3	367 13.6	21 0.8	94 3.5	
	設定されていない	3,041 100.0	47 1.5	81 2.7	744 24.5	284 9.3	166 5.5	205 6.7	480 15.8	151 5.0	140 4.6	1,172 38.5	359 11.8	34 1.1	175 5.8	
	無回答	233 100.0	3 1.3	7 3.0	39 16.7	23 9.9	13 5.6	15 6.4	36 15.5	8 3.4	15 6.4	95 40.8	25 10.7	1 0.4	32 13.7	
	(SA)															
問17 退職勧奨	ある	976 100.0	22 2.3	31 3.2	272 27.9	96 9.8	68 7.0	85 8.7	168 17.2	48 4.9	53 5.4	371 38.0	106 10.9	11 1.1	44 4.5	
	ない	4,916 100.0	76 1.5	141 2.9	1,323 26.9	559 11.4	310 6.3	319 6.5	812 16.5	284 5.8	236 4.8	2,062 41.9	641 13.0	45 0.9	229 4.7	
	無回答	72 100.0	1 1.4	-	11 15.3	3 4.2	3 4.2	3 4.2	6 8.3	3 4.2	3 4.2	26 36.1	4 5.6	-	28 38.9	
	(SA)															
問19 解雇	解雇は実施していない	4,646 100.0	78 1.7	138 3.0	1,277 27.5	531 11.4	299 6.4	327 7.0	750 16.1	264 5.7	230 5.0	1,967 42.3	599 12.9	45 1.0	208 4.5	
	普通解雇を実施した	953 100.0	17 1.8	26 2.7	247 25.9	89 9.3	61 6.4	56 5.9	180 18.9	51 5.4	49 5.1	372 39.0	120 12.6	8 0.8	46 4.8	
	整理解雇を実施した	510 100.0	9 1.8	9 1.8	120 23.5	48 9.4	25 4.9	32 6.3	93 18.2	34 6.7	20 3.9	188 36.9	47 9.2	3 0.6	27 5.3	
	無回答	85 100.0	-	1 1.2	13 15.3	7 8.2	9 10.6	3 3.5	7 8.2	2 2.4	3 3.5	18 21.2	8 9.4	1 1.2	33 38.8	
	(MA)															
問5 (a) 売上高	高まっている	1,887 100.0	40 2.1	69 3.7	589 31.2	191 10.1	144 7.6	136 7.2	350 18.5	137 7.3	95 5.0	760 40.3	338 17.9	15 0.8	62 3.3	
	ほぼ同じ程度	1,134 100.0	18 1.6	28 2.5	324 28.6	152 13.4	74 6.5	75 6.6	168 14.8	54 4.8	56 4.9	477 42.1	145 12.8	16 1.4	50 4.4	
	低くなっている	2,506 100.0	32 1.3	65 2.6	594 23.7	287 11.5	133 5.3	170 6.8	407 16.2	125 5.0	119 4.7	1,067 42.6	235 9.4	17 0.7	115 4.6	
	わからない	79 100.0	4 5.1	2 2.5	25 31.6	2 2.5	9 11.4	4 5.1	4 5.1	-	2 2.5	22 27.8	4 5.1	4 5.1	9 11.4	
	無回答	358 100.0	5 1.4	8 2.2	74 20.7	26 7.3	21 5.9	22 6.1	57 15.9	19 5.3	20 5.6	133 37.2	29 8.1	4 1.1	65 18.2	
	(SA)															

JILPT 国内労働情報
従業員の採用と退職に関する実態調査
－労働契約をめぐる実態に関する調査(Ⅰ)－

発行年月日 2014年3月20日
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23
(編集) 調査・解析部 TEL:03-5903-6284
印刷・製本 株式会社 コンポーズ・ユニ

©2014 JILPT

Printed in Japan

*全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)